

平成26年9月2日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1 番	伊 藤 勝 巳	2 番	川 瀬 知 之
3 番	鈴 木 みどり	4 番	那 須 英 二
5 番	三 宮 十五郎	6 番	早 川 公 二
7 番	平 野 広 行	8 番	三 浦 義 光
9 番	横 井 昌 明	10番	堀 岡 敏 喜
11番	炭 竈 ふく代	12番	山 口 敏 子
13番	小坂井 実	14番	佐 藤 高 清
15番	佐 藤 博	16番	武 田 正 樹
17番	伊 藤 正 信	18番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

12番	山 口 敏 子	13番	小坂井 実
-----	---------	-----	-------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	下 里 博 昭	総 務 部 長	佐 藤 勝 義
民生部長兼 福祉事務所長	伊 藤 久 幸	開 発 部 長	石 川 敏 彦
教 育 部 長	服 部 忠 昭	総務部次長兼 税 務 課 長	伊 藤 好 彦
総務部次長兼 総 務 課 長	村 瀬 美 樹	民生部次長兼 十四山支所長	佐 野 隆
民生部次長兼 介護高齢課長	八 木 春 美	民生部次長兼 児 童 課 長	渡 辺 秀 樹
開発部次長兼 土 木 課 長	竹 川 彰	開発部次長兼 下 水 道 課 長	三 輪 眞 士
会計管理者兼 会 計 課 長	服 部 誠	監 査 委 員 事 務 局 長	松 川 保 博
財 政 課 長	石 田 裕 幸	秘書企画課長	山 口 精 宏
防災安全課長	橋 村 正 則	収 納 課 長	山 守 修
市民課長兼 鍋 田 支 所 長	平 野 進	保険年金課長	平 野 宗 治
環 境 課 長	鈴 木 浩 二	健康推進課長	花 井 明 弘

福 祉 課 長	宇佐美 悟	総合福祉センター 所 長	佐 野 隆
農 政 課 長	安 井 耕 史	商工観光課長	羽 飼 和 彦
都市計画課長	大 野 勝 貴	学校教育課長	立 松 則 明
生涯学習課長	半 田 安 利	図 書 館 長	奥 田 和 彦

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊 藤 邦 夫	書 記	浅 野 克 教
書 記	伊 藤 国 幸		

6. 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4 同意第 3 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 5 同意第 4 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 6 同意第 5 号	教育委員会委員の任命について
日程第 7 議案第31号	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
日程第 8 議案第32号	弥富市母子家庭等医療費支給条例の一部改正について
日程第 9 議案第33号	弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第10 議案第34号	弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第11 議案第35号	弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第12 議案第36号	弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について
日程第13 議案第37号	弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正について
日程第14 議案第38号	平成26年度弥富市一般会計補正予算（第 2 号）
日程第15 議案第39号	平成26年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第16 議案第40号	平成26年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第17 議案第41号	平成26年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第18 認定第 1 号	平成25年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第19 認定第 2 号	平成25年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第20 認定第3号 平成25年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第4号 平成25年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第5号 平成25年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第6号 平成25年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第7号 平成25年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 発議第3号 決算特別委員会の設置について

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前10時00分 開会

○議長（佐藤高清君） ただいまより平成26年第3回弥富市議会定例会を開会します。

これより会議に入ります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、山口敏子議員と小坂井実議員を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第2 会期の決定

○議長（佐藤高清君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

第3回弥富市議会定例会の会期を本日から9月29日までの28日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月29日までの28日間と決定しました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第3 諸般の報告

○議長（佐藤高清君） 日程第3、諸般の報告をします。

地方自治法の規定により、弥富市長から平成25年度の健全化判断比率及び資金不足比率の報告書が、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果報告書が提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第4 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第5 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第6 同意第5号 教育委員会委員の任命について

○議長（佐藤高清君） この際、日程第4、同意第3号から日程第6、同意第5号まで、以上3件を一括議題とします。

服部市長に、提案理由及び推薦理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

平成26年第3回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきまして、初めに提案し、御審議いただきます議案は同意3件でございます。その概要につきまして御説明を申し上げます。

同意第3号固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、飯田哲夫氏が平成26年9月21日任期満了のため、その後任者として、弥富市松名三丁目41番地、飯田哲夫氏を引き続き選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第4号固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、細江利夫氏が平成26年9月21日任期満了のため、その後任者として、弥富市加稲二丁目16番地、佐藤孝氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第5号教育委員会委員の任命につきましては、鵜石芳樹氏が平成26年9月30日任期満了のため、その後任者として、弥富市佐古木四丁目571番地3、奥山巧氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤高清君） これより同意第3号の質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意されました。

これより同意第4号の質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意されました。

これより同意第5号の質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第31号 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

日程第8 議案第32号 弥富市母子家庭等医療費支給条例の一部改正について

日程第9 議案第33号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第10 議案第34号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第11 議案第35号 弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第12 議案第36号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について

日程第13 議案第37号 弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正について

日程第14 議案第38号 平成26年度弥富市一般会計補正予算（第2号）

日程第15 議案第39号 平成26年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第16 議案第40号 平成26年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

- 日程第17 議案第41号 平成26年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 認定第1号 平成25年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第2号 平成25年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第3号 平成25年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第4号 平成25年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第5号 平成25年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第6号 平成25年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第7号 平成25年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（佐藤高清君） この際、日程第7、議案第31号から日程第24、認定第7号まで、以上18件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 次に提案し、御審議いただきます議案は、条例議案7件、予算関係議案4件、決算認定議案7件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第31号中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理につきましては、関係条例の規定において引用している法律の題名を整理するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第32号弥富市母子家庭等医療費支給条例の一部改正につきましては、母子及び他の福祉法の名称が改められたことにより、関係条例の規定において引用している条文を整理するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第33号弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法の制定により特定教育・保育施設の運営に関する基準及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第34号弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律における児童福祉法の改正により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第35号弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律における児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第36号弥富市児童クラブ施設条例の一部改正につきましては、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律における児童福祉法の改正により、児童クラブの利用対象年齢をこれまでの小学校3年生までから小学校6年生までに拡大するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第37号弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正につきましては、企業立地に対する奨励措置の見直しを行うとともに、平成31年9月30日まで期間を延長することにより、企業立地の促進及び企業の流出を防止し、本市の産業の振興と雇用の拡大を図るため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第38号平成26年度弥富市一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ5,324万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を146億3,556万6,000円とし、地方債の補正を計上するものであります。

歳出の主な内容といたしましては、民生費につきましては、障害者医療費国庫負担金過年度分返還金348万8,000円、療養給付費負担金過年度分1,266万6,000円、衛生費につきましては、個別予防接種委託料2,570万円、教育費につきましては、災害時の早期避難を目的に地震自動解錠鍵ボックス設置工事費として、小学校費440万円、中学校費160万円であります。

これらに対する主な歳入といたしましては、普通交付税8,161万7,000円、国民健康保険特別会計からの繰入金1,569万5,000円、介護保険特別会計からの繰入金2,029万7,000円、財政調整基金繰入金1億5,388万7,000円を増額計上する一方、市債の臨時財政対策債1億8,700万円を減額するものであります。

次に、議案第39号平成26年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億5,514万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を45億514万7,000円とするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、一般被保険者療養給付費7,155万6,000円、一般被保険者高額療養費1,730万円、退職者医療交付金過年度分返還金5,054万円、一般会計への繰出金1,569万5,000円であります。

これらに対する歳入といたしましては、その他繰越金1億5,514万7,000円を増額計上するものであります。



次に、議案第40号平成26年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度保険料等の納付状況に伴い、保険料等負担金過年度分等を計上し、歳入歳出予算の総額を4億4,920万9,000円とするものであります。

次に、議案第41号平成26年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、保険事業勘定において、介護保険支払準備基金積立金、前年度保険給付費の額の精算に伴い国庫負担金の返還金等を計上し、歳入歳出予算の総額を26億4,087万2,000円とし、サービス事業勘定において、一般会計への繰出金1,286万2,000円を計上し、歳入歳出予算の総額を2,497万2,000円とするものであります。

次に、平成25年度各会計の決算認定についてであります。

我が国の経済は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資に喚起する成長戦略の3本の矢による一体的な取り組みの政策効果から、家計や企業マインドが改善し、消費等の内需を中心として景気回復の動きが広がっています。また、企業の収益の増加から設備投資が持ち直しつつあり、雇用・所得環境が改善し、景気回復の動きが確かなものとなることが見込まれています。しかしながら、確実に景気が上向くまでには時間がかかるものと考えております。

このような状況の中、継続中の基盤整備事業、多様な住民要求に応えるべき課題事業を推進するために、今後とも限られた収入をより効果的に執行してまいります。

平成25年度決算は、弥富市としての8回目の決算でございますが、厳しい財政状況の中、所期の目的をほぼ達成することができましたことは、市議会議員の皆さんを初めとして、市民の皆様方の御理解、そして御協力によるものであり、深くこの場をかりて感謝申し上げる次第でございます。

認定第1号平成25年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定につきましては、予算現額141億668万4,000円、これに対する歳入決算額137億8,023万9,309円で収入率は97.7%、歳出決算額131億7,261万7,234円で、執行率は93.4%となりました。

歳入におきましては、前年度と比べ、市税全体では2億9,695万円の増額となりました。その内訳は、法人市民税が7,626万円の減額となる一方、個人市民税が7,885万円、固定資産税が2億5,770万円、軽自動車税が214万円、市たばこ税が3,452万円の増額となりました。市税以外の主なものでは、普通交付税が5億9,315万円、国庫支出金13億6,656万円、県支出金が7億6,964万円交付され、歳入全体では前年度に比べて9.5%、14億4,204万円の減額となりました。

一方、歳出におきましては、第1次総合計画で定めた事項を政策目標として、市民の一体感の醸成、市民サービスの低下を招くことのないよう努めてまいりました。

総務関係では、新庁舎建設事業推進のため実施設計業務を行いました。また、海部地域を

放送エリアとするコミュニティ放送局の運営を助成し、地域に密着した行政情報等を市民に提供できました。

福祉・保健関係では、新白鳥保育所の建設事業に着手し、保育環境整備に取り組み、高齢者や障がい者を援助するささえあいセンターを設置し、少子・高齢化対策、子育て支援を図ってまいりました。また、子宮頸がん予防、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種の定期化に伴い、全額公費として実施いたしました。

環境関係では、住宅用太陽光発電施設の導入に対する補助制度を継続し、新エネルギー、省エネルギーの推進により、地球温暖化防止に努めました。また、ごみの不法投棄対策として、監視カメラによる監視を行うなど、不法投棄を許さないまちづくりに努めました。

農業関係では、水田農業構造改革事業、農地・水保全管理支払交付金事業の推進をいたしました。また、団体営土地改良事業、湛水防除事業を初めとする県営土地改良事業や、農道、排水路など農業生産基盤の整備に努めました。

商工関係では、企業立地指定企業交付奨励金制度により立地企業を支援し、雇用機会の拡大を図りました。また、春まつり、芝桜まつり事業及び特産物PR事業を推進し、観光の振興に努めました。

土木関係では、道路利用者の安全対策として、六條鮫ヶ地線、鍋田34号線の道路改良工事を引き続き行い、歩行者、自転車利用者の安全対策を推進しました。

防災関係では、自主防災組織に対し、組織の活性化や防災リーダーの養成を推進いたしました。また、消防団の第4分団の格納庫の老朽化により格納庫を新築し、整備を図りました。

教育関係では、日の出小学校が開校し、桜小学校の過大規模校が解消され、学校施設整備につきましては、弥生小学校防犯カメラ設置工事、桜小学校公共下水道接続等改修工事、十四山中学校屋外避難階段設置工事、各中学校の緊急地震速報機器設置工事を順次実施し、教育環境の整備に努めるとともに、英語教育の充実を図るため、外国人英語指導助手を引き続き全小・中学校に配備いたしました。

社会教育施設関係では、中央公民館内監視カメラ設置改修及び増設工事、図書館棟エレベーター改修工事、また体育施設面では、鍋田川グランド駐車場舗装工事、市民プール改修工事など、快適で安全な施設の整備を行いました。

次に、認定第2号平成25年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入歳出決算額ともに8,152万3,772円でありまして、各事業計画に基づいて公共用地を先行取得するものでありますが、土地取得特別会計所有の土地を一般会計で買い戻し、その同額を一般会計に繰り入れる措置により、また公共用地の先行取得等により、前年度に比べ1,624万円の増額となりました。

次に、認定第3号平成25年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして

は、歳入決算額44億1,710万1,097円、歳出決算額42億6,195万3,961円であります。

高齢化の進展等によりまして、医療費の増大が続く中、厳しい財政運営が引き続いていますが、支払準備基金の取り崩しを行わず財政運営を維持できましたことは、皆様方の御協力によるものと深く御礼申し上げます。

次に、認定第4号平成25年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額4億2,975万1,537円、歳出決算額4億2,644万763円であります。

次に、認定第5号平成25年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、保険事業勘定において、歳入決算額24億4,495万3,201円、歳出決算額23億7,571万4,186円、サービス事業勘定において、歳入決算額1,940万4,341円、歳出決算額654万1,019円でありまして、介護保険制度の趣旨が市民の皆様にも十分浸透し、認定事業及び施設、在宅等の介護サービスを順調に実施することができました。

次に、認定第6号平成25年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額6億3,382万9,309円、歳出決算額6億418万9,793円でありまして、弥富北西部地区、十四山北部地区、十四山南部地区、広大海地区、鍋田地区及び十四山西部地区の施設の維持管理費を執行するとともに、十四山東部地区の管路工事及び処理施設の建設工事を完了いたしました。

次に、認定第7号平成25年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額7億5,000万7,915円、歳出決算額7億1,305万3,098円でありまして、前ヶ須、前新田、平島、鎌島、三稲、狐地及び操出地区の管路布設工事等の面整備事業を引き続き進めました。

平成25年度弥富市決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけ、議会の認定を求めるものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 議案は、担当部長に説明をさせ、補正予算及び決算は説明を省略させます。

伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） まず、議案第31号中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について御説明申し上げます。

この関係条例の整理は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い必要があるからでございます。

5枚はねていただき、改正する条例のあらましをごらんいただきたいと思います。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の法律名の改正に伴い、法律名を引用している部分を改めることとしたものでございます。

改正された法律名は「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」でございます。

永住帰国する前からの配偶者に対して、中国残留邦人等の亡くなった後に新たな配偶者を支援する支援金を支給する制度が設立され、国による支援が受けられることになりました。そのため、その対象者を福祉医療制度 —— 該当条例といたしましては障害者医療制度、母子家庭等医療制度、精神障害者医療制度でございますが —— の支給の対象外とすることとしたものでございます。

この条例は、平成26年10月1日から施行するものといたします。

続きまして、議案第32号弥富市母子家庭等医療費支給条例の一部改正について説明申し上げます。

この条例の一部改正は、母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、必要があるからでございます。

4枚はねていただき、改正する条例のあらましをごらんいただきたいと思います。

法律の法律名の改正に伴い、事業名を「母子家庭等医療費」から「母子・父子家庭医療費」 —— 該当条例といたしましては、弥富市母子家庭等医療費支給条例 —— に改められたものでございます。改正された法律名は、母子及び父子並びに寡婦福祉法でございます。

法律名等を引用している部分 —— 該当といたしましては、弥富市子ども医療費支給条例、弥富市母子家庭等医療費支給条例、弥富市精神障害者医療費支給条例でございますが —— を改め、父子家庭の父の定義を法律的に引用することにしたものでございます。

この条例につきましては、平成26年10月1日から施行することといたします。

続きまして、議案第33号弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について御説明申し上げます。

この条例を制定いたしますのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるために必要があるからでございます。

14枚めくっていただきまして、条例のあらましをごらんいただきたいと思います。

子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、条例で定めるとされた特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について次のとおり定めることとしたものでございます。

1といたしまして、特定教育・保育施設の運営に関する基準といたしまして、認定こども園並びに保育所の利用定員は20名以上とし、特定教育・保育施設の区分に応じて、ゼロ歳、また1・2歳、3から5歳の3つに定めることとさせていただきます。

教育、保育の提供を前に運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得なければならないこととなっております。

特定地域型保育事業の運営に関する基準でございますが、利用定員は次のとおりとし、事業区分に応じて年齢ごとに定めるとなっております。家庭的保育につきましては1名以上5名以下、小規模保育事業A型及びB型については6人以上19人以下、小規模保育事業C型として6人以上10名以下、居宅訪問型保育事業といたしまして1人。

保育の提供前に運営規定の概要、連携施設の情報、職員の勤務体制、利用者負担、その他重要事項を記した文書を交付し説明を行い、利用申込者の同意を得なければならないこととなっております。

居宅訪問型保育事業を除き、特定教育・保育施設の連携施設を確保しなければならないこととなっております。

この条例は、子ども・子育て支援法の施行日から施行することとなっております。

続きまして、議案第34号弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について御説明申し上げます。

この条例を制定するのは家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるために必要があるからでございます。

12枚めくっていただきまして、条例のあらましをごらんいただきたいと思います。

児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、条例で定めることとされた家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準について次のとおり定めることとしたものでございます。

1として、家庭的保育事業については、設備の基準といたしまして、乳幼児の保育を行う専門の部屋9.9平米以上、乳幼児が3人を超える場合は、9.9平米に3人を超える人数1人につき3.3平米を加えた面積が必要となる。以上となっております。また、屋外に遊戯に適した庭があることでございます。

また、職員の基準といたしましては、家庭的保育者1人に対して乳幼児3人以下、家庭的保育補助者とともに保育する場合は5人以下となっております。

同様に、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の3事業についても施設及び職員の基準を定めたものでございます。

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行することとなっております。

続きまして、議案第35号弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について御説明申し上げます。

この条例を制定いたしますのは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるために必要があるからでございます。

5枚めくっていただきまして、条例のあらましをごらんいただきたいと思います。

児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき、条例で定めることとされた放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、次のとおり施設の基準を初め6項目について定めるとしたものでございます。

設備の基準といたしまして、専用の区画の面積は児童1人につきおおむね1.65平米以上なければならぬこと。

職員としては、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに放課後児童支援員を置かなければならぬこと。放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2名以上とすること。ただし、その1人を除き、補助者をもってこれにかえることができること。

資格といたしまして、放課後児童支援員は定められた資格を有する者等であり、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならぬこと。

支援の単位といたしまして、支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とすること。

開所時間といたしまして、開所する時間は次に掲げる区分に応じ、定められた時間以上を原則として、その地域における保護者の労働時間、小学校の授業の終了時刻、その他の状況を考慮して、当該事務所ごとに定めることとなっております。小学校の授業の休業日は1日につき8時間、小学校の授業の休業日以外の日につきましては1日につき3時間。

開所日数にいたしましては、1年につき250日以上を原則とし、その地域における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日、その他の状況を考慮して、当該事務所ごとに定めることとなっております。

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律の施行日から施行することとなっております。

以上の3点の条例につきましては、27年4月1日を施行予定としております。

続きまして、議案第36号弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について御説明申し上げます。

この条例を一部改正するのは、児童クラブ施設の利用者資格の年齢拡大をするために必要があるからでございます。

2枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

左側の現行のアンダーラインで示してあります「おおむね1年生から3年生までの」の部分を削り、対象を小学生全員に拡大するものでございます。

附則といたしまして、この条例は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行日からいたします。

こちらにつきましても、施行予定は平成27年4月1日となっております。

以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 次に、石川開発部長。

開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 議案第37号弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、平成26年9月30日失効に伴い、奨励措置等の一部改正するものでございます。

4枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。

1. 弥富市企業立地の促進に関する条例が平成26年9月30日に失効するため、平成31年9月30日まで延長することといたしました。

2. 奨励措置を受けることができる企業の要件等を次のとおり改めることといたしました。

(1) 地域要件及び土地の取得要件を廃止し、地域を市内全域とし、指定業種を定めた。

(2) 新設の敷地面積を「3,000平方メートル以上」から「1万平方メートル以上」にいたしました。また、増設の場合につきましては、既存の敷地とは別に3,000平方メートル以上拡張し、合計1万平方メートル以上の一団の敷地となることといたしました。

(3) 奨励金の交付期間を、新設または増設した事業所が操業開始後に、最初に固定資産税を賦課された年度の翌年度から3年度間といたしました。

(4) 奨励金の額を、土地に対して課するものを除いた固定資産税の納付額に相当する額の100分の50とし、各年度の限度額は1億円といたしました。

3. この条例は公布の日から施行することといたしました。ただし、企業の指定の要件等の改正規定は、平成26年10月1日から施行することといたしました。

以上でございます。

○議長（佐藤高清君） お諮りします。

本案18件は継続議会で審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案18件は継続議会で審議することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 発議第3号 決算特別委員会の設置について

○議長（佐藤高清君） 日程第25、発議第3号を議題とします。

本案は議員提案ですので、提出者の堀岡敏喜議員に提案理由の説明を求めます。

堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 発議第3号決算特別委員会の設置について、提案理由を申し述べます。

平成25年度一般会計及び各特別会計の決算審査を行うに当たり、地方自治法第109条及び弥富市議会委員会条例第6条に基づき、お手元に配付しましたとおり、委員定数9名をもって決算特別委員会を設置するものでございます。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定によりお手元に配付した名簿のとおり指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、名簿のとおり選任することに決しました。

なお、正・副委員長も名簿のとおりですので、よろしくお願いをいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時40分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。



弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 山 口 敏 子

同 議員 小坂井 実



平成26年9月9日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 伊 藤 勝 巳 | 2 番 | 川 瀬 知 之 |
| 3 番 | 鈴 木 みどり | 4 番 | 那 須 英 二 |
| 5 番 | 三 宮 十五郎 | 6 番 | 早 川 公 二 |
| 7 番 | 平 野 広 行 | 8 番 | 三 浦 義 光 |
| 9 番 | 横 井 昌 明 | 10番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 11番 | 炭 竈 ふく代 | 12番 | 山 口 敏 子 |
| 13番 | 小坂井 実   | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 佐 藤 博   | 16番 | 武 田 正 樹 |
| 17番 | 伊 藤 正 信 | 18番 | 大 原 功   |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|     |       |     |         |
|-----|-------|-----|---------|
| 15番 | 佐 藤 博 | 16番 | 武 田 正 樹 |
|-----|-------|-----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

|                    |         |                     |         |
|--------------------|---------|---------------------|---------|
| 市 長                | 服 部 彰 文 | 副 市 長               | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長              | 下 里 博 昭 | 総 務 部 長             | 佐 藤 勝 義 |
| 民生部長兼<br>福祉事務所長    | 伊 藤 久 幸 | 開 発 部 長             | 石 川 敏 彦 |
| 教 育 部 長            | 服 部 忠 昭 | 総務部次長兼<br>税 務 課 長   | 伊 藤 好 彦 |
| 総務部次長兼<br>総 務 課 長  | 村 瀬 美 樹 | 民生部次長兼<br>十四山支所長    | 佐 野 隆   |
| 民生部次長兼<br>介護高齢課長   | 八 木 春 美 | 民生部次長兼<br>児 童 課 長   | 渡 辺 秀 樹 |
| 開発部次長兼<br>土 木 課 長  | 竹 川 彰   | 開発部次長兼<br>下 水 道 課 長 | 三 輪 眞 士 |
| 会計管理者兼<br>会 計 課 長  | 服 部 誠   | 監 査 委 員<br>事 務 局 長  | 松 川 保 博 |
| 財 政 課 長            | 石 田 裕 幸 | 秘書企画課長              | 山 口 精 宏 |
| 防災安全課長             | 橋 村 正 則 | 収 納 課 長             | 山 守 修   |
| 市民課長兼<br>鍋 田 支 所 長 | 平 野 進   | 保険年金課長              | 平 野 宗 治 |
| 環 境 課 長            | 鈴 木 浩 二 | 健康推進課長              | 花 井 明 弘 |

|         |         |                 |         |
|---------|---------|-----------------|---------|
| 福 祉 課 長 | 宇佐美 悟   | 総合福祉センター<br>所 長 | 佐 野 隆   |
| 農 政 課 長 | 安 井 耕 史 | 商工観光課長          | 羽 飼 和 彦 |
| 都市計画課長  | 大 野 勝 貴 | 学校教育課長          | 立 松 則 明 |
| 生涯学習課長  | 半 田 安 利 | 図 書 館 長         | 奥 田 和 彦 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |         |     |         |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 伊 藤 邦 夫 | 書 記 | 浅 野 克 教 |
| 書 記    | 伊 藤 国 幸 |     |         |

6. 議事日程

|       |            |
|-------|------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 一般質問       |

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（佐藤高清君） おはようございます。

会議に先立ちまして、報告いたします。

西尾張CATVより、本日より明日の撮影と放映を許可されたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

質問、答弁される皆さんは努めて簡潔・明瞭にされるようお願いをいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、佐藤博議員と武田正樹議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（佐藤高清君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず山口敏子議員、お願いします。

○12番（山口敏子君） 12番 山口敏子です。

平成26年8月豪雨により、広島土砂災害を初め、日本全土にわたり災害により犠牲になりました多くの方々には心よりお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

一般質問1日目の1番、私は初めてでございます。かなり緊張しております。では、よろしく願いいたします。

通告に従いまして、2点質問させていただきます。

1点目は、公共交通きんちゃんバスの運行についてです。その中で、市民がより利用しやすいバス停の設定を見直してはについて質問いたします。

現在、市内を3ルートのかんちゃんバスが走行しております。福祉センターを基点に、海南病院、市役所、弥富駅を巡回するように考えられ、今までに地域公共交通活性化協議会で何度も協議を重ねられ、ルートやらダイヤ、停留所なども改正されて現在に至っております。このきんちゃんバスは、より多くの市民の皆さんに乗っていただくことが一番の目的だと思います。

かつて弥富町時代には、2社のバス会社のバスが町内を走っておりまして。名鉄バスと三重交通の2社のバスでした。名鉄バスはJR弥富駅の北側、現在の中六・下六地区から、海老江、五明、五之三から、当時、津島街道と言われておりました道路を走っておりまして、終点は名鉄の津島駅でした。あとの1社は三重交通。この三重交通は23号線、これはバスセンターから長島温泉行き、桑名方面行き、それから1号線は名古屋一色方面から桑名方面にも走行していたと思います。

当時の町民の一番利用していたのは、近鉄弥富駅から鍋田干拓、海南こどもの国、野鳥公園、弥富トレーニングセンター行きのルートと、もう1つ、近鉄弥富駅から蟹江駅まで、町内の平島地区を走り、筏川沿いを走り、操出から飛島、十四山を経て蟹江に巡回をしていたバスでした。このバスは南部地区の住民の大切な大切な生活路線で、通学やら通勤などに重要なバスでした。時代の流れというか、赤字路線のため、会社も経営合理化のために廃止されてしまいました。

この三重交通のバス廃止で、南部地区の住民の方々は不安でいっぱいでしたが、私の記憶で2000年ごろだったと思いますが、弥富町福祉バスが誕生したと思います。福祉バスは名前のとおり、福祉センターを基点として無料で走行が始まりました。この福祉バスは、何度もルート、停留所が見直し、変更され、それに無料から有料になりました。現在は、平成25年10月にダイヤ・ルートとも改正されて、3ルートで走行に至っております。今はこの3ルートとも定着し、市内の医療機関、海南病院への通院の安心として、市役所へ、買い物へ、福祉センターいこいの里への利用の足として走行されています。

この3ルートは、市内の公共バスであるがために、市としてはどうしても公平性を考えなくてはならないという思いでしょうか。不公平になってはならないというお考えがあってバス停を設定されているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） きんちゃんバスは、平成11年4月に巡回福祉バスとして事業を開始いたしまして、平成22年6月から地域公共交通活性化・再生総合事業の計画事業として、通学、通勤、通院、買い物など市民生活のための移動手段の確保、公共交通空白地域の解消を目的として新たにコミュニティバスの実証運行を始め、平成24年4月より本格運行に移行したところであります。

バス停の設定につきましては、巡回福祉バスのときに利用が多かった箇所や、公共施設・病院等の市内主要箇所について、公安委員会や道路管理者とも協議をし、安全面についても考慮して設置をしております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） よくわかりましたけれども、ちょっとここで公共交通として大事な

ことで、病院とか、そこを中心に、それから地域の方に一応という形で、それはわかりました。

現在、南ルート、北ルート、東ルートとも最終駅は福祉センターだと思います。この3ルートとも、弥富駅の南口・北口の違いはありますが、駅からはJRの踏切、それから鯛浦地区、上六、下六を通してイオン、それから福祉センターへ走っております。ここに不思議なバス停が1つあります。せっかく3ルートのバスが全部走行しているにもかかわらず、北ルートのみバス停があります。この北ルートだけしか停車しないという。あとの2つのルートは、せっかく前を通っていても全て通過。その停留所は、「くわしん弥富支店前」です。この地区は住宅も多く、以前はショッピングセンターがあった地域でございます。

先日、私が実際に経験したことをちょっと話させていただきます。

イオンタウンから南ルートバスで、くわしんの前を通りかかりました。1人の男性が、くわしんの前にお立ちでございました。バスに乗ると思って待ってみえました。一生懸命手を振って、とまってくれというのをアピールされて、乗せてくださいという感じでアピールしていました。残念ながらこの南ルートは、無情にもとまることができないバスです。その男性を残して通過するというのが現実でございました。

このバス停は、結構住宅も多くございますので、何とかとめられたらいいなと思いますけど。この地区の方は、イオンに行ったり、福祉センターに行ったり、駅にも行ったりすることができますけれども、御配慮はできませんでしょうか、ちょっとお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 御質問のバス停への全ルートのバスを停車させることにつきましては、今後、弥富市地域公共交通活性化協議会において協議してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） 中六から下六、上六、この地域の方には、うれしいお話になるんじゃないかなと思います。駅に行くにもぐるっと回らなきゃいけない。そのバスがあれば、お年寄りでも安全に駅に行ける、そういった感じがございます。今までショッピングセンターがあったのになくなって、イオンまで、その間、バス停が何もございませんので、皆さん自転車を押したり、乳母車を押したりして行ってらっしゃる、そういう光景をよく見ております。公共交通といっても、多くの市民の方が利用されてこそそのきんちゃんバスだと思いますので、皆さんが乗っていただいてこそそのバスだと思いますので、ありがとうございました。

次に南ルート、これは朝の通勤・通学においては、早く駅に到着するためにルートが短縮されて、朝だけはちょっとショートカットされているようなダイヤになっております。その他の時間帯ですわね。意外と住宅地がいっぱいあるところにもかかわらず、バス停の間隔が

かなり広くとってあると思います。特に、現に市内で一番人口の多い平島地区、ここは道路も広く整備されているにもかかわらず、バス停の設置数が少ないと思います。弥富市民の大切な足として、これから皆さんにもっともっと利用していただこうとしたら、ここをきちつとバス停とか整備されれば、もっともっと利用があると思います。

今後、昼間の時間限定でもいいですから、バス停の増設を考えることはできないでしょうか、お答えください。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） バスの運行につきましては、市内を効率的に巡回する必要がございますが、今後の厳しい財政見通しに対応するため、地域公共交通のあり方を検討していかなければならないと考えております。したがって、運行业務を委託する事業者への委託料が増額としない範囲内で、市民アンケート結果や市民の皆様の御意見を検討して、市民の皆様に利用していただきやすいバス停の設置に努めさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） バスに乗りますと、アンケートが必ず載っております。皆さんも、乗られる方は本当に利用されております。特に南ルートは、かなり皆さんが利用されている率が多いと思いますので、利用されているところは、もしバス停があれば、まだ利用者がふえると思います。

現在、運転ができる人も、いつかはできなくなる日が必ず来ます。高齢者になっても自分自身で、公共交通のきんちゃんバスがあつたら、病院も、買い物も、自分の足で行けます。家族の力をかりずに自分で行ける。自立した生活をしたいと言われる多くの方々の声を聞きます。そのためにも市民が利用しやすい、市民の足として愛されるきんちゃんバスになっていただきたいと思います。

次に、第2番目の一般質問をいたします。特定健康診査に採血によるがん診断の導入としては。

6月議会に続きまして、特定健康診査について質問させていただきます。

市内の医療機関において、特定健診が行われております。期間は9月末日までです。この近くの医院で受けるこの方法は、いつものかかりつけの先生や看護師さんが健診を手伝っていただけるために、心理的にも安心して受けられます。血圧、身長、体重から始まりまして、尿検査、血液検査、心電図、それにオプションとして胸のエックス線による検査、これは肺がんです。それから胃がんの検査、それから検便による大腸がんの検査、こういうのが追加として受けられます。4種類以上のがんや生活習慣病が早期に発見できる診断でございます。

次のがん検査について、追加の費用が必要ですが、年1回この検査を受ける人がかなりあ

と思います。それにしても、この受診率の低いのがとても残念に思います。平成20年からこの特定健診が行われてきましたが、受診率は平成20年は32.5%、平成21年は33.9%、平成22年は34.2%、平成23年は35.6%、平成24年は39.9%、平成25年はやっと40%に上がりまして40.1%。ほんの少しずつですが上がってはきております。平成26年は45%を予定しているとお伺いしておりますが、現時点ではどれくらいの数字が上がっておりますでしょうか、お知らせください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 御質問にお答えいたします。

7月末現在の数字しか現在持ち合わせておりませんが、今年度は10.9%でございます。ちなみに前年度は9.2%ということで、今年度は1.7ポイント上昇しております。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） 少しずつでも上がるということはいずれです。私もつい8月に受けてまいりました。

今までの男性と女性とを比較しますと、女性は年齢を問わず、平成20年から全て50%以上という数字が出ております。この34.2%から昨年の40.1%の数字は、男性の健診者がいかに少ないかということになります。近くの医院で受けられる期間は9月末までですが、保健センターで行われるバスでの集団健診は、まだまだ来年の2月まで行われます。何とか今年度の目標値45%に近づけるためには、今後どのような対策を考えてみえますか、お知らせください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 御質問でもありましたとおり、特定健康診査につきましては、海部の医師会、津島医師会の指定医療機関では9月末まで、海南病院では11月末までの健診を受けることができるようになっております。

今後の予定でございますけれども、11月から未受診者の方に対して、集団健診を受けていただくように、はがき等で個別にお願いしてまいりたいなというふうに思っております。また、10月の健康フェスティバルでございますけれども、そちらの席でも特定健康診査のPRコーナーを設ける予定をしております。あわせて広報等での受診のお願いといったことも含めた形でPRに努めてまいりたいと思いますので、御理解願いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） 9月の広報「やとみ」にも、健診を受けましょうと。これはあなたのためですよ、誰のためでもございませぬ、あなた自身のためですよということをもっとアピールしていただきたいと思います。今年度の目標値に近づけるためには、男の方にいかに健診に来ていただくかにかかっていると思います。

次に、国立がん研究センターと新エネルギー・産業技術総合開発機構で、1回の採血で13種類のがんが発見できる診断システムの開発に着手したと発表がありました。血液中に含まれるマイクロRNAという物質が、病気によって血液中に分泌される種類と量が変化することがわかってきたようです。13種類のがんのうち、日本人に多い胃がん、大腸がん、肺がん、肝臓がん、食道がん、乳がんなどがあります。国立がん研究センターと国立長寿医療研究センターに保管されている各患者さんの血液を調べ分析すると、がんの種類ごとにマイクロRNAの量とパターンを調べますと、がんの有無と場所を特定することができるようです。

現在は腫瘍マーカー検査、これは一般にはペット検査と言われますが、この検査はがんが進行しているか転移しているかを調べる検査でした。でも、このペット検査は、ある程度大きくなっていないと検出できない状況でした。おまけにかなり大型の検査装置で、海南病院も設置されていないくらい大型の機械です。初期のがんは見つからなかったり、良性の腫瘍を悪性と間違えて判断することもあるようです。

今回発表されましたマイクロRNA検査は、早期の段階で1回の採血でがんを調べることができます。病気に対する不安や、仕事のために時間がとれない人にも、すばらしい検査方法と思います。市として、この検査方法が確立された場合には早急に取り入れていただきたいと思います。できれば、マイクロRNA検査と特定健診をセットに導入されてはどうでしょうか。お願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 議員がお調べになられたことと重なる部分がありますけれども、答弁とさせていただきたいと思います。

独立行政法人国立がん研究センターによりますと、8月18日に、血液から乳がん等13種類のがんが発見できる診断システムの開発を始めるという発表がございました。独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構などが、今年度から5年間で約79億円を出資して民間企業——これは東レとか東芝でございすけど——が検査方法の開発を支援するとのこととでございます。血液検査で早期の発見を目指すのは、日本人の罹患者が多かったり重点的に研究したりしている胃がん、食道がん、肺がん等の13種類を行うものということでございます。

がんなどの疾患にかかりますと、血液中に含まれるマイクロRNAという物質に異常が起き、特定の数値が上昇したり減少したりするとされております。しかし、どのマイクロRNAが、どのがんに関連しているかについては、不明な点がまだ多いというふうに聞いております。研究では、各がん5,000人、計6万5,000人分の血液を解析し、関連するマイクロRNAを特定、数値を分析することで、がんの早期発見につなげたいというふうに聞いております。

従来のレントゲンや超音波検査に比べて患者に負担が少なく、国民の重大な疾患の早期発見につながる。まずは研究が先行する乳がんから始め、人間ドックなどで導入できるよう、安価で迅速、正確な判断ができる検査システムを開発することとしております。

当市といたしましては、この画期的な採血によるがんの診断システムが実用化された段階になれば、費用負担がどのぐらいになるかということもございます。それも含めまして検討させていただきまして、特定健康診査等での導入について、これは海部地区の関係市町村や海部医師会等との協議というものがなってまいりますけれども、それに歩調を合わせようとしてまいりたいと思っております。これは将来的には、例えば認知症とか鬱病なんかも、これによって解析されるのではないかというようなことも言われております。非常に画期的で、これが確立されれば非常に大きな成果が上がるかと思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように、まだ現段階では確立してないという状況でございます。確立した段階で、先ほど言いましたような関係機関とも打ち合わせしながら取り入れてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） うれしい御返答をいただきまして、ありがとうございます。確立されたら、1番にでも導入していただきたいと思います。

現在のがん検査では、乳がんはマンモグラフィー、肺がんや胃がんはエックス線検査、その他のがんに対応する検査は大型検査装置が必要です。体の負担もかなり重く、経済的にも大変な検査です。弥富市から全てのがんの早期発見と、その後、治療し、完治し、健康な生活を取り戻していただきたいと思います。

今や、がんは2人に1人がかかる病気です。がんになっても入院はせずに、通院で治療する時代でございます。それには早く見つけ、早く治療すれば完治できる病気だということでございます。

それから先日、9月4日、長島温泉の湯あみの島で弥富市敬老会が開かれました。弥富市では80歳以上の方が3,090人お住まいで、そのうちこの敬老会に御出席いただいた方は約700名のお元気な方が御出席でした。この700名の皆さんが、今後もずっとお元気で健康にお暮らしただけますように願いつつ、この特定健診に関する質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 次に平野広行議員、お願いします。

○7番（平野広行君） 7番 平野広行、通告に従いまして質問いたします。

ことしも天候不順により、ゲリラ豪雨、あるいは台風による大雨の被害が全国各地で出ております。幸い本市におきましては大雨による被害もなく安心しているところでありますが、全国各地においてお亡くなりになられた方には御冥福をお祈りするとともに、被災された地

区の皆様には心よりお見舞い申し上げます。

きょうは、ことし5月30日に愛知県防災会議地震部会が発表しました南海トラフ巨大地震発生時における県下の被害予測調査結果に関連した質問をいたします。

先日、中日新聞に、濃尾平野の津波についての記事が掲載されておりました。皆さんごらんになったと思いますが、それによりますと、無計画な地下水のくみ上げによりまして、濃尾平野の海拔ゼロメートル地帯は、伊勢湾台風当時186平方キロメートルであったものが、現在では274平方キロメートルと約1.5倍に拡大し、また地盤の沈下も最大で約1.5メートルになっているところもあると報告されております。震度6以上の強い地震が発生した場合、液状化により堤防が沈み込むようにして決壊するおそれがあるとしており、津波の到達よりも先に、まだ地震の揺れが続いているうちに浸水が始まる危険があるとしております。

本市の場合、木曽川、日光川、伊勢湾と、3方を海と川に囲まれた市内全域がゼロメートル、マイナスの地帯であります。南海トラフ巨大地震の被害想定では、地震発生からおおよそ80分から120分後に津波が到達するとされておりますが、河川堤の決壊で津波到達よりも早く浸水し、避難が困難になることが考えられると記されております。本市の場合、これまで、東、西、南の3方向からの浸水を考え、北からの浸水はほとんど想定しておりませんでした。今後、北の津島、愛西からの浸水も考えなくてはならなくなりました。それにより、避難方法についても、もう一度考え直す必要が生じてきたと思われます。

この被害予測調査結果によりますと、我が弥富市においては、家屋の全壊・焼失棟数は7,900棟、死亡者数1,200名という驚くべき数字が示されました。55年前、本市に甚大な被害をもたらしたあの伊勢湾台風のとくでさえ、弥富市内で亡くなられた方は358名でありました。それと比較しますと3倍強の人的被害があるということになり、とんでもない被害想定であります。市民の皆様も大変不安を抱いてみえると思いますので、きょうは県が発表した本市への被害想定に関連して、市民の皆様にも正しく御理解いただけるよう、順次質問させていただきます。

平成26年5月30日に愛知県は、南海トラフ巨大地震による独自の被害想定を公表しました。マグニチュード9クラスの地震が起きた場合、県内の死亡者が最大で約2万9,000人に上ると試算、国の想定に比べ約26%多く、全壊・焼失する建物被害は約38万2,000棟と想定されております。

そこでまず、南海トラフ巨大地震とはどんなものかというところから話をしなければなりません。

南海トラフ巨大地震とは、静岡県駿河湾から宮崎県の日向灘にかけて、水深4,000メートルの海底に延びる南海トラフ沿いで起きる可能性がある最大級の地震のことです。ほぼ100年から150年置きに起きている東海・東南海・南海といった地震はマグニチュード8

クラスであります。南海トラフ巨大地震はさらに規模が大きいとされております。愛知県の今回の被害予想は、国が2012年8月に公表した地震・津波モデルを活用し、県が持つ県内の地盤などの情報を盛り込んで影響などを分析したものであります。

これは、過去において南海トラフで繰り返して発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで、なおかつ規模の大きいものを重ね合わせた地震モデル、これを過去最大地震モデルと言っておりますが、年代順に、1707年の宝永地震、これはマグニチュード8.6、それから約150年後の1854年の安政東海地震、マグニチュード8.4、同年の安政南海地震、マグニチュード8.0、それから約100年後の1944年の昭和東南海地震、マグニチュード7.9、1946年の昭和南海地震、マグニチュード8.0、この5つの大きな地震を参考モデルとして、命を守るという観点からあらゆる可能性を考慮した、つまり「想定外」という言葉が言われないように、最大クラスの地震・津波について補足的に想定された理論上の最大モデルと呼ばれ、1,000年に1度、あるいはそれより発生頻度が低い地震などを想定して策定された被害想定でありますから、我々が想像を絶するものになっているものと思われま

す。それでは、このような地震に対してどうすればいいのかということになりますが、この最大級の地震に対しても、減災対策をすることにより、建物被害については約6割減、人的被害については約7割減になると予想しております。

そこで、本市において、これを人的被害に当てはめて計算してみますと、1,200名掛ける30%ということで360名の死亡者数となり、伊勢湾台風時の被害と同じになるわけでありまして、大変な被害となります。本市としては、今後さらにしっかりとした減災対策を進め、被害を最小限に食い止める対策をしなければなりません。

今、説明しましたように、地震規模の前提条件を現在考えられる最大のものとしていること、この点をまず理解していただきたいと思

います。それでは、順次質問をいたします。

まず、今回の県の被害想定をしっかりと認識できたのか。そして、その認識のもとにどのように感じられたのかを伺います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 今回の被害想定では、強い揺れや地盤の液状化により一定の被害を受けることを前提としており、河川・海岸堤防が被害を受けることにより建物被害・人的被害が極めて厳しい想定であり、重く受けとめているところであります。この想定を職員が共有できるように、7月28日に県の防災局から弥富市へ出向いていただき、課長以上の職員を対象に勉強会を実施しております。

災害の被害を最小限に抑えるためには、自助・共助・公助それぞれが災害対応能力を高め、連携することが大切だと言われております。

自助とは、みずからの安全はみずからが守る、これが防災の基本です。自宅を安全な空間にすることも自分にしかできません。また、地震の揺れの中には、誰もが自分の身を守ることはできません。こうした自分の手で、自分、家族、財産を助ける備えと行動を自助といいます。

今回の被害想定では、減災効果として最も重要で効果があることとして、建物の耐震化、家屋等の転倒・落下防止対策、発生後すぐに避難開始、避難ビルの有効活用を上げております。ふだんから災害に関する知識を身につけ、災害を正しく理解し、何を備えておけばよいかを考え、災害に対する準備をしておくことが大切でございます。

共助とは、我がまちは我が手で守る、これが地域を守る最も効果的な方法で、地域を守るとは自分を守ることにもつながります。広域な災害では、地域の防災機関、警察・消防等も同時に全ての現場に向かうことはできません。こうした場合に、近隣の皆さんと協力して地域を守る備えと行動を共助といいます。

東日本大震災などを契機に、防災面を初めとして地域コミュニティの重要性が改めて高まっておりますが、都市化の進展などにより人々のつながりの希薄化が懸念されております。これからのまちづくりを進めるためには、誰もが地域の一員として意識を高め、その個性や能力を発揮し、コミュニティ活動に積極的に参加していただくことが地域社会における防災力を高めることと考えております。

最後に公助とは、市を初め、警察、消防、国、県といった行政機関、ライフライン各社を初めとする公共企業、こうした機関の応急対策活動を公助といいます。弥富市は、海拔ゼロメートルという地理・地形上大変厳しい状況であり、高く強固な建物を対象に津波・高潮緊急時避難場所の指定を進めており、公共施設、小・中学校や保育所に屋外階段や屋上フェンスを整備することにより、高所の避難場所の確保に努めております。また、国・県に、地震に強い河川・海岸堤防の改修や緊急輸送道路の整備促進を強く要望しております。

こうした自助・共助・公助の連携と協働が重要であると認識し、さらなる地震防災・減災対策に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

関連して答弁をさせていただきます。

平成23年3月11日東日本大震災から、あす、あさってで3年と半年がたちます。そして、ことしは伊勢湾台風から55年という状況の中で、私たちの地域においては、ある意味では記憶していかなきゃならない年でもあります。

今、弥富市全地域、全学区の中で、防災訓練というのをさせていただいておりますけれども、平成23年3・11の東日本の大震災は、いわゆる1,000年に1度という状況の中で、想定外の

災害であったということが言えるわけでございますけれども、それ以来、さまざまなあの震災の教訓というのが、今、我々は前へ進めていかなきゃならないわけでございますので、そうした状況の中において、起きてはなりませんけれども、南海トラフ巨大地震が発生した場合には、想定外の災害であるということが言えなくなってくる。このことが、自助・共助、あるいは私たち行政、警察、あるいは消防という状況での公助の中で、非常に大事な仕事ということを肝に銘じて進めていかなきゃならないというふうに思っているところでございます。

そうした状況の中において、自助・共助の中で、いま一度この防災月間の中において市民の皆様には意識を高めていただきたいということも、この場をかりましてお願いをしていくわけでございます。

まだまだ災害に対する備えというのが私は十分ではないんじゃないかというふうに思っております。災害は忘れたころにやってくる、あるいは「備えあれば憂いなし」ということわざもございます。いま一度、自助・共助、そして我々の仕事ということに対して、しっかりと向き合っていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） それでは次に、減災対策を進める上で、市でできることと市ではできないことがありますね。これを分類して、市ではできないことに関しては国・県に支援を求めなければなりません。県においては、この被害想定に対して、具体的な減災対策はまだ示しておりませんが、減災効果が高い対策として重点を置くべき主な事項を揺れ対策と浸水・津波対策の2つに分け、大まかな対策を示しております。この対策に基づき、弥富市としてできる対策について順次質問いたします。

まず、揺れ対策について。

住宅、その他建築物の耐震化の促進というふうにあります。これについては住宅耐震改修費補助の拡充という中で、補助限度額の引き上げ、あるいは耐震改修方法の検討ということになると思います。本市の場合、平成15年度より耐震改修費の補助事業を行っているわけですが、平成24年度までの10年間で19戸の耐震改修が行われていると昨年の3月議会で報告されております。東日本大震災があった平成23年度においては5件の改修実績がありますが、その他の年度においては毎年1戸か2戸であります。補助金の上限については、平成24年度までは90万円でしたが、平成25年度からは30万円加算して120万円の上限補助金となっております。耐震改修事業も件数が上向いていると私は思っております。

そこで、25年度における耐震診断の件数と耐震改修を行った件数について伺います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、答弁させていただきます。

平成25年度の耐震診断件数でございますが、17戸でございます。また、耐震改修件数でございますが、1戸となっております。

なお、今年度につきましては、現時点で申請済み、相談中件数を含めまして5件を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今までどおり、昨年実績は1戸ということになっておりますが、耐震診断を受けられる方も、どうも17戸ということで減っているように思います。診断を受けて、それから改修に至るわけですが、改修にこのように至っていないということは、原因はどの辺にあるとお考えでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 耐震診断の受診後でございますが、耐震基準を満たさなかった場合につきましては、耐震診断結果の報告時期に耐震診断員から所有者に対しまして、耐震改修の必要性や改修にかかるおおよその事業費などの説明を行っているところでございます。平成25年度におきましては、耐震診断を受けました17戸の住宅全てが耐震基準を満たさない結果となっております。

住宅の構造はそれぞれ違いますが、耐震改修概算工事費はおおよそ400万から500万円という結果となっております。このことから、平成25年度の補助金額は120万円でございますので、自己負担額がおおよそ300万以上となると見込まれます。また、これにあわせまして部分的なリフォームもと考えられ、見積額がさらに膨らみまして、結果的には自己負担が多いことから、ちゅうちょされているのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 自己負担額が、これを見ますとかなり多いということで踏み切れないと、そんなようなことだろうということでお答えいただきました。

本市においても、今年度も600万円の耐震改修事業補助費を計上して、少なくとも5件の改修を予定しているわけでありますから、こういった制度を利用して減災に努めなければなりません。残念ながら、今のところこの予算が有効に活用されていないということです。じゃあこれからどうすれば、耐震改修を行う件数ですね、そういった御家庭をふやすことができるかと考えてみえるでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 東日本大震災から3年が経過しておりますが、あの災害を風化させることはなく、一人でも多くの市民の方に、みずからの住まいがどのような状況であるかを把握していただくためにもダイレクトメールなどで必要性を案内しており、まずは耐震診断を受けていただきたいという思いがございます。その結果を踏まえまして、自分の身は自

分で守る自助の精神のもとに耐震改修を実施していただくよう、過去の受診者も含めまして引き続きPRをしてまいりたいというふうに考えております。

また、平成27年度より新しい耐震改修補助メニューとして、地震発生時において、高齢者・障がい者等、避難弱者への耐震性の高いスペースを確保する木造住宅耐震シェルターの整備費用の補助制度が導入されます。これによりまして、一人でも多くの命を守りたいというふうに考えておりますので、また御利用いただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） こういったスペースシェルターですか、大変いい制度だと思いますので、ぜひこういった方法をいろいろ考えていただいて、こういった予算計上していますから、有効に利用して一人でも多く耐震改修を受けていただいて、犠牲者を少なくするという、これが一番大事なことでですので、よろしくお願いいたします。

それから、家具等の固定、ガラスの飛散防止とありますが、この件に関しては以前より市からも啓発しておりますが、余り進んでいないように思います。今後、市民の皆様に行うしていただくには、具体的にどのように進めていかれるのか、再度伺います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長、追加答弁。

○開発部長（石川敏彦君） 済みません、先ほどのシェルターの件でございますが、対象となるものについて説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最初に、旧基準の木造住宅であること。2つ目といたしましては、耐震診断の判定値が0.4以下、または40点以下でございます。3つ目といたしまして、高齢者または障がい者が居住していることとなっております。

限度額といたしましては30万円でございます。補助率は、国が2分の1、県、4分の1、市が4分の1でございます。対象シェルターにつきましては、補助金交付要綱により愛知県が認めたものでございますので、現在、7社の製品があると聞いております。参考工事費といたしましては、25万円から350万円というふうに聞いておりますので、追加答弁させていただきます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 家具等の固定、ガラスの飛散防止を具体的にどのように進めるのかという御質問でございますが、家具固定に関しましては、災害時における家具転倒事故の防止を図り、高齢者などが安心して生活できる環境をつくることを目的として補助を実施しているところであります。ガラスの飛散防止につきましては、各御家庭の事情が違うことから補助は実施しておりませんので、各家庭での対応をお願いしたいと考えております。家具等の固定を含め、防災の基本である自助の重要性につきましては、繰り返し市広報、市ホー

ムページで啓発していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今回、県の予想によりますと、やっぱり浸水ということを重点に置いているわけですね。家具の下敷きになって身動きがとれないというようなことではだめですので、ぜひこの点のことのPRを進めていただきたいと思います。

次に、浸水・津波対策ですが、ゼロメートル地帯の安全確保とございます。これについては、津波・高潮からの一時避難場所の確保の意味だと思いますが、弥富市内の津波・高潮からの一時避難場所について学区ごとに、理論上ですが、1人1平米として、どれくらい避難スペースが確保できるかということで、昨年私、9月議会で、この収容率について質問いたしました。

そのときの回答としては、白鳥学区が77.4%、弥生学区が46.7%、大藤学区、94.1%の収容率で、この3つの学区が100%未満でありました。1年経過した今、白鳥学区においては白鳥小学校の屋上、そして新築中の白鳥保育所の屋上等、避難スペースがふえる予定であります。また、民間との協定を結ばれたところもあると思いますので、再度、学区別の津波・高潮からの一時避難場所の状況について伺います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） それでは、学区別に収容率をお答えさせていただきます。

まず、白鳥学区90.7%、弥生学区46.8%、桜・日の出学区126.8%、大藤学区96.1%、栄南学区235.8%、十四山地区119.0%、以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 白鳥学区は、新築されます白鳥保育所の屋上、そして白鳥小学校の屋上への避難場所整備等によりまして収容率は大幅にアップしまして、100%まであと少しとなりました。栄南学区においては、駒野馬事会館と災害時における一時避難場所としての協定を結んだことによりまして、今説明がございましたように235%となりまして、本市において一番高い収容率となっております。桜・日の出学区、十四山地区においては120%以上の収容率ですので問題ありませんが、弥生・大藤学区においては改善がされておられません。

弥生学区においては今年度予算において、弥生小学校北棟・南棟屋上を一時避難場所としての整備工事の設計業務委託費が計上されております。今後の弥生学区、大藤学区への取り組みについて伺います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 弥生・大藤学区の公共施設の屋上活用の取り組みにつきましては、今年度、弥生小学校の調査・設計を行い、来年度工事を予定したいと考えております。その

後、大藤保育所を計画してまいりたいと考えております。

なお、引き続き、民間施設への緊急時一時避難の協定につきましても進めたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 次に、浸水・津波に強い構造の海岸堤防の整備であります。これについては市では無理でありますので、国・県に大いに働きかけて早期完成を望みます。幸いなことにことしの4月に、うちの服部市長が愛知県河川海岸堤防等地震・津波対策事業促進協議会の副会長に就任されましたので、大いに期待しております。この件については、後ほど市長にコメントをいただきたいと思います。

次に、ある意味これが一番大事と思いますが、津波避難計画の策定促進についてはどのように進めていくのか、伺います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 現在、弥富市をモデル地区として、南海トラフ巨大地震を想定した避難シミュレーション業務を愛知県が実施しておりますので、その結果をもとに津波避難計画について検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） ぜひしっかりお願いをいたします。

今回の県の被害想定の中で、私はこれが一番のキーポイントだと思いますが、堤防ですね。土堰堤等の条件として、75%が液状化等によって沈下するということになっております。例えば4メートルの堤防であれば、75%沈下するということは1メートルの高さになるということですね。2メートルであれば、50センチということになります。そうしますと、筏川の両岸堤、日光川の右岸堤の整備をしっかりとしなければなりません。筏川の右岸堤については、鍋田大橋を境に、上流が弥富市、下流が愛知県の管理となっておりますが、市と県が一体となって補強・改修を進めなければならないと思いますが、この点についてはどのように対策を考えてみえるのか、伺います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 回答させていただきます。

筏川の鍋田大橋より下流の2級河川になりますが、指定されております区間につきましては、今年度、愛知県で堤防の耐震性の確認を行っているところでございます。業務完了後、対策が必要かどうか検討することとなっており、改修が必要となったことであれば、平成27年度から始まります第3次あいち地震対策アクションプランを取り入れることになるということをお聞きしておりますので、このことから市の管理となります鍋田大橋より上流の堤防補強、改修対策につきましては、愛知県の対応を参考といたしまして取り組んでいきたいと

いうふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 次に、堤防が破堤し、長期間水が引かない場合、本市における1次・2次・3次避難場所の各施設においては、多分、床上浸水となり2階以上しか利用できないと思われます。本市におきましては、長期滞在時の避難場所については各施設の2階以上で有効に利用できる場所を指定し、1人当たり3平米で換算して収容人数を出していると思いますが、その場合、何名の収容が可能か、また収容率はどれぐらいになるか、学区ごとに伺います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 学区ごとに、3平米換算の人数と収容率をお答えさせていただきます。

まず白鳥学区、3平米換算で1,331人、収容率23.5%でございます。次に弥生学区、3平米換算で1,466人、収容率13.2%。桜・日の出学区、3平米換算で3,184人、収容率20.0%。大藤学区、3平米換算で1,982人、収容率61.9%。栄南学区、3平米換算で687人、収容率23.2%。十四山地区、3平米換算で2,599人、収容率46.5%。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今、説明がございましたように、避難場所として生活する場合、1人当たりの占有面積を3平米で換算した学区ごとの収容率は、大藤学区が61.9%と最も高く、弥生学区が13.2%と最も低くなっておりますが、今回の愛知県の被害想定では、本市における浸水がかなり長期化すると予想されます。

そこで、このようになった場合、市民の皆様の新たな避難場所、あるいは避難先についてはどのように考えてみえるのか、伺います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 海拔ゼロメートル地域においては、一旦浸水被害が発生すると、議員御指摘のとおり長期化すると考えられます。そのために広域避難ができないか、またその場合、どのような課題があるのかを、木曽川下流部高潮・洪水災害広域避難検討会や東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会において検討を実施しているところであります。まだ解決策が見出されておりませんが、今後とも調査・研究をしまいたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 弥富の場合、堤防が破堤した場合、浸水するわけですけど、伊勢湾台風の時と同じで、堤防を閉め切って排水しないことにはだめなわけです。ですから、かなり時間がかかるわけでありますね。伊勢湾台風当時では、八開村とか稲沢市へ疎開できたわ

けですが、今はそちらも、先ほど言いましたようにゼロメートル地域になっておって、もうちょっと遠くのほうの避難が必要かなあと思っておりますので、ぜひこれの検討を進めていただきたいと思います。

今回、愛知県が示した理論上最大の地震を想定した被害に対して、県は4つの対策項目による被害効果を踏まえ第3次アクションプランを平成26年度中に策定するとしております。また、関係市町村や近隣県などと設置した協議会を通じ、連携した地震・津波対策にとしております。幸い、ことしの4月に発足しました愛知県河川海岸堤防等地震・津波対策事業促進協議会の副会長に本市の服部市長が就任されました。会長は大村知事であります。これは本当に喜ばしいことでありまして、服部市長には大村知事とスクラムを組んでいただき大いに活躍していただき、河川・海岸堤防の強化に万全を期していただきたいと思います。愛知県河川海岸堤防等地震・津波対策事業促進協議会の副会長としてのコメントがいただければと思いますが、市長お願いします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 平野議員に御答弁申し上げます。

愛知県の仕事の役割の前に、一時避難場所の指定の中で、地域の状況の中で平野議員には、弥富のトレーニングセンターの馬事会館の一時避難場所につきましては大変な御協力をいただきまして、ありがとうございます。この場をかりまして、厚く御礼申し上げます。

トレーニングセンターの馬事会館は5階建ての建物でございまして、3階、4階、5階、そして屋上を利用するという形で、約1,800平米ございます。そして、一時的に避難できる人員は1,000人を超える規模になるだろうというふうに思っております。そうした形の中で、愛知県競馬組合の管理者の大村知事から、その指定の承諾書をいただいたところでございます。そうした形の中で、地域の皆さん、そして臨海工業地帯でお仕事をしてみえる方に対して、非常に安心というような形のものが提供できるんじゃないかなあというふうに思っております。本当にありがとうございます。

また、御質問の愛知県の河川海岸堤防等地震・津波対策事業促進協議会の中で、知事と一緒に仕事をさせていただくことになりました。東海農政局、あるいは中部地整の中で、7月31日に国土交通省の太田大臣へ第1回目の要望をさせていただきました。太田大臣も豊橋が出身という中で、愛知県のことはよく知っている、そしてまた伊勢湾台風も経験したということで、大変力強い御返事をいただいたところでございます。これから定期的に会議があるわけでございますけれども、しっかりと河川・海岸、特に海岸等においては我々の地域を守っていかなくちゃならない非常に大きなハードの面の強化策だろうというふうに思っております。

名古屋港全体では、まだまだ耐震化率が非常に低いわけでございます。そうした形の中で、

まず名古屋港の海岸における耐震率を高めていくということが、その背後の地域を守っていくことにつながってくるというふうに思っております。また、河川を遡上するという状況の中においては、1級河川である木曽川であるとか日光川に対して護岸の整備をしていかなきゃならないというふうに思っております。時間と経費が非常にかかるわけでございますけれども、粘り強くやっていきたいというふうに思っております。

また、6月の定例議会、これは県の定例議会におきまして、県は弥富市をモデルに、被害があつたり、津波があつた場合の避難のシミュレーションをしていただくことになりました。弥富市で、もし仮にそういう形の中で災害があり津波が発生した場合に、どういう状況の中で避難誘導をしていくかというシミュレーションを県で策定していこうということになりました。こういったようなモデルケースを参考にしながら、私たちは平成27年の4月に、この経験値を踏まえて防災計画の見直しをしていきたいというふうに思っておりますので、また議員の皆様のお力添えもいただきたいと思いますと思っております。

そんな形の中で、河川・海岸の堤防強化、そして特に海岸の強化ということに対しては大きな経済効果もあろうというふうに思っておりますので、そんなことにこれから努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩します。再開を11時20分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時08分 休憩

午前11時20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

平野広行議員。

○7番（平野広行君） 先ほどは市長から力強い答弁をいただき、ありがとうございました。

いずれにしても、本市の場合は周りが全て堤防で囲まれているゼロメートル地帯でありまして、本市の生命線は河川・海岸堤防であります。堤防の補強整備には万全を期していただきたい。そして一番大事なのは、市民一人一人の災害に対する心構えであります。自主防災会の充実を図り、減災に対する啓発活動、防災訓練等の充実を図ることです。市全域の自主防災会の設立を目指し、自主防災会を中心に市民と行政が一丸となって防災・減災に取り組み、災害に強い弥富市を目指す取り組みを行うべきであることを申し上げ、次の質問に入ります。

2点目ですが、道路交通網の充実の中で、市道の整備について質問します。

中央幹線道路は、市内を通って南北に縦断する唯一の道路であり、防災道路として指定はされておりませんが、防災面において大変重要な道路であります。災害時には防災道路とな

ります伊勢湾岸道を利用するには、三河方面へも、三重県方面へ向かうにも、両インターのちょうど中間に位置する便利な道路であり、一日も早い完成を望むわけであります。

私は、ことしの３月議会におきまして一般質問の中で、道の駅構想について質問いたしました。そのときの市長の答弁は、複合的な施設という形の中で道の駅を考えていきたいと回答されております。

私はこの中央幹線道路沿線に、防災機能を兼ね備えた道の駅をつくってはどうかと思います。弥富の名産である金魚の販売はもちろんのこと、さらには金魚を育てる養魚場の見学もでき、また金魚にまつわる菓子、きんちゃんグッズ、昔ながらの伝統的な弥富の食材、そして地産地消という形の中で野菜・果物・花卉等の販売を行い、さらには防災広場を兼ねるような駐車場を造成し、防災機能をあわせ持つ道の駅「きんちゃんロードステーション」を提案しますが、どのように考えられるか伺います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、道の駅につきまして御説明させていただきます。

道の駅につきましては、国土交通省の登録を受けるためには、基本的に国道もしくは県道の沿線に設置することになっております。また、道の駅といたしまして登録要件として、24時間利用可能な駐車場、トイレ、情報提供施設、地域振興施設を備えていなければなりません。また、市内におきましてはスーパーが何店舗かございまして、特に中央幹線沿いでは、鍋平地内にございます農産物の直売をしていただいております農協さんの「菜々耕房」もございます。新たに道の駅を設置し、農産物等を販売していくことになると、競合することは避けられません。道の駅を設置するからには、設置後の管理運営や採算も考慮が必要となります。どこに設置するのか、どこが管理運営をしていくのか、既存の施設を活用できないかなど熟慮しているところでございます。

議員より貴重な御意見をいただいております。大変ありがとうございます。今後の参考にさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今回の県の被害想定では、河川堤の破堤による浸水ということが強く言われておりまして、こういったことも考慮して。高い防災広場を兼ね備えた道の駅をつくってはどうかということで提案をさせていただきましたので、検討のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） ちょっと追加答弁させていただきますけれども、今、海部地域４市２町１村という状況の中で、観光を掘り起こしていこうというような動きをさせていただいて

いるところでございます。一つ一つの自治体が集まれば、もっと大きな力になるという形の中で、なかなか1つの自治体でいろんなことをやるにも限界があるわけでございますけれども、それぞれの自治体の特性を生かしながら、例えば避難所を兼ねた観光物産の提供の場所をこれから考えていこうと。これは県の新しい森岡副知事にも御賛同いただきながら、今これから進めていこうというふうになっております。

そうした意味では、道の駅ということではなくて、海部地域の観光の物産の、海部地域だけじゃないんですけれども、そういうような形、あるいはレストランを兼ね備えていこうと。この構想が今持ち上がっております。そういった意味の中において、いわゆる一時避難の避難場所も設置していくという構想もあることをまた関連として申し述べておきます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 続いて3点目ですが、近鉄弥富駅南口について質問いたします。

弥富市の表玄関といえば、近鉄弥富駅南口であると思います。弥富市の庁舎、海南病院、十四山支所、春まつり、芝桜まつり、藤まつりの会場、西部臨海工業地帯、平島住宅等へのアクセスは、全て近鉄弥富駅南口がメインであります。その南口にタクシー乗り場がない、これは不思議なことだと思うんですが、何か特別な理由があって乗り場がないのか伺います。

南へ向かうのに、わざわざ北口でおり、踏切を渡って南へ行くという不便さはいかなものかと思えます。支障がないのであれば、ぜひ南口にタクシー乗り場を設置すべきだと思いますが、どのように考えてみえるのか伺います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 現在、南口広場におきましては、バスの乗降バースとバスの駐車バース、それぞれ1バースずつございます。身障者向けの駐車バースを1バース確保している状況でございます。その他につきましては、朝夕の通勤・通学時間帯における一般車の送迎車数が多いことから、一般用のバースとして使っております。また、南口広場の形状が三角形となっており大変狭く、現状の区域の中でタクシーバース、特に待機バースを確保することは難しい状況となっておりますので、御理解いただきたいと思います。

それから、タクシー乗り場を設置という御質問でございますが、現時点では計画はしていませんが、北口には2つのタクシー事業者がおりますので、このような状況での各事業者の意向確認や隣接するポケットパークを含め、このような場所での一般車、バス、タクシーバースの配置について関係者と協議をしてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） ぜひ前向きに御検討をいただきたいと思います。

きょうは主に減災対策について質問してきましたが、この減災対策は行政だけではだめな

んですよね。市民と一体となって取り組まなければだめです。それには自主防災会の充実が大事だと思います。市内全自治体の自主防災会の設立を目指す。そして、弥富市は南北に長い地形ですから、各地域において減災対策も違ったものが出てくると思います。その地域に合った自主防災会をすること、それにはまず各コミュニティ単位で自主防災会を100%設立することだと思います。

きょうは、地震について減災対策について質問しましたが、災害は地震だけではありません。最近では毎年、大雨による被害が全国各地で発生しております。幸い弥富市においては、ここ数年大雨は降っておりません。鍋田南部排水機場の雨量計によるデータですが、平成18年から25年までの8年間で、1カ月の降水量として最大の降水量は平成19年7月の330ミリであります。1日雨量では、最高は126.5ミリ。ことし8月の台風11号のときは、雨の降り出しからやむまで32時間で総雨量が115ミリであり、24時間雨量に換算しますと83.6ミリであります。また、最も激しく降っていたときでも時間雨量にしますと8.5ミリということで、それが6時間ほど継続して降りました。

このように、本市においては非常に少ない降水量で今までは過ぎてきておりますが、最近の集中豪雨は、日本全国いっどこで起きてもおかしくない状況にあります。本市においても、いつこのような状況になるかわかりません。これらの災害に対して、市民と行政が一体となり、災害対策に常日ごろから取り組んでいくことが大事であることを申し上げ、きょうの質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に那須英二議員、お願いします。

○4番（那須英二君） 4番 那須英二、通告に従いまして質問させていただきます。

まず初めに、弥富市の今後の保育行政についてということで質問させていただきます。

3月議会においても似たような御質問をさせていただいておりますが、再度質問させていただくのは、市長がその際に発した「民間活力も視野に入れ」とか、また「財政が」というような言葉がどうしても引っかかるということで、私としては再度質問させていただきたいということでございます。

そして、今ちょうど国から、子ども・子育てに関する法の改正が市町村におりてきまして、弥富市も今議会において提案されております。そのことで、より一層今後、市町村がしっかりとした方向性を持たなければならないという状況になっております。要するに、保育をよくするのも悪くするのも市町村次第という裁量が大きくなってきているということでございます。

この弥富市は、「子育てするなら弥富で」という言葉に恥じない運営をしてきたと思っております。この少子・高齢化の時代にあって、近隣市町村が1割、2割と子供の人口が減っていく中で、弥富市だけはほぼ横ばいということで、近隣から見ても大きく差をつけてきた。

誰の目から見ても、それは明らかになっているんじゃないかなと。これが子育てに対して、ここまで弥富市が力を入れてきた結果になっていると私は思っております。

また、この弥富市に、親御さんから、子供が結婚して名古屋のほうとかに出ていったんですけれども、子供ができたら戻ってくるというケースも伺っております。そういった意味で、この弥富市の子育てというのは大きな力となっているんじゃないかなあと思っております。

しかし、これが一朝一夕でぽっとでき上がったものじゃなくて、弥富市の市民の方々が運動を起こして、その要求に対して市が真摯に応えてきたことで、今の保育ができ上がってきたものだとは考えております。

例えば、保育所は全て公立保育所で待機児童がないと、そして安心して預けられる。また、保育料においても、18年間据え置いたことによって、近隣市町村や、もしくは愛知県内においても、かなり負担の少ない保育料になっているということで、市民の皆さんと市が一緒になってつくり上げてきた宝とも呼べるような保育事業ではないかと私は感じております。

このことは今の時代に最も求められているもので、これが弥富の魅力になって、多くの子育ての世代の人たちがこの弥富市に移り住んで、他の市町村が子供を減らして大変頭を悩ましている、または税収においても頭を悩ませている中で、この弥富市は人口においても市税においても更新しているというような状況でございます。いわば市民と市がつくってきたこの子育て政策が、弥富の土台、基盤となっているということが言えるんじゃないでしょうか。ここを絶対に崩さない、守っていくことこそが改めて大切だなあと私は実感しております。なので、再三にわたって市長に質問させていただいているわけでございます。

今後、子ども・子育てに関する今の法整備は、主に待機児童をなくすという趣旨から端を発しまして制度がおりてきているんですけれども、この弥富市自体は待機児童が現在ないと、安心して預けられる環境が整っているということなので、弥富市としては現行の保育をしっかり守って、さらなる市民要求に応え発展させていくことが必要になってくるかと思っております。

例えば、これがほかのところのように民営化をしていくと、今度、上乗せ徴収ということもできるようになることが予想されております。そうすると、保育料が高くなって、子ども・子育てに携わっている人たちの負担が大きくなってしまうということも懸念されますので、しっかりと今のある公立保育で安心して預けられ、そして可能な限り負担の少ない保育料で、今後も市民と向き合って弥富の土台としての保育を守ってほしいという願いでございます。

市長は、今度の市長選挙も出馬されるということでございますので、今ぜひはっきりと保育に対する考え方を示していただきたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員にお答え申し上げます。

保育全般についての御質問ということでございますけれども、いつも申し上げております。「子育てするなら弥富市へ」ということをスローガンに掲げ、保育行政を含めた子育て支援の施策を市の重要政策の一つとして我々は進めてまいりました。これからもできる限り、いろんな子育て支援ということについて継続してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

しかしながら一方では、議員各位にもお示しをさせていただいておりますように、中期財政計画、財政の健全化政策、あるいは第3次の行政改革大綱ということをお示しさせていただき、本市を取り巻く財政状況は将来的には決して楽なものではないということを皆様方にも周知させていただいておるところでございます。

今、平成26年度の保育所運営につきましては、当初の予算書を見ていただければわかりますけれども、今、9つの保育所があります。年間12億かかっております。約1,000人の児童、子供さんをお預かりしているということでございます。1人当たり幾らになるかということが、計算していただければわかるわけでございます。

そうした形の中で、保育料等においても18年間改正せずにやってきたわけでございます。そうした状況の中で、消費税の増税ということがこの4月から言われ、5%から8%へ、そしてこの年末までには8%からさらに2%の上乗せというものが決定されるという状況でございます。社会保障と税一体改革の中での消費税の増税でございます。この消費税の増税分は社会保障、いわゆる子育て支援ということも含めた形の中で、これを制度として生かしていくということが国の基本のはずではあります。そうした状況の中において、その財源をもとにした子ども・子育て会議というのが発信され、新しい制度をどうしていくんだということが、今、いろんな形で検討されておるわけでございます。

しかしながら、我々はこの財源を期待しているわけでございますけれども、保育に関してはどうもうまくいってないなあというふうにも、今の中間というか、そういった状況の中では理解をしているわけです。保育の必要性の認定、あるいは保育の標準時間、これは11時間としておりますけれども、また保育の短時間の区分がされるなど制度が改正されております。そしてその結果、私たちの思いとは違うような形で、保護者、国民の負担がふえてくるのではないかというようなことの心配もしているわけでございます。いましばらく、しっかりと注視していかなきゃならないというふうに思っております。

18年間の保育料につきましては、子育て支援という状況の中で、議員がおっしゃるように、弥富市は頑張ってまいりました。これは弥富市の最大の売りの一つであるというふうにも思っております。そうした状況の中において来年度につきましては、今現在いろいろと検討しておるところではございますけれども、基本的には保護者の負担がふえないように保育料を

設定していきたいというふうに考えておるところでございます。

しかし、先ほども言いましたように、新しい制度についてもしっかりと学んでいかなきゃならないというふうに思っております。ただ、保育所のところにつきましては、単に保育料の問題だけじゃなくて、保育全体をどのように進めていくかということの大きな視野に立って考えていかなきゃならないというふうに今思っているところでございます。そうした意味において、市内の私立の幼稚園が認定こども園に移行するにおいても、市としては積極的に支援をしていきたいというふうに思っております。

そしてまた、保育行政につきましては、今、ほかの自治体でも考えてみえるように、保育所の民営化の問題も含めて研究していかなきゃならないというふうに思っております。保護者の皆様に、公立の保育所と民間の保育所、民営の保育所ということに対して一度しっかりとした提案をしていく、そのことが必要ではないかなというふうに思っております。

那須議員には大変失礼ですけれども、民営の保育所に対する決めつけ方が少しあろうかなというふうに思っております。今、私たちは、民営の保育所についてのいろんな例を学んでいるところでございます。一度、保護者の方にも、民営の保育所のあり方ということについては提案をしていきたいということでございます。そして、全体的に保育のあり方ということについて検討をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○４番（那須英二君） 最初のほうで市長が、負担のふえない保育料で来年度はいきたいということで言葉をいただいて、あつよかったなと思ったら、その後に民営化の話が出てきたわけでございますが、さまざまな保育を取り巻く環境があると思います。それはもちろん、民営化でうまくやっているといるところもある。しかしながら、民営化されたところが事故が多いというのも事実でございますし、経費においても負担がふえていくということは否めないんじゃないかなと思っております。

例えば、今、市長がくしくも言ったんですけれども、年間12億、9園でかかるということで、大変費用がかかっているという状況の中で、これを民営化して、じゃあ民間企業がうまくやりくりできるのかといった場合においては、なかなかそうはいかないと思うんです。だから、こうした部分はしっかりと公的なところが守っておいてこそ、うまく機能していくものだと私は感じておりますし、それに今回、この法改正において保育の義務が市町村に残されたこと、この意味も大きいと思います。そういった部分も含めた上で、安易に民営化の方向に踏み切らないように、ぜひとも慎重に御検討いただきたいなと思っております。

これをもう一回聞きますと、また同じような答弁が返ってくるんじゃないかなと思いますので、あえて回答は求めませんが、ぜひとも市長においても、お金の問題だけではなくて、子育てをする環境が、今、弥富市においては本当にすばらしいもので運営されている。

しかもこれは、市民と市が一体になってつくり上げてきた財産ということでありますので、そういった部分も含めながら慎重に対応していただきたいなと思っております。それで、これからも引き続いての保育や子育て行政について努力していただきたいなと思っております。

話は変えて、今度は新制度の内容、いただいたこのパンフレットにも書いてあるんですけども、この中に弥富市でまだ行われていないことがある。要するに、さらに保育を前進していきたいなというところがあると思うんですけども、例えば、ふだん利用されていない子供であっても一時的に利用できるようになる一時保育であったり、また病気のときでも安心して子供を預けることができる病児保育などがこれに該当するかなと思っておりますが、市で昨年行ったアンケートの結果報告にも載っておるんですけども、例えば病児保育でいえば、病気になったときに利用できなかった方が55%いらっしゃったと。その中で利用したいと思った方が46.8%、およそ半数ずついるわけでございます。そういった結果をもとに、今後の計画としてどのように考えているか、聞かせていただきたいなと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 来年度からスタートが予定されております子ども・子育て支援新制度につきましては、基本的に、保育所、幼稚園、認定こども園だけではなく、地域の子育ての支援を充実させることも目標の一つでございます。こうした中で、地域子育て支援の拠点である子育て支援センターの機能強化や、一時預かり、病児・病後児保育の実施、これは先ほど御質問があったことでございますけど、そういったことを図っていくものでございます。細かい内容につきましては、現在策定中の子ども・子育て支援事業の中で、それらの事業の実施を計画していきたいと思っております。

また、一時預かりにつきましては、今のところ、現在建設中の新白鳥保育所で来年4月から実施ができないかということで計画しております。

また、病児・病後児保育につきましては、保育所、その他施設でお預かりする場合や、現在運営しておりますファミリー・サポート・センターを利用する場合などがありますが、これらを含めまして、現在策定中の子ども・子育て支援事業の計画の中で計画をしていきたいと思っておりますので、御理解願いたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今示されたところでございますが、一時預かりについては新しいところで4月からやると。前回の鈴木議員の質問の回答にもあったかと思うので、これはそのまま進んでいくんじゃないかなと思っておりますし、病児についてはまだ、やはりちょっと難しいところもあると思うんです。だから、しっかりとした今後の見通しの計画を立てて行っていただきたいなと。ファミリーサポートでどこまで対応できるかとかもありますし、ここ

のアンケートの中にあつたのは、小児科と併設したような形でのところを希望されている方が多い。そのほうがやはり安心ですので、そういったことも視野に入れながら今後検討していただきたいなと思っております。ぜひ引き続いて、市民の要求に応えたよりよい保育が行われるようなことを願ひまして、次の質問に移ってまいりたいと思います。

2番目は、児童クラブについてでございます。

児童クラブは、学校とは違った環境で生活習慣や、また横だけではない、ふだん学校の中にいるとクラスの人たち、要は同じ学年の子たちと遊ぶ機会が多いと思いますが、この児童クラブは、今のところは1年から3年ということで、こういった縦の関係も構築していくことができるというところで、本当によい場所だなと思っています。私が見た中では、3年生の子が1年生に対して「はい、こっちだよ」とか、「今からおやつの時間だから片づけてね」とかいう形で誘導していた光景がすごく目に焼きついておりますので、そういった光景があることによって、こうした縦の関係も構築されていくんだなというふうに実感した次第でございます。

そこでまず、利用人数を伺いたいと思います。ここ最近の利用状況はどうなっていますでしょうか、お答えください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 昨年度8月が332人の利用でございましたが、本年度は351人で19名増加をしております。

各クラブごとの人数でございますけれども、弥生児童クラブにつきましては66名が64名で2名の減、桜児童クラブが53名から54名で1名の増、大藤が32名から28名で4名の減、栄南が13名から16名で3名の増、白鳥につきましては45名が45名で増減なしです。また、十四山東部につきましては29から29で増減なし。十四山西部児童クラブにつきましては、43人が31人で12人の減になっておりますが、こちらのほうは、日の出クラブのほうから通っております方が、日の出が第1・第2に分かれたということで戻っていらっしゃったということで12名の減になっております。あと、日の出の第1・第2につきましては、51名が84名ということで33名の増ということになっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） これは夏期の利用の比較だと思うんですが、夏期以外の通常時の比較というのはどうなっておりますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○民生部次長兼児童課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

通常の比較ということでございますので、7月1日ということで比較をさせていただきたいと思います。

まず、弥生児童クラブにつきましては、昨年7月1日、66人であった数字でございますが、本年度の7月1日については52人、14人の減でございます。桜児童クラブにつきましては、昨年度49人が本年度は51人で2名増加しております。大藤児童クラブにつきましては、昨年度18人が本年度17人で1名の減でございます。栄南児童クラブは、昨年度7名、本年度も7名で増減はございません。次に白鳥児童クラブにつきましては、昨年42人、本年度が36人で6名の減でございます。十四山東部児童クラブにつきましては、昨年度21人が本年度18人で3名の減でございます。十四山西部児童クラブにつきましては、昨年度6名が本年度13名、7名の増でございます。日の出第1・第2児童クラブにつきましては、昨年度は1つの日の出児童クラブでございましたが、本年度は2つに分かれまして58名、8名の増でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） これをちょっと見させていただくと、夏期の児童クラブの利用に関してはさほど違いがないかなというふうに感じるんですけども、一部、第2日の出ができたことによって移動はあるにせよ。ただ、通常の運営に関すると、例えば弥生児童クラブでいうと14名という形で大きく減少しているんですけども、この原因というのは何かわかりますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○民生部次長兼児童課長（渡辺秀樹君） この弥生児童クラブでございますが、これにつきましては年度ごとに移動がございます。特に大きな要因は考えておりません。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今、大きな原因がないということであったので、どういう原因が考えられるか今後調査もしていただきたいなと思いますけれども。要するに、空間がちょっとごみごみし過ぎていて子供たちがけんかするようなことも聞いて、利用を控えるということもあったみたいなので、そういったところもぜひ調査していただきたいなと思っております。

そういった意味において、今、ゆとりある場所と、逆にほぼ定員が満員で全然ゆとりがないよという場所があると思うんですけども、さらに来年度からは4年生から6年生までも受け入れるようなことになっているはずなので、そういった部分において、今、まずほぼ満員という箇所はどの児童クラブになるのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○民生部次長兼児童課長（渡辺秀樹君） お答えをいたします。

現在、日の出児童クラブにつきましても2つの児童クラブに分かれておりますので、余裕を持った状態でございます。現在につきましては、弥生児童クラブが定員に近づいておりますので、ここが若干定員に近づいておるということでございます。あと十四山東部児童クラ

づ、こちらにつきましても定員にいっぱいのところがございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○４番（那須英二君） そういったことでありますので、来年度４月から４年生からも受け入れるということなので、この対策というか、満員のところをどのように対応していくのか、プランがあればお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○民生部次長兼児童課長（渡辺秀樹君） 現在定員にいっぱいのところがございます。御指摘のとおり、来年度から４年生以上の児童も受け入れをさせていただきところでございます。昨年度につきましては日の出児童クラブの移転改築をさせていただきまして、定員も５０名から２倍の１００人に増員をさせていただいたところでございます。今後は、年齢拡大も踏まえまして児童クラブの環境整備を進めていかなければならないと考えております。本年度におきましては、それぞれ定員いっぱいのところにつきましては、施設の改修等で定員の増を考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○４番（那須英二君） 今、満員のところに関して、そういった対応をしていただくとか、要するに利用したい方が、混雑しておるからちょっと控えようかなというような形で遠慮しないで受け入れられるようなキャパを、ぜひとも確保していただきたいと思います。

冒頭申し上げたとおり、子供の生活の環境としましても、僕自身が実は子供のころ家に帰ったら、両親が共働きなので家に１人でいたことがあるんですけども、こうした児童クラブなどがあると、生活環境としてリズムがつかれるし、人とのコミュニケーションの場としても有効に活用できるし、それが人格形成につながっていくということで、しっかりとした教育にもなっていくと思うんです。

だから、ぜひそういったことも踏まえながら、利用したい方が遠慮しないで受け入れられるようなキャパを確保していただきたいなと思っております。

○議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩とします。再開を午後１時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前１１時５７分 休憩

午後１時００分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き那須英治議員、お願いします。

○４番（那須英二君） 午前中に引き続いて、午前中の終わりには児童クラブの件で、必要な方が利用できるようなキャパを確保してほしいということで、ぜひ対応していただきたいと

いうことでございました。

それで、その続きでございますけれども、今度は児童クラブの利用料金が結構高額であるので、利用したいけれども、なかなか利用できないという声も耳にしております。ぜひとも利用料金を引き下げたり、また軽減や減免などを積極的に行っていただきたいなと思っております。

今、本市においても減免制度がございますけれども、どのような基準になっておって、どれだけの人が受けているか、お聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） お答えいたします。

児童クラブの利用の減免につきましては、一応4つのものがございます。1つとして、生活保護世帯については全額でございます。対象者としましては4名です。それから、前年度分の市民税非課税世帯、これも全額でございます。対象者としましては10名でございます。それから、遺児手当の受給世帯等ということで半額になっております。こちらのほうは8名でございます。また、25年度よりになりますけれども、就学援助の受給世帯半額が新たに設置されております。こちらの対象は2名ということで、合計24名になっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今、生活保護世帯であるとか、非課税世帯、または遺児手当、要するに母子家庭と父子家庭というところや、あと新たに就学援助の受給世帯ということでふえたということで、これはたしか私が質問させていただいたところになると思うんですけども、実は私自身、恥ずかしながら先日まで余り知らなかったんですけども、今、25年度から開始ということで、ところが受けてみえる方は今聞いたところ2名という状況でございます。これはもっと周知が今後必要になってくるんじゃないかなと思っております。

もともと就学援助自体がなかなか、弥富市ではもっとたくさんの方が受けられると思っておるんですけども、その周知とあわせて、教育委員会とも連携しながら、そのPRにも努めていただきたいと思いますと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 周知の仕方はなかなか難しい面もあるかと思えます。就学援助の関係につきましても、以前、那須議員からいろいろと御提案いただいたことがあると思っておりますけれども、そのときでもなかなかこれはという解決策はなかったように私覚えております。いかに周知していくかということにつきましては、また研究させていただきます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） それと就学援助と、この弥富市の基準というのは結構、他の市町村と比べてもかなり高い水準になっており、受けやすいものとなっておることでもありますので、難しいと言われましたけれども、具体的なところも、今、多分示していただいていると思うんですけれども、まだまだ受けられる方が、対象者はいるんだけれども、実際受けている方はなかなかいっしょにいないという状況だし、今の児童クラブの就学援助受給世帯を見ても2人ということなので、ここは周知されていない今の部分だと思います。また、新しく25年度から始まったということで余計にだと思っんです。だから、そういったことも含めて、ぜひPRに努めていただきたいなと思っております。

そして、今後も子育てしやすいまちとして、さらなる弥富市の発展を願って質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 次に三浦義光議員、お願いします。

○8番（三浦義光君） 8番 三浦義光です。

通告に従いまして、今回は2点質問いたします。

質問を前にいたしまして、ことしの夏は天候不良が続きました。特に8月においては、平年の半分ぐらいの日照量だったということです。また、特筆されるべきは、やはり広島県広島市で起きました局地的に短時間の大雨による土砂災害、甚大な被害が出ております。被災された皆様には心からお見舞いを申し上げ、一日も早い復興を願うものでございます。我が弥富市においてもマイナスゼロメートル地帯、9月においても局地的な大雨が多い季節でございます。十分な浸水被害など、災害に対して準備でき得る対策は講じていきたいものでございます。

それでは1点目、地域、行政が連携した防犯対策及び危機管理について質問をいたします。

防災の面では、自助・共助という言葉が今日では市民の皆様にも浸透してきたと思われます。昨年度末、そして今年度に入りまして、自治会から防犯カメラの設置並びにAEDに対しての問い合わせが相次ぎました。防災以外でも、行政任せということではなく、自分自身、または町内で対処していこうという動きが感じられます。まずは防犯カメラについてお尋ねをいたします。

近年、ひったくりや空き巣などの犯罪が増加傾向の中、犯罪の最も効果的な対処法として、自治会の皆様同士がお互いに助け合う地域づくり、そこから醸成される地域の見守り合いを基本として犯罪の起きにくい安全・安心なまちづくりを目指しています。そして、地域の見守りの行き届かないところに対し、防犯カメラを設置することが犯罪の抑止に有効と考えられております。

防犯カメラとは、改めて言いますと、施設の利用状況、混雑程度の把握を主目的とし、犯罪の防止を副次的とする場合を含む設置主体が管理する市の公の施設、また防犯上必要性が

生じた市道など道路上の犯罪の予防を目的として、不特定または多数の者が出入りする場所に固定して常設された撮影装置で、映像表示、または映像記録の機能を有するものでございます。

しかしながら、カメラの設置で本人の意思にかかわらず撮影され、カメラに監視されるという状況を危惧する方もおります。このプライバシーに関する権利は、明文規定はないものの、憲法13条により保障されていると解されております。被写体となる個人のプライバシーを侵害することがないように、十分留意することが必要でございます。

したがって、設置に当たっては、本人の知らないうちに撮影させること、いわゆる隠し撮りとならないよう、わかりやすく表示することが必要です。さらに、可能であれば、撮影区域内だけではなく、撮影区域に立ち入る前の場所にも表示するなど、撮影区域であることを認識させることにより犯罪の予防を高めることができます。また、表示により、被撮影者に対して撮影区域に入らないという選択の機会を与えることも必要でございます。

このように、その運用を誤らないよう、適切な画像の取り扱い、情報の漏えい防止、画像の適切な保管などに配慮するために、管理責任者を指定するとともに、機器の操作や画像データの視聴ができる方を限定し、操作を行う担当者を指定し、担当者以外の操作を禁止することが望ましいと思われます。

そして、この管理責任者は、画像データの必要最小限度の保存期間を決め、不必要な保存はやめ、データを記録した記録媒体、ビデオテープ、DVDなどについての不必要な複写や加工を行わないこと、また管理責任者や操作担当者以外の視聴や、盗難防止のため事務室などの施錠でき得る室内または設備の中で、かつ関係者以外の立ち入り、使用制限をするなど厳重に管理し、外部への持ち出しを禁止するようにしなければなりません。データの消去に関しても、復元不能となるよう確実に消去し、媒体を破棄する場合も破砕するなど、画像が読み取れないようにしなければなりません。

自治会など地縁組織が管理する市有財産上においても、防犯カメラを設置しようとするときは適切に運用していくため、利用目的や利用形態に合わせ管理運用規則を定め留意していかなければならないと思います。

弥富市として、自治会から防犯カメラ設置について問い合わせがあった際、これまで述べた事柄について、せっかく設置するのであれば長期間使用していただきたいと思います。後に問題が発生しないような説明・指導はされておりますか。

また、カメラ、記録媒体を含め、画像のよしあしで購入金額には差が出ますが、ある程度の画像を求めるのであれば、多額の出費となると聞いております。ましてや規模によって複数台を希望している自治会もございます。市として、購入に対し助成を行っておりますか、お聞きいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） まず、設置について問い合わせがあった場合、問題が発生しないような説明・指導はされているかという御質問に対する答弁でございますが、防犯カメラは犯罪の防止を目的として継続的に設置することにより効果が期待されます。不特定かつ多数の人を撮影しますので、防犯カメラの設置及び運用に関して配慮すべき事項があります。愛知県において、防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインが策定されております。その中で防犯カメラの設置目的を明確に定め、目的を逸脱した利用を行わないことや、設置の表示、秘密の保持、撮影された画像の適正な管理、画像の閲覧・提供の制限などが示されております。設置に関して相談をいただいた場合は、このガイドラインに基づいて説明・指導を行い、あわせて蟹江警察署にも相談・指導を行っていただいております。

続きまして、市として、この防犯カメラの購入に対して助成は行っているかという御質問でございますが、現在はその助成制度はございません。

防犯カメラの補助制度につきましては、愛知県内に防犯カメラの補助制度を設けている市が幾つかあります。こういった地区を対象とするかにつきまして、住宅地を対象にするところもあれば、駐車場のところもあります。対象地区について、それぞれの市で考え方がいろいろあります。

また、補助金の率でございますが、2分の1のところが多いですが、別の率にしているところもあります。さらに補助金の限度額ですが、50万円のところが多いですが、その他のところもあります。いろいろな市におきまして制度をつくっておりますが、細かい違いがありますので、県内の市の状況を今調べております。その上で、弥富市でこういった制度が好ましいか、今年度、調査・研究し、来年度当初から補助制度をつくっていけないか検討しているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 愛知県における防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン、こちらは私も読ませていただきました。自治会の自己防衛として有効なカメラではありますが、プライバシーの保護など十分留意し、警察とも連携をして、市として自治会に指導を行ってください。これらを守らないようでしたら、設置を計画している自治会は多くの住民の方々の賛同を得られずに設置実現にならないおそれもございます。

そして、市の助成ですが、白鳥学区内の自治会の公園におきまして昨年度既に全額自治会予算で数台のカメラを防犯並びに浸水被害を予見する防災目的で設置されております。また、それに伴いまして、近隣自治会がその情報を得て今年度、公民館、公園などに防犯カメラの設置を計画しております。こういった地元の動きをお聞きしまして、ことし、市主催で行われました出前講座、また議員の中でも昨年の小坂井議員、ことしに入って平野議員と相次い

で同様な質問がなされておりますが、あえて再度質問をさせていただきました。

何はともあれ、冒頭で述べましたが、各自治会の自主防災意識が強まったことに比例して、防犯に関しても自助・共助が芽生えてきているようで、助成なしで設置、または計画される動きが見られております。何とぞ早急な助成の決断をお願いいたします。

愛知県下の市町の助成、こちら私調べさせてもらって十分把握はしておりますが、今回の質問であえて幾らではなくて、助成がつけていただけるかつけていただけないかを重視いたしました。

それでは、次に懸念されることなんですが、どこに防犯カメラを設置するのか、どこに記録媒体を置くのか、カメラから記録媒体までの配線はどうするのかといったことです。

電柱へのカメラの設置は許可してもらえますが、それ以外の記録媒体などの設置は許可してもらえないということです。また、NTTの柱にはカメラの設置さえ許可してもらえないそうです。ですので、カメラを設置した電柱のすぐそばの家に御協力いただいて、家の中に記録媒体を置かせてもらうのか、また自治会集会所など施設に記録媒体を置いたとしても、電柱からカメラまでの配線をどうするのか、これらが問題になってきます。電柱を利用して配線することは可能ですが、申請して許可がおりるまで数カ月かかるとのこと、期間にゆとりがないと電柱を利用したシステムは組めません。その上、配線で利用した電柱の数だけ使用料が発生し、ここに経費がかかるそうです。

それなら、新たにポールを立てて電力を供給してもらい、カメラとキャビネットを設置、そのキャビネットの中に記録媒体など必要機器を入れる方法もございます。そうすれば、カメラの設置の許可申請や電柱を使用させてもらうための共架の許可申請をしなくても済み、設置までの期間が短くなります。煩雑な申請手続きがかなり軽減されます。ただし、ポールを立てるのに関しては、市道であれば市役所に道路占用許可申請、立てる工事での道路使用に対し、警察署へ道路使用許可申請などと、電柱からポールへの電力供給の申請を中部電力にする必要がございます。電力供給の申請は、電気会社の方ならお手の物で任せれば大丈夫でございますし、ただポールを立てるのには業者が申請しても許可がおりません。あくまでも自治会が申請者となって、役員の方と業者と一緒に市役所に出向き手続をしなければ、スムーズに事が運ばないということでございます。

これは関西のとある市の事例を調べたものでございますが、最近の防犯カメラの需要の増加で申請の手間が軽減されてはいないのでしょうか。また、自治会からの設置相談で、弥富市はアドバイスなどしてもらえるのでしょうか。お聞きいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 設置に関しては、設置場所の承諾や工事に際しての道路使用許可申請を必要とする案件がありますので、自治会、関係機関と相談させていただきながら進め

てまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） カメラ・記録媒体とも、とても高価なものでございます。その他許可申請に必要なになってくる備品に関して、でき得る限り経費のかからないよう、市の指導をお願いいたします。

全ての問題がクリアして、見事に防犯カメラが設置できたといいたします。最初に述べたように、撮影された画像に対しては、プライバシーなどの人権が侵害されることがないように十分に取り扱いに注意しなければなりません。しかしながら、法令に基づく場合、これは裁判官が発する令状に基づく場合や捜査機関からの照会、弁護士からの照会に基づく場合、そしてもう1点、個人の生命、身体または財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要性がある場合、これは事件発生直後における緊急の犯罪捜査や行方不明者の安否確認、災害発生時に被害状況を提供する場合などが想定されます。これら2点のように、事件捜査のため、警察などに画像データを提供できるよう、弥富市は自治会などの組織内の提供ルールの基準を定め、適正運用できるように指導していただきたいですし、どの自治会に、どの箇所に幾つあるか把握していただきたいと思います。

また、各学区で活躍されております青色防犯パトロールの方々に、カメラの設置場所の開示などをしているのでしょうか。これをあわせて市の考えを聞かせてください。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 防犯カメラの設置につきましては、商業施設や金融機関、駐車場等において設置が進んでいるようではありますが、どこに何台設置されているかなどの把握はしていないのが現状でございます。蟹江警察署においても、犯罪抑止対策として防犯カメラの設置促進は課題と考えられておりますので、防犯カメラの設置状況の把握や取り扱い等について協議してまいります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） もちろん青色防犯パトロール隊への開示ということは、市の把握している箇所で構わないと思いますし、カメラとパトロール隊をうまく連携させて地域の防犯に生かしていけたらいいと思っております。

警察署からの指導、これは設置する際の設置箇所の選定から始まり、多くの問題点でお願いしたいと思っております。また、設置後の協力についても、警察署と連携をして防犯カメラを自治会として有効に活用していただきたいと思います。

次に、自治会自体で保有を目指しておりますAEDについて質問いたします。

AED、自動体外式除細動器は、2004年7月から、医師などの医療従事者しか使用できなかったものが一般の方々に使用が認められ、現在では周知されてきております。改めて、A

ＡＥＤの仕組み、役割、効果を今回述べることは必要ないと思っておりますが、今日、自治会単位でＡＥＤの取扱訓練が頻繁に行われている状況だと思います。

ＡＥＤ自体の操作は、アナウンスどおり行えば比較的容易なものでございますが、救命の連鎖は御存じでしょうか。突然心肺停止された方に、まず早期119番通報、次に早期心肺蘇生法、そしてＡＥＤを使用して心臓の震えを取り除く、最後に早期二次救命処置、救急隊や病院でより高度な医療処置を行う、これらの救命の連鎖、チェーン・オブ・サバイバルが一つとして欠けることがないように、しっかりとつながることが何よりも大切だと考えられております。

ＡＥＤ実施訓練だけではなく、この一連の救急救命訓練がより一層重要視されております。自治会でも昨今、盛んに訓練がとり行われていると思います。現状、どれぐらいの自治会が、どれぐらいの頻度で行われているのか、市は把握しておりますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） ＡＥＤの訓練の状況であります。海部南部消防署に問い合わせをいたしました。

海部南部消防署管内でＡＥＤの講習実績につきましては、昨年度の実績で52件ありまして、弥富市内の方においては26件実施されております。また、自主防災会においても11団体がＡＥＤを取り入れた訓練を実施していただいております。

なお、海部南部消防署において年間４回の一般公募による普通救命講習会が実施されておりますので、受講していただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○８番（三浦義光君） 意外と、自治会主催のＡＥＤ講習を含めた救急救命訓練は少ないような気がいたしますが、もちろん学校ＰＴＡ並びにサークルなどの団体での訓練を含めれば、より多くなると思います。何にいたしましても、緊急のとき実践できるよう、自治会など、１回と言わずに２回、３回と繰り返し訓練実施を行っていただきたいと思います。

次に、厚生労働科学研究によれば、平成24年12月の時点で我が国のＡＥＤ販売累計台数は45万台に迫ろうとしております。医療機関、消防機関を除く公共施設など、一般市民の方が使用できるとされているＡＥＤは35万台強となっております。ＰＡＤ、一般市民が使用できるＡＥＤの設置数都道府県別ベストテンは、平成23年12月時点では、もちろん東京都が１位でございますが、愛知県は３位とまずまずの設置数でございます。しかしながら、これを人口10万人に対してのＰＡＤ設置数で見ますと、東京都は３位にランクされておるのですが、愛知県はベストテンから外れランク外になっております。県下ではまだまだ必要十分な数とは言えず、いざというときに役立たせていないのが現状だと思っております。

こういった中、自治会でＡＥＤを所有・管理しようという動きが見られております。ただ

し諸問題があり、実現に至らないというのが実情でございます。

まず、設置場所なのですが、集会所の屋外に設置した場合、常に人がいるわけではございません。無人の際には集会所は施錠されておりまして。区長さんなどの役員さん宅に行き、鍵を借りて、ようやくあけて持ち出すといったことになります。しかしながら、そんなことをやっていけば、5分、10分かかってしまい、AEDを設置した意味がございません。逆に屋外に設置すれば、いざというときには使用できますが、盗難の心配がございます。今どきはどんな大きな音がしても、ATMさえ盗まれる時代でございます。屋内設置において、いざというときはガラス1枚割って入れればいいじゃないかという意見もございますが、これに対しては余りに乱暴なやり方ではございます。

1つ例として、自治会のちょうど真ん中あたりの常に家に在宅されている方に置かせていただく方法は、安全ではありますが、役員でもない方に責任を押しつけるのも問題でございます。

京都での事例でございますが、個人宅の軒下に収納ボックスを設置し、ダイヤル錠を取りつけているという事例がございます。番号については、町内の人全員に伝えられて、すぐ対応できるようになっておりますが、防犯上、余りにも多数の方が番号を知り得るのはいかなものかと思えます。

これは私自身の考えではございますが、消防署にAED設置について報告するとともに、ダイヤル番号を伝え、119番通報時、ダイヤル番号を教えてもらうようにすれば、こういった対応にも対処できるのではないかと考えておりますが、自治会と消防署の連携が可能なかどうか、弥富市の考えを聞かせてください。

また、盗難についてですが、リースかレンタルで、屋外鍵つきボックス管理で動産保険が適用できるのか。可能であれば、リース・レンタルの対応も選択肢に加えられると思います。こちらについてもあわせて市の考えを聞かせてください。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 最初に、自治会と消防署の連携は可能かの御質問に対する答弁でございますが、119番通報時に救命措置が必要な場合、AEDの指示をすることもあるとお聞きしております。AEDの設置場所について消防署との連携をとることは大切ですので、設置場所の情報の共有も進めてまいりたいと考えております。

次に、鍵つきボックス管理で動産保険の対象となるのかの質問に対する答弁でございますが、JA弥富に確認したところ、動産保険の適用は可能であり、実際に加入されているところもあるようです。

なお、注意点としては、リース契約時に保険を含めて契約する場合があるので、よく確認をしてくださいとのことでした。

また、ＡＥＤの設置に関しまして、自主防災会の資機材の整備に必要な経費の補助といたしまして、資機材の購入費の85%、限度額は50万円でございますが、その補助を行っておりますので、活用していただければと考えております。

なお、ＡＥＤにつきましては、心臓発作などで心肺停止状態になった際に電気ショックを与えて蘇生させる医療機器であり、医師免許がない市民の皆様も使うことができますものです。市におきましては、このＡＥＤを公共施設に設置を進めておりますが、公共施設が開いていない夜間や休日などは利用できない状況であります。そこで、夜間も開いているコンビニエンスストアに設置すれば、市民の皆様方が24時間ＡＥＤを借りられることが可能になりますので、コンビニエンスストアに協力いただいて設置できないか、今後協議を進めていこうと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） ＡＥＤの自治会設置には幾つもの問題点がございますが、市と消防署が連携をしていただき、自治会からの相談があれば、よき指導を市には望みたいと思っております。また、リース・レンタルに関しても、保険の問題などを含め、より有効的な設置方法を指導してくださるようお願いいたします。

また、先ほど述べました一般市民が使用できるＡＥＤ（ＰＡＤ）の普及という観点においては、コンビニエンスストア、また個人の医院、また歯科医院などに設置をしていただいて、近隣自治会と協力していただくということも非常に重要なことではないかと思っております。

最後に、先ほどの防犯カメラ並びにこのＡＥＤの設置に対しての自治会要望を総括して、市長に少しお尋ねをいたします。お願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三浦議員に御答弁申し上げます。

ＡＥＤの設置ということが、近年、高齢化社会も迎えて大変重要な道具というか機械だろうというふうに思っております。私どもも先進市町の例をいろいろと研究させていただきながら、その設置方法を市民が周知できるような方法がないだろうかという形の中で、先ほど総務部長が答弁しましたように、公共の施設はもちろん置いてあるわけでございますけれども、夜間であったり、あるいは早朝であったりというような状況の中において、このＡＥＤはコンビニにあると、コンビニエンスストアにあるということを市民の方に知っていただくことにおいて、そこから広がっていくと。そしてまた、命が救えるというような状況になるのかなあというふうに思っております。今後は、ＡＥＤイコールコンビニエンスストアということを強く市民に訴えていきたいと思っております。

また、それぞれの今、学区・地域におきまして、防災計画、防災訓練をやっているところであります。そうした状況の中で、消防団が海部南部消防の指導を受けながら、このＡＥＤの

使い方については指導を受けております。そういう形の中では、地元の消防団に対して自治会と連動していただいて、その使い方については周知をしていただきたいというふうにも思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 早期の実現をお願いいたします。

それでは、2点目の質問に移らせていただきます。

平成26年に新施行されました農業施策に対しての農家の対応についてでございます。

平成24年度から開始しました各市町村における地域の農業者の徹底した話し合いにより人・農地問題の解決方向や地域農業の将来のあり方を明確にしていく人・農地プランの作成プロセスなどにおいて、信頼できる農地の中間的受け皿があると人・農地問題の解決を進めやすいとの指摘があったことを踏まえ整備したのが、農地中間管理機構であると述べられておりますが、具体的な内容について説明をお願いいたします。

また、この機構に関する市町村の役割、そして農業委員会の役割、それぞれ明確にお聞かせください。

そして、農地中間管理機構と従来の農地保有合理化法人との違いは何でしょうか、それもあわせてお聞きをいたします。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、答弁させていただきます。

最初に、農地中間管理機構の内容でございますが、昨年6月に閣議決定されました日本再興戦略の中で、10年後の日本の農業の目指す姿の実現に向けた目標として、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地面積の8割を占める農業構造を実現」が示されました。この目標実現に向けまして、農用地等の効率的な利用と有効利用を進めるために、農地中間管理事業の推進に関する法律が本年の3月1日に施行されまして、また本年4月1日に農地中間管理事業の引受先といたしまして、愛知県農地中間管理機構が設立されました。

この愛知県農地中間管理機構が農地の貸し手の中間的な受け皿となりますので、農地の所有者は安心して農地を貸し出すことができます。農地を借り受ける担い手は、農地の集約や規模拡大を進めることができるものと考えております。また、農地中間管理事業を利用することによりまして、交付要件が合えば、地域や個々の出し手に対しての協力金が交付されます。

この事業につきましては、農業経営の規模の拡大や耕作の事業に供される農用地の集団化を進め、農用地の利用の効率化と高度化の促進を図ることができます。農業の生産性の向上に資することを目的といたしまして実施されるわけでございますが、業務の一部が市や農協さんへ委託されるようになっております。

次の御質問でございますが、市町村農業委員会の役割でございますが、市といたしましては農協と協力しまして、農地の出し手の掘り起こし業務や担い手の公募、台帳作成業務などの事務を進めてまいりたいと考えております。農業委員会におきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律において、市町村は、必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聞くことになっております。農用地利用配分計画などを審議していただくよう、事務を進めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、農地中間管理機構と従来の農地保有合理化法人の違いでございますが、農地保有合理化法人につきましては、従来、農地保有合理化事業により農地の借り受けや貸し付け、買い入れや売り渡しを行ってございましたが、今回の農地中間管理事業におきましては、農地保有合理化法人制度は廃止されることになりまして、これまで行ってきました事業、農地中間管理機構が請け負っております農地中間管理事業の特例事業といたしまして引き継がれることになっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 何かと非常に難しい施策ではございます。農地の中間的受け皿としての機能、これからの推移を見守っていきたいと思っております。

次に、この農地中間管理事業の活用メリット、支援について質問をいたします。

これは、みずほ総合研究所の所感ではございますが、農地中間管理機構の事業としてのメリット、評価すべき点は、1つに機構が必要に応じて基盤整備を行うことができ、これにより農業者が規模拡大に際して好条件の農地を確保でき得る機会がふえると見込まれております。それにもう1つ、機構の設置に合わせ、弥富市には該当しませんが、所有者不明の耕作放棄地を借り受ける手続の簡素化や農地台帳の法定化に踏み切れることでございます。これらは、これまで多くの有識者が求めてきた重要な対策であると聞いております。

一方、今後の課題といたしまして、農地所有者に対しての機構への貸し付けを促す対策の実施が上げられます。このままでは機構が取扱面積をふやすのは困難であるということが上げられます。対策を考えていかなきゃならないと思っております。ということはこの研究所は評しております。

これを踏まえ、今回の農地中間管理機構への出し手に対する支援の地域に対する支援、地域集積協力金と、個々の出し手に対する支援、経営転換協力金及び耕作者集積協力金についての説明、そしてメリットを聞かせてください。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 地域に対する支援でございますが、地域集積協力金は、地域の話し合いによりまして担い手に農地を貸し付けるために機構に農地を貸し付ける場合につきまして、地域内の全農地のうち、機構に貸し付けた割合に応じた単価に機構に貸し付けた面積

を乗じた金額が市町村より交付されます。交付単価といたしましては、2割を超え5割以下につきましては10アール当たり2万円、5割を超え8割以下につきましては10アール当たり2万8,000円、8割を超える場合につきましては10アール当たり3万6,000円でございます。

個々の出し手に対しする支援のうち経営転換協力金は、経営転換やリタイアをする農業者、農地の相続人で農業経営を行わない者については、機構に10年以上農地を貸し付け、機構から担い手に貸し付けられた段階で経営転換協力金が市町村から交付されます。この単価につきましては、0.5ヘクタール以下につきましては1戸当たり30万円、0.5ヘクタールを超え2ヘクタール以下につきましては1戸当たり50万円、2ヘクタールを超える場合につきましては1戸当たり70万円でございます。

また、耕作者集積協力金につきましては、機構が借り受けている農地に隣接する農地等を機構に10年以上貸し付けて、機構から担い手に貸し付けられる段階で耕作者集積協力金が市町村から交付されます。この単価につきましては、10アール当たり2万円でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 新しい農地中間管理機構について、このような支援、メリットがあるということですが、支部長を通じて各集落へこれらの説明会を行っていると思いますが、個々の農家さん、集落の反応があったのであれば聞かせてください。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 農地中間管理事業についての説明でございますが、市、農協、農地中間管理機構によりまして、7月の支部長会において説明をさせていただきました。また、要望をいただきました集落に対しては、個別に説明をさせていただいております。

説明をしました集落の中でまだ、農地中間管理事業とは何かという質問もございますし、事業内容をまず理解していただく段階の方がまだほとんどでございますが、中には積極的に集落内の農地を集積していく意向をお持ちの方もございますので、今後も説明会を設けていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三浦議員にお答え申し上げます。

今、弥富市の水田・農地は1,600ヘクタールございます。そして、その40%が利用権設定をされて、オペレーターが管理をさせていただいていると言っても過言ではないと思います。また、全体の20%は委託をされた形の中で、地権者から手が離れているという状況で、1,600ヘクタールの約60%がそのような形で、今、農地が維持管理されているという状況でございます。そして、この中間管理機構における農地の集約化は、これを80%まで持っていくというような状況でございます。

そうした形の中で、今、開発部長がいろいろとこの施策につきまして答弁をさせていただいたわけでございますけれども、大変難しい。JAさんであるとか東海農政局が、今、一生懸命説明をしておりますけれども、地権者の中においては、まだまだ理解をしがたいというような状況があらうかなというふうに思っております。また、制約条件もいろいろと課せられてくるわけでございますので、細かい形の中で、それこそ農協だとか東海農政局、そして私どもも一緒になって、いわゆる出前講座をするぐらいの気持ちがないと、これは浸透していかないだろうというふうに思っております。

そうした形の中で、農地の利用・活用ということにつきましては大変重要な問題でございますので、そんなことを私どもといたしましてもJAさんにもお願いをしていきたいというふうに思っております。お金のかかってくる問題でもございますので、その辺の理解の度合いが非常に重要になってくるだろうというふうに思っております。

また、集会等において積極的な農家の方にも参加をしていただいて、この制度と同時に、自分たちはどう判断していくかということが求められてくるわけでございますので、そういう意思表示を支部長さん中心に、また個々に協議をしていかなきゃならないだろうというふうに思っております。

いずれにいたしましても、中間管理機構、10年後の日本の農業行政のあり方と言われますけれども、国も、この農業政策についてしっかりと我々に対して援助をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 集落により周知に差はあると思います。農地中間管理事業に対してよく勉強されている農家の方が多い集落に関しては何も心配する必要ございませんが、しかしながら先ほど部長が言われたように、まだまだ理解不足の方々が数多くお見えになります。支援を受けられる条件を満たしている集落でありながら、農家が理解できなかったから申請しなかった、こんな事例がないよう、要請があれば市からの十分な説明をお願いいたします。

事業本体の問題に関しましては、本格運営されてからの話になります。来年度以降、また何かしら再度質問をさせていただきます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

昨年の6月議会に、農地・水保全管理支払交付金については質問をいたしましたが、今年度からまた、またと言っていいのでしょうか、多面的機能支払交付金に組みかえられ拡充し、より利用しやすくなったと言われる事業に対して質問をいたしたいと思います。

改めて、この事業の概要を述べますと、農村地域の少子・高齢化及び過疎化などにより、これらの地域の共同作業が困難となり、農業に係る共用の設備の維持管理に支障が生じ始めてきております。また、そうした共同作業が困難になることにより、農家の負担が増加

することも懸念されています。このため、従来から行われている農業者などのその種の共同作業に対して、国及び県が資金を援助するものでございます。こうして農業者及び地域住民は活動組織をつくり、活動計画書を決定します。活動組織は、それをもとに市と協定を結び共同作業を行います。それらの作業に対して協定で定められた農用地の面積に応じて、国・県及び市からの交付金が支払われるということになります。一方で行政においては、国の支援及び指導のもと、県が基本方針を決定し、市は住民側と協定を結ぶとともに、活動の実施状況の確認を行うというものでございます。これが一連の流れでございます。従来の農地・水保全管理支払交付金と比べて事務手続は簡素化されたとは聞いておりますが、具体的な内容をお聞かせください。

そして、多面的機能支払交付金には、農地維持支払と資源向上支払とがありますが、これは別々に申請を行わなければいけませんか。会計も区分する必要がございますか。また、市街化区域内の農用地や農振白地農用地は交付金の対象となるのでしょうか。あわせて聞かせてください。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、多面的機能支払交付金につきまして御説明させていただきます。

最初に、多面的機能支払は、農業生産を営む上に不可欠な基礎的な保全活動を支援する農地維持支払と地域資源の質的向上を図る共同活動を支援いたします資源向上支払で構成をされております。具体的には、農地維持支払につきましては、今回新たに創設されました制度で、農地ののり面の草刈りや水路の泥上げ、農道の路面維持などの地域資源の基礎的な保全活動や推進活動を行う地域の活動組織を支援するものでございます。

また、資源向上支払につきましては、従来の農地・水保全管理支払を組みかえまして名称変更したものでございます。水路や農道の軽微な補修や施設の長寿命化などの地域資源の質的向上を図る活動を行う地域の活動組織を支援するものでございます。

次の御質問でございますが、それぞれの支払いにつきまして別々に申請し、会計も区分することができますかという御質問でございますが、農地維持支払と資源向上支払のうちの共同活動につきましては申請も会計も一緒にできますが、資源向上支払のうちの長寿命化につきましては、申請も会計も別々にしていただく必要がございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、3問目の農振農用地、白地でございますが、交付金の対象となりますかとの御質問でございますが、市街化区域内の農地や農振白地の農用地は交付金の対象としておりません。市街化調整区域内の農振の青地の農用地のみを対象としておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） このような地元からの質問もございましたんで、あえてお聞きをいたしました。

確かに多面的機能支払交付金では、従来に比べて交付額は多少増額にはなつたと聞いております。もう一作業、これまでやれずにいた箇所に入手が可能性も出てきました。しかしながら、事務手続に関しては、これまで同様、複雑な面は変わらずと、実際携わっております活動組織の役員さんの感想ではございました。

次に、これまでの農地・水保全管理支払交付金制度から引き継ぎの取り組みは可能なのでしょうか。新規加入はありますか。新制度導入後の加入状況をお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 農地・水保全管理支払交付金の実施要綱に基づきまして採択されております活動につきましては、経過措置といたしまして、多面的機能支払交付金によりまして、平成26年度末までに農地・水保全管理支払と同等の活動が実施できます。また、平成27年度には、多面的機能支払交付金が法制化される予定でございますので、平成27年度以降も引き続き活動できる予定となっております。市内では14の活動組織に引き続き活動していただいております。また、その中で1つの活動組織でございますが、今まで取り組まれていなかった資源向上支払の中の施設の長寿命化に新たに取り組みをいただいておりますが、今のところ新規の活動組織の御加入はございませんので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） もともと共同活動に関心があり、積極的な農地保全や管理がなされている集落に関しては、新しい制度にも柔軟に対応され、活動されているのではないのでしょうか。しかしながら、せんだって弥富土地改良区管内の加入状況ということで、非常に少ないとのこと。6月に管内の役員への新規加入推進説明会で、新しく手を挙げられた集落、組織はなかったと聞いております。次年度に向けての加入はもうできないのでしょうか。まだ間に合うのであれば、今後も推進ということの状況をお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 市内には活動組織がない地域もございますが、ことしの6月に説明会を実施させていただきました。今後も活動組織を立ち上げていただけるよう、説明会を設けていきたいというふうに考えております。次年度に向けた加入は可能ですが、次年度の予算措置が必要となりますので、年内に相談または御報告をいただきますよう、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 一様に不参加の集落は、農家のリーダーさんの方々の高齢化が進んでおり、若手役員の登用は必至でございます。今回の多面的機能支払交付金の重要な役割の一つであると思います。公共事業で早期に農用地の整備を望むというよりも、交付金を使っていただいて、集落の老若問わず共同作業で農道・農水路を整備していただきたいと思っております。

次の質問に移ります。

6次産業化については、平成24年12月議会で農村助成事業の観点から質問をいたしておりますが、今回は、ことし4月に愛知県6次産業化サポートセンターが設置されました。ですので、改めて質問をさせていただきます。

説明するまでもございませんが、農業や水産業などの第1次産業が、食品加工、流通販売にも業務展開をしている経営形態をあらわす造語でございます。このような経営の多角化を6次産業化と呼んでおるそうです。全国的なアンケートでは、ほとんどが所得の向上、続いて生産の拡大、企業経営の確立、社員のやりがい向上が6次産業化のメリットとされております。直接販売に伴い、価格決定も主導的に行えることで利益率が向上し、市場流通の需要関係に左右されずに済むからでございます。今後の経営展開については、規模拡大がほとんどで、6次産業化への取り組みが定着してきたことがうかがえます。

農業者の営業類型は野菜が最も最多でございます。続いて果樹、酪農でして、販売形態は自社店舗での直売、スーパーなどでの産直、インターネット販売や通信販売、そして道の駅などの直売所への委託販売でありました。課題として重要なのは、商品の差別化、ブランド化が半数以上に上り、円滑な資金調達、マーケティングに基づく商品開発、販路拡大に向けた営業努力であり、1次産業の農業生産技術以外に6次化への鍵を握る農産加工や接客・営業・会計などの知識、さらに経営人材の確保を重視しています。また、経営を軌道に乗せるには綿密で無理のない長期的資金計画、粘り強い取り組みが必要という声が多かったということです。

以上がアンケートの結果ではございますが、弥富市として6次産業化について前回の質問から何らか進捗しておりますか。また、市の考えをあわせて聞かせてください。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 前回の質問からでございますが、6次産業化に取り組まれた農家の方は個人で1件ございます。

6次産業化に関することでメリットといたしましては、生産した農産物の直接加工や販売を行うことによりまして、中間コストを削減できます。また、農産物を市場に卸す場合、不作や豊作による値段の変動がございしますが、収入も安定しませんが、加工品であれば、市場への卸価格に左右されることなく安定した収入が得られると考えております。

また、デメリットでございますが、農作業だけでなく、加工品の品質管理や製造・販売のための人材が必要となり、従業員を雇用しなければならなくなりまして、そのためには法人化も考えていかなければなりません。また、経営資金や設備投資費用などの多額の資金が必要となってくるわけでございます。いずれにしましても、長期的な資金計画等が必要であると思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） メリット・デメリットがそれぞれ数多くあると思いますが、これを踏まえ、愛知県6次産業化サポートセンターが愛知県から業務委託され、愛知県食品産業協議会において個別相談業務などを行っております。業務内容は、6次産業化に取り組む意向のある農業者や認定事業計画者などを対象に、経営管理能力向上研修会などを開催、農林漁業者と商工業者との商談会の開催、農林漁業者の要請に基づき6次産業化プランナー派遣というような個別相談を実施しておるということでございますが、弥富市と、このサポートセンターの連携は行っておりますか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 愛知県の6次産業化サポートセンターにつきましては、6次産業化に取り組もうとする農林漁業者への6次産業化プランナーを派遣しております。内容といたしましては、事業計画の策定支援、新商品開発の助言、経営アドバイス、6次産業化に関する情報の提供などの計画づくりから事業化までの総合的なサポートをしております。

現在、市内では6次産業化に取り組んでいます農家が経営アドバイスを受けてみえますが、研修や相談窓口としてもサポートセンターを活用できます。市といたしましては、6次産業化に取り組んでいきたい農家の方へ、相談・助言の窓口といたしましてサポートセンターを紹介して、連携を図っていききたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） せっかく新設されたサポートセンターです。広く宣伝、紹介をしていただきたいと思います。

それで、6次産業化サポートセンターでの認定事業、お隣の愛西市では平成23年度に1件、24年度に2件ございましたが、弥富市の認定事業が確認できませんでした。現在の市内の6次産業の状況をお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 市内では4件の農家、法人が1社、個人3件が6次産業化に取り組んでいただいております。ホームページでも紹介しておりますが、みずからつくった農産物の加工・販売をしている農家が3件、消費者に直売している農家が1件ございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君）　まとめてください。

○８番（三浦義光君）　農家自身が興味を持って市に問い合わせをいただかなければ、推進もサポートセンターへの紹介もできません。国また県において６次産業化を通してできる情報があれば、農業者に広く紹介をしていただきたいと思います。と思っています。

最後の質問、こちらは要望だけですので、今回は割愛をさせていただきますが、これを持ちまして質問を終わらせていただきます。

ここに来て国の農業施策は急激に進んでおります。先ほどの中間管理機構、国側、市側の説明に対して、国は農家をどうしていきたいんだというような質問も出ておりました。もちろん、弥富市がこれを答えるわけにもいかないし、質問された方も、はっきりした答えを市に求めているわけではないと思います。これは農家の農業施策に不安を感じさせる一端だと思います。これからも農家に不安を感じさせないように、よろしくお願いします。これで終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君）　ここで暫時休憩とします。再開を２時１５分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後２時０６分　休憩

午後２時１５分　再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に大原功議員、お願いします。

○１８番（大原　功君）　禁煙について伺います。

服部彰文市長は、公共施設に対して全面たばこは禁止ということで、全員協議会で提案され、また全市民の皆さん方も公共施設では全面的に禁煙とされています。市民全員が市長の提案を守り、次の議員は市長の提案を無視しており、議員の権限、あるいは権力、力によって、公明党の堀岡敏喜議会運営委員長、小坂井実副議長、三浦義光建設経済委員長、早川公二議員、この４名は本庁３階のベランダでたばこを吸い、本庁３階は各家庭を見おろす場所でもあり、各家庭からは、自分の家、また洗濯物をのぞかれているのではないかという恐怖感と不安の家庭が見えるのではないかと思います。

新庁舎建設のために、２軒の住宅を市は購入をお願いしてみえるわけです。この３階からでは、購入住宅となる家、土地をあわせて、この４人が何か話してみえるんじゃないか、あるいはうちのことを話してみえるんじゃないかという不安も大きくあると思います。住民の方から、購入の価格が裁判によって訴訟されたりしておりますが、仮に市長がこの家にお住みになったら、恐怖感や不安、精神的打撃ははかり知れないものがあるのではないかと思います。

本庁舎は、おおむね東向きに建っております。北側には駐車場があり、北側の出入り口には多くの住民の方が出入りしてみえます。中には親と子供さん、あるいは母親と小さな赤ちゃんを抱えて出入りをしてみえるわけであります。市役所は公共施設にして、市民の方はほっとして安心の場となっておる自分の出入り口の上に、公明党の堀岡議員、小坂井実副議長、あるいは三浦議員、早川議員がたばこを吸っているとは夢にも思わず出入りをしてみえるわけです。もしたばこの火がついたのを落としたなら、この住民は大変なことになるわけです。議會議員として安全対策が本当にされているのか。

また、市民が一番市長を多く見てみえるわけでありますが、市長の安全対策、あるいは福祉対策、議員においても、市長の言われることを守り、議会基本条例、あるいは議会改革は議員みずから条例を改めてきたものであり、市長がつくった基本条例、あるいは改革ではありません。市民の方は税金を払って、その税金で議員の報酬を年間約600万以上払ってみえます。市民の知る権利、あるいは公益、利益。市長は、こういうことを御存じだと思っております。議員の名前を出さないようにということでありましたが、議員は18人おります。どの議員がたばこを吸っていたのかということをも市民に知らせるのが、市民と議会とのきずなであると思っております。

また、中には、議会の動議を出すという人もいと聞いております。私は六法全書を持ってまいりました。これの中には、まず議長、それから局長にも中身を読んでもいただきましたから、第3条、名誉に対する罪。第310条、真実の証明。公共の利害に関する事実にかかわる目的が専ら公益であるためにという真実の証明があります。まして公明党は、平和の党として国民の多くの皆さんから信頼を受けてみえるわけであります。私どもも個人的には、私の経営するアパートに住んでみえた方が参議院に立候補されました。我が家を挙げて応援もさせていただきました。また、公明党の方からも名簿をいただき、お願いをしますということで、約100人近い方のお願いもさせていただきました。また、公明党市議が、この後援会の紙は持ってみえるから、その方に聞いていただければよくわかると思っております。

他人にお願いをしたり、心から苦労や悩みを聞かれる公明党の議員が、本当に議員として反省をされてみえるのか。また、副議長、議長、この3人は、議会の中の議会改革をする一番大事なことであります。中には、本会議で議長が停止ができるという話も聞きました。議会運営委員長は、今まで私は5回も議会運営委員長をやっております。また、協議会の中には議長も3回やらせていただきました。また、弥富市の初代議長ということでやらせていただきました。中身の条例、規則、これはおおむね私は覚えておるはずでございます。

そしてまた、このような年間650万近くの報酬をいただいております。私は昭和58年に初に町議会に当選をさせていただきました。それから約30年がたっております。この手帳は、32冊近く私は持っております。議員の中でも、全国ではこのぐらい持っている人は数少ないと思

っております。年間に出る議会は約35回から38回、時間的には約120時間程度であります。本当にこの議員が議会活動のための六百何万の税金をいただき活動しておるかといえば、まるでこの4人は市民を恐怖に陥れる、不安、こういうのを市民からもお聞きしております。

また、福島県の矢祭町は、1日3万円という日当で年間約100万ということであります。この矢祭町の報酬審議会の役員は大変勉強されており、また町民の方も農業や自営業をしておるので、みずからこの報酬をとということで、議員が年間30回程度ということと言われております。弥富市も、服部市長のお話を聞けば、約1万2,000人の方の高齢者が見えるわけがあります。今一番大事なのは、高齢者がきちっとして、議会の報酬の見直し、こういうのをさせていただくことが、高齢者が、子供さん、お孫さんを安全に守り、そしてまたこの弥富市に、あるいは服部市長のもとで住みたい、住ませていただきたい、こういう願いは市民の願いであります。

この中にも、年金で生活してみえる多くの方が見えます。全国の厚生年金の平均は186万と聞いております。弥富市でも高齢者の中で厚生年金は、恐らく8,000人近くの方が見えるのではないかと考えております。ここの中で介護保険、あるいは国民健康保険を払えば、残りはあと150万前後ということを知っております。そのためにこの家族は、少しでもアルバイトをして100万程度の年間の所得を上げる、そして子供さんには自転車、あるいはお孫さんには靴、あるいはお洋服というふうになんかものを買うために、その足ししてみえるわけがあります。

市長は、市民の税金を徴収する責任があります。市民に説明責任というのはどのようにされるのか。あるいは、施設管理者としてどのようにされるのか。市民全員の施設であり、あるいは財産であります。この4人の権力や職権によって規則を守らない議員は、できることなら辞職をしていただきたい。また、4人だけということは、議員全員の責任でもあり、市長の権限で議会を解散して市民に説明の責任をきちっとさせる、それが服部彰文市長が7年半前に市長になられた、税金を無駄に使わない、あるいはパブリックコメント、市民の意見をよく聞くということでやられ、今ではこの言葉が、あるいは政策が少し忘れられたんじゃないかなという気持ちもします。

これらのことを私に言われた人があります。あなたは市長の選挙も応援したから、そして市長と仲間だから、あなた言ったらどうですかと言ったら、わしが言うとな怒られるでよと言わした。そしたら、わしが言ったら怒られるわと言ったら、大原さんは市長に嫌われておるから怒られてもいいんだという話だった。これは本当の話ですよ。市長がマスタープランやいろんなものを立てられた中で、本当に市民の皆さんが安心して生活できることが一番大事であります。

また、世界で一番貧しい国はインドであります。インドは約12億の人口です。その中でも

貧しい方は約8億、電気も明かりもない生活をしてみえる方は約4億と。平均年齢につきましても25歳。日本の場合は38歳ぐらいかなと思いますけれども、国民生産につきましても、ここはインドですからルピーになるかな。日本円で計算しますと約180兆円、日本の約3分の1です。この国は法人税は無料です。

今、弥富にも生活の苦しい方が多く見えます。こういう中で、市長もこの三、四人の方には推薦を出されて、弥富市のために頑張れということをされたと思います。推薦をする以上、国でいう任命責任というのがあると思います。これらのことについても……。市長、笑い事じゃないよ、これは市民が言っておることだから。私は市民が言ったことを言いながら、だから市長に、先ほども言ったように嫌われておる中でも、この人の言われたことを本会議や全協でも言って、多くの仕事をやっていただいております。平島町につきましても、日の出小学校という莫大な事業をかけて、そして平島町は、当時は約8,000人ぐらい住んでみえた。児童も580人ぐらいと思っております。こういうところでも市長が、私を嫌っておっても、皆さんのために小学校をつくってやるという思いをしてくれたことは、私も感謝をしております。

こういう言葉が1つあります。「馬の前に荷車をつなぐな」という話がありますけれども、これは国際社会の中で、アメリカのオバマ大統領がよく使う言葉です。総務部長、わかりますか、あなた。市長は知ってみえると思うけど。これは前後の見境がつかない。こういうことでありますので、市長、重ねて全部言いましたから、わかるところだけでいいから、反省するところは反省する、市民にきちっと説明できるところは説明するということで、ひとつ答弁をお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 大原議員にお答え申し上げます。

禁煙について、あるいは3階のベランダで喫煙をしているということに対する隣地に対する御迷惑、あるいは議員のあり方というようなことについて、また、ほかいろいろと御質問をいただきました。私の思うところを述べさせていただきたいというふうに思うわけでございます。

御承知のように弥富市は、敷地内で全面禁煙をお願いしている施設は、児童福祉施設と小・中学校全校でございます。そして、そのほかの公の施設におきましては、建物の中で喫煙をしていただくことは御遠慮いただきたい、建物の外で喫煙をしていただきたいということをお願いしているわけでございます。これは条例とか規則で定めているわけではございませんけれども、我々としては今現在の時代の要請ということも踏まえながら、このような方向で努めさせていただいております。

議会の議員の方が3階のベランダで喫煙をしてみえることは、私も存じ上げております。

決して好ましいことではないというふうに思っております。議員の方々には禁煙をしていただくか、もしくは建物の外で喫煙をしていただくようお願いを申し上げていきたいというふうに思っております。この際、改善をしていただければというふうに思うところでございます。

また、隣地に対する御迷惑、こういうようなことはないというふうに思っておりますけれども、これにつきまして、あるいは議員のあり方につきましては、一応、議会改革協議会等もございますので、そちらで御協議いただいて、議員同士のルール・マナーというものを決めいただければというふうに思うところでございます。あえて私がコメントすることでもないだろうと思っておりますので、御容赦いただきたいと思います。

先ほど実名を上げられました方に対するさまざまな推薦であるとか、あるいは私との関係につきまして議員がおっしゃっているわけでございますけれども、推薦はほかの多くの方にもさせていただいておるところでございまして、それは任命権とは違うというふうに思っておりますので、御理解していただきたいと思います。

いずれにいたしましても、健康を害するたばこの喫煙という問題につきましては、私どもとしては健康増進計画という状況の中で、弥富市としてはその項目もしっかりと明記しておりますので、また議員各位も御講読いただければというふうに思っておるところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 総務部長は財産を管理する中でもある、管理者ではありませんけど。ベランダというのは、室内になるのか、屋外になるのか、どっちなんですか。建物の中ということにみなされれば、当然これは室内の中で吸っておるということになるんですけども、事務局に聞いたら、ベランダについても建物の室内になるというふうであります。だから、この辺のところは市長、よく理解していただかないと。ただ風が通るからベランダは室内じゃないというふうになれば、各家庭のいわゆる今の家屋税は全部引かなきゃいかんから、そうでしょう。

だから、私が思うには、今言ったように本当に年金で苦しい、あるいは今の弥富市も、市長のお話の中では認知症の方も約700人近く見える、ひとり暮らしも約1,100人、生活保護者は260人前後見える。この間もらった今の市の財政のことにつきましては、固定資産税は1人当たり約10万円、市税は6万円というふうに聞いております。そういうのを含めて、先ほど三浦議員が言われたように、お互いに助け合っていく。自分がこういう悪いことをしたら、助け合いというのは本当に全くできんことだと思うけれども、一番初めに言われたことが助け合いと。お互いに助け合いっこするという話。それは当然のこと。

だから、議員がこれだけの金をいただいて、中には本当に生活がえらいんです。払える人

がない人を見てあげる、これも大事なこと。また、平島町なんかだと、今までは市がある一定の宅地並み課税についても負担をいただきました。今はもう終わり時分だから、大体本人が2万7,000円の市のほうが9万幾らと。大体1,000平米あたりで12万程度だったね、当時は。こういうふうになっています。宅地並み課税が今度、28年かね、これに変わってくるわけ。そういう中で、本当に自分たちが払う税金が払えないという農家もあるわけ。でも、この農家の土地は、売れば当然、先祖の土地だからというので控えてみえるわけ。でも、何とかして税金を払ってやりたい。こういうのが本当の農家の考え方。きのうも風呂で聞きました、農家の方に。我々は農家において、約33度から34度のところで畑仕事をやって、1年間やっても100万にならん。なぜ議員が裕福であって、なぜ我々が本当につましい思いで生活をしなきゃいかん。こういうことは議員全体がもっと考えなきゃいかんこと。

だから、この3月のね、私が今の定数削減についても提案をさせていただきました。現在は18人です。だが次の選挙からは16人。2人減らすだけでも、恐らく今のこういう議案やいろいろなものをしたり職員が対応をすると、1人当たり1,000万ぐらいかかると思います、報酬を含めて。そうなってくると2,000万近くになる。

先ほど市長が那須議員のときに、保育所についても18年近く値上げをしてないよと。実際には9園の保育所で12億もかかっていますという話を聞きましたですけども、恐らく市でも今の保育に対する負担というのは、七、八千万ぐらいになるんじゃないかなあと思う。それでも市長は、子育て支援、あるいはみんなで安心できる弥富市の市長として、市民には大きな補助、あるいはいろんなことをやっていただきます。本当言うなら議員だって市長、今の市長からいただいております団体の補助金、これは全部、事業計画、あるいは補助金の使い方、これについては全部出されておるはずですよ。本当言うなら議員も、議員活動をやっているなら、自分の使った活動費ぐらいは、報酬ではあるけれども、報告するようにすれば、市民はもっとわかりやすい。

市長は若い市長であるということで、皆さんが服部彰文市長でなければ、前は川瀬さんだったけれども、76ではちょっとねえという話も聞きました。それは市長に対してすごく市民が期待をしておるわけ。こんな中、管理者として、このようにされておったら、市民は一体何の税金を払ったのか、何のためにこの人たちのために税金を払っておるのかというものが出てきたり何かしたときには、恐らく市民税や固定資産税やなんかは市単独で上げられるわけね。介護保険でもそうです。国保でもそうです。ほかの税金もありますけどね。国が取るものと、地方が財政が厳しくなればどんどんどんどん上げていくわけ。私どもがこうやって一般質問しておいて、するたびに市長が、この分をやってあげる、この部分をやってあげると言ったら、みんな金がかかるわけですね。

お互いに助け合いというのは、みずから自分の報酬を少なくして、そして弥富市約4万

5,000近くの方が安心して暮らせるまちづくりをするのが市長の本当の考えじゃないかと思いますが、市長どうですか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） いろいろと今、日本経済も再生・復興の状況にあることは事実かなというふうにも思いますけれども、一方では格差社会というのがますます広がってきていることも事実だろうというふうに思っております。そうした形の中で私たちは行政をつかさどり、また議会の議員の皆様方は我々の執行に対してチェックをしていただく、あるいは議会議員として市民の声をしっかりと聞いていただく、そういう形の中で本当に安心して安全なまちづくりが私はできるだろうというふうに思っております。お互いがしっかりと襟を正して、しっかりと弥富市の行政に対して議会活動の中において、これからもすばらしい弥富のまちづくりに努めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 市長がそうやって言われるのだから、愛知県なんかは、前にも言いましたけれども、約37兆円ぐらいの工業生産をしておるわけです。今、愛知県、あるいは日本からは各企業が、先ほど言ったように、インドのほうへどんどんどんどん行っちゃうんですね。この間、新聞を見ておったら日本電産、ここなんかは、今、中国に3つ持っておるんです、会社をね。だが今度は新たにインドへ2つつくる。中国にあるやつをまたインドへ持っていくという話を新聞で見ました。

今、月に何件かの大企業がどんどんどんどん出ていってしまう。残った人は給料は上がるようになっていいというふうに考える方もあります。だけど、外国からもうけたやつをこっちへ出すだけであって、実際に日本でもうけた給料で上がるわけじゃないんですね、企業は。銀行でもそうですね。日本の銀行は金利が安いから、海外の銀行で利息をようけ取っておいて、その分をこっちへ補うというのが今の社会情勢です。

市長が今言われたように、議員が襟を正すということは議員皆さんが肝に銘じて、市民のために頑張ってくださいことを私からも希望申し上げます。

それから次ですけれども、弥富には近鉄、あるいはJR、名鉄と、この3本の鉄道があります。この中でも近鉄なんかは弥富駅と佐古木駅、あるいはJRは弥富駅があります。この中で駅のホームに行かれる方が、今のスマートフォンとか、あるいは音楽を聞かれたり、あるいは中にはメールをされたりという方もあったり、先ほど言ったように高齢者が多い中、誤ってホームに落ちたりなんかしたら、特急なんかは100キロ以上で走るわけね。市長は道路管理者だから、ガードレールをつくっていただいたり、あるいはカーブミラーをつくっていただいたり、あるいは防犯灯をつくっていただいてやっているわけね。鉄道は本当に何もやらないという、鉄道みたいのはね。もうやりたい放題みたいな。

本当言うなら、そういう電車に乗っていただければ危険というのはあるんだから、当然そこに転倒防止をつけるとかいうことは大事なことだと思います。ただ、全国の首長が知恵がないということははっきり言えるわけね。もっと知恵があつたら、自分は道路管理をやっているんだから、鉄道だって100キロから通ると。普通は道路は40キロか50キロで通るところで、それでも市長はガードレールやそういうものをつくっておるわけね。あつちは100キロで走るんですよ。風速で本当に吸い込まれてまう。今から10年前は、弥富市でも若い人が誤ってホームに落ち亡くなられた。こういうことがありました。

できたら市長から、今の弥富駅と、そしてまた佐古木駅、あるいはＪＲ。ＪＲも結構もうけておりますでね。前、日本国有鉄道的时候は27兆円の損をしておったんですね。今はＪＲになったらめちゃくちゃもうかっておるわけだ。だから、つけられるはず。

そういうことも含めて、市長一遍、その辺のところは、市長が安全対策として鉄道業者に、どういうふうに言っていたらいいのか、少しだけそれをお聞きかせいただきたい。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 大原議員の御質問にお答え申し上げます。

鉄道駅のホームからの転落事故、あるいは列車との接触事故につきましては、日本各駅で大変後を絶たないというような状況で、痛ましい事故につながっていることも理解しておるところでございます。そんなような状況の中で、国土交通省と鉄道事業者といろいろと検討会も回を重ねてやってみえるわけでございます。中間的な取りまとめといたしましては、駅の利用の多いところに、いわゆる防護柵を設けていこう、あるいはドアを設置していこうということを検討されているようでございます。その駅の利用の多いところというのは、一つのバーといたしましては、10万人以上の駅の乗降客が見込まれると。そしてもう1つは、視覚障害者団体からのさまざまな要望が高い駅というようなことも言われております。

大原議員おっしゃるように、駅のホームにおけるホームドア、あるいは転落防止の柵につきましては、非常に効果が高いだろうというふうに思っております。しかしながら、その設置につきましては非常に高価になる、いわゆる膨大な投資が必要になるということと、駅のホームに対して列車がとまるわけでございますが、列車の場合においても、特急のドアの位置と普通・急行のドアの位置が違うわけでございます。そういうような状況では、検討会では同じドアの位置にホームのところにとまるということを前提にしていかないと、ホームが大変混乱をしてしまうというようなことも言われているようでございます。

そうした形に対して、これからも国土交通省と鉄道業者でしっかりと御協議をいただきたいというふうに思うわけでございますが、またその設置につきましては、鉄道を利用する地域住民の福祉の増進に資するという項目がございまして、地方の自治体、駅の自治体はそれなりの負担金を出しなさいということになっております。例えば、エレベーターの設置につ

きましても、大変市民の皆様の中に協力をしていただいた方があるわけでございますけれども、このときもそうございましたが、鉄道業者3分の1、国の補助3分の1、自治体の補助、私たちの補助が3分の1で、あの弥富駅のエレベーターの設置をさせていただきました。このホームにおけるドア、あるいは柵においても、同じことが言えるということでございます。

そういうような状況の中で、我々自治体が大きな負担をしていかなきゃならないということもございます。近鉄に確認をさせていただきましたけれども、今のところ、今、近鉄電車の駅のホームについては、全駅そういう柵を設けていないということでございます。いずれにいたしましても、今後、高齢化社会、あるいはそういった形の中での駅での事故ということも大変心配をされますので、来月、私は近鉄に別件でお会いをするようになっておりますので、この辺のところにつきましてもお話、要望をしていきたいというふうに思っております。

また、仮に弥富の近鉄駅に柵を上下線とも設けた場合にどれぐらいの費用、投資がかかるかということにつきましても、一度試算を出してほしいということを要望してまいりたいというふうに思っております。

いずれにしても、みずからが十分駅のホームでも気をつけていただくことを前提にしていかなきゃならないわけでございます。そうしたことと同時に、ホームの中ではマナー・ルールをしっかりと守っていただき、事故につながらないような形で互いがお願いをしていきたいと。また、いろんな形で鉄道業者もアナウンスをされておるわけでございますが、それについては適切にアナウンスをしていただいて事故の防止を図っていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） ちょっとわからんで市長、聞くんだけど、あの鉄道が走っておるところは、固定資産税とかそういうのはかかっておるのかね。あれは無料かね。どっちなんだか。それを聞かんことには、金だけ出せって、無料で走っておれば当然これは取ってもらわないかん。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 税の担当について、伊藤次長から答弁させます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤税務課長。

○総務部次長兼税務課長（伊藤好彦君） 大原議員の御質問でございますけど、鉄道の関係につきましても、償却資産分は国の配分をもとに土地、建物と合わせて鉄道事業者に課税をいたしております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 消防署なんかだと、市長は今やってみえるでわかるけれども、あれなんかだと1,000万とかそういう金額を、救急車を中に入れたりいろんなことがあってもらうわけね。駅だって救急車が来るときもあるわけ。そういうのがあるんだから、本当言うなら、それも市がもらうべきだと思うんですね。市の土地を走らせるわけだから。ただでやるということ自体が、これからは改革だから、もらうことはいただくと。やっていただくことはやっていただく、払うものは払います、だから今の転倒防止をつけてくれということをするれば、恐らく近鉄だって、それほど払うならつけさせてもらいたいということもあると思う。

それからもう1つは、認知症の方が家族の中で、市長もテレビを見られたと思います。その家族の方が寝ておる間に、鉄道のところへ行ってひかれて、それで今の裁判ということで、あれ360万ぐらいはたしか請求をされたというふうに思っています。その前のときの鉄道のときは、貨物列車に生徒がひかれていったときは、JRは金を全部払ったわけね。今回のときは、認知症の方がひかれたときは、今度は金を逆に払えというふうで裁判になったわけね。こういうのがあるわけ。

市長が言うさまざまな考えがあるかもわからんけれども、100キロ以上の今のスピードで走るなら、当然転倒防止はつけさせるということが、市民の市長が守ってくれる、そういう心強い施策だと思っております。またその点については、市長から鉄道会社をお願いをするということでもあります。

それからもう1点、最後になりますけれども、前にも市長に言ったように、日光線から向陽線、穂波線というふうの信号があったりなんかしておりますね。向陽線の場合はスギ薬局のところかな。そして向こうの穂波線は、もう1つ、うちのほうからおりてくる、ゴールドさんのほうへ行く中央幹線のところ。こういうところを見ておると、かなりのトラック、ダンプがよく通るようになってきました。

こういうのに一つの対策として、本当は2信号というのはできんものか。2信号ができれば、速く走ろうと思うと、そこに信号がとめられれば時間がかかります。時間がかかれば、その道路は通らないようになると思う。こういう今の考え方はどうでしょうか。村瀬医院のところは2信号になっていますね。

そういうことも一つ考えれば、児童の方がはすかいに渡ることができますね、2信号だと。こういういい方法もあるんだけど、市長、する方法はないだろうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 歩車分離式信号機ということで質問してみえると思いますが、それにつきましては、車道の信号に加えて歩行者用の信号サイクルを入れることになりますので、待ち時間がふえて交差点を通過する時間が長くなるとか、歩行者が通行しないときも赤信号で待っていただくということになるというような、車の通行にとっては、デメリットと

言っでは何ですが、ちょっとそういった部分もございます。

それで、この状態を解消するには、歩行者が通行するときに歩行者専用の信号サイクルを入れる押しボタン式の方法や、時間帯を決めて信号を制御する方法などもあると聞いております。いずれにしても、いい面もありますが、デメリットというふうに感じられる部分もございますので、その辺につきましては、自治会とか、警察とか、公安委員会等といろいろ検討しながら考えていきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 市街化というのは、総務部長、何もトラックやトレーラーに通ってもらわんでもいいわけだ。普通なら生活道路だから。自動車で通られる方は、それほど時間を待っても、そう苦にはならんわけだ。大変なメリットがあるわけだ。かえって逆に、トラックとかトレーラーが通れば逆メリットになる。デメリットになるわけだ。そういうのも考えると、これからの時代は大きな、国なんかでも、この間、グアムに行ってきましたけれども、あそこなんかでも多くのところが2信号になっている。だんだん外国を見ながら日本も、狭いながら道路の活用は、人の通らんとところにトラックに通っていただければいい。市街化に何も通ってもらわなくても、市街化は生活をするために区画整理事業をやったわけなんだね。あれは、大型自動車を通らせるために区画整理を平島は2つもやったわけじゃないんですね。

そういうこともこれから考えていただいて、児童がどんどんどんどんふえてきます、平島町は。恐らく近い将来には、1,000人という児童が出てくる。そういう中で、本当に今、旗振りをやってみえるシルバーの方もだんだん年をとってきて、私らが旗も振れんわという話も聞きます。そういう人も出てきているんだから、今までは元気であった。

そういう中を見ると、これからこの9月は交通安全週間か何かが始まりますので、そういうのを含めて、悪いところは悪い、いいところはいいということで、警察とか、また公安委員会、いろんなことがあります。そういうのを含めて、この時間帯には大型車は通行できないという方法ね、2信号がだめなら。そういうこともあると思いますから、できたら主要幹線は、十四山のほうをずっと通ってもらえば人が少ないから安全性もあるから、できたら平島町の中、日光線を通らずに向こうへ行っていただくように、市長からも努力をしていただきたいなと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 大原議員のおっしゃるとおり、道路ということについては、それを利用する人の利便性もあります。しかし、それを歩道ということにおいては、児童、あるいはお年寄りをしっかりと守っていくということについても、信号機等を設置していかなきゃならないということは強く思っているところでございます。2信号というか、先ほど総務部長

が答弁をしましたけれども、重立った交差点につきましては、歩行者専用で市役所の前のようなスクランブル型の交差点ということに対しては今後も要望していきたいと思っております。そして、歩行者の安全ということについて、さらに検討を加えていきたいというふうに思っております。

また、六條の交差点から平島のほうへ入ってくるトレーラー、あるいは大型車につきましては、地元の区長さんと私も一緒になって蟹江警察へ要望してまいりました。そして、実態の交通調査をするということになっております。その結果についてはどうだという形で、この間も少し警察に聞いたわけでございますけれども、今しっかりとやっているということでございますので、もうしばらく待っていただきたいということでございます。

何とかして大型車に対する規制ということにつきましては、我々もその安全性を考えた場合においては必要だろうというふうに思っております。また、大型トレーラーにつきましては、いろんな関係機関に対して、この平島のほうについては御遠慮いただきたいという看板も設置しながら、これからも要望していきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 市長が言われることもよくわかります。ただ、南のほうから日の出橋を渡るんですね。渡ってくると、大型車は信号がわからん。いざ、橋へ来たときに初めてわかるぐらい。このぐらい下がっているわけね。そうすると、青だったらそのまま行っちゃうわけだ。そうすると、すぐ北のほうには、横断歩道はないんだけど、市長はわかる、私のところの本宅からこう出たところね。あそこなんかは横断歩道がないわけね。全く危なくて、前にも副市長に言ったけれども、これだけのスリップがあるよという話で、学校のときの帰りに見てくださいと言っておったと思います。そのくらいスリップがあるわけね。スリップがあるということは、タイヤの跡があるということは、誰かがおってブレーキでとめておるわけね。こういうのは現実ですから。

それともう1つは、私も市長と同じような考えで、弥富市に、服部彰文市長のもとで市民が住んでいただきたい、他町村の人も住んでいただきたい、こういうのが私の願いであって、また市長の願いだと思います。これも含めて、当局とも一遍検討していただいて、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩とします。再開は3時15分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時06分 休憩

午後3時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、次の質問者の三宮十五郎議員から資料の配付依頼があり、これを認め、各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願いをいたします。

次に三宮十五郎議員、お願いします。

○5番（三宮十五郎君） 私は、5番 三宮十五郎でございますが、きょうは介護保険の問題を初めとする3つの問題で、市長を中心にお尋ねをさせていただきます。

さきの通常国会で、介護保険制度の根幹を揺るがす制度の大改悪が行われました。今回の制度の改正は、新年度から始まります6期計画終了までに、要支援1・2の人々の保険給付は介護保険給付から完全に切り離し、予算で事業計画を縛ることのできる市町村事業としていくこと。現在の専門的な介護認定を初め、ヘルパーさんやさまざまな国の有資格の人たちを中心にした専門的な介護サービス事業から切り離し、市町村事業とすることで、介護認定なしで将来的には介護1ぐらいの人たちまで取り込んでいくことができるようにする。そうしながら、団塊の世代が後期高齢期を迎えていく最大の費用負担が求められる時期に、その給付額は現状の要支援の介護給付の2分の1程度の割合に縮小していくという方向づけを持ったもので、政省令に基づきます方向づけが現在既に市町村にも示されております。

重大なことは、このような法案の実際の内容、それに基づく政省令による給付基準の方向などが、衆議院の採決が終わり、参議院の審議も大詰めの採決の間際になって、共産党の国会議員団らの追及によって初めて国会に明らかにされたことでございます。最近の国政の重要問題で相次いで、十分憲法やそれぞれの法律の趣旨に沿わずに、また必要な国会審議や国民への説明をせずに、本当にこんなことでいいだろうかと思うようなことがたくさんございますが、この問題もその一つであり、もともとこういう重要な法案、国民生活に重大な影響を及ぼすものの決定に当たりましては、それぞれの審議会をつくり、そこでも十分審議をし、方向性も示しながら政府は成案として国会に出してございましたが、今回の主要部分につきましては、基本的に審議会の段階では一度も出されなかったことでもございます。

国の医療、介護給付は、この間、さまざまな制度改悪によりまして、既に老老介護に疲れての自殺や殺人、若い人が仕事をやめて親の介護につかなければならないとか、深刻な状態がつくり出され、保険診療の範囲で入院治療が受けられる病院がどんどん減らされて、高額な保険外負担が求められる病院などにやむなくお世話をいただいている事例も少なくございません。

国は既に、東京都内を初め幾つかの地方自治体で、介護サービスの大幅な切り下げや締め出しのモデル事業を実施しておりますが、少なくともこの6期計画の3年間は、住民と行政が求めれば現行の介護保険給付は認めることを国会答弁でも明らかにされております。医療と介護は互いに深くかかわり補完し合っておりますが、さきの小泉政権時代に高齢化等の進

行等によります自然増、毎年2,000億を超える部分を強制的に削減していくということが実際に実施をされましたが、そんなことをしたらとんでもないことに実際になりまして、国民の強い反対で途中で中断されましたが、今回の介護保険計画は、社会保障と税の一体改革ということで、民主党政権の末期に、民主党と自民党、公明党の3党が合意をいたしました消費税を初めとする増税と、そして改革ではなくてお金を削るという方向で国民へのサービスを切り下げていくということでありましたが、それが実際に今始まっております。

先日も海南病院と議会の懇談会が行われましたが、その席でも山本院長から、第2の医療崩壊に直面しているという懸念が示されておりますが、そうした中で、この間市長は、他の周辺の市町村とも協力しながら、介護保険等の市民サービスを後退させないように努力していくということを表明されましたが、この全体の計画が進んでいけば、本当に行政にとっても、あるいは住民にとっても大変な事態になりますので、少なくともこの3年間の間、要するに6期の介護保険事業計画が進められていく来年度からの3年間の間は、基本的に行政と住民が求めれば、現在の介護給付の水準は認めていくということが国会でも言われておりますので、今後の国民の増幅する医療と介護の中で、とりわけ介護部門の住民要求に応じていくために、この間市長が表明されました立場で、現在の弥富市が進めてまいりました介護関係の事業を、きちんと介護認定も行い、そして移行する時期にも市民サービス、あるいは全国的な課題としてどれほど必要かということをしきりと主張できる土台をつくっていただく時期にこの3年間はなると思いますが、ぜひこれまで市長が述べられた立場で、また今遭遇しているこういう重要な事態の中で、その立場を堅持し、国会でも認められた住民の要求があり、行政が求めれば現在の介護給付を続けていくということを実際守っていただくように御尽力いただきたいと思います。まずこの基本点で御答弁をお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

いよいよ第6期の介護事業計画を策定して、平成27年から向こう3年の計画を立てていかなきゃならないということでございます。一番問題は、今、弥富市には要支援・要介護の認定をいただいている方が約1,700名近くお見えになるわけでございますけれども、そのうちの要支援の方の通所介護、あるいは訪問介護ということに対する国の考え方と我々自治体の考え方をどのように整合させていくかということが一番大きな問題だろうというふうに思っております。

そういう状況の中において、介護の給付額は2桁に近い状態で伸びておることは事実でございますけれども、何とかその辺のところは、私どもの自治の責任を全うしていきたいというふうに思っております。介護の停滞はあってはならないという気持ちで、この第6期の事業計画を策定してまいります。それができるかどうか分かりませんが、3月議会の前

に素案というものができるのならば、議会の議員の皆様、この事業計画に対して私は提案していてもいいのではないかなあというくらいなつもりであります。

そうした形の中で、この高齢化社会を支えるために市として何をやっていかなきゃならないかということにつきましては、基本的にしっかりと考えていきたいということをこの場をかりましてお話しさせていただきます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 実は今、皆さんの手元に配らせていただきました資料は、基本的にはあさっての議案質疑、決算の質疑で使うつもりでございましたが、特に先ほどの那須議員の質問の中でも、保育所なんかは早くから幼稚園・保育園、3歳以上については保育料は無料にするなどというような政権公約もされてきておって、非常に私どもも期待しておったわけではありますが、どうも先に消費税がそういうふうにならないのではないかと。しかも今後の計画は、消費税の10%への値上げを想定したものとしてされておりまして、そういうことで、またなかなかそれが実際にはどうも、保育だけではなくて、いろんな分野で定まらない。国民健康保険なんかの問題につきましても、国の負担分が定まらないままで、ずっと実際の計画がストップをしておるというような状況がある中で、実際に本当に国民に約束されたように消費税が社会保障のために使われてきたのか。

あるいは6月議会でも、全国の地方自治体の法人税を全国の市町村の大変なところに支援をするために使う必要があるということで、交付税財源にするということで一定の引き上げが行われておりますが、実際に消費税が、今、一番表にあります大企業ほど法人税負担軽くというところの下に、消費税が導入されて以来2014年度までの、最後のところは予算であります、実際の収入と、この時期に、特に安倍総理が今力を入れております法人税の減税や法人税の税収の後退で、どれだけ皆さんが国に納めた消費税が日本の財源としては実は法人税の減税で消えていったかということを表にしたものでございます。

各年度の収入額、それから下は法人税の減税額であります、トータルしますと282兆円の税収が国庫に入ることが想定され、その一方で法人税減税で255兆円消えていっております、お金に色はついておりませんから、社会保障に使うと言うんですが、この間の社会保障費の切り下げだとか、あるいは日本の財政問題の大部分が、こういう税収の大幅な後退によって、とりわけ本当はもうけている大企業や大資産家が税金を払わなくてもいい仕組みをどんどんつくってきた中で起こっているということを全体で見ていただきたいと思いますし、特に最近の問題では、上の記事でございますが、これは国税庁に私どもの共産党議員団が国会で法人の負担割合を試算していただいて、それに基づいてつくった資料でございます、下から2段目の「下げる理由はない」と書いてあるその隣のところから、こういう記載があります。「また、外国子会社から受ける配当などの額の95%を非課税とする海外子会社配当

益金不算入の合計額は、3兆4,765億円に上りました。そのうち95%、3兆3,085億円が資本金10億円以上の大企業（連結納税グループ企業を含む）に適用されています」というふうに言っておりますが、トヨタ自動車が5年間、要するに所得による法人税を払っていなかったということが大きく報道されたことがございますが、その最大の理由は、1つはリーマンショックによる損害、減収が、当時から銀行などには早くから適用されておりましたが、後年度の利益で償却できる仕組みがつくられたことと、もう1つは、外国にトヨタを初めとして連結法人なんかは多額の出資、要するに社内留保をいっぱい抱えて、国内にはずっと働く人たちの収入が、中小企業が今元気がないことから国内市場が狭まった中で、どんどん外国に投資をします。そして、投資をした利益ですね、配当金は、5%税金を払えばいいというんですから、こんなおいしい話はなくて、そういうことができるところだけはどんどんもうけると。

資本金別に法人の税負担率を出しておりますが、1億円から5億円のところが一番高く、実効税率はそれでも27%、100億円を超えると19.6%、一番問題なのはトヨタ自動車を初めとする輸出大手のこういう法人なんですが、わずか13.3%、数百万のサラリーマンの実効税率とほとんど変わらないか、場合によっては低いぐらいの状態で大企業優遇が行われておりまして、実効税率は今、35%だったのを20%台にしたんですが、さらにそれを下げていくということが言われておりますが、実際には既にこういう状態になっておるのをさらに下げると。

こんなことをやったら、どれだけ国民が税金を払ったって社会保障のためには使えないことになっていきますので、こうした状況もしっかり見ながら、市長たちは地方自治体の長としていろんな議論に加わる機会がありますが、地方自治体が、こういう無謀なことは改めていかなければ日本の財政再建も社会保障制度も成り立たないということを、ぜひいろんな機会にしっかりと伝えていっていただきたいと思います。少しだけこのことについて市長の御見解を求めたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 政権交代が行われまして、もう2年数カ月経過するわけでございますけれども、経済の再生、あるいはデフレからの脱却というような状況の中でさまざまな施策がとられたわけでございます。御承知のように、金融政策、あるいは財政政策、あるいは成長戦略の中で次々に矢が放たれ、そして日本の経済は少し持ち上げてきたかなあというような状況にあらうかなあと思っております。しかし、まだまだ我々地方に対する恩恵というのはほど遠いというような状況もあるわけでございます。

そうした中で、企業が少し元気になってきたということに対して、これをさらに下支えするのが法人税、あるいは大企業に対する税率というふうに理解をしておるところでございます。

す。日本の経済が世界のリーダー役として、これからもしっかりとその方向を定めていくためには、この法人税ということについてももしっかり考えていかなきゃならない。世界と競争するグローバル社会でございますので、しっかりと考えていかなきゃならないのは当然であろうというふうに思っております。

一方では、社会保障・税一体改革というような状況の中において、私は8%からさらに2%ということにつきましては、本当にしっかりと審議していかないと国民の理解が得られないだろうと今現状としては思っておりますけれども、その税率、増税額について、社会保障の中で、その財源を利用していくということに対するバランスをしっかりと持っていただきたいというふうに思っているわけでございます。

そうした意味においては、その法人税の低減において企業が元気になる、さらに雇用だとか、あるいは給与というような問題についていい好循環が生まれるということも一方では必要だろうというふうに思っておりますので、そのように理解をしているところでございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） この問題でやっておると、本題が荒れていきますので、きのうやきょうの報道を見ましても、実際には働く人たちの収入は下がっておって、物価上昇だけがあって、4・6月期の国内総生産は年率換算で7%を超えて後退すると、史上最高の後退だということが言われておるような状態でありまして、とても法人税減税が給与の改善には回らないということを申し上げて、あと具体的な質問に入っていきます。

まず、そういう状態もありますが、実際に庶民の暮らしは大変な状態でありますので、現行サービスを活用して、要介護や要支援の人々へのサービスを強化することについてお尋ねいたします。

まず、幾つかまとめてお尋ねをしますが、要支援1・2の人を介護認定による障がい者の税控除の対象とされることについてお尋ねいたします。

これは、弥富市は介護1からを対象にしておりますが、要支援といったって他人の介護がなければ日常生活ができない程度であります。身体障がい者と別の制度ですが、適用に当たってはなるべく身体障がい者の人たちと差のないような扱いをということが言われながら、市町村の裁量でこれはできることになっております。

例えば、親指が1本ないとか、人さし指を含めたほかの2本の指が御不自由だという場合は身体障害者手帳が出ますよね。その人に比べて、介護がなければ生活できないという人が軽いはずがありませんので、全体的にも、そんなに多くはないですが、幾つかのところで実際に実施をしておりますので、これはぜひやっていただきたい。

とりわけ65歳以上になれば、以前は老年者控除ということで50万の控除もありましたが、こういうものは全くなくなっておりますので、そういう自分の生活に他人の介護が要るよう

な人につきましては、せめて、その人自身はそんなに、所得がある人もありますが、ない人も多いわけでありましたが、扶養家族になっておれば、また障害者控除も受けられるわけですので、ぜひそういう方向に改めていただくことが、今非常にその人たちの暮らしを支える上で大事ではないかというふうに思いますので、御答弁いただきたい。

次に、重度・軽度の人も含めて、身体障害者手帳取得のサポートをもっと行っていただきたい。最近少し、各医療機関なども力を入れていただいておりますが、相変わらず実際に障害者手帳がとれるということについて、理解されていなかったり請求しない人がおりますので、ぜひケアマネジャーなんかがケアプランの相談に乗るときに、あるいは弥富市としては福祉課と介護高齢課は隣同士であります、重度についてはリストのチェックをしておりますのでわかるわけでありましたが、こうした資料があればもう少し手を伸ばしてぜひサポートしていただきたいし、以前は重度の人については訪問して審査をする仕組みもありましたが、最近は予算だけ組まれているのか、予算もなくなったのか知りませんが、なくなっておりますので、これもぜひ復活をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

もう1つは、税金で重度障がい者対応の認定をされている人だとか、移動障がい3級相当以上のものに該当するというような方々には、ぜひタクシーチケットは48枚の支給を行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

さらに、新年度から保険料の改定がありますが、いろいろ事業計画も確定されることもありまして、またどこも保険料が上がるのが想定されますが、今年度末に想定されます基金及び繰越金は6期保険料の軽減に充てて、可能な限り引き上げ幅を少なくする御尽力をいただきたいと思います。

次に、他の市町に比べて制度的には弥富の介護保険制度、これは保険料も利用料もそうでございますが、実際には国は全額免除はだめだと言っておりますが、弥富の条例の中には免除と減額という2つの制度が盛り込まれております。もともと国民健康保険制度は、税と社会保障一体ということで減額や免除がある制度であります、介護保険のようなもっとお年寄りで収入のない人も含むようなものなら、やはりそういうことが必要だということで、この審議の中で、当時の弥富町議会で議決をして、いまだにそのまま条例としては残っておりますし、それから現在決めております減額なんかの基準も、他の市町に比べて少しいいものとなっておりますが、ほとんど利用されていないので、ぜひこの活用について力を尽くしていただきたいと思いますが、そういう具体的な問題について御答弁をお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） それでは、一つ一つお答えさせていただきます。

まず、要支援の方に対しても障がい者の対象者認定書の交付という御質問でございますが、市では現在、要介護認定高齢者の障がい者対象の認定書の交付につきましては、要介護1か

ら5の認定を受けてみえる方について、障がい高齢者の日常生活の自立度、いわゆる寝たきり度の判定基準や、認知症高齢者の自立度判定基準をもとに、該当すると思われる方へ通知をお出しし、申請に基づき交付をさせていただいております。ただし、その中で障害者手帳を持ってみえる方は除きますけれども、今後につきましては、介護度にかかわらず要支援の方も自立度判定基準を考慮して認定させていただきます。

2点目でございますが、身体障害者手帳のサポートということで、要介護認定を受けてみえる方で身体障害者手帳を取得してみえない方に対してのサポートでございますが、要介護認定と障がい認定は、そもそもその判断基準が異なるものであり、また介護認定を受けられるに当たっては、必要な主治医の意見書、これは医師であれば作成可能でございますが、身体障害者手帳の交付のための診断者は指定医がでございます。そのような仕組みの相違はございますけれども、担当課としましては、介護認定を受けられるに当たっての主治医の意見書を参考に、窓口において手帳取得の可能性をお伝えするなどしていきたいと考えております。

また、要介護認定者の方へ定期的に訪問するなどしているケアマネジャーに対し、障がい名や等級、取得の手続などを説明した資料を配付して協力していただくようにしていきたいと思っております。

次に、税で重度と認定されている方に対しての3級障がいより重い移動障がいのある方についてタクシーチケットを48枚支給してはどうかという御質問でございますが、介護認定を受けてみえる方に対してタクシー料金助成のチケットについては、現在、年間24枚交付させていただいております。一方、身体障害者手帳をお持ちの方、1級から3級の方については48枚交付であります。介護認定を受けてみえる方のチケットの利用率を確認しましたところ、平成24年度は42.1%、平成25年度は41.2%でありました。利用される方は24枚使い切ってしまう、不足するというケースはもちろんあると思われますけれども、全体として5割にも満たない利用率に鑑み、現行どおりとしていきたいと考えております。

次に、保険料改定に当たって、年度末に想定される基金、繰越金など、新年度の保険料収入の軽減のために使ってはどうかという御質問でございます。

介護保険につきましては、3年間の計画期間ごとに、その期間を通じて同一の保険料を介護サービスの見込み量に見合せて設定するという中期財政運営方式を採用しております。介護給付費が総じて増加傾向にあることから、計画期間の初年度は一定程度の余剰金が生ずることが想定されていて、この余剰金を管理するために介護給付費支払準備基金を設けています。そして、介護給付費が見込みを下回るなどの場合は、余剰金を準備基金に積み立て、介護給付費が見込みを上回るなどの場合は、前年度以前に積み立てられた準備基金から必要額を取り崩し、計画期間の最終年度において残高がある場合には、次期保険料を見込むに当たり準備基金を取り崩すということが基本的な考え方となっております。

このことから、基金は保険財政の安定を図るために大切な役割を果たしていますが、必要以上の基金残高を残すことは保険給付のためにお預かりした保険料の使途目的として適切ではありませんので、1号被保険者の方の保険料軽減にも役立てたいと考えております。

次に、軽減・減免制度の活用についてでございますが、市の保険料減免制度につきましては、生活保護制度の改正に伴って廃止された収入の特別控除を加味するという改正をさせていただき、被保険者の方に配慮をさせていただいたところです。収入の著しい減少、直近3カ月の収入状況など、相談していただかなければ把握し切れない場合もありますが、今後、窓口対応や広報にて一層の周知を図ってまいりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 障害者手帳をとることで、毎年、そういう介護のほうで認定していただく手間も省けますので、手帳がとれる人はぜひ早くとっていただく。同時に、障害者手帳のほうは手当制度だとか医療費無料制度でカバーされておりますので、はるかに条件が違いますので、活用できる条件はしっかり活用していただくということで進めていただきたいと思います。同時に今言ったようにタクシーチケットについて、そんなに使われてないのではないかということなんですが、重度障がいの人たち、初めは通院でしかだめと言っていたのね。最近やっと、その人たちはそんなに、かなり寝たきりに近いような人ですから、そうどこかへ遊びに行くとか、そんなことはないわけですが、家族が車を持っていたり、いろんな条件があって、あるいは障がい者の認定をとっている人についていうと、多分重度の人は自動車税の免除だとか、そういうのをとっておられればこっちは使わないということになるんですが、実際に本当に移動障がいのある人たちで、それしかない人たちにとっては相当深刻な問題でございますし、加えて弥富市は非常に中心市街地、海南病院なんかのある便利なところの周辺にたくさんの方が住んでおりますが、そうでない地域、南部だとか東部に住んでいる人たちは、本当にここへ出てくるだけで、チケットを持っておったって、とてもそれでは足りないという状況がありますので、これは今後さらに検討していただくことを求めて、次の質問に移らせていただきます。

次に、精神障害者医療助成制度の改善についてお尋ねいたします。

精神の病気の早期発見、早期治療は、昨今の社会情勢のもとますます重要なものとなっております。弥富市は、旧弥富町時代から国の制度などに先駆けて、こうした病気に対する助成制度を進めてまいりました。ただ、障害者基本法が大幅に改正されてかなり時間がたちますが、それまでに治る病気であるということもありまして、以前は障害者福祉手帳が出なかったんですが、基本法が改正されて精神障がいも治らない期間が長いから、一定期間ごとに精神障害者福祉手帳を発給するというふうになりましたが、当時、厚労省も、療育手帳と

同じように、精神障害者福祉手帳の１級は身障の１・２級に相当すると。２級については３級に相当する、３級の手帳は通常の身障の４級に相当するというふうに位置づけて、そういう療育手帳なんかとの関係も整理をされながら、同一程度の障がいに対しては、国や市町村が医療や生活支援に対して同一程度の支援をすることが法で定められております。

既に県内でも多数の市町が、身障３級相当の手帳保持者には一般の手帳保持者と同様の全ての病気の保険対象医療を無料にする対応をしており、中には福祉手帳３級の者に対しても入・通院の医療費の助成を行っているところもございます。全ての障がい者の皆さんが人としての尊厳を守られ、国と市として支えていく立場が問われるものでございますので、一日も早いこの問題の改善を求めますが、御見解をお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

御承知のように、精神保健福祉法という法律がございまして、その目的は精神障がい者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図るということを記しておるわけでございます。そうした形の中において、私ども弥富市といたしましては、町の時代から平成４年度より精神障がい者の医療制度に対して実施をし、その障がいにかかわる医療費につきましては、自己負担分について助成を行ってまいりました。しかしながら、時代の進展とともに社会的な環境も変化をしているということに対して、今この制度につきまして市が負担をしていることにつきましては、少し時代にそぐわなくなってきたというふうに思っているところでございます。今後は、この制度の拡大を図ってまいりたいというふうに思っておりまして、精神保健福祉手帳１・２級を所持してみえる方に、平成２７年度から通院・入院に対して医療費の全額を無料化にしていきたいというふうに思っているところでございます。

３級の方についてということを三宮議員は述べられておりますけれども、３級の方につきましては収入も得られるということをおっしゃっておりますので、今後の検討課題という形にさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○５番（三宮十五郎君） 精神障がい者の人たちは、やっぱりまだ隠したいというような気持ちもあって、本来とれる人がとってない例もあります。医療無料の実際にそういう利益が得られる制度にしていただければ、市としては大変なんですけど、しかし実際に今、そういう人たちがふえ続けている状況のもとですので、ぜひ進めていただきたいということと、もう１つは、これは要望しておきたいんですが、実は精神障害者福祉手帳、精神の障がい例えばてんかんの人たちで、常時薬を飲まないで発作が心配されるという人たちでも手帳が出ない人が結構あるんですね。私の知っておる人たちでも、隠して働いておって首になっちゃったり、それからもう１つは、精神障害者福祉手帳があれば、今は作業所がありますので、そこ

で採用していただける仕組みがかなり整っておるんですが、手帳がなかなか発給してもらえない。しかし、もう一方でいうと、常時てんかんなんかの薬を服用しなければいつも心配だという人が手帳がとれないような状態というのは、一度よくお調べいただいて、市は医療としてはかなり幅広くやっておりますので、手帳が取得できるような人には勧めていただくとか、医療機関の協力も得ていくとか、そういうことを含めて対応していくことを要請して、次の質問に移らせていただきます。

次は、水道料金が過大な防災対策などのためにかかなり高いものになっておりますし、この間、南部水道ではいろんな努力もされて経営状態も改善されておりますので、そうしたことも生かしてぜひ値下げを実現していただくということについて、これは弥富市と愛西市、飛島村が共同で運営している事業でございますが、同時に市・村としましては、地域住民の他の市町と似たような支援の中でこの事業が運営されることが望ましいという立場から、お尋ねをいたします。

一般家庭の水道料金が、愛知県が毎年発表しております水道事業統計の報告書では、豊橋市や犬山市の2倍を超える、10立方でも、20立方でも、30立方でもでございますが、最高の料金としてグラフにもされております。この高い水道料金の大きな原因の一つは、水道水を手りする費用が、海部南部水道企業団は、愛知県平均では平成25年度、1立方メートル当たり36円に対して、南部水道は76円と2倍以上となっております。これは伊勢湾台風の後、1メートルを超え、進んだところでは、例えば十四山取水場の周辺は1メートル40近くまで地盤沈下が進んだこともありまして、当時の関係町村長の合意で、安い地下水を使っていた水源を全量地下水に変更したことが直接の原因であります。加えて、平成19年度から高過ぎる水道料金の背景には、談合などで不必要な支出がされているのではないかという住民からの指摘が出始め、20年度に改善を求める運動が始まり、南部水道企業団議会でも取り上げられ、企業団としても改善の取り組みが行われてまいりました。

本格的な改善が行われたのは平成22年度から、5月には服部市長が企業長に就任をされた年でございますが、22年度と23年度で水道管と佐屋配水場の電気・機械設備工事の入札では、予定価格16億9,000万円に対して落札額は82.7%の13億9,800万円となり2億9,200万円、17.3%の予算の節約となりましたが、実際には入札予定価格を決める前に、電気・機械設備工事の予算額は高過ぎるとして、予算からさらに7,400万円を引き下げて発注されたものでございまして、これを加えますと2年間の節約額は、2種類の工事請負だけで3億6,600万円、20.7%の予算の節約が行われました。同じような発注が行われました平成17年から19年度の3年間では、予定価格34億1,450万円が33億6,400万円、98.4%で落札され、節約されたのは5,410万円、1.6%でございました。

こうした改善が進められた21年から25年度の改善の結果は、20年度末に比べまして、通常

の私どもの一般会計の現金積立金総額に相当する正味運転資本は、20年度末の9億8,100万円から25年度末は14億7,500万円と4億9,400万円増加しております。また、起債残高は20年度末35億7,700万円から、25年度末28億5,400万円と7億2,300万円の減少でございまして、現金収支では12億1,700万円が改善をされております。同時に施設更新のために建設改良費は、水道料金の中に減価償却費として集められるものも相当額ございますが、そうしたものを使いまして、このほかに34億1,400万円の建設改良事業を実施しております。水道料金に含まれている減価償却費などを除く純利益は、20年度末に示されました21年から25年度の収支見込みでは減少傾向にあったことから、5年間で2億500万円を想定しておりましたが、実際には今申し上げましたような改善が進められて、結果的には4億8,800万円の純利益を上げ、20年度末の見通しに比べて、こうした改良が行われた結果、純利益も2億8,300万円増加をしております。

水道料金問題では、服部市長が水道企業団企業長就任時に、料金引き下げを求める請願が企業長と議会双方に提出され、企業長として値下げに向けての努力が約束され、議会も請願を可決しておりました。ところが、その直後に、最大のお得意さんであります中部電力が発電システム、要するにこれまでの火力発電からガス発電に変更するということで、5年間休止をするということで、ほとんど水の利用がなくなることで、途中で赤字になる年次が出てくるということで、値下げすることは困難だということで値下げの計画が中止されております。ところが、さっき申し上げましたように、21から25年度の業務改善の取り組みによりまして、予想される減益分を大幅に上回る増収が確保されました。

加えて防災費などの過大な負担をそっくり水道料金負担とすることは、県内の他の市町の水道会計の事業などの実情を見ても改善の必要があるのではないかと。また、豊富な資金があるから、世代間の負担の公平ということからいえば、40年間以上使うことができる水道管などの建設改良費は、特に石綿管更新事業が終わりました後の塩化ビニール管の老朽管更新事業については、24年度も、25年度も、それから今の26年度も、一切借入れをせずに、全額要するに手持ちの現金を充てていくというふうになっております。

先日、弥富市が、今後の市の予算の説明のために、よそと比べてわかりやすいものにするということで、そのモデルをつくって配付していただきましたが、その中にもきちんとありますが、そういうものについては、建物にしたってそうですが、世代間で均等に負担をすると、これが起債をしていく考え方であるということが説明されておりますが、全くそのとおりでございまして、こうした水道料金を実際にどうして決めていくかということについても、残念ですがまだ海部南部水道企業団は、そういうことについても十分きちんとしたモデルというんですか、そういう方向が定まっていけないのではないかとということでいろいろ議論がされましたが、さきの6月議会の審議を通じて、はっきり言って値下げをできたら考えたいと

いう立場をとっていたのは、どちらかというと市長が下水道なんかの住民との懇談の中で強く求められたし、実際に話を聞いてみるとそういうことですので、何とかしたいという思いもあったんですが、さっき申し上げましたような赤字になってやるということについては、やっぱり無理ではないかという水道企業団議会側や他の市町の皆さんの対応もありまして、一旦そこは断念をしたんですが、状況が大幅に変わりまして、大体ほかの企業長、この間の市長の後を引き継がれました企業長さんたちも、やはりこれは検討に値するというふうにおっしゃっていただくようなふうになってきたと私は見ております。

加えて春日井市などは、昨年の25年度の事業計画で、やっと累積赤字の解消のめどがついたということで、水道料金を値下げするということを発表しておりますが、南部水道企業団の努力で、こういった利益だとかそういうものについても受益者に還元をしていく、そういう時期が来たのではないかと。最初に申し上げましたように、防災関係の過大な負担についても、県内の多くの市町が、いろんな形で防災対策なんかに対する支援をしているということを考えましても、ここはひとつ総合的に御判断をいただいて、そうした利用者の期待に応える方向に、また今の企業長の任期の後で服部市長の企業長も回ってきますが、大体市・村長さんたちの気持ちがそういう方向に動き始めてきた時期でもございますので、ぜひ今申し上げましたような問題をしっかり見据えていただいた本格的な対応をお願いしたいと思います。が、市長の御見解を求めます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 海部南部水道の水道料金の問題につきましては、基本的には水道企業団の議会で議論することがいいとは思いますが、弥富市民の皆様方にも、この水道料金に対する基本的な考え方を知っていただくという意味においては意義もあろうというふうに思っております。

三宮議員が、この水道企業団の議員として長期に議員活動を務めてみえる。こんなことを言うと叱られるかもしれませんが、ライフワークの一環として、この水道問題には取り組んでいただいているということでございます。しかしながら、県下の高い順位における水道料金であります。それなりの理由があるわけでございます。県水100%であるとか、あるいは愛西市、弥富市、そして飛島さんという状況の中においては、施設面積が非常に大きいものですから、維持管理も含めて多大な経費もかかってくるわけでございます。

そうした中で、平成25年度の企業団の収益的収支においては、営業収益が21億6,000万、そしてそれに対する営業費用が20億6,000万で、約1億円、9,900万円の営業収益で黒字経営になっていることは事実でございます。しかしながら、先ほど21年から25年の増収ということにつきましてはこのような額でございまして、まだ大きな突出した、例えば収益的な収支の率として換算していくと4.5%で、決して高い収益率ではないだろうというふうに思って

おります。

そうした形の中で、今、三宮議員もお話をされたわけでございますが、飛島にあります中部電力の西火力発電所の設備更新ということが、水道料金、あるいは収益ということに対して大きな影響があるということでございます。今、この西火力の発電所におきましては、年間20万トンという大口の最需要家でございます。そういった形の中で、20万トンの水を使っている。そして、その収益ということにつきましては、年間6,000万円の営業収益でございます。21億6,000万円の収益の中での6,000万円ということですので、非常に大きな構成比があるわけでございます。

この西火力発電所が、平成29年度完成というような状況でございます。そうした形の中においては、その設備更新が待たれるわけでございますけれども、そういった状況の中で、過去には検討委員会で、この料金について皆さんから御意見をいただいたわけでございますけれども、この西火力発電所の設備更新に対するまでは、基本的には今の水道料金を維持していかうということで合意を見させていただきました。そうした形の中においては、この西火力発電所が完成した暁においては、もう一度しっかりと協議する必要があるということは私は思っているところでございます。企業団での正・副企業長、あるいは議会の中での協議をしっかりとしていく必要があるというふうに思っておるわけでございます。

一般会計からの繰り入れも、他会計負担金で出資してまいりましたけれども、これにつきましては石綿管更新事業で、国・県に補助金をいただいております。ですから、市と村も負担をしていくというのが基本的な合意でございまして、他会計負担金6,000万円を計上しておったわけでございますけれども、そういった形の中では、今は企業会計の中で水道の収入については、その単独の企業団の企業会計でやっていくということを基本にしているわけでございますので、御理解いただきたいと思います。もう一度しっかりと協議する時間が来ると思います。よろしくお願いします。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 今、確かにそういう経緯を踏まえてきたということは私も承知をしておりますが、ただこの間、今言ったように、入札制度の改善によった節約ですね、それからもう1つは借金を、そうした費用を充てて返した額と、5年間で12億に及ぶわけですから、これはその議論をしたときにはちょっと考えられなかったような大きな収益を皆さんの努力で上げたわけでありますから、こういうものはやっぱり還元することと、もう1つは今言ったように、県下平均で、基本的に県水を使っておっても36円の受水費が、100%県水にしておることによって76円というのは、余りにもそのままでいいという話には私はならない問題だと思いますので、そうしたことも含めて御検討していただく時期が来ているのではないかと。

とりわけ、この間のそういう事業団の体質改善が行われて、市場価格に沿った入札制度と

というのが、ずうっとやられてなかったことがやられたことですので、今の企業団の皆さんというのは新しい方で、そういう古い人はもうほとんどいなくなったわけではありますが、当時の弥富町なんかは、平成10年当時から、そういう大手電気・機械設備メーカーが独占的に実施できるものについてはめちゃくちゃ市場価格と外れているということで議論もして、議会と行政側が合意をして、そういう発注を続けてきたんですよ。それからもう1つは、現在、環境事務組合と言われて、当時は1市11町村と言っておりました弥富の八穂の焼却場も、たしか当時の三菱の助言を得てつくった予算の85%ぐらいで発注がされたという経緯もありますので、南部水道はそういうことが非常におくれておったことが、実際にはもっと自力でも値下げができることをようせずに来ておって、やっとここに来てそういうことが本格的に取り組まれたことが、今言ったような財政上、大きな改善になっておりますので、そういうことも踏まえて、これも住民の指摘の中で始まったことでございますので、市長の後の飛島村長も真摯に、皆さんのそういう提言というか、そういうものに応えていきたいというふうに言っておられましたので、ぜひそのことを強く要望して、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は4時20分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時11分 休憩

午後4時20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に炭竈ふく代議員、お願いします。

○11番（炭竈ふく代君） 11番 炭竈ふく代でございます。

通告に従いまして、1点目に地域の環境保全対策について質問をいたします。

初めに、空き家問題についてでございます。

高齢化や人口減少を背景に、全国で空き家がふえ続け問題になっています。総務省がこの7月に発表した2013年の住宅・土地統計調査によりますと、全国の空き家は820万戸に上り、住宅総数に占める割合も13.5%で、いずれも過去最高の結果とあります。

空き家は、景観上の問題だけではなく、敷地へのごみの不法投棄や不審者の侵入、また放火の要因になるほか、災害時に倒壊して避難や消防の妨げになるおそれがあり、近隣住民にとって深刻な問題ですが、あくまでも管理責任は所有者に委ねられるため、対策が思うように進んでいないのが現状だと思います。

空き家問題は、以前から議会においてたびたび質問に上がっております。2年前の弥富市の空き家は47件であると市側からの御答弁がございましたが、その後、我が市の空き家の実

態と、またどのように把握をしておられるのかお尋ねをいたします。よろしくお願いします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） まず、現在の空き家の件数についてでございますが、平成20年度に調査を実施し、その後、平成24年度に再度調査を実施しており、64件の空き家、そのうち危険家屋は16件を確認しております。

次に、どのように把握しているのかという質問に対する答弁でございますが、まず区長さんに実態調査をお願いいたしまして、その後、その実態調査の結果に基づき市のほうで個々に現地調査を実施して、危険度などの確認を行っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） これら空き家を撤去する際の主な障害といたしまして、所有者の把握の難しさや撤去費用の負担の問題、また自治体の責任だけで行政代執行などを行った場合の訴訟などのリスクであったり、家屋を撤去して更地にすると、住宅用地としての固定資産税が軽減される特別措置が受けられなくなるため、所有者があえて家屋を残したままにしていることも取り壊しが進まない原因となっています。

こうした中、近年は、課題解決へ積極的な動きも見られます。国土交通省の調べによりますと、ことし4月現在で、全国355の自治体が問題のある空き家に対して指導、勧告、命令、行政代執行などを行うための独自の対策条例を施行し、実績を上げているとございます。例えば東京都足立区の場合、老朽家屋を解体する所有者に解体費用を助成する制度を実施しており、これまで35件の倒壊が危ぶまれる家屋を撤去したということでございます。また、名古屋市においても、周辺への悪影響や管理の不適切などといった空き家に対応するため、名古屋市空き家対策の推進に関する条例が平成26年、本年3月に制定をされ、現在推進がなされています。この条例に関しましても、私ども議会においてこれまで質問にございました。そこでお尋ねをいたします。

全国でも急速に進む空き家適正管理条例の制定に向けて、本市の考え方についてお尋ねをいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 議員の御指摘のとおり、近年、適切な管理が行われていない空き家の存在が防災・防犯、衛生、景観等の面から地域の皆様の生活に大きな影響を及ぼしております。このような不適切な管理状態の空き家等の対策につきまして苦慮している現状であります。空き家等の適正管理条例につきましては、他市町村の条例を見てみますと、調査・指導、勧告、命令、公表などを規定しており、当市におきましては、特に危険家屋対策の観点から、さまざまな先進市町の例を参考に3月議会で提案できるように準備を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○１１番（炭竈ふく代君） 災害時における対策の一つとして、また、ただいま御答弁にもございました防犯、衛生面、景観上などの問題解決策として、前向きな御答弁をいただきました。どうか市民の期待に応えられる効果のある条例の提案、そして制定に向け努力をしていただきますことをお願いいたします。

また一方で、空き家撤去の促進とともに、空き家の利活用に向けての対策を実施している自治体もございます。例えば神奈川県横須賀市では、空き家をリフォームして大学生に格安で貸し出しをしています。ただし、入居者は軽作業で地域に貢献することが条件ではありますが、地域との友好を深めているということでございます。また、長崎市では、土地を市へ寄附する条件に市が撤去する方法で、跡地は公園や駐輪場に生まれ変わっているそうです。ほかにもインターネットで物件情報を公開し、仲介する空き家バンク制度などを導入する動きもふえていているといえます。

今や高齢社会を迎え、高齢者のみの世帯となったとき、身内からすれば、父母を引き取ったり、また介護施設に入居をさせたりすることもあるかと思えます。残るのは空き家となった高齢者の自宅でございます。空き家になる原因はさまざまあると思いますが、特に高齢者のみの世帯にとっては家屋の管理は大変だと考えます。管理ができなければ廃屋状態になってしまいます。昨今、巨大地震、巨大台風といった災害が心配される中、こうした家屋は周辺住民の脅威にもなるかと考えられます。そうした状態になる前に対策を講じていくべきではないでしょうか。

そこで、今後、市独自の空き家の利活用も含め、空き家をふやさないこと、廃屋をふやさないことも市として対策を講じていく必要があるかと考えますがいかがでしょうか、再度お尋ねをいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 空き家の利活用につきましては、全国的に見ますと、空き家・空き店舗を活用したまちづくりとか、コミュニティ、環境、建築、アート、観光などの視点から、空き家を再生して新たな活用を模索するなどの実例が報告されております。空き家の活用につきましては、効率的に利活用、流通されることが求められるため、さまざまな研究を要すると思われます。空き家対策につきましては、この空き家の利活用も重要な要因ではございますが、現時点におきましては利活用対策を講ずる考えは持ち合わせておりませんので、御理解をお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○１１番（炭竈ふく代君） 国におきましても空き家対策の推進に関する特別措置法の制定の動きがあることから、空き家対策は急務を要するものとなっています。どうか本市におかれ

ましても、本格的な対策に向け推進をしていただくことをお願いし、次に移ります。

件名1の2点目でございます。次に、家庭ごみの未搬出世帯、いわゆるごみ屋敷と言われる問題について質問をいたします。

平成24年10月に東京都足立区では、足立区生活環境の保全に関する条例を施行しています。この条例は、近隣住民に悪影響を及ぼし不良な状態にある、こうした家屋の問題を解決するための支援策などを盛り込んだものです。また、国においても、周辺地域住民の生活環境を守る目的で、こうした住居の問題解決に向け対策等の審議がなされているとお聞きしています。

高齢化が進む中で、高齢者の独居世帯や障がい者世帯について考えますと、こうした方々にとって特にごみ出しの問題が大きな課題の一つだと考えます。

そこで、初めに弥富市の現状についてお伺いをいたします。

1つ目にひとり暮らしの高齢者世帯、それから2つ目に高齢者のみの世帯、また3つ目に障がい者と高齢者のみの同居世帯、この3点、世帯数をそれぞれ教えていただけますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 弥富市の高齢者、障がい者の世帯の状況についてお答えさせていただきます。

平成26年4月1日現在でございますが、市の総世帯数といたしまして1万6,560世帯でございます。そのうち、ひとり暮らしの高齢者世帯は1,415世帯、それを除く高齢者のみの世帯といたしまして1,536世帯となっております。

参考といたしまして、高齢者のいる世帯は6,922世帯ということでございます。

次に、障がい者と高齢者のみの世帯については、申しわけございませんが把握しておりませんので、障害者手帳の所持者の人数でお答えさせていただきたいと思っております。

こちら26年4月1日現在でございます。身体障がいの方が1,047人、知的障がいの方が270人、精神障がいの方が224人、合計1,541名という状況でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） また、弥富市では、ふれあい収集という制度があると思っておりますけれども、この制度の事業内容と、その利用状況を教えていただけますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） お答えさせていただきます。

家庭から排出される一般廃棄物及び資源を所定のごみステーションまで自分では持ち出すことが困難な高齢者及び障がい者の方々に対し、ごみ等の収集の支援を図ることを目的に、ふれあい収集事業を実施しております。

その方法としましては、原則として対象者の玄関の前等に出しておいていただければ収集するという事業でございます。

利用状況は、平成21年度より事業を開始し、現在は8世帯の方が利用中でございます。内訳は、単身高齢者世帯が7世帯、高齢者と障がい者の方の同居世帯が1世帯という状況でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） それで弥富市では、家庭ごみが未搬出の状態になっている場合、どのような方法で支援をしてみえるのか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 高齢者や要介護、障がいなどの理由で、住まいの掃除やごみの搬出ができずに長期間経過してごみ屋敷化してしまった場合、民生委員さん、近所の方、介護のケアマネジャー、サービス事業所、配食サービス委託業者など発見者から通報がありましたら、原則としては御本人や親族で解決していただくのが本来であろうと思いますが、そのままでは日常生活に支障があり、他に手段がない場合は、御本人の了解のもとに、ごみ焼却手数料などの費用は本人負担で、ボランティアや近所の方、ささえあいセンター協力会員、民生委員さんや職員で清掃をし、住宅の環境改善を図っております。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 新聞とかテレビ、インターネットなどの情報によりますと、ごみを片づけたいのに、高齢や障がいなどのため、ごみを出すことができないまま時間が過ぎて、いつの間にかごみの中で生活をしている。大量のごみを出そうと思っても、自分ではごみを出すことができない。地域からも孤立している。また、大量のごみを出すことは、車両レンタル費用など家計にも大きな影響があり、費用が捻出できないといったような問題も抱えているとあります。

弥富市でも、年に1回から2回程度、このような家庭ごみの未搬出世帯の片づけや掃除などがあるとお聞きいたしております。私もそうしたお手伝いをさせていただいた経験がございます。

そこで、高齢社会を迎え、高齢者独居世帯や高齢者夫婦のみの世帯など生活弱者のごみ問題に対して、本市としてはどのような取り組みを展開していかれるのか、お考えをお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） ごみ屋敷の清掃に関しまして御協力いただきまして、ありがとうございました。

高齢や要介護、障がいなどが理由で、ごみ屋敷化してしまう世帯の援助につきましては、

まず予防策でございますけれども、早期に発見するために、地域包括支援センター、ケアマネジャーや介護サービス事業者と連携を図り、ふれあい収集事業や、ささえあいセンターのごみ出し援助を利用させていただくように支援しております。

ささえあいセンターのごみ出し援助の実績を申し上げますと、今年度は4月から7月までで延べ17人で85回となっております。ほかにも援助内容といたしまして、清掃、片づけ、洗濯などがありますが、予防策といたしましては大変有効であると考えられます。

早期に始末する必要があるケースにつきましては、当面は、先ほどの答弁でも申し上げておりますが、ささえあいセンター協力会員やボランティアの方などの協力をいただきながら職員で対応してまいりたいと思っております。

将来、このようなケースが増加し、職員等では対応ができなくなる場合も想定されます。その場合につきましては、専門業者に委託するという方法もとっていかねばならないところだと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） こうした問題は、関係機関で一定のルールを決定し、ごみの分別、また運搬、焼却などについて対応の流れを決めるなど、地域住民の皆さんが安心して安全に暮らせる環境づくりの支援をしていただくことをお願いいたしまして、次の質問に移ります。

2点目に、弥富市のきんちゃんバスの南部ルート、平日の最終便の出発時間について質問をいたします。

初めに、平成25年10月1日から、きんちゃんバスの運行ダイヤが変わりましたが、ダイヤ改正前と改正後の乗降客の利用状況を教えてくださいませんか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 平成25年10月の運行ダイヤ改正は、北部ルートにおける朝便と夜便の減便、これは朝3便、夜1便でございますが、それを減便いたしました。1日の平均乗客数は、改正前は1日当たり237.6人、改正後は1日当たり237.7人であり、ほぼ横ばい状況でありました。また、年間の乗車人数であります。わずかずつではありますが増加してきております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） それでは、近鉄電車弥富駅の平日のおり客は、時間ごとにわかりますでしょうか。特に16時以降のおり客の状況についてお尋ねをいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 近鉄が平成24年11月に調査を実施しておりまして、時間ごとは区分できませんが、1日の総おり客数は1万1,374人であり、そのうち16時以降については3,910人とのことでございました。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） ただいま部長より御答弁をいただきました近鉄の16時以降のおり客は、全体の約3分の1であるということと、それからきんちゃんバスの時刻変更に伴う利用客は、少しずつではありますが増加をし、定着をしつつあるということでございました。

こうした中、今回私は、きんちゃんバス南部ルートの方の平日の最終便の出発時間を変更していただきたく伺いをいたしますが、弥富駅南部ルートの方の平日の夕方出発時間は、右回りが午後17時40分と最終が19時20分です。また、左回りは18時15分と最終が19時35分になっています。

それで、近鉄電車の17時台から19時台の四日市方面への下り線のダイヤと、きんちゃんバスの出発の時間を時間差で調べましたところ、17時29分に準急で弥富駅に到着をされる市民の方は、きんちゃんバスの発車まで11分ありますので、何とかきんちゃんバスには乗車はできと思いますが、18時9分に急行で到着される方はバスの出発までが6分、さらに19時18分着の急行ではバス出発までわずか2分です。そして、19時30分に急行で弥富駅に到着した名古屋からの通勤・通学帰りの市民の方々は、きんちゃんバスの最終便出発まで5分もなく、目の前にきんちゃんバスが停車しているのを確認できても、乗車するまでの時間が短く、目の前でバスが発車して行ってしまうのを見て、バスを利用したくても利用ができないのは残念ですとの声が寄せられています。

こうした中、きんちゃんバスの最終便の出発時間を19時35分から20時にすれば、19時台に近鉄電車で到着される市民はバスに乗車することができます。

そこで、きんちゃんバスの最終便をせめて25分おくらせて20時までと変更していただくことはできないでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） バスの運行ダイヤの見直し等につきましては、本年も利用者アンケートや乗車・降車バス停調査を実施し、市民ニーズの把握に努めております。しかしながら、今後の厳しい財政見通しに対応するため、地域公共交通のあり方を検討していかなければならないと考えております。したがって、運行業務を委託する業者への委託料が増額とならない範囲内で、今後も各種御要望の取りまとめをさせていただきまして、弥富市地域公共交通活性化協議会において協議してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 利用者のニーズ、また利便性を考え、またバスが駅に停車しているということで周辺の防犯の啓発にもつながるのではないかと考えます。ぜひとも検討をしていただき、運行体制の充実を図っていただきますよう要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 本日の会議時間は、一般質問を続けるため延長しますので、よろしくお願いいたします。

次に佐藤博議員、お願いします。

○15番（佐藤 博君） 本日の最終になりましたので、できるだけ簡潔に進めたいと思っております。皆さんお疲れのところで大変申しわけないと思いますが、よろしくお願いいたします。

通告に従いまして、服部市長の政治姿勢及び行財政運営について質問をし、私の考えも述べてみたいと思います。

最初に、2期8年間における服部市長の行財政運営の総括をしてみたいと思います。

服部市長は、6月定例議会において、早くも3選出馬を表明されました。自信を持っておられるために表明されたものと思ひまして、結構なことだろうと思います。いよいよ来年1月の弥富市長選挙が話題に上がり始めたわけであります。

問題は、3期目の選挙は、最初に現職に挑戦した選挙とは異なりまして、選挙公約の達成状況を初め8年間の業績、また当面する重要な政策課題への対応、さらに時代の変遷に適應すべき有効な政策目標を示すことが必要であると私は考えております。現職市長として、これらをみずから語り、有権者である市民の公正な評価と適切な判断を仰ぐことが重要であります。そのため、服部市長を擁立した一人でもあります、また二元代表制である議員の立場から、8年間の政策課題への取り組み、実行状況を初め行財政運営、また当面する行政課題に対する対応状況を尋ねまして、市民に正しく判断していただくための一助として質問をしたいと思っております。

政府においても、ふるさと創生、今では地方創生、地方主権が重要なテーマとしてクローズアップされ、今や地方自治体においては首長の行政運営能力が地方自治体の行財政運営の成果、反映を大きく左右する時代になったと思っております。政府の政策に追従するばかりではなく、地方が個性的な重要政策を立案、提案して、それを政府が支援・協力するような政治が今では重要になってまいりました。政治のあり方、進め方も、安倍政権が掲げているように実行・実現の実務型政治が尊重され、政治社会においては実行力に富んだ有能な政治家に期待が寄せられるようになっております。当然、首長の場合も、先見性、指導力、実行力等が特に重要であります。幾らうまく話ができて、実行が伴わなければ、まちはよくなりませんし、住民の要望、期待に応えるわけにもいきません。

そこで最初に、このような時代背景からして、現在では7年半の長きにわたり、服部市長のリーダーシップ、実行力等によって、このように弥富市が変わった、このような困難な問題が解決できた、市民の暮らしもよくなり弥富市が発展してきたと誇れるまちづくりに服部市長みずからが貢献してきたと考えておられるものがあれば、それを示していただきたいと

思います。いずれにしても、選挙のときにはこれを明らかにすることでありますから、どうぞ服部市長、自信を持ってひとつ語っていただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員に御答弁申し上げます。

本当に月日のたつのは早いもので、私も今の担当をさせていただいてから2期目最後の年になりました。6月議会で3選出馬を表明し、弥富市をもっと災害に強いまちにしたい、弥富市をもっと人に優しい住みやすいまちにしたい、弥富市をもっと豊かなまちにしたいということをスローガンに来年早々の市長選挙の準備に取りかかっているところでございます。

この間、市民の皆様方はもとより、各議員の皆様方から御協力と御支援をいただきましたことを、この場をかりて厚く御礼を申し上げます。

佐藤議員におかれましても、当初から大変お世話になっております。しかしながら、残念ながらここ数年は、膝を合わせて議論を交わしたり、政策協議をしたり、あるいは政治談義をできないのはまことに残念に思っております。これも私の不徳のいたすところであろうというふうに思っていると同時に、やむなしと考えるところでもございます。今後は双方が理解を深め、今の関係が少しでもいい方向に向かうことを願っておりますし、私も努力してまいりたいと思っております。

さて、8年間の行政運営の総括という形で議員からの御質問でございますが、1期目の最後の年にもこのような御質問をいただいたことを記憶しております。そのときにも、執行権者としてみずからの仕事に対し、みずからが評価することは決して好ましくないという御答弁をさせていただきました。一つ一つの実績、あるいは一つ一つの問題解決に対して、こうしたああしたと言うべきではなく、全ては市民、住民の方が客観的に御評価いただくことであらうというふうに考えておるところでございます。

しかし、議員からそういう機会を与えていただきましたので申し上げさせていただくならば、全体的には市民の皆様方の努力、そして議会議員の御協力のもとにおいて、弥富市に与えられた環境条件からして、弥富市を総合的に元気なまち、活力を生み出すまちに前進できたというふうに思っております。

具体的には、各産業分野のGDPの総生産額は2,000億円を超え、海部地域ナンバーワンの自治体になったということでございます。

また、平成25年度の決算におきましては、過去最高の税収額を確保できるというふうに思っております。

また、過去7年間においては、決算額において、建設、あるいは修繕等における投資的な経費として一般会計から17.3%を繰り入れることができた。もちろん起債は事業として発行しておりますけれども、財政調整基金につきましてはほとんど取り崩していないというふう

に自負をしております。

主な施策といたしましては、都市の基盤整備を前に進めた。あるいは、湛水防除事業という形で海拔ゼロメーターということの中で農村・農業の整備計画を進めることができた。あるいは、学校の環境を小・中学校において整備することができた。あるいは、平成23年3・11東日本大震災から、防災・減災対策について、市民の御協力をいただきながら、その施策を具体的に実施することができた。これもまた継続していかなきゃならないことであろうというふうに思っております。あるいは、社会保障・税一体改革の中においてもそうでございますけれども、弥富市としての売りの子育て支援についても、その施策をしっかりと充実させることができたというふうに思っているところでございます。

今後、これらの施策を継続すると同時に、新たな政策についても後ほどお話をさせていただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 今、服部市長から、それぞれ基本的な実績といいますか、やってきたということのお話でございました。

これは、政治というのは一長一短にできるものではありませんから、ずっと継続的なものであります。特に財政がよくなったというのも、これはこの8年間のみならず、ずっと以前から弥富にはそれだけの企業が立地しており、それらが大変成長したということであろうと私は思うわけでありまして、いろいろの点で継続が一つの成果だったというように受けとめておるわけであります。

特に防災に力を入れてきたということではありますが、私は今までにもずっと述べてきたのは、一番大事なことは、活力あるまちをつくることだと、これが私は一番大事だと思っています。そういう意味で、特に市街化区域の整備だとか、あるいは道路網の整備だとか、こういうようなものを中心にまずやること、これが一番大事な問題だということを私は今までも提言をしてきたと思っています。財政力が豊かでなければ、幾らいい仕事をやろうと思ってもできませんし、福祉も充実はしないということでもあります。

そういう点で、それぞれ市長の評価もありましょうし、継続的な評価もあるというように私は考えるわけであります。そういう点で、一応市長の今の考え方というものについては、それなりに私は評価をされてしかるべきだとは思います。

ただそこで、もう1つ私は市長に聞きたいのは、努力はしたけれども、実現までにはなかなか至らなかったと、心残りと考えておられるような政策内容があれば、ひとつ示していただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

実現に至らなかったということの政策課題ということでございますので反省しきりでございますが、それは先ほど佐藤議員も御質問の中でお話をいただきました市街化面積の拡大でございます。調整区域から市街化への編入問題でございます。現在の弥富市は、西部臨海工業地帯、あるいは平島地域の区画整理事業等において、大きくその固定資産税を伸ばさせていただいているのが現状でございます。西部臨海工業地帯からは、固定資産税等は総額で13億円ほどに上るわけでございます。市町村交付金ということも含めまして13億円ぐらいになる。私どもの市税の固定資産税の30%近くが、この西部臨海工業地帯からということになります。今後も大いに期待をしていくところでございます。

しかしながら、次の5年、10年で市の発展を考えた場合、どうしても新たな市街化区域の面整備が必要であるというふうに思っております。そして、その利活用が望まれるところがあります。6月議会で、弥富駅から国道1号線という状況の中で、国道1号線の南の現在の市街化区域に隣接する、具体的には車新田地区を土地利用転換に関する意向調査を実施し、まちづくりの検討に入りたいという形で6月議会でお話をさせていただきました。その後、県の都市整備協会にまちづくり支援業務として計画の推進事業の依頼をいたしました。検討地区の面積は約27ヘクタールで、土地の権利者は120名でございます。今後、この方たちにアンケート形式で土地利用転換に対する考え方をお聞きしていきたいと思っております。そして、平成26年度、今年度中に意向調査内容について検討し、調査結果を取りまとめていきたいというふうに思っております。そして、調査結果を精査し、方針や区域を定め、市街化編入に必要な調査に入っていきたいと考えております。地権者の皆様方に御協力をお願いすると同時に、議員各位の御支援もいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 私は、今までにもこの場で、弥富の歴史と経験から、現状の市民ニーズを考えながら誇れるまちづくりを目指して、弥富市のためにいろいろと政策の提言をしてきたと自覚しております。今、市長から、これから市街化区域に隣接する、特に車新田等を市街化にするための検討をすると、これは以前からお話がありました。これは私が前から、土地の有効活用を真剣に考えるべきだと、これは何年来同じようなことを言ってきたと思っておりますが、ようやくそういうことにちょっと目覚められたというのか、ちょっと入り口に入られたというような感じがしておるわけであります。

多くを語りませんが、私を初め議会の声、市民の要望等に対して、真剣かつ謙虚に耳を傾けて、弥富市、弥富市民のために有効な政策問題を選択し、真剣に取り組むことができたかどうか、この点を市長はよく一遍考えていただきたいというように私は思っております。

そこで、私も長年の経験から、いろいろの考え方を提起してきたと思っています。特に私は、「できません」と「できませんでした」とは言葉に大きな意味の違いがあることを真面目に考えて政治に携わってまいりました。特に私は先輩の皆さん方が、私は若かったですから、36歳から町長という仕事につきましたがために、みんな先輩ばかりで、みんないろいろなことを教えてくれました。これが私にとっては一番ありがたいことだったと今でも思っております。その点市長も、そういう先輩の声、あるいは市民の本当のニーズ、こういうものを真面目に受けとめることが非常に私は大事だと思っています。

そこで、「できません」ということは、大抵難しいから、金がかかるから、財源がないから等々を理由に、余り知恵を出すこともなく、真剣に取り組む姿勢が見られない場合の結論、答弁に用いられる言いわけ的にすぎない言葉だということを私は感じます。「できませんでした」とは、知恵を出し合いみんなで努力してきたけれども、結果的に実現、達成を見ることができなかった場合の結論であり、実行、努力の姿が認められるものであり、納得できる言葉と受けとめて私はやってきました。

そこで、真剣に努力したのかどうか、誠意と実行力が問題であります。これは、本当に私はこういう言葉をよく指導を受けたと思っています。一生懸命やっています、やりますと言ったって評価されるものじゃないと。全て執行権者である首長は、物が実行して成就できたかどうか、結果評価が首長の能力だ、これは私が何回も今までに言ってきた言葉であります。

そういう点で、一遍よく2期間の反省をひとつしていただくようにしていただきたいと思えますし、また勇気を持って取り組んでいただきたいと。今申し上げましたように、できませんではなくて、一生懸命努力したけれども、できませんでしたというような姿勢で取り組んでいただくことを最初に私は要望をしておきたいと思えます。

案外、難しいと思っておっても、取り組んでみるとできることはいっぱいあるんです。私の経験から言いますと、一番最初に私がこの経験をしたのは、東名阪国道がやってきましたときに、特に住宅地の中の五明・海老江地区、ここへどうしても道路をつくらなきゃいかんといったときに、私も本当に悩みました。ところがそのときに、有力な方々、あるいは議員の方々、あるいは区長さんとか、そういう人たちに膝を交えて相談した結果、やらなきゃいかんことなら一遍やろうじゃないかと、じゃあ区画整理をやったらどうかというようなことで進めていただいた。このときに私はつくづく感じました。これは私の経験談として、市長によく一遍考えていただきたいことであるから私は申し上げておきたいと思っています。

また、現在の文化広場、安達毛織の土地、当時の弥富の一般会計予算は7億円ぐらいしかなかったんです。これを何としても手に入りたい。5億以上の金が必要。そのときに、私は人脈を生かして、鈴木礼治さん—— 当時は総務部の次長だったと思いますが —— に相談した結果、そのぐらい欲しいなら何とか一遍県も考えようというて、あそこに埋蔵文化

財センターをつくって、あとは弥富が順次買い戻していけというようなことで手に入れることができました。これは私、本当に人脈のありがたさというものをしみじみと味わいました。そのほか幾つかの例を私は持っております。

そういうことで、ひとつ誠心誠意、膝を突き合わせて努力すればできると。今、市長は評価、あるいはまたできなかったという問題の中に加えられておりませんでしたけれども、私が一番残念に思っておりますのは、今の155号線と前ヶ須の東勘助の区画整理です。これは私は真剣に考えたけれども、結果的に区長の意見を聞いたけれども難しいということで放置された。それがために、いまだにあそこは155号も進みませんし、さらにあその土地は、金魚の養殖も不況の時代を迎えて、どんどん土地が売られてしまってあのままになった、行きどまりの道ばかりのところになっています。これは本当に深く市長に反省をしてもらいたいと、私はこのように思っております。その他幾つかありますけれども。

そこで、これから当面する問題がたくさん出てくるわけですが、特にこれから、今回補正予算で出されるようですが、155号線の調査費、あるいは県も前ヶ須地区に取りかかっていたかのようになってきたかと思えますけれども、これは非常に難しい問題であると思っております。これは区画整理をやっておると、もっと早く進められたと。これは今でも私は一番残念に思っておる一つであります。

そこで、ひとつ私の考え方として申し上げますのは、いつも言っていますように、政治は社会を動かす力であるということ。唯一の執行権者である首長たるものは、まちにとって有効な政策、必要な事業等は、難しいから、金がかかることであるからこそ、真剣に粘り強く取り組む。そして、知恵を出し、多くの人の協力を得る努力をすることが最も重要だと思っています。容易なことなら誰でもできるんです。このことをしっかりと肝に銘じていただきたいと思えます。金がかかり難しい問題であるからこそ、政治、行政の力が必要であるということ。首長の姿勢であります。誠意と実行力と能力の問題とも言えると思えます。私はそういう点を今回申し上げておきたいと。特にこれから155号線になりますと、どのような用地買収が進められるかわかりませんが、あそこの中には三角の残地がたくさんできると思えます。これらをどういうふうにしていくかということは、今から知恵を絞って、県とよく協議をしていただきたいと思いますと思っております。

続いて、私が前から言っておりますように、活力あるまちづくりということの中で、特に一遍真剣に考えてもらいたいのは、旧十四山村を発展させるためには、1つには富吉と結ぶ道路問題を将来的に真剣に考えることであろうと私は今でも思っております。しかし、先回も一方的な財源計算のみで、20億円ぐらいかかるから困難であるとの結論に終始しております。この前申し上げておきました。知恵を出し、効果的・効率的になるような路線の調査をすることもなく、また愛西市との協議、あるいは県との協議もすることなく、この旧十四山

村のまちの発展、市民の利便性を考えることなく、多額の事業費を理由に、これはできないと決めつけることは私はいかがなものかと思います。恐らく県とも相談して補助事業でやれば、かなりうまくできる。ただし、路線もどこの路線にすると効果的であるか、効率的であるか、こういうことも調査をしてみれば、また前へ進むこともできるんじゃないかと。そういうようなことを私は1つ申し上げておきたいと思います。

こうしたことが、これから市長に課せられた課題であるとは私は思っておりますので、どうぞひとつそうしたことをしっかりと考えておいていただきたい。

続いて、当面する重要な政策課題の取り組みということでお尋ねをしておきます。

26年度から後期5年間の弥富市総合計画、これは重要なものであります。前回もこの議論が進められました。前期の評価、それから後期への心構え、こういうものを私は尋ねてきたと思っております。特にこの総合計画とあわせて、これから市長がぜひこういう問題に取り組んでやっていきたいというような具体的な政策目標があれば、ひとつ尋ねたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 具体的な政策課題という状況の前に、佐藤議員の中での御質問の項目につきまして少しお話をさせていただきたいというふうに思っております。

155号線の前ヶ須工区の南進問題でございます。昭和48年、都市計画決定という状況の中で、この道路と区画整理事業が一体的に進められることが一番よかったというふうに思いますけれども、なかなかそのときの状況というものがあろうというふうに思っております。しかしその後、二転三転という状況の中で、これは私も含めて、歴代の2代、3代の首長が大いに反省すべき項目でもあろうというふうに思っております。それは、その地権者に対して大変大きな御迷惑もかけておるし、大きな影響もあったということでございます。

しかし今、ことしのこの9月議会に委託料を皆様方に補正予算としてお願いしていくわけでございます。県の平井部長から海部建設所長の山田さんに御指示があり、そして私と山田所長と協議をさせていただきました。街路事業計画でこの155号線の南進計画を事業として前へ進めていこうという形で、大変力強いお話をいただきました。これは、155号線の問題につきましては、境地区まで南のほうからできておるわけでございますが、その境地区から23号線までの工区、中原工区等におきましては、買収等も進められ、その事業計画、路線計画も今進められておるわけでございますが、同時に進めていただきたいということにつきましては、議会の議員の皆様方にもお願いをしておったところでございます。

これからいろんな問題が、難しい問題がたくさんあろうと思います。知恵を出し、そして地権者の皆様に御協力いただき、議会の議員の皆様にも御指導をいただきながら進めていきたいというふうに思っております。

また、富吉への善太川に対しての橋の問題、十四山地区における活性化問題でございます

けれども、これを進めたいというのはやまやまではございますけれども、今現在、弥富市には2メートルを超す橋というのが、水郷地帯ということで600橋あります。そして、15メートル以上の橋が25橋あります。この橋の問題が、老朽化してまいりました。坂中地橋、あるいは中地にあります紺屋橋等々においては、この老朽化ということを考えていかなきゃならない。そういう状況の中において、新しい橋を建設するということと同時に、私は優先課題として老朽化した橋梁を長寿命化とともにやっていかないとけないというふうに思っているところでございます。今後、そういうような計画も踏まえて、全体的な計画をまちづくりの中に位置づけしていきたいというふうに思っております。

重要な政策課題について申し上げます。

第1次総合計画の後期基本計画が、平成26年から平成30年の間に実行してまいらなければならない。それぞれの章において、それぞれの弥富市の課題、弥富市のまちづくりについて述べておるわけでございます。詳細につきましては時間がございませんので申し上げますけれども、しっかりとこの項目について後期基本計画を前へしっかりと進めていきたいということでございます。

その中での一番の課題といたしましては、新庁舎の建設事業でございます。何度もお話をいたしました、東日本大震災の教訓を生かし、喫緊の課題であります。基本設計並びに実施設計に基づき新庁舎の建設を計画的に推進し、早期竣工を図っていきたいというふうに思っております。

2つ目は、それに関連するところの南海トラフ巨大地震の被害予測に対して防災・減災計画をしっかりと進めていかなきゃならない。最初にも話しましたように、もっと強い弥富市をつくってきたいという気持ちであります。

また、都市基盤整備事業におきましては、道路であるとか下水というのでも継続的にやっていかなきゃならないわけでございますが、平成27年度から、おくれておりましたけれども、鰯浦川の護岸整備に移ってきたいというふうに思っております。これは弥富市の駅の東側に当たるところでございます。この事業計画に対しても、相当な投資が必要になってくるわけでございますけれども、まちの美観も含めてしっかりと取り組んでいかなきゃならないというふうに思っているところでございます。

また、来年は弥富市が誕生して10周年という大きな節目を迎えるわけでございますけれども、第1次総合計画の後期計画に取り入れておりますけれども、総合運動公園の整備をしていきたいというふうに思っております。近年のスポーツという形の中での健康づくりのニーズがすごく高まってまいりました。また、市民ニーズの多様化を踏まえ、総合的なスポーツの拠点整備を実施していきたいというふうに思っております。これは国の社会資本総合整備交付金等を利用し、場所といたしましては、三ツ又池公園、子宝グラウンド等の既存施設との

兼ね合いの中で、調和のとれた施設を配置していく。また、施設計画におきましては、全天候型の人工芝グラウンドで、公式競技ができるほどのサッカーのグラウンドをつくりたい。そして、その中においては多目的にフットサル、あるいはグラウンドゴルフ、あるいは陸上の競技ができるような施設を総合的につくっていききたい。そして、私たちのまちの10周年のシンボルとして皆さんと一緒につくっていききたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

この詳細につきましては、厚生文教委員会を通じて御説明を申し上げていきます。そしてまた、全員協議会の中で、現状の進捗状況について基本構想をお話ししていききたいというふうに思っております。

5つ目といたしましては、高齢化社会がますます進んでくるわけでございます。国民健康保険の事業の健全化も喫緊の課題であります。あるいはまた、認知症、障がいをお持ちの方のグループホームの整備計画についても促進をしていかなきゃならないというふうに思っております。これは第6期の介護事業計画の中にしっかりと織り込んで、この高齢化社会を支えていききたいというふうに思っておりますのでございます。

るる申し上げましたけれども、まだまだたくさんの項目があろうかと思っておりますけれども、佐藤議員のおっしゃるように、政治とは社会を動かす大きな力であるということも中に置いて、多くの方々に御協力をいただき、そしてこの計画が前に進むことをやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 大変立派な構想をお持ちであります。果たしてどこまでができるか、これは我々も一生懸命協力しなきゃいかんと思っております。

そこで、市長に一言言っておきたいのは、何事もタイミングというのが大事だということをもっと自覚してもらいたい。例えば155号線の場合は、これは言い方は悪いですが、県の担当者は1年か2年でみんなかわっていくんですよ。だから、たやすいところしかやらないということ。このことを頭に入れておかないかん。そうすると、困難なところをやろうとすれば、その自治体が全力投球をしなきゃできないんですよ。このことを頭に入れておかないかん。

それと、この155号線のことについては、私の経験から本にも書いておりますように、この路線決定は大変な問題だったんです。ところが、そのときに路線だけはどうしても決定をします。ただし、やれるところから順番にやると。そういうことで約束をして路線の決定をした経過があります。それは何であるかということ、路線決定したときには、金魚養殖が物すごくいいときだったんです。ですから、とても前へは進まなんだ。だから、私が数年前から言ってきたのは、金魚の養殖も、みんな高齢化してやらない。だから、このときこそやれば

いいんじゃないか。それを手をつけなかったがために、みんな土地がどんどんどんどん売られてしまった。このタイミングをつかまなかったということは、歴代ということよりも、現市長が一番大事なことであったんですよ。いや笑っておることじゃないですよ。これははっきり言っておきます。だから、金魚の養殖がいい間は、この養殖業がいいときはなかなかやれない。これは絶対反対だった。今では土地も買ってくれという人も出てきたぐらいでしょう。

だから、タイミングをしっかりと考えることと、それから県の連中もみんな短期間でかわっていくんです。だから、かわらないのは自治体の首長なんです。ですから、その自治体の首長が真剣に取り組まなきゃできないということ、これを頭の中に入れておいてもらわんといかんと思う。

それから、新庁舎の問題、その他幾つかあります。これは大変結構なことだと思います。新庁舎でも、なぜこういうようなことになったかということは、市長、一遍よく考えてみないかんですよ。だから私は、急がば回れということも提案した。この問題については、またの機会にいろいろやりたいと思っています。大いに結構な構想でありますので、これがどれだけできるかどうか、また我々もどのように協力ができるかどうか。そういう点で、しっかりとひとつ実現できるように、ただ構想を述べるだけでなくて実現できるように順次努力をしてください。

そこで、今、市長も幾つか述べられましたが、その中で特に国土強靱化問題について、弥富市として具体的にどのようなことを考えていくべきかという、これです、私は。今、いろいろと防災問題、減災問題、そしてまたその対応ということを述べられましたが、特にこの国土強靱化という、今、国が考えておる、力を入れておるものがあります。これを利用してやるべきことは何であるか、どうのように考えておられるか、ひとつ市長の考えを聞きたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 国土強靱化という状況の中で、自由民主党の先回の政権の衆議院選挙のマニフェストとして採用され、国づくりという状況の中で発表されておるわけでございます。「国土強靱化 日本を強くしなやかに」という本があるわけでございますが、今度、総務委員長をやられます二階俊博先生が書かれた著書でございます。8月2日に一宮で開催された国土強靱化フォーラムで二階先生の講話をお聞きし、私も自分なりの意見を発表させていただきました。壇上に上り、直接、二階先生に御要望を申し上げたわけでございます。

防災・減災事業ということはもちろんのことでございますが、私たちのまちは河川・海岸がしっかりと強化されないと、その内陸面は大変厳しい状況になるということでございます。また、港湾の恩恵を私たち弥富市は大いに受けているわけでございます。そういう状況の中において、港湾における海岸の耐震化の問題を強く要望したわけでございます。そして、名

古屋港が6兆円という黒字を出している現在、さらに名古屋港の利用促進という状況の中で、そのためには海岸線を耐震化でしっかりとやっていかなきゃならないということをお願いをしたわけでございます。国際競争力に資する港、そういう状況の中で基盤整備を急いでいただきたいというふうをお願いをしたところでございます。

これは、けさも平野議員からお話をいただきましたように、愛知県知事と一緒に、河川・海岸堤防の津波対策という形で整備促進をこれからしていくことになっております。そういう状況の中において、弥富市の位置づけをしっかりとグラウンドデザインを描き、そして国にも県にも弥富市の弱いところという形の中でお願いをしていきたいというふうに思っております。

国土強靱化につきまして佐藤議員から、るる書いてある文面を読ませていただきました。これについても賛同をするところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 時間も余りなくなっておりますので、簡潔に申し上げます。

私は、この前、二階先生とも、林幹雄先生とも、私は非常に親しくしていますから、いろいろなことを申し上げて、今の文章で渡しておきました。江崎鉄磨氏については、当然私は深い関係にありますから申し上げておきました。

一番大事なことはなんであるかと。やってください、やってくださいということよりも、私たちはこういうことをやりたいんだから、これについてのひとつ協力をしてもらいたいとか、財政支援をしてもらいたいとか、そういうことをやるべきだと。これは二階先生が言われたとおりだと私は思っております。

そこで、私はこの前のときに、こういうことを申し上げたんです。国土強靱化については、それぞれの地域において災害状況、あるいは対応、対策等に大きな違いがあるということです。直接地震による家屋倒壊対策、津波対策、豪雨による土石流の対策、浸水対策と、日本の国にはそれぞれのところに地域によって差があるんです。この弥富地域、ここは何であるかということ、海拔ゼロメートル地域なんです。伊勢湾台風を私は経験していますから、一番大事なことは、今の海拔ゼロメートル地帯をどういうようにするかということを真剣に考えることです。もちろん、その中の一つは堤防・河川を強固にすること、これは当たり前なんです。二階先生は今度は総務会長にもなられたので、もう一度私はゆっくりと話もさせてもらいたいと思っておりますが、海拔ゼロメートル以下の防災対策について、真剣に一遍取り組んでいきたいと、こういうことを申し上げておいたんです。

その一つは、先回申し上げましたように、市庁舎等公共施設の建設については、市街化調整区域においても建設可能になるような事業認可を求めていくということを検討していただきたいということ。それから第2に、公共施設の建設の場合には、建設用地を海拔プラスに

かさ上げできるような財政支援の要請を陳情したわけであります。

続いて、弥富のみならず、この地域の大事なことは、国道と市内の幹線道路について、海拔プラスにかさ上げをする検討をされるように陳情しました。これから国道1号線の拡幅があります。この国道1号線の拡幅については、海拔プラスになるような協議をしっかりとやっていくべきだと、これこそ関係の市町村長が真剣に考えることなんです。やってくださいじゃなくて、こういうように協議会等をつくって、例えば国道1号線等の幹線道路については、今の海拔プラス、こういうような道路にしていく、これが非常に防災対策に大事なことです。この前、私は申し上げました。伊勢湾台風のときの話をここで申し上げたとおりなんです。このかさ上げが一番大事なんです。そのことを私は申し上げておきたいと思います。その他いろいろなことがあります、まず弥富の場合には、海拔ゼロメートル地帯にあるからこそ、かさ上げをすること。

そこで私、ちょっと提案したいと思うのは、この前、市長にもちょっと申し上げたんですが、今度、リニア新幹線、ここの中から約800万立米の土が出るんです。瀬戸なんかは、はや要望しております。弥富もこの土をうまく活用して、これは余りお金がかからんです。むしろ、金がもらえるとは言わんけれども、工事費や何かは全部持ってもらえると思いますので、まず木曽岬干拓をずっと堤防までかさ上げしてもらうことを真剣に考えたらどうだと。あるいはまた、鍋田干拓地の中でも、一部そういうようなかさ上げをしていく。こういうことを、この土を利用してやっていくという考え方を一遍、私は提案をしたいと思っています。

そういうことで、これら一遍国土強靱化については、もう少ししっかりと、私が申し上げることだけでなく、市長みずからが創意工夫をして検討していただきたい。また次の機会に細かい議論、私との政治談義ができんと言っていますが、市長が聞く耳があれば、幾らでも私はやりますよ。そのことをちゃんと頭の中に入れておいてもらいたい。

最後になりましたので、新庁舎の問題についても、これからまた質問があるようではありますが、現在、このように至っておる、訴訟事件にまで至っておる経過というのは、市民からも、どうなっておるんだということをよく聞くんですが、これについて市長は正しく市民に説明をされる必要が私は思っています。なぜこうなったか。その原因はどこにあるのか。これは先般、原告側からの要望もあって、私は裁判所に陳述書を出しました。副市長に渡しておいたから、読んでおいてもらいたいと思います。これはどう考えても、市側の対応のまずさだと、私は結論として申し上げておきます。これも一遍説明される考えがあるかどうか。きょうは時間がないので、また次の機会にしっかりと市長の考えを聞きたいと思っております。

最後に、3期目に向かって、豊富、目標、いろいろ今る述べられた点もありますけれども、私はこれから活力ある弥富のまちづくりをするために、こういう問題については、市長

はどのようにこれから考えていかれるのか、そういう点については文書で出してあります。ですから、しっかりとそれを検討しながら、特に今の155号線の問題、あるいは都市計画道路網の整備、土地の有効活用の問題、過疎・過密対策の問題、それからＪＲ・名鉄弥富駅周辺の問題、あるいはＪＲ白鳥駅構想、土地改良団体に対する農家の負担軽減問題、義務教育施設等の適正配置計画など学力の問題、少子化対策等々、私から書いてありますから、これらについては次の委員会の席で質問をしてやっていきたいと思っています。時間が大分延長しましたので、最後に市長からの言葉を聞いて終わりたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員から、各事業というか問題につきましていろいろと御意見をいただきまして、ありがとうございます。

新庁舎建設問題について、私の見解を申し上げていきたいというふうに思います。

住民監査請求から住民訴訟へと至ったことは、大変残念なことであります。このことは司法の場で本市の正当性を申し上げておるところでございます。昨年の10月8日に、この訴訟問題が起きましてから、約1年がたとうとしているわけでございます。この間7回の口頭弁論という形の中で、名古屋地方裁判所で開かれております。庁舎建設の特別委員会等でお時間をいただいて、この庁舎問題についての口頭弁論でのあらまし等について御説明させていただく機会をいただければというふうにも思っております。これは議員の皆様にも知っていただくことが必要だろうというふうに思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。

その間、議論の中では、議員は高額な条件を受け入れたと申されておるわけでございますが、これは今までにも説明させていただいているとおり、鑑定及び物件移転の補償費の算定資料ということにつきましても、全て証拠資料として裁判所に提出してありますので、いずれ公正な判断をいただけるというふうに確信しております。

新庁舎の建設事業につきましては、今日まで何度も何度も説明してまいりました。平成24年3月の定例議会において特別委員会が設置され、平成25年5月の末まで計9回の特別委員会が開催されたわけでございます。その中で私どもは基本構想を示し、そして基本構想の内容を具体化する基本設計についても御協議をいただいたわけでございます。議会の承認を得るとともに、用地取得、あるいは物件移転補償等々さまざまな事項について議論をいただき、大筋了解をいただいたと思っております。

議会におきましては、平成25年6月議会に土地購入費と物件移転補償費を算定した補正予算を上程し、可決をいただきました。また、平成26年3月議会では、訴訟により事業の執行ができないため、新庁舎建設事業に係る繰越明許費補正の予算の議決をいただきました。

このように私どもは、全て議会の承認、議会の議決をいただいて庁舎建設の問題を前に進めてきたところでございます。

先ほども言いましたように、訴訟になったことは大変残念でございますけれども、庁舎は弥富市にとっては喫緊の課題でございます。ぜひ御理解をいただき、この今の機会に庁舎をすることが財源の負担からしても一番いい時期でございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

口頭弁論の経過報告につきましては、まとめ次第、また特別委員会に資料として申し上げていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 最後に、今の市長の説明というのは、必ずしも問題解決になるような説明ではないと私は思っていますので、また議会で議論があれば、私は問題点を指摘することを申し上げて、質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 本日はこの程度にとどめ、明日継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後5時42分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐 藤 高 清

同 議員 佐 藤 博

同 議員 武 田 正 樹





平成26年 9月10日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 伊 藤 勝 巳 | 2 番 | 川 瀬 知 之 |
| 3 番 | 鈴 木 みどり | 4 番 | 那 須 英 二 |
| 5 番 | 三 宮 十五郎 | 6 番 | 早 川 公 二 |
| 7 番 | 平 野 広 行 | 8 番 | 三 浦 義 光 |
| 9 番 | 横 井 昌 明 | 10番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 11番 | 炭 竈 ふく代 | 12番 | 山 口 敏 子 |
| 13番 | 小坂井 実   | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 佐 藤 博   | 16番 | 武 田 正 樹 |
| 17番 | 伊 藤 正 信 | 18番 | 大 原 功   |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|     |         |     |       |
|-----|---------|-----|-------|
| 17番 | 伊 藤 正 信 | 18番 | 大 原 功 |
|-----|---------|-----|-------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

|                            |         |                            |         |
|----------------------------|---------|----------------------------|---------|
| 市 長                        | 服 部 彰 文 | 副 市 長                      | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長                      | 下 里 博 昭 | 総 務 部 長                    | 佐 藤 勝 義 |
| 民 生 部 長 兼<br>福 祉 事 務 所 長   | 伊 藤 久 幸 | 開 発 部 長                    | 石 川 敏 彦 |
| 教 育 部 長                    | 服 部 忠 昭 | 総 務 部 次 長 兼<br>税 務 課 長     | 伊 藤 好 彦 |
| 総 務 部 次 長 兼<br>総 務 課 長     | 村 瀬 美 樹 | 民 生 部 次 長 兼<br>十 四 山 支 所 長 | 佐 野 隆   |
| 民 生 部 次 長 兼<br>介 護 高 齢 課 長 | 八 木 春 美 | 民 生 部 次 長 兼<br>児 童 課 長     | 渡 辺 秀 樹 |
| 開 発 部 次 長 兼<br>土 木 課 長     | 竹 川 彰   | 開 発 部 次 長 兼<br>下 水 道 課 長   | 三 輪 眞 士 |
| 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 課 長     | 服 部 誠   | 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長       | 松 川 保 博 |
| 財 政 課 長                    | 石 田 裕 幸 | 秘 書 企 画 課 長                | 山 口 精 宏 |
| 防 災 安 全 課 長                | 橋 村 正 則 | 収 納 課 長                    | 山 守 修   |
| 市 民 課 長 兼<br>鍋 田 支 所 長     | 平 野 進   | 保 険 年 金 課 長                | 平 野 宗 治 |
| 環 境 課 長                    | 鈴 木 浩 二 | 健 康 推 進 課 長                | 花 井 明 弘 |

|         |         |                 |         |
|---------|---------|-----------------|---------|
| 福 祉 課 長 | 宇佐美 悟   | 総合福祉センター<br>所 長 | 佐 野 隆   |
| 農 政 課 長 | 安 井 耕 史 | 商工観光課長          | 羽 飼 和 彦 |
| 都市計画課長  | 大 野 勝 貴 | 学校教育課長          | 立 松 則 明 |
| 生涯学習課長  | 半 田 安 利 | 図 書 館 長         | 奥 田 和 彦 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |         |     |         |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 伊 藤 邦 夫 | 書 記 | 浅 野 克 教 |
| 書 記    | 伊 藤 国 幸 |     |         |

6. 議事日程

|       |            |
|-------|------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 一般質問       |

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前10時00分 開議

○議長（佐藤高清君） おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、伊藤正信議員と大原功議員を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

#### 日程第2 一般質問

○議長（佐藤高清君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

まず横井昌明議員、お願いします。

○9番（横井昌明君） おはようございます。

私は、通告に従いまして質問したいと思います。

まず最初に、今年8月に発生しました広島市のゲリラ豪雨による土砂崩れは大変大きな犠牲者を出しました。この被害に遭われた方々に対し、深く哀悼の意を表します。

では、始めさせていただきます。

1点目は、防災対策についてであります。特に、南海トラフ対応について質問いたしたいと思います。

昔から、災いは忘れたころにやってくるということわざがございます。最近では、災いは毎年やってくると変わってまいりました。今年も台風11号のほか、たくさんの台風が日本に來襲し、各地で大きな被害が発生しております。また、日本各地では異常気象による集中豪雨、ゲリラ豪雨が多発し、日本各地に土砂崩れや浸水被害が起きております。

また、この地方は、南海トラフ地震の発生の危険性が高い地域でもあります。我々が住んでいる濃尾平野は海拔ゼロメートル以下で、大きな河川、木曽川、長良川、揖斐川が運んできた土砂が堆積してできた沖積土であり、大変低い土地でもあります。濃尾平野のゼロメートル地帯の面積は274平方キロメートルで、海部津島、名古屋西部、桑名、海津等であります。

私は、地震を想定して避難のシナリオをつくってみました。南海トラフ地震でマグニチュード9の地震が発生したと想定します。この地方は震度6強の地震でありました。我が家は木曽川から2キロ離れたところにあります。家にいましたら、「ドン」という大きな音とともに激しい横揺れで居間を転げ回りました。長い揺れがおさまり、家族が互いに無事である

ことを確かめていると、ふすまの間から水が流れ込んでまいりました。原因は、堤防のコンクリートで詰まった土が強い揺れで液状化し、堤防ごと沈み込んだということでした。

この地方は、地表より川底が高い天井川で、滝のように水が流れ落ちていました。早く避難しないとと思い、家族で冠水した道路に沿って避難所まで向かいました。野外では、防災無線が聞こえてまいりました。「伊勢湾岸に1時間後に津波が到達。高さは2メートル。海拔が低いこの集落に押し寄せる危険性もあります」、近くの学校まで膝節までつかってようやく避難しました。これが私の避難する経路であります。

名古屋大学の減災連携センターの中井准教授のコメントが中日新聞に載っておりました。海拔ゼロメートル地帯では、地震の大きな揺れに見舞われると、地盤が液状化し、河川が沈み込むように決壊するおそれがある。津波より先に、地震の揺れが続いているうちに浸水が始まる可能性がある。堤防が機能しなくなれば、あっという間に水があふれ、市街地や住宅地に流れ込みます。

また、堤防が壊れれば、無尽蔵に水が流れ込み、高所避難が長期化します。すぐに援助が来ない可能性があるので、非常用の食料や飲料の確保が必要であるというコメントでありました。

では、質問いたします。

地震対策についてということでございます。南海トラフ地震の想定が地震被害だけで計画が策定されておりますが、地震被害プラス水害の可能性が高いのであれば、弥富市防災計画見直す必要があるのではないかと思います。どうでしょうか。市長にお尋ねします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

横井議員に御答弁申し上げていきたいと思っております。

その前に、横井議員もお話がございましたように、3週間になるわけですが、広島市のゲリラ豪雨に伴う土砂災害は多くの人の命を奪い、いまだ行方がわからない方もあるわけですが。この場をかりまして、お亡くなりになった方に対し心から御冥福と、そして今回災害に遭われた皆さんに対してお見舞いを申し上げたいというふうに思っております。

また、5月30日には愛知県の防災局から南海トラフ巨大地震の被害想定というのが、それぞれの自治体において被害予測が公表されたわけですが、昨日もいろいろとお話をさせていただいておりますけれども、想定外というか、想定を絶するような被害予測でございます。改めて、これから防災・減災に対してどう取り組んでいくかということについて、大きな課題として受けとめておるところでございます。

私どもの弥富市の地域防災計画は、第1編が風水害、原子力等災害対策計画という形で第

1編となっております。そして、第2編が地震災害計画という形でございまして、風水害と地震対策が別個に書かれているというような状況ではありますが、基本的には自然災害対策という形でございます。

そして、この地域防災計画は、愛知県の毎年行われます防災計画において、その修正を加えていくということになれば、市の防災会議で承認をいただいて修正を加えておるところでございます。

ことは5月13日に防災会議を開催し、いわゆる県の防災会議の見直しをさせていただいたところでございますが、その直後、5月30日にいわゆる南海トラフ巨大地震の被害想定が矢継ぎ早に防災局から出たわけでございますので、今、そのことも折り込んだ中で地域防災計画を見直しておるところでございます。そういった意味では、来年の3月までに見直しをさせていただくという形で御理解をいただきたいというふうに思っておるところでございます。

また、今年度中に全戸配付させていただきますけれども、市の防災ガイドブックというものを全戸に配付させていただきます。これは、自然災害に対してどう向き合っていくかということに対して、自助・共助というところについても記していきたい、あるいは防災・減災に対するそれぞれの取り組みについても考えていきたい、また県のほうから発表された想定を外するような被害に対しても、しっかり折り込んでいきたいというふうに考えております。全戸配付をさせていただきますので、熟読をお願いしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） では次に、避難に対する初期のころで、健常者であれば、避難所を目指し、道路の冠水の中を歩くことができます。緊急避難マップを6月議会で早急に出すという回答が得られており、すぐ実施されると思います。それを確認し、避難行動を起こす必要があると思います。

しかし、道路が冠水しているのであれば、高齢者、障がい者、乳児その他の配慮を要する者の避難行動要支援者は避難することが難しいと思います。ここでは地域の防災組織の方々に避難誘導をお願いするしかないと思います。

地域の防災組織の方々は、避難行動支援者名簿、こういうものはなく、自分の地域にどこに誰が住んでみえるかということもわからない状態であります。この名簿を活用するには守秘義務も発生するので、早急に地震防災連絡会議、仮称でございますけれども、こういう組織をつくり、自主防災の代表を集め、研修会、連絡会を行い、行動の意思統一を行うべきではないかと思うが、どうでしょうか。

また、自主防災組織のないところについては、早急に地域で自主防災組織をつくっていただく必要があると思いますが、どうでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 自主防災組織の全体会につきましては、ことし1月に講演会を兼ねて合同会議を開きました。今年度も合同会議を計画してまいりたいと思っております。

また、自主防災組織の結成につきましては、今年度に入り馬ヶ地地区、三好地区において結成していただき、現在55団体となっております。未結成地区につきましては、地元の区長さんの協力をいただきまして、結成していただけるようお願いしてまいります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 今、1月に会議を開いたということでございます。これは組織ということじゃなくて、一応そういう研修を開いたということでもありますね。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 講演会をまず開きまして、その後で自主防災会議の役員さんにそれぞれの自主防災会議の現状とか問題点をみんなで話し合っていたというような内容でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 私は、そういうことも大事であると思うんですけども、やっぱり自主防災がとられる行動、マニュアル等もあわせて行う。何をやっていいかということから、まず疑問が生ずると思うんです。ですので、第一にこういうことが発生したら、すぐこういうことをやるとかいうことを統一的に行ったほうがいいのではないかなと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 各地区におきまして、それぞれ状況の違いもございます。ですので、完全に同じような形のものができないかもわかりませんが、統一できるところについては統一したらどうかということも提案していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

では、次に行きます。

避難所は、道路が冠水した場合、市民の方々の救援物資を輸送する手段がなく、舟に頼るしかないと思います。舟の確保は大丈夫でしょうか。また、各避難所の避難民の必要物資の確保は十分でしょうか。また、給水施設につきましても避難所から離れた場所にあるが、どうされるのでしょうか。

私は、学校等の大きな避難施設には、連絡用のゴムボートを二、三個確保する必要があると思います。平成25年度、ことしの決算で物品の欄で出てきます、救援用ボートが20隻あり

ます。これがどこで保管され、どのように誰が利用するのかということをお伺いしたいと思います。

それともう一つ、昨今、白鳥で防災訓練が行われましたが、救援ボートの組み立て等、消防団員6人で行っておりました。これは大変難しい。また、そのボートを活用するのも大変難しいのではないかと私は思いました。ですので、私は避難用の連絡ボート、こういうものを設置したほうが簡易的で扱いやすいと思った次第であります。

また、非常時に備え、職員の舟の操作を研修すべきではないかと思いますが、どうでしょうか。質問いたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 避難所周辺の道路などが冠水した場合には、その冠水した状況を判断し、適切な方法で物資や資機材を搬送する必要があります。

まず、御質問の船艇の保管場所についてでございますが、折り畳み式のアルミボートにつきまして、数を述べたいと思っております。

まず、白鳥小学校に3個、白鳥コミュニティセンターに1個、総合福祉センターに4個、中山防災倉庫に4個、大藤小学校に4個、栄南小学校に3個、十四山中学校に1個ということで、折り畳みアルミボートにつきましては各地区に合計20艇配置しております。

また、ゴムボートにつきましては総合福祉センターに1艇、南部地区防災センターに2艇配置しております。

避難者や物資の給水施設を利用することなどのためにも、各施設にゴムボートが必要ではないかとの御質問ですが、すぐに配備することは難しいので、まずは現在保有している舟艇等の配備計画の見直しを考えてまいりたいと思います。

船艇の使用方法につきましては、今、議員のほうからお話ございましたように、本年度白鳥学区の防災訓練で消防団による船艇組み立て訓練が実施されました。このような機会に船艇の作成方法など経験していただけるとよいかと考えております。

また、職員の舟の操作の研修につきましては、今後の課題とさせていただきます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 今、総務部長からも答弁がありましたけれども、この船艇は、大きな川やそういうところで使うのは使いやすいですけれども、ただ、避難所とか、ああいうところで使うというのは大変難しいことだと思います。エンジンも多分この辺ではつけられないと思うんですよ。川やああいうところはいいですよ。ですので、もうちょっと使いやすいやつを考えていただいたほうが僕はいいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 先ほども答弁しましたように、そういったこともあろうかと思いますが、予算の関係もございますので、検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 防災にかかわることですので、最優先で予算計上をお願いしたいと思います。

では、次に移ります。

毎年、開発部が排水訓練を行っております。排水器具は役所の東の倉庫に保管してあります。災害に備え、建設業協力会と協力し、筏川に排水機器を取りつけ、排水訓練を行っております。地震により道路が冠水した場合、重機による輸送手段が難しく、今の保管位置では冠水する危険性も十分あります。

この排水機は相当な機能があると思いますが、この排水機的能力はどのくらいあるのでしょうか。また、大事な排水機であるので、保管庫を水が入らない高台に移したほうがいいのではないかと思います。お尋ねします。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 現在農政課で管理しております水中ポンプ、それから発電機、操作盤につきましては、議員御指摘のように市役所の附属施設の1階の倉庫に保管しております。冠水等を考慮いたしますと、高台に保管するのが最適ではございますが、市内では適切な場所がございませんので、今後、新庁舎が完成した折には庁舎の2階に保管する予定でございますので、よろしくをお願いしたいと思います。

また、排水能力でございますが、水中ポンプは現在4台ございまして、1台の口径が300ミリで、1台当たり1分間に10トンを排水する能力がございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） これは大事なことですので、今、可能性があると言われるのであれば、少し上げるとか、何か工夫をされたほうが僕はいいと思いますが、どうでしょうか。今の保管場所でね。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 今の附属施設の現状を鑑みまして、下に鉄骨等を置くなり考えて、余裕があれば検討してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） ぜひとも検討する必要があると思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

では、次に行きます。

この地方の防災の基本は排水対策であります。この地方のように、海拔ゼロメートル以下



のところでは自然排水はできず、強制排水で行うしか方法がございません。

その排水は、弥富市の中部地区、北部地区は孫宝排水土地改良区が行っております。過去から土地改良区に頼っている現状であります。

その排水の維持経費は、農家の水田面積割負担と県・市の補助金で行っております。最近には特に米の販売価格は安くなり、水道の米の必要経費のほうが多くなっており、稲作農家は赤字経営であります。水稻作付期間も5月から10月までの約6カ月であり、残す期間は稲作とは関係ない期間であります。

また、面積比率では、水田とその他学校、宅地、道路など面積を比較した場合、水田以外の面積のほう为数段多く、市はもっと排水機の維持経費の防災面からも考慮すべきではないかと思うが、どうでしょうか。

参考に、孫宝地域の水田面積は775ヘクタールであります。畑が114ヘクタール、計で889ヘクタールであります。流域面積は2,156ヘクタール、旧弥富地区は896ヘクタール、旧佐屋地区が635ヘクタール、旧十四山地区が625ヘクタールということで、比率からいくと1対42でございます。ぜひともお答え願いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 現在の排水機の維持管理につきましては、施設管理者であります土地改良区が行っていただいております。排水機は農地の排水のみではなく、宅地や公共施設等を含めた流域一帯の排水を担っております。市民の安全・安心な暮らしを守る極めて公共性の高い施設だというふうに思っております。このため、排水機の維持管理費でございますが、県の補助事業であります排水機維持管理事業、補助率は4分の3以内、約75%以内ということになっておりまして、これが対象になり、県の補助残分の経費につきましては全額市が土地改良区に対して補助しておる状況でございます。

また、本市では、こういった状況を鑑みまして、かなりの支出をしておりますので、県営湛水防除事業等により整備されました排水機、現在10機場のポンプが23台ございます。設置されておりますので、全域が海拔ゼロメートル以下の地域でございますので、排水は当然望めません。全て機械排水に頼らざるを得ない地域であることから、農業用のみならず、災害対策としてもこれらの排水機場が大変重要な役割を担っております。

こうした状況の中で、排水機維持管理費の市の負担額が大きいため、全国一律の算定方式ではなくて、地域の実情を考慮していただいて全額交付税措置を要望しておりますので、よろしく願います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 横井議員に追加答弁させていただきます。

私ども海部地域7市町村におきましては、その排水機場に数というのはべらぼうな数があ

るわけであります。議員おっしゃるように、排水機の上に頼らないと自然勾配ができないということです。

そして、愛知県市長会のところで、私も県のほうへ要望させていただきました。排水機の維持管理が、県のほうからは4分の3以内でございすけれども、実際には50%強ぐらいしか補助率がないという形でございす。その限度額に対する補助率を強く要望するという中で要望させていただいているわけでございます。海部地域全体で非常に大きな排水機の維持管理費がかかっておることも事実でございますので、また議員各位にもよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 今、開発部長が言われた交付税措置というのはどういう意味なんですか。ちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 弥富市には排水機の維持管理費の負担額ということで、25年度の予算ベースにおいて特別交付税の算定見込みがあるということで交付税をいただいております。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 特別交付税のことですね。それは無理ですわ。今、東北のほうへみんな行っていますもん。それは無理だと思いますよ。

ある程度市のほうも、稲作農家は大変今困っておる現状ですので、もう少し目をあいていただきたいということでございます。

では、次に移ります。

現在発生している異常気象も、南海トラフ地震と多少の関連があるのではないかと私は考えております。

南海トラフ地震はいつ発生するかわかりません。現在の市役所は、震度6以上の地震に耐えられないという説明がありました。一刻も早く災害本部となるべき新庁舎を建設する必要があります。

現在の庁舎で震度6以上の地震が発生したと想定しますと、地震の際に庁舎内に見える市民の方々や職員等はどのように避難するのか、どのような場所に避難するのか、また市民の避難誘導をどのようにされるのか、施設管理者にお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 市役所の防災訓練についてお答えさせていただきます。

毎年、海部南部消防署の指導のもと、市民ホール、図書館、保健センターについては市民

の皆さんの御協力をいただき、火災を想定した非常通報訓練、避難訓練、初期消火訓練を行っております。

ことは初めての試みではございますが、9月19日に南海トラフ巨大地震の発生、津波を想定いたしまして、海部南部消防署、蟹江警察署の御協力をいただき、市役所の防災訓練を実施いたします。訓練の内容は、シェイクアウト訓練、これは一斉防災行動訓練と申します。それから避難誘導訓練、情報収集訓練、救護・救助訓練でございます。来庁されている市民の皆様には、強制はいたしません、避難誘導訓練への参加、御協力をお願いする計画でございます。

今後とも職員が訓練を通して、いざ有事の際に落ちついて適切な誘導ができるよう努めてまいります。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 僕はその訓練のことを聞いたわけではなくて、どこへどのようにというあれで聞かせていただいたんですけど、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 避難誘導の先についてお答えさせていただきます。

まず、地震が参りますと、大変揺れがおさまるまで危険でございますので、シェイクアウト訓練と申しまして、その場所にかがむ、それから頭を守る、動かない等のことを市民の皆様にも来庁された方には行っていただき、そしてまず市役所の外に誘導させていただきます。それから津波の危険性がございますので、津波を想定しまして、市民ホールまで誘導させていただきます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 今、施設管理長のほうが外へという話でございましたけれども、まだ耐震性がある施設があると思います。例えば図書館と、また例えば総務部、あれはこっちと建てられた時代が違うので、多少耐震性はあると思うんですけども、そういうところへまず避難していただくべきではないだろうかとは思うんですが、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 本庁舎の建物につきましては、I s 値を0.3割るところがございまして、大変危険ではございます。

しかし、全て倒壊した想定ではございませんが、まだ建物がそれなりに建っている、市民の皆様にはおけがされる方がもしかしてあるかもわかりませんが、そういう方々を職員は救助し、外へまず避難する。それから、津波が到達するまでには時間がございますので、その方々を外へ搬出した後には、また市民ホールまで安全に誘導する、このような計画を持って、このたびの消防訓練を実施させていただきます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） そういう訓練も今回初めてですね。徐々にということで、市民の安全を考えた訓練をやっていただきたいと思います。

では、次に移ります。

先ほども市長のほうからお話ございましたように、愛知県は平成26年9月30日にマグニチュード9クラスの南海トラフ巨大地震の被害について調査結果を発表しました。それは、国の想定より死者数が6,000人ふえ、最大2万9,000人の想定であります。そのふえた原因としましては、海岸や河川の堤防の沈下による浸水により死者数が大きく想定されたことでした。

また、この海部地方では、地震によって河川の越流や海水の流入で一帯が浸水し、その後来襲する津波や火災から逃げおくれが多発し、倒壊家屋などの救援も進まないという破局的な愛知県の南海トラフのシナリオでした。

そこで、避難所についてお尋ねしたいと思います。

6月議会の一般質問である議員からの提案で、東名阪高速道路弥富インターチェンジの隣地に高台の避難所を兼ねたスポーツグラウンドを要望されたことについて、私も大変賛成であります。

この地方が災害に遭ったときは、必ず水害を伴います。高速道路には地震に対する耐震性もあり、救援物資を輸送するには最適であります。通常はグラウンドまたは道の駅として使用し、災害時は避難所となる。また、最近、きのうもお話ございましたが、リニア新幹線の工事が始まると聞いております。その掘削土は何百万立米と出ます。これを利用し、避難施設の埋立工事を実現すれば、経費は安く済むと思います。こんな最適な避難所はありません。避難施設が実現するとすれば、我々西中地集落もインター周辺でありますので、各方面で協力を関係者に呼びかけさせていただきます。

市民の最適なる避難所確保をぜひお願いしたいが、どうでしょうか。市長にお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 横井議員に御答弁申し上げます。

弥富インターチェンジの隣接地に避難所を兼ねたスポーツグラウンドというような御要望でございますけれども、これはかねてから三宮議員からもお話をいただいているところでございますけれども、今、高速道路に対する一時的な避難ということにつきましては、今までは各自治体がそれぞれNE X C O中日本のほうに要望を申し上げておりました。

しかし、各自治体ではやはりなかなかパワーも出ないというような状況から、私ども海部地域の7市町村が一緒になってNE X C O中日本に要望書を提出することになりました。そ

して、同時に県の防災局も一緒になってこの考え方に御賛同いただきたいという形で今進めておるところでございます。

今後の予定といたしましては、10月の上旬をめどに7市町村がNE XCO中日本に要請し、愛知県防災局局長もその場に賛同していただくように今計画をしているところでございます。そういった形の中で、一自治体が高速道路に対する利用ということから一步前に進むだろうというふうに思っております。

そして、NE XCO中日本におきましては、基本的には前段階としては、我々の要請に対しては受けとめていこうというふうにもいただいておりますので、ぜひその実現をこの10月の上旬にはしていきたいというふうに思っております。

そして、スポーツ施設ということについては否定をするわけではございませんが、現在、前ヶ平地区に農業技術センターが3万2,000平米という形の中であるわけでございますけれども、これはあくまでも計画という段階でお聞きをいただきたいわけでございますけれども、この技術センターが今年度で県のほうは廃止していくという形で考えておみえになるようでございます。そして、その機能につきましては、長久手の技術センターであるとか県民センターのほうへ移行していくということでございますが、その後は、蟹江警察署の建てかえが決まりましたので、いわゆる仮設の蟹江警察が今の技術センターの跡地にできるというふうに伺っております。

そして、その後は、蟹江の警察署ができた場合には、今のところに戻るわけでありましてけれども、その後は前ヶ平の技術センターは盛り土をして、いわゆる命の丘としてかさ上げをしたグラウンドという形で、一時的な避難も含めた多目的なグラウンドにしていきたいという計画をお持ちのようでございます。

そうした形の中においては、そのグラウンドが非常に広域の中においてスポーツ等で使用できるような状況というものを、我々も要望してまいりたいというふうに思っておりますので、そのような計画とあわせて、我々は弥富インターの近くの計画について考えていかなければならないというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 市長が今グラウンドということですが、私は道の駅としても、この前話が出ていましたが、弥富インターの近くでつくるというのも一つ方法ではないかと思うんですけど、これは要望させていただきます。今後も災害について、いろいろな角度から市民のために意見・要望をさせていただきます。

では、次に移ります。

都市公園の施設についてであります。身近にある公園等についてお尋ねします。

弥富市は、都市公園、都市緑地、公園以外の緑地、子供の遊び場等たくさんあります。

また、各地で子供が遊具による事故が起きたとよくマスコミ等で報道されております。それはほとんどが腐食等の遊具の欠陥によるもので、自治体の管理責任を問われる事例が多くあります。

では、質問させていただきます。

市の都市公園、都市緑地、公園以外の緑地の子供の遊び場等の箇所数と面積はどのくらいあるのでしょうか。それはどこの課が管理しているのでしょうか。

市民からは、どこが公園か、どこが遊び場か、どこが緑地かという区別ははっきりわかりません。また、何か連絡しようとする、どこに連絡していいのかわかりません。よく似た公園・緑地を管理する課が違ふとすれば、行政の縦割りであると思います。公園管理及び公園施設管理は同じようなものである、同一課で管理運営したほうが合理的であると思いますが、どうでしょうか。お尋ねします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） まず、市の都市公園、都市緑地、公園以外の緑地、子供の遊び場の箇所数と面積はどれくらいか、これらを管理する課はどこかという御質問に対する答弁でございますが、まず公園につきましては、下水道課の管理が1カ所、面積687平方メートル、農政課の管理が2カ所、面積15万5,600平方メートル、商工観光課の管理が1カ所、面積1,260平方メートル、都市計画課の管理が24カ所、面積14万8,972平方メートルでございます。

次に、児童課が管理しております子供の遊び場につきましては29カ所、面積4万3,677平方メートルでございます。

次に、市民からはどこが公園か、遊び場か、緑地の区別がわからないので、何か連絡しようとする、どの課に連絡したらよいかかわからない。公園管理及び公園施設管理は同じようなものである、同一課で管理したほうが合理的である、という質問に対する答弁でございますが、現在の庁舎では、構造上関係部署の集中配置が望めないことなどによりまして、市民の皆様が行政サービスを求めて庁内を移動していただいているのが現状でございます。

現在、新庁舎での業務開始にあわせて、行政を取り巻く環境の変化や行政ニーズに的確に対応し、将来を見据えたまちづくりに向けてより機能的・効果的な執行体制にするために、大規模な行政組織再編と住民視点の総合窓口サービスを実現するための検討を進めております。この組織再編の中で、仮称ではございますが公園緑地グループというものを設置いたしまして、全ての公園管理業務を行う計画であります。

また、ワンストップ型総合窓口の開設では、便利、優しい、わかりやすい、早い窓口という市民本位の視点に立って、統合化の検討を進めております。高齢者や市役所にふなれな方

が便利で負担が少ない、目的が早く達成できることを心がけ、行きたい窓口がすぐわかるサイン表示や案内カウンターを配置する計画であります。

今後とも議員、市民の皆様の御意見・御要望をいただきながら、新庁舎づくりをしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 早急に、同じような公園管理をする課であれば、一つでやったほうがいろいろと利便性があると私は思う所存でございます。

ぜひとも実現していただきたいと思う次第であります。

では次に、公園施設の遊具等の管理についてお尋ねします。

まず、新聞である市の事例を挙げます。新聞によると、I市は都市公園の施設や設備の健全度判定を行いました。公園内の施設や設備ごとにAからDの4段階で判定しました。Aが全体的に健全、Bは全体的に健全だが部分的劣化が進行、Cは全体的に劣化が進行、Dは全体的に顕著な劣化、重大事故につながるということであります。

これは国土交通省の指針案に基づいて、階段、ベンチ、遊具など施設や設備に分け、施設の劣化や損傷のぐあいを調べたものであります。Aは全体の14%、Bは全体の77%、Cは全体の7%、Dは全体の2%でありました。D判定は全体的に劣化であり、重大事故につながるので、ベンチ等休養施設、フェンス等管理施設、滑り台等の遊具施設がありました。D判定は施設や設備を使用禁止にした上、交換や撤去作業を行いましたとあります。

では、質問させていただきます。

弥富市は、国土交通省の指針に基づいた公園の施設や設備の健全度判定を行ったことはありますか。あるのであれば、AからDの検査結果を教えてくださいと思います。実施していなければ、すぐにでも実施すべきであるし、それに基づいた修繕計画を立てなければならないと思いますが、どうでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） まずは、子供の遊び場についてお答えしたいと思います。

こちらにつきましては、都市公園の指針を反映した点検を行っておりますけれども、AからDというような形の分け方はしておりません。その中で、危険で補修を要すると判断されたものではありません。なお、今はよいが、一、二年以内に補修したほうがよいとされたものが16.5%ございました。その他は安全と判定されております。

今後とも点検結果を確認しながら、計画的な適切な補修をまいります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 都市公園について御報告させていただきます。

平成25年度及び26年度におきまして、国土交通省が作成いたしました都市公園における遊具の安全確保に関する指針に沿いまして、日本公園施設協会が策定いたしました遊具の安全に関する基準に基づきまして、市内16カ所の都市公園について実施をしております。

判定結果でございますが、点検いたしました81基の遊具のうち、健全であり修繕の必要のないA判定でございますが、ございませんでした。次に、部分修繕が必要なB判定でございますが、これにつきましては39基。重要な箇所の部分修繕が必要というC判定でございますが、42基ございました。大規模修繕または破棄更新が必要なD判定でございますが、これにつきましてはございませんでした。随時、危険度が高いものより一時的な使用中止の措置をとりながら修繕し、安全確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

また、今後は公園施設長寿命化計画を作成いたしまして、公園施設に係るトータルコストの低減や安全確保に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 今、開発部長が言われたのは遊具だけですね。施設はやってないということですね。だから、施設もやるべきであると私は思うんですが、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 施設につきましては、今後検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 公園は絶対安全でなければならない施設であると思います。また、子供が安全に遊べるところが地域には絶対必要になります。

今後も私は行政の合理的な流れに沿ったことに視点を置いて、いろいろ意見を述べさせていただきます。きょうはこれで終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩とします。再開は11時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時52分 休憩

午前11時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に川瀬知之議員、お願いします。

○2番（川瀬知之君） 2番 川瀬知之。

私は、二代表制度上の地方議会は、市長も議員も住民の代表として、市の施策や行動、



そして予算の適正化を違う立場から注視し、住民福祉の向上と地域の発展のために、間違った方向に進まないようにすることが重要な仕事だと思っております。つまり、地方議会の議員である私は、市長との間での思いとは関係なく、市民のために何がよく何が悪いのかを重視することを職務であると認識し、これから通告に従って質問します。

私が弥富市議会に参加させていただく前から既に、市の将来の方向性を決める重要な施策である弥富市総合計画の前期計画、二代表制を明確にした弥富市市議会基本条例などは作成されておりました。弥富市議会は、その基本条例に基づき、現在、総合計画の経緯の報告を受け、その審議をしております。その中で、計画から予算、執行までの道筋がおかしく、責任の所在がはっきりしてないのではないかを明確にし、疑問点・矛盾点を交えて指摘し、一般の市民が新しく家を建てる手順と比較しながら、しつこく質問をさせていただきます。後半は、医療機関の情報化についての問題点・課題を克服するには他市町村との協働が必要になることを理解し、今後の行政改革に参考になればと思っております。

計画から予算、執行までの道筋。それでは始めます。

皆さん、新しく家を建てるとして、その手順を考えてみてください。まず、一番大切なことは、総額で幾らまでなら出せるかを試算し、予算を決定します。一般的には住宅ローンを組むことになりますが、住宅ローンは収入などによって借入限度額が決まり、生涯設計の中で毎月の返済額が幾らなら返していけるかをしっかりと考えないといけません。

次に、家を建てる際の依頼先探しです。展示場に行く前に、この展示場のサイトを参考にして、どのような依頼先があるのかをしっかりと知った上で見学に行き、建物のプランと概算見積もりを検討しながら、気になった住宅会社が見つかったら家のプラン作成を依頼し、敷地の広さや勾配、接する道路の幅や長さなどの土地の現況調査を行い、敷地の正確な大きさや法的規制の有無などを確認する敷地調査から実現可能な家のプランを、多くの大手ハウスメーカーの場合、無料で作成できます。普通は構想にお金をかけないのが常識であります。そして、業者の説明や見積価格などをうのみにせず、同じような間取りで幾つかの住宅会社でも見積もりしてもらい、価格を比較して依頼先の仮決定をします。一方、弥富市総合計画の業務委託依頼先が、どうも予算化する前に既に決まっていたようです。

それから、納得して家づくりを依頼できそうな住宅会社が見つければ、今度は本格的なプランの打ち合わせをするために設計申し込みを行い、ここで初めて費用が発生します。しかし、まだ実際に契約を交わしたわけではありませんので、この時点で合わないなどいうことがあれば、支払い金額は設計の実働費と考えて解約することも可能でしょう。その後の経過として、地盤調査、プランの詳細打ち合わせ、仕様の決定と最終見積もり、本契約、建築確認申請、解体工事、地鎮祭、着工、完成、引き渡し、ローン実行、登記をいたします。

皆様は家を建てるときは、生涯の予測である生涯設計を考えて、このようにしっかりと、

無駄金を使わないように、進め方、手順を踏まえると思います。一方、弥富市総合計画は、構想段階にもかかわらず、一般の家を建てる費用以上の額を外部委託費用にかけられてしまっておりま。つまり、一般の常識として、構想を具現化するのに経費を使うはずが、構想さえも全て業者任せにするのはいかがなものですか。

したがって、平成24年度には職員数343人、人件費17億8,633万円ほどもある規模である法人の事業計画であるこの総合計画が、いかに現状の問題、課題を先送りし、先のことを考えずに、庁内合意形成や体制整備がないまま形式的な導入を急いできたかを明確にするため、その後の経緯、道筋を考え、質問いたします。

地方財政法には、地方公共団体は、法令の定めるところに従い、かつ合理的な基準により、その経費を算定し、これを予算に計上しなければならないとしております。しかし、平成19年度より駅前再開発プロジェクトが立ち上がった周辺基本計画策定を含め、弥富市総合計画から行政改革大綱、パブリックコメントなどの弥富市の方針決定にまつわる業務委託は、合併後、いつごろから始まり、今までに累計総額は幾らかかりましたか。また、今後、このようなコンサルタントのような業務委託があり、幾ら必要になると想定していますか。さきの議会の答弁ではっきりしないこともあり、改めてお尋ねします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） まず最初に、総合計画がいつごろから始まり、今までに累計幾ら歳出したかという御質問についての答弁でございますが、この第1次弥富市総合計画策定業務委託料につきましては、まず最初に基本構想・前期基本計画を策定するときに委託をいたしました。その委託料の金額でございますが、平成18年度に467万2,500円、平成19年度に536万5,500円、次に平成20年度に594万3,000円でございます。

次に、後期基本計画を策定したときの委託料でございますが、平成24年度に348万9,570円、平成25年度に584万100円、総計いたしますと2,531万670円でございます。

次に、今後どのような業務委託が発生し、幾ら必要になるのか想定していますかという御質問に対する答弁でございますが、新たにプロジェクト等を立ち上げる場合、豊富な専門知識を有し、客観的に現状業務を観察して現状を認識し、問題点を指摘し、原因を分析し、対策案を示してプロジェクト事業の遂行を助けてもらうこととして、コンサルティングの委託費用は必要であると考えております。

現在、市の事務事業において、具体的にどの事務事業の委託が発生し、費用負担がどのようになるかについては想定しておりません。市として委託に関しての基本的な考え方として、市が実施する事務事業のうち、具体的な実施を委ねることにより、市民、NPOとの協働による自治の振興、民間のノウハウ等の活用によるサービスの向上、コスト削減、雇用・就労の創出が図られるものについては外部委託を進めてまいります。このために、民間にできる

ことはできる限り民間に委ねることを原則として、効率性や専門性、行政責任の確保等の観点を踏まえ、積極的に外部委託を推進してまいります。

なお、行政改革大綱の策定につきましては、コンサルティング委託はいたしておりません。職員のほうで策定させていただきました。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） それに弥富駅整備計画もプラスして、あとパブリックコメントもあると思うんですが、それは外部委託してないんでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） まず、私のほうでは、総合計画の策定業務委託料について答弁させていただきますが、この総合計画の策定業務の中に、総合計画策定に係るパブリックコメントの費用は、この中に入っております。

○2番（川瀬知之君） 駅整備計画もプラスですよ、これ。

○総務部長（佐藤勝義君） 駅の整備計画の策定業務委託料につきましては、この弥富市総合計画の基本構想・前期基本計画、これとは別に別途委託をしておりますので……。

○2番（川瀬知之君） それはお幾らですか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、駅整備計画につきましてはの事業費委託でございますが、平成22年度には弥富駅周辺整備基本構想策定業務費といたしまして756万円、平成23年度には弥富駅周辺整備基本構想補完業務といたしまして735万円、平成24年度には弥富駅基本計画策定業務費といたしまして708万7,500円、累計といたしまして2,199万7,500円を支出しております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） その時期に同時にそういうことが始まって、大体5,000万ぐらいになりますよね、それも入れると。別ではないですよ。一緒にやっていると思うんですよ。大体五、六千万になりますよね、いろんなことを含めると。私も調べてやっていましたから、それが削って説明されたと思っているんですけど、大体五、六千万はかかっていますよね。

株式会社ぎょうせい総合研究所は、各地地方自治の振興に寄与する自治体向け調査・研究のための数々のパッケージソリューションを提供しています。ちなみに、市町村合併、総合まちづくり、行財政、健康福祉、男女共同参画、少子化対策、環境、教育・文化・スポーツ、産業、NPO、社会都市基盤、各種住民満足度調査、地域評価調査、本市は全ての提供を受けるおつもりではないですか。庁内の職員は理解できるのですか。これだけソリューションを同時に提供され、あれもこれも手をつけてしまい、庁内の職員に浸透できますか。実際は、これらのソリューションを取り入れても、これらに伴う市民への広報活動に職員が忙殺され、

本市に合った改良や工夫を加えずに、問題を抱えたまま効果もなく放置されてしまうのではないのでしょうか。選択・集中とは言葉だけでしょいか。

なぜなら、私がどうしてわかったかという、ごみ袋問題が発覚したときも、責任問題のけじめはしていただきましたが、事件が発覚する前に問題を把握できる組織へと変更したとか、事務処理の方法に工夫を加えたなどの具体的な改善策の報告はなかったような気がします。本市は行政改革をしようとしているのですか、疑問に思います。

また、一般のほかの多くの自治体の庁内で、主管課側が、なぜこの予算が必要なのか、どんな効果があるか、あるいは予算がなかったらどれだけ困るか、必要性、緊急性、予算の有効性、妥当性、そして説明の矛盾点など、あらゆる角度から各事業の査定作業を行っているはず。しかし、本市において、恐らく少なくともこの件のような業務委託では、なぜこの予算が必要なのか、どんな効果があるのかの資料を全て業者任せにし、このような機能が働かなかったのではないかと思ひ、次の質問をします。

予算の編成上、地方財政法には、地方公共団体はあらゆる資料に基づいて正確にその財源を補足し、かつ経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない。にもかかわらず、さきの議会で、駅整備計画の凍結の理由としては、新庁舎建設事業や白鳥保育所建設事業などのような投資的な経費の増加、合併算定がえ終了による交付税の減少により、将来、財源不足になると答弁しておりますが、弥富市総合計画前期基本計画を策定する際に、どうしてこのような事業をあらかじめ想定できなかったのか、お尋ねします。

○議長（佐藤高き君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 総合計画とは、弥富市が進むべきまちづくりの方向を見定めて、それに向かつて取り組んでいくための指針です。まちづくりの最も基本となる計画ともいえるもので、その地域における行政運営の長期的な指針となる市政運営の基本となる計画のことです。しかしながら、毎年その時々のか財政状況を踏まえ予算額の査定が行われ、総合計画の基本構想、基本計画の掲載事業が全て予算措置されるわけではございません。このために、財政的な裏づけを持った実施計画を策定し、具体的な実施事業につきましては実施計画の中で定め、毎年見直しを行っていくこととしており、社会経済情勢の変化などによる実施事業の変更は発生することもあります。以上でございます。

○議長（佐藤高き君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 行政のプロ集団であるのに、つまり数年先も正確に予測できる力がないのに、多額の投資をしてまでも構想を市民に公表したのではないのでしょうか。自治体を広域することによって行政財政基盤を強化し、地方分権の推進に対応することなどを目的とした平成11年度から政府主導で行われた平成の市町村大合併で合併した自治体のほとんどは、合併のスケールメリットとして、行政の効率化によって生み出される財源を選択と集中によ

り、新たな地域づくりや産業振興のために重点的に投資することが可能となりました。

弥富市は、財政規模の拡大によって重点的な投資が可能となり、新庁舎建設を検討するのは当然の成り行きですが、合併直後に弥富市が新庁舎改築を盛り込まずに、弥富市総合計画前期基本計画を策定するのはおかしい。

また、合併時には、施設の効果的配置を考えて、住民の生活行動圏に即した広域的な視点から公共施設を計画的かつ効率的に配置することを要求されますが、合併直前から白鳥保育所建設事業が検討されなかったのは少しおかしいのではないのでしょうか。

次の質問に移ります。

自由通路整備に伴い、ＪＲ・名鉄弥富駅と近鉄弥富駅の道路の強化やバリアフリー化により利便性の高い都市活動の核となり、人や自転車、車の流れが変わり、駅前の鉄道周辺地域が安全性の向上と商業機能の再生が期待されるという曖昧な見込みで、平成23年度には弥富駅周辺整備基本計画を策定して、次の年には弥富駅周辺の基本計画の業務の委託費に、先ほど言われました累計2,199万7,500円もの歳費を費やしてしまった後、駅整備計画を凍結することになりましたが、今後、将来、周辺の社会情勢は変わってしまうのに、この業務委託がどのように生かせるのか、お尋ねします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 川瀬議員にお答え申し上げます。

その前に、私どもの第1次総合計画であるとか、さまざまな事業案件につきましてのさまざまな委託業務であるとか、あるいはそれに伴う諸経費というのは、まちづくりをする問題と個別的な家族のうちは建てるという問題を比較していただくこと自体が非常に難しいだろうというふうに思っております。1戸のうちは建てるにも大変でしょうけれども、私ども第1次総合計画が職員の能力だけでできるものならば、そのようにもいたします。しかし、先進市町のあらゆることの状況であるとか、あるいは社会環境であるとか、あるいは経済環境であるとか、そういったことも加味しながら、弥富市の置かれた継続的な事業ということも含めていろいろと懸案をしていかなきゃならない。そういうところにつきましては、やはり我々の能力だけではなかなか到底できるものではない。

そして、先進市町の多くのところが、それぞれが第1次総合計画であるとかいうことを立案しています。弥富町の時代もそうでありました。弥富町の時代におきましても、その総合計画に対しましては外部に対して委託をし、そしてそれを審議会、協議会にかけて、そして精査をして、その計画を組んでいくものでございます。そのことにつきましては、当初から御理解はいただいていると思いますけれども、少し個別的な案件とは違うということを明確にさせていただきたいというふうに思っております。

ＪＲ、あるいは名鉄弥富駅の周辺の整備につきましては、先ほど川瀬議員がおっしゃった

理由で、一時的な凍結をさせていただきました。当時、23年3・11東日本大震災という形の中で、その教訓から庁舎機能が必要であると、重要性があるという形の中で、現在の庁舎機能につきましては云々するまでもなく、その耐久性だとか、指令本部としての役割が果たせるかという状況の中で考えた場合、駅の橋上化についても大変大事な事業ではありますけれども、優先せざるを得なかった。その当時の橋上化に対しては、相当近く、35億という予算がかかるだろう、投資的な予算がかかるだろうという形の中で計画変更をさせていただいて、今に至っているところでございます。

今後は、皆様方にもお話をさせていただいておりますように、この鉄道の南北の地区を結ぶ手法について引き続き研究をしていきたいというふうに思っております。しかしながら、J R・名鉄という鉄道会社が交渉の相手でございますので、多くの問題がこれから発生してくるだろうというふうに思っております。

私たちは、さきに駅周辺の整備計画で委託しましたさまざまな調査項目につきましては、この南北を結ぶ通路に対して、我々としては、しっかりとこの委託した事業内容について応用していきたいというふうに思っているところでございます。

具体的には、今後、J Rとの協議になりますけれども、J Rが基本調査業務、あるいは概略設計というような基礎資料をつくる上において、我々としてはそういったようなものが提案できるのではないかと、あるいは社会資本総合交付事業の整備計画に対しても策定をしてみたいというふうに思っておりますので、十分御理解をいただきながら、この投資した委託した業務の内容について無駄のないように最後までしっかりと精査をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） バリアフリー化を義務づけられているのは鉄道事業者であり、どうしてあたかも市の主導でバリアフリー化を進めると市民に錯覚される説明をするのはちょっと解せないんですが、基本的には公費を無駄にしてしまったのははっきりしており、庁内で問題を調査して改善策を検討していただきたいと思います。

利便性の高い都市活動の核になるなら、この都市計画が現市民に負担がないよう、駅周辺の未使用の土地の資産価値を上げ、固定資産税を自然とふやすような計画をしていれば、簡単に凍結せず、とりあえず延期になったはずです。

例えば、J R東海・名鉄と、その関係会社の土地を整理して、駅をそのまま構想マンション化すれば、2027年に東京から名古屋で開業を目指すリニア新幹線により、このマンションの資産価値はおのずと上がり、新幹線が開通するころには周辺の資産価値も上がり、さらにJ R東海・名鉄駅周辺の道路整備が進めば、予測により起こり得る甚大な災害が起きる直前に、多くの市民を迅速に避難させることができるでしょう。その復興支援時においても、洪

滞に影響がない鉄道は有効で、交通の要衝である弥富市は、木曽川を水路にし、近鉄・JR・名鉄を使って近隣市町村に援助物資を運ぶのに貢献できると思われます。

次、地方財政法には、地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最少の限度を超えてこれを支出してはならないとしております。一般の企業の事業計画書は、自分の志を実現するための具体的な行動を示す計画書であり、計画どおり進まなければ経営が行き詰まることになり、おのずと責任をとらなければなりません。しかし、なぜ市は平成21年度から今までに、私が調べると、こういう決算書を見ると、合計すると6,035万ぐらいになるんですが、ちょっと見解が違いかもわからないですけど、多額の業務委託に費やしてしまうことが決定した後、中期財政計画・長期財政計画を公表し、将来の財政不足を説明し始め、なぜ総合計画の見直しを正当化するのか。すなわち、弥富市総合計画前期基本計画を公表する前に、継続実行可能な計画かどうか財政計画を立てながら総合計画を策定したのか、お尋ねします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 後期の基本計画につきましては、本市の特性や課題、そして時代の流れなどを的確に見きわめながら、将来、弥富市をどのようなまちにしていくのかということを経営的・体系的に取りまとめた計画書でございます。先ほどの2番のところでお答えさせていただいた内容と重なりますが、毎年、その時々々の財政状況を踏まえまして予算査定が行われ、総合計画の後期基本計画の掲載事業が全て予算措置されるわけではございません。このために、財政的な裏づけを持った実施計画を策定し、具体的な実施事業につきましては実施計画の中で定め、毎年見直しを行っていくこととしており、社会経済状況の変化などによる実施事業の変化は発生することもあります。

この総合計画の後期の基本計画の掲載事業を可能な限り財政的に裏づけ、実現できるよう、行財政改革に取り組んでいきたいと考えておりますが、結果的に計画変更となり得ることもあり得ることを御理解願いたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 基本的に、第1次弥富市総合計画は、実施計画が計画期間を3年間とし、ローリング方式により実施計画を毎年度見直しを行うということですね。期間は3年間ということ。予測ができないのに、3年間で毎年見直したらどうなるのか、よく考えればわかると思うんですが。つまり、変化する社会や経済情勢を予測せず計画し、二、三年が済めば事業としては完了扱いになり、事業が頓挫しても誰も責任をとらなくてもよいと説明しております。

一方で、総合計画は基本構想・基本計画であり、基本構想は向こう10年間の計画期間、基本計画はそれぞれ5年間の計画期間として計画を定めるものであると答弁しており、この計

画において市民と協働が加わると、誰も責任をとらなくてもよいことになります。この総合計画の指標は、平成18年度以前の総務省の指針に沿ったもので、最新の指針ではありません。弥富市総合計画が基本構想計画であるならば、総務省が提唱する今後10年間の社会変化や変化する電子自治体指標を盛り込まず、どのようにするのかを理解していない。また、デジタルデータをどのように庁内に生かすかなどを想定した具体的業務改善策も考えていないようです。

一例として、カメラさん、そこを映してください。いまだにアナログのカセットテープレコーダーを使っており、今、この質問ややりとりを録音したものを業務委託により文章に置きかえ、このような弥富市議会定例会会議録を作成して庁内に保管しております。皆様、このようなスマホに音声で話すと、自動的に文字に変換し、検索し始めるのは御存じですね。今では5万円くらいのノートパソコンで音声マイクを使ってライン入力でデジタル録音させれば、同じように文字変換できるし、音を検知したら自動録音するようにすることも可能です。その音声データを自動文字変換し、それを校正し、編集し、ネット配信すれば、早く市民に議事録を公表できるようになるでしょう。また、いずれこのような業務委託も必要でなくなってきます。

カメラさん、市職員の皆さんや荷物を映してください。資料を紙でお持ちですね。庁内では、このような文章を約350人、職員一人一人が日々更新し、年間相当数の紙媒体を使用しております。よろしいですか。デジタルデータやコンテンツを保管し、事務コストなどを削減するための運用を図るペーパーレス化を進めれば、庁内の書類の保管場所が減り、新庁舎もコンパクトにでき、また印刷物などの業務委託費用も減らせます。すなわち、永久にこの作業を減らし続けることができます。

さらに、電子自治体が進めば、甚大な災害時、災害対策本部や仮想弥富市を被災地以外に設置できます。すなわち、南海トラフ地震による津波は、弥富市だけを襲わず、広域的に襲ってくるのに、市内以外の市外の場所に災害対策本部を置くことも考えるべきです。

資本をかけずにペーパーレス化を庁内で進めるやり方を少し検討しましょう。まず、OSに組み込まれているアプリケーション、マイクロソフト社のオフィス、アドビのアクロバットプロフェッショナルなど汎用のアプリケーションを使って、データ、コンテンツの整理と運用方法を、アクセスできる端末を制限することで安全性を高めた企業内ネットワークであるイントラネットでまず構築し、運用を目指してください。恐らく、庁内の人材だけで業務改善目的のペーパーレス化は進められます。それをするにより、庁内で組織の見直し方法、電子文書の共有・保管方法、報告書・契約書・仕様書などの効率的な作成方法を検討する機会に恵まれ、将来の総務省指導の電子自治体に備えるべき人材も育てることに役立ちます。



もし庁内の人材でそのようなペーパーレス化が推進できなければ、庁内の職員を育てるためにコンサルタントを雇って教育してもらうべきです。そして今後、急激な少子・高齢化に伴い、年々日本の国力が低下していき、国民、市民の自立力が減少していくことが重なる中、市職員の今までの余分な広報活動、余分な報告書の作成などの単純なルーティングワークから解放していき、生活支援者がふえ続ける多様な社会の複雑な問題、課題を解決していく業務へと移行していく行政改革を行っていただければよろしいかと思います。

次の質問をいたします。

先進市町をまねするとか、過去から実施してきた実績のある事業を継続する前例踏襲の考え方を変えていくよう本市職員の意識改革を促し、将来の社会変化、技術革新、本市の財政見通しを想定した上で、都市計画、行政改革を再考するつもりはありますか、お尋ねします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 前段で少し答弁させていただきますけれども、今、世の中が電子自治体になっていることは私も十分承知をしているところでございます。過去の慣習、あるいは過去のさまざまな事務事業ということについては、見直しをしていかなきゃならないという形でおります。

私も弥富市におきましても、戸籍の問題であるとか市民課を中心にして、あるいは財政課も中心にして、相当なスピードで電子化をやってまいりました。そういうことが全くないというわけではございません。

しかし、市役所というのは、市民の皆様とフェース・トゥ・フェースでしっかりとお話をさせていただきながら、相手の方にしっかりと御理解もいただく、そういうことの業務というのは非常に大事なんです。全てが機械化、全てが電子化という形の、いわゆるそういった形のものではなかなか自治体の運営は参りません。そのことも十分、川瀬議員に御理解をいただいているところだと思いますけれども、いずれにしてもそういった形の中で電子自治体に対して、我々もそちらの方向へ行こうということについては努力をしてまいりたいと思っております。ケース・バイ・ケースで、その問題について取り上げていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

後の段につきましては、総務部長のほうから答弁させます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 行政改革を再考するつもりはありますかということに対する答弁でございますが、行政改革につきましては、本市の置かれている現状を認識して、職員一人一人が費用対効果を常に念頭に置いて、事業を効率的に推進していくことはもちろんのこと、事業を評価・点検し、見直しを行うとともに、次の政策、施策に反映していくことが必要であります。計画の達成ということにつきましては、行政改革には終わりはない、ゴールもな

しという自治体の課題であります。行政改革の歩みをとめることなく、引き続き事務事業の見直しを初めとして行政改革を推進していくことを考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 要は機械化して機械でやれと言っておるわけじゃなくて、できるだけフェース・トゥ・フェースか、愛のある1対1の、余分な事務作業を減らして、そちらのほうに向けていただければいいなと思っています。

今、テレビ中継をしているクローバーテレビさんも、アナログからデジタル放送に切りかわりましたね。録画放送はテープを使ったアナログから、直接、デジタルデータになり、編集作業がしやすくなったと思います。この弥富市議会定例会の録画デジタルデータを提供していただければ、本市ホームページを使って今の議会議事録をすぐ公表できますね。しかし、ライブネット配信や本市の行政能力の競争力をつけるために他市町村と比較するには、クローバーテレビさんに管理をお願いしたほうがよろしいですね。

本市が反省すべき点としては、同時期に合併した他市町村のまちづくり総合計画を形式的に採用し、本庁職員の理解を得ずに公表し、市民に対するマーケティング、パブリックコメント、行政改革を総合的に進めなかったことであります。すなわち、弥富市総合計画は典型的な根拠のない絵に描いた餅的な総合計画であります。したがって、このままこの弥富市総合計画を進めれば、具体性を欠く基本計画であるため、市職員は何をすればいいのか理解できず、行動は個々ばらばらになり、行政改革は進むわけがありません。さらに、庁内だけではなく市民は、この計画の理念が具体化できない抽象論だから直接的な行動は生まれにくく、市民との協働のまちづくりとして市民までも巻き込んでしまったら、弥富市発展に膨大なロスを生むことになります。

もし、弥富市総合計画を健全化し、市の発展につなげるなら、自宅を新築するのと同じように順序を踏まえた進め方をすべきであります。第1に現状分析をし、本市の経営資源である公有財産の有効利用、庁内の業務効率化、庁内の人的資源の有効利用をし、行政改革を進める。第2に、庁内で手段、戦略に裏打ちされた具体的数値を用いたシミュレーションを行い、中期経営計画を行う。第3に、この段階でありたい姿の具現化をし、まちづくりビジョンを立て、そのビジョンと現状のギャップに課題を設定し、経営戦略を当て、そこに経営計画を数値化し、行動を促し、達成度を管理するようになってから市民に公表すべきです。今のコンサルタントも、このような段取りで行うべきことは理解しておられるでしょう。

合併のメリットとして、以前の一般質問でもお話をしましたが、まず個々の自治体が行ってきた管理業務を一つに集約することにより、職員数や経費を削減する一方、新たな行政ニーズの発生している部門に充てることができる。職員数も人口当たり少なくすることができるため、行政サービスの向上を図りつつ、人件費や経費を抑制することができるなどの行

財政の効率化を図ることができます。

次に、長期的には、行政規模拡大により生み出された財源や人員の余裕を現代においてニーズの高い都市計画、環境政策、情報化、法務など、高度に専門性を有する分野へと振り向けることにより、多様で専門的な人材を長期的に確保し、行政サービスの高度化・専門化を図ることができます。

また、計画的かつ体系的な職員研修プログラムを通じて、行政職員の政策形成能力の向上が図られるなど、行政の高度化・専門家により権限の拡大、行政能力の向上が図られます。弥富町と十四山村が合併したので、理念としてこれらのことを再認識すべきです。

次に、米国では医療費が高騰し、公的医療保険制度の破綻が避けられないため、また事務コストを削減し、医療費を削減しようと電子カルテの導入が進んでおります。しかし、日本はおくれているとされております。それを審議するためにも、他市町村の協働による医療機関の情報化について質問いたします。

まず、今の医療機関の現状の問題点を3点御紹介します。

医師の絶対的不足について。

新しい臨床研修制度により、研修医が条件のよい都市部の一般病院へ行き、医師が不足した大学は地方の派遣先から中堅医師を呼ぶ戻すことになりました。結果的に、海南病院などの地方の病院から医師が不足する事態を招くことにもなってきました。

次に、医療技術や機器の進歩による医療の高度化・複雑化とあわせて、高齢化社会における合併症を伴う手術など難易度の高い症例の増加は、医師の高い専門性と業務負荷の増大を要求し、結果的にこれらの医療を担う医師が不足する事態を招くことになり、さらに近年の医療で求められるインフォームドコンセント（十分な説明と同意）や多くの書類の必要性による事務作業の増加などによっても増大します。これは自治体も同じようになっていると思います。

このことは、医師の絶対数が変わらなくても、総労働時間に対する医師の必要数が不足するという事態が発生しているのです。新しい臨床研修制度が引き金となった地方の医師減少に加えて業務負荷の増大が起こるということは、わかりやすく言うならば、人が減って仕事がふえる状況をつくり出すことになりました。

ここに過重労働問題が発生することになるわけです。ある医師会が実施したアンケート調査によると、1週間当たり20時間以上の超過勤務をしている勤務医が29.3%に上ることが明らかになっています。週20時間以上の超過勤務は、厚生労働省の過労死認定基準を超えるものであります。過重労働問題は、医師不足だけではなく、事故の温床になるという意味でも認識すべきであります。

このような労働条例の悪化は、専門性が高い、緊急対応が必要であるなど、特に海南病院

のような急性期病院の医師で顕著であり、勤務医が疲弊する大きな要因となっています。コンビニ受診の増加などの患者のモラルの問題、訴訟件数の増加、訴訟における刑事責任の追及といったことも医師の疲弊に拍車をかけています。結果的に、勤務医はこれらの状況から身を守るために、安全な職を求めて開業医になるなどの……。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員、質問の途中ですけれども、答弁する側に質問をまとめて、もう残り時間が10分ですので、質問をまとめて答弁をさせてください。

○2番（川瀬知之君） ですから、10分でしょう。10分で要は……。

○議長（佐藤高清君） 答弁する時間を与えてください。

○2番（川瀬知之君） 時間内にやるからいいですよ。

また、訴訟に関しては、リスクの高い産科などの診療科を敬遠するという診療科偏在の原因にもなっています。これまでに記述したことが、大きな視点で捉えた勤務医の不足と医師偏在化問題の構造であります。近年では、前記に加えて、女性医師の割合がふえていることによる出産での退職、負荷の高い診療科の敬遠なども医師不足の重要な要素となっております。

さらに、フリーアクセスの問題があります。日本の医療制度では、患者がいつでもどこでも自由に医療機関を選択することができる。しかも受診回数に制限がない。自由な選択の結果、大病院や人気医師が在籍する病院に患者が集中してしまうことは容易に想像できましよう。大きい病院であればちゃんとした検査が受けられる、よい専門医がいると思われるため、診療所でも十分に対応できる患者までが大病院に流れてしまっています。

これらの医師の絶対数不足と偏在、看護師の絶対的不足、大病院の問題より、地域医療における病床閉鎖、長時間の診療待ち、たらい回しが身近に起きつつあると皆さんも感じておられると思われます。

では、問題を解決するためにも情報化の整備は不可欠なため、質問いたします。

厚生労働省の「どこでもmy病院」構想について説明ください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） どこでもmy病院の構想についての御質問でございますが、これは2010年の5月に、政府の高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）が公表した「どこでもmy病院」構想について調べました。

IT戦略本部に直接確認したところ、現在、残念ながらこの構想、計画はなくなっているということでございます。その考え方は引き継がれて、学会とか民間ではそのような動きをしているといった形のことは確認しております。

内容につきましては、この構想は新たな情報通信技術戦略における医療分野の計画の一つで、自己医療・健康情報活用サービスの別名があるように、利用者向けのサービスというこ

とになっております。個人、これは患者さんでございますが、みずからの医療・健康情報を医療機関から受け取り、それをみずからが電子化し、電子的に管理・活用することを可能とするものでございます。個人主体の過去の医療・健康記録が持ち運び可能になり、携帯電話、スマートフォンやタブレット端末などで、いつでも提示可能な形で利用されるものというふうに聞いております。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 市民の健康情報、バイタル、体重、健康、食事等を電子化し、個人の健康にかかわるさまざまな情報、電子健康記録を蓄積し、参照、活用、共有などを行うことにより、さっきスポーツを進めると言われましたもんですから、市の市民の健康増進行事での事故軽減に役立てるつもりはありますか。すなわち、健康情報活用基盤の構築をどの程度進めていますか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 現在、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の加入者が行う特定健診ですね、高齢者の健診も含めてでございますけれども、こういったものの健診データを電子データとして管理しております。健診をより精度の高い有効なものにするために、これを活用しておるものでございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 医療機関の情報化には、データ互換性、運用方法、個人情報プライバシーなどの問題がありますが、このような問題を克服していくよう基幹病院と協力して、地域医療機関を他市町村の協働で取りまとめて医療情報連携基盤を構築するつもりはおありですか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 現在、基幹病院と開業医、それから地域の診療所間の連絡というものが非常に進められておりまして、いわゆるかかりつけ医等もございまして、そういった連携はとられているというところでございます。海南病院だけが診療機能を高めるのではなく、地域全体の医療の質のレベルを上げて、地域全体で患者さんによりよい医療を提供することを基本に考えなければいけないということは御承知のとおりでございます。

なお、6月に開催されました議会と海南病院院長との意見交換会では、海南病院長より海部医療圏という形でお話がございました。海部医療圏として地域完結型医療ネットワークの構築についてお話がありました。情報化につきましても、プライバシーの問題、セキュリティの問題等をクリアしながら、地域連携を実際にするということになると思っております。その際は、市は市としての立場で御協力させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 電子カルテの導入投資効果が見えにくいとされるのと医師の入力業務の増加を伴うが、各診療機関院内のＩＣＴ化を推し進めていただき、地域と一体となった診療情報の共有を推進し、万全な災害対策、セキュリティー対策が施されたクラウド型電子カルテシステムの構築により、地域医療の質、生産性を上げる調整や支援を各自治体で行っていくべきだと思いますが、それなりに海南病院さんがやってられると思いますんで、それでいいです。

今後の医療、健康など、ヘルスケアサービスにおける一つの進展の方向として、個々の人に合ったサービスの提供、パーソナル化があります。その代表例として、遺伝子の差異などによる症状のあらわれ方や薬の効き目ぐあいなどの違いに配慮し、最適な投薬や治療を行う個別化医療が上げられます。このような個別サービスの提供には、一人一人の診療情報や生体情報が前提となりますし、そのための革新的な薬や治療方法の開発にも、これらの情報の蓄積、活用が必要となります。個人の医療、健康などにかかわるさまざまな情報は多様な活用があることから、医療、健康などヘルスケアサービスの向上や効率化はもちろんですが、それに伴うＩＣＴの技術革新や活用拡大、さらにはこれらを含めたヘルスケア分野での経済成長が見込まれております。この弥富でも、そういうことができると思いますけどね。

地域医療問題の構造から解決策を考えると、次のような考え方にに基づき、地域全体での医療連携に取り組むことが重要です。医師不足だから医師をふやすことは重要だが、これだけの単純な発想では事態はよくなりません。まず、現在の医療資源を効率化し、有効活用する最大限の方策を考えることが重要である。その鍵となるのが、地域全体の計画的な医療連携と、それに伴うＩＣＴの活用であります。ただし、致命的な医師不足が進んでいる診療科、事業については、まず遠隔医療などで緊急対策を実施する。地域全体の医療連携による患者アクセスの改善をし、医療供給を効率化し、勤務医の労働環境を改善させる。現在の医師の労働環境を改善させれば、女性医師や、ほかの医師の招聘がしやすくなります。医療の連携が充実すると、開業医がお互いがあって成り立つことを再確認し、安心して医療を提供できます。

これらを実現するためには、他人事と思わずに、自治体が病院、開業医、医師会などの利害関係者に対して、自分たちの地域医療を守るという共通目標を持って臨むよう、ＩＣＴの活用の標準化とその運用方法を調整し、リーダーシップを発揮することが重要だと思います。

以上、私の一般質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩とします。再開を午後１時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時59分 休憩

午後 1 時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に鈴木みどり議員、お願いします。

○3番（鈴木みどり君） 3番 鈴木みどり、通告に従いまして質問をさせていただきます。

9月3日に第2次安倍改造内閣が発表され、歴代最多の5人の女性が閣僚となりました。私たちには、とても大変喜ばしいことです。女性活用ということですが、私たち女性議員も頑張っていかなければならないなと改めて思いました。

さて、児童館利用についてお尋ねしていきたいと思います。

平成27年4月から、子ども・子育て支援新制度が始まります。その中でも、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実があります。教育・保育施設を利用している子供たちの家庭だけではなく、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭や子供を対象とした事業として、市町村が地域の実情に応じて実施していくとあります。

弥富市にも、児童館、児童クラブ、母親クラブなど、子育てをサポートする施設がありますが、それぞれ目的に合った利用がされていると思います。今回私は、児童館の利用についてお聞きしたいのですが、児童館の役割として、子供に健全な遊びを提供して心身の健康と情操を豊かにすることを目的にしています。子供たちに遊び場を提供して、遊びの中から人とかかわりやルールを学び、自主性・社会性などを身につけることができます。

弥富市では、それぞれの学区・地区に6つの児童館がありますが、児童館を利用できる対象年齢はゼロ歳児から18歳未満までです。各地域での昨年の利用者数は何人でしょうか。そして、実際、弥富市ではどの年齢の利用が多いですか。

児童館は弥富市以外の子供たちも利用することができますが、弥富市以外の利用は各地域どのくらいあるのでしょうか、お聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○民生部次長兼児童課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

まず、昨年度の各地域の利用につきましては、児童館別に申し上げます。

さくら児童館が2万2,511人、弥生児童館が2万912人、白鳥児童館、8,582人、大藤児童館、1万3,505人、栄南児童館、1万606人、東部児童館、8,961人でございます。

次に、どの年齢の利用が多いかということにつきましては、小学校の1・2年生の利用が一番多くなっております。

続きまして、昨年度の弥富市以外の子供の利用につきましては、これも各児童館別に申し上げます。

さくら児童館につきましては506人、弥生児童館につきましては328人、白鳥児童館につき

ましては110人、大藤児童館につきましては413人、栄南児童館につきましては106人、東部児童館につきましては621人でございます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 何もただ児童館を利用するというだけと、これはいろんな行事も含めての参加人数になるわけですね。さくらとか、弥生は、ほかの地域と比べるとかなりの利用がされています。そして、1年から2年生が多いということで、私が思っているのも、そのぐらいかなと思っていたのであれですけれども、弥富市内の子ですね。これ東部のほうというのは621人で、ちょっと私意外だったんですね。これは、東部というのは十四山ですよ。これって何か原因はわかりますか。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○民生部次長兼児童課長（渡辺秀樹君） 今回、市外のお子様の利用状況を調べさせていただいたときに、東部児童館は他の児童館に比べて多いわけでございます。この内訳としては、名古屋市の中川区のほうからいらっしゃる方が多いとお聞きしております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 私が今回質問をしたいと思ったのは、児童館なんかで行事とかイベントがある場合に、10月に児童館まつりなどがあるわけなんですけど、要するに児童館まつりなんかは100名ぐらいの定員数で開催されるということなんですけれども、そういう場合は市外の子は利用できない決まりだということなんですけれども、児童館まつりでは、100円の入館チケットを購入して参加できるというものなんですけれども、なぜ弥富市外の子が利用できないのかということなんです。

一言加えさせていただければ、これは実家を持つ親御さんの子供ね、要するにおじいちゃん、おばあちゃんのところに来ていて、そこの子と一緒にそういうのに参加したいなと思ってできない状態、今は。なぜ100円のチケットを払いながら、よその子は、よその子と言ったらあれですけれども、できないのかをお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○民生部次長兼児童課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

以前は利用を認めていたときもございましたが、市内の子供が利用できないこともあったため、現在は制限をさせていただいております。児童館まつりは、年間を通しまして利用している市内の子供たちが楽しみにしておる行事でございます。市外の子供を認めることによって、市内の子供たちが利用できなくなるおそれもございますので、制限をさせていただいておるところでございます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。



○3番（鈴木みどり君） 児童館まつりの場合は、各児童館100名ずつですね。昨年の状況でもいいですけども、全てこれは定員いっぱいだったんでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○民生部次長兼児童課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

児童館まつりにつきましては、定員がそれぞれ決まっております、定員に対してどれぐらいの参加があったかということでお答えをさせていただきます。

さくら児童館につきましては、200人の定員に対しまして200人の参加でございます。弥生児童館につきましては、150人に対して150人の参加でございます。白鳥児童館につきましては、120人の定員につきまして98人の参加でございました。大藤児童館につきましては100人の定員に対しまして92人の参加ということで、栄南児童館につきましては100人の定員に対しまして74人の参加でございます。東部児童館は、100人の定員に対して100人の参加でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） この内情を聞きますと、身内がいるからといって、なかなか入る余地はなさそうに感じるわけですけども、例えば児童館同士で連携というのはとられているんですかね。例えば、定員がいっぱいのところ、さくらとか弥生は定員いっぱいですよ。でも、白鳥とか栄南のほう、大藤もですが、多少のあきはある。そのあきを連携というのか、ここはいっぱいですが、こちらがあいていますよという、そういう紹介なんかはしているんですか。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○民生部次長兼児童課長（渡辺秀樹君） こちらにつきましては、定員がいっぱいの場合、連携もっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 私、思っていたよりも、弥富市の子供たちが利用しているのが多いので、もし仮に余裕があれば、おじいちゃん、おばあちゃんのところに来た子供たちも多少は利用できたらいいなと思ったんですけども、見てみますと、そんな余裕はないというのがよくわかりました。でも、だめと言う、話はそこから先に進まないということもありますので、利用状況に応じて、そういう申し出があった場合は、だめと決めつけずに、よその児童館なんかのあき状況を見て利用できるようにしていただきたいなあと思います。何と言っても、弥富市の子が優先というのは重々承知しておりますので、子供たちにも同じように、遊びに来ていて、同じいところ同士で利用ができないというのもかわいそうかなと思いましたので、この質問をさせていただきました。

児童館については、これで一般質問を終わらせていただきます。

次に、近鉄佐古木駅についてお伺いしたいと思います。

私は、前から佐古木駅の利用については、弥富駅と比べて不便さを感じていました。これは私だけじゃないと思います。私がこれから言うことは、利用者の意見だと思って聞いてください。

先日、佐古木駅が、さらに時間帯によって無人化の方向に行くという話をお聞きしました。その時間帯は現在もうわかっているのでしょうか、お願いします。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 時間帯の御質問でございますが、近鉄さんによりますと、現在、駅係員の日勤配置時間を検討しているということでございまして、お示しができますのは10月末から11月の上旬ごろになるというふうに聞いております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 説明によりますと、1日の乗降人数というのか、利用者が3,000人を切ったとのことでありましたが、平成24年11月の調査では2,508人の利用客があるとデータにあります。現在はもっと少なくなったということでしょうか。

確かに調べてみますと、近鉄名古屋駅から弥富駅までは11の駅があるわけですが、佐古木駅の利用者の数は、米野駅が772人、黄金駅が2,151人、その次が佐古木駅の2,581人というワーストスリーに入っているのですが、2,000人以上あれば、私は決して少ない数だとは思いません。不便になればなるほど、利用者も減っていくと思います。

ちなみに、J R 永和駅の利用客を調べてみたのですが、2006年では2,092人から、2012年の届けしかありませんが2,294人となっています。永和駅も決して便利な場所にあるわけではありませんが、この6年間で毎年少しずつではありますが、200人ほどふえています。白鳥学区の中でも永和駅を利用したほうが便利だという人もふえてきたのではないかなという思いもあります。

しかし、これも市街化区域でありながら、佐古木駅周辺の整備のおくれや道路の整備などのおくれで人口がふえない、また人の集まる場所になっていない今の現状は、多少市の責任もあるのではないかと思います。

私たち佐古木駅を利用する者にとって、主に白鳥学区や十四山地区の方が利用されると思うのですが、なかなか安全性・利便性を感じることはできません。特に高齢者では、足、腰、膝、いろいろ痛めてみえる方も多くいらっしゃいます。駅を利用するのに、階段を上っておりて、おりて上って、そういうふうにしないとホーム、改札口へ行けないんですね。小さいお子さんを連れている方は、ベビーカーさえ使えません。

これも調べてみたのですが、近鉄名古屋線の名古屋駅から弥富駅までの11駅ある中で、車椅子での移動ができないのは佐古木駅だけです。その先ですね、四日市まで見てみ

ましても、ハンドル系の電動椅子しか手段がないのは佐古木駅だけなんです。車椅子で利用する場合は、数名の駅員さん、また介助者が必要となるわけです。これも駅員さんがいなくなれば、さらに不便になると思います。

このような状況の中で、市として佐古木駅のバリアフリーについてはどう考えているのか、お願いします。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 答弁させていただきます。

バリアフリー化の前に、先ほどの日勤の配置時間等に関連しまして、近鉄さんからの御報告をさせていただきたいと思います。

近鉄さんでは、駅員の日勤配置化に伴います無配置時間帯の対応につきましては、インターホンつきで遠隔監視システムを導入するということでございます。係員がカメラの映像を確認しながら、自動改札機、自動発券機、自動精算機を遠隔操作によりまして対応するというところでございます。

また、先ほどの質問にもございますが、車椅子等での介助が必要な場合につきましては、利用者が管理駅へ、これは蟹江駅になりますが、事前に連絡をしていただくかインターホンで連絡をいただき、係員を蟹江駅から派遣するというところに対応するということでございます。多少時間がかかるかと思いますが、したがって、近鉄さんによりまして、駅員の配置変更及び無配置時間の対応を佐古木利用者によりわかりやすいPRをしていただき、スムーズな移行をお願いしているところという御回答をいただいております。

また、近鉄さんによりまして、今後のスケジュールといたしましては、平成26年の11月21日に各駅におきましてお客様に告知をさせていただくということでございます。

なお、平成26年12月21日から日勤配置化の実施をする予定でございますので、御報告をさせていただきます。

続きまして、バリアフリー化についてでございますが、平成24年の11月の交通調査結果によりまして、近鉄佐古木駅の1日当たりの乗降客数でございますが、議員がおっしゃいましたように2,581名となっております。バリアフリー化の整備対象につきましては、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律で、1日当たりの利用者数が3,000人以上となる駅を対象としておるわけでございますが、現在、近鉄さんにおきまして、バリアフリー化の整備計画には入っていないということでございます。

また、議員御指摘の地下駅舎の使い勝手の不便さにつきましては、以前よりお聞きしておりますが、市といたしましても鉄道事業者に対して利便性の改善を引き続き要望していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 鈴木議員にお答え申し上げます。

実は、この近鉄佐古木駅の日勤の配置化の問題につきましては、8月の下旬に私は担当者を通じて初めてお話を伺った次第でございます。先方にも我々の市としての要望、あるいは地域としての要望ということをしつかりと伝えていきたいということで、10月3日に近鉄の専務執行役員であります統括部長の田淵さんという方ほか3名と、私ども弥富市と、そしてこの駅を利用する方の代表というか地域の方の声を伝えていきたいというふうに思っております。

つい先週、防災訓練で、私は白鳥学区へお邪魔したわけですが、その話がもう広がっておりまして、何人かの市民の皆様から、困るということの声を聞かせていただきました。しっかりと地域の要望、そして私ども市の要望を伝えていきたいと。余りにも早急過ぎるというふうに思っておりますので、声として届けていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 佐古木駅自体の構造にも問題があるのはわかるんですけども、だからといって、市のほうもずっとこのままでいいのかと思うわけです。私は、利用者が2,000人以上ある駅で車椅子での移動ができないことやベビーカーが使えないこと自体、もちろん足腰の悪い人ですよ、苦労しないと利用できないこと自体が問題じゃないかと思うわけです。ここにいらっしゃる皆さんは、みんな弥富駅を利用して佐古木駅の不便さをよく理解していただけないんじゃないかと思うわけです。この不便さは、利用している者でないとわからないわけですが。ここずっと、弥富駅の便利性とか、弥富駅のことばかり皆さんおっしゃるんですけども、佐古木駅も弥富市の中にある駅の一つだということを忘れないでほしいと思うわけです。

車椅子の問題だけではありません。佐古木駅の構造も考えて、どんな人にでも利用しやすくできるように市のほうも近鉄側と交渉を何度でもお願いして、弥富市民の一部でも私たちはありますので、弥富駅ばかり便利になって、何で隣の佐古木駅がこんなに苦労しなきゃいけないのかということをよく理解していただきたいと思います。

弥富駅の周辺の開発については、以前の一般質問の中で市長から一時凍結するという答弁がありましたが、今後の佐古木駅の南口の整備とかについての考えや、この整備をやる気があるのかなのか、今の進捗状況も含めてお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 佐古木駅南口の進捗状況でございますが、平成25年度に佐古木駅南口広場及び県道への取りつけの市道部の拡幅を含め、用地調査、現況測量及び詳細設計業務を実施いたしました。昨年の9月末には、関係土地所有者の方々の御協力のもと、境界立

ち会いをお願いすることができました。これまで関係者の方々には、事業実施への御協力を願ひしてまいりました。現状では、関係者の方々の中に弥富市以外の方も多く見え、まだ事業への理解が得られてないのが現状でございます。しかし、今後も引き続き事業実施に向けて関係者の方々へ交渉をしてまいりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 住民の方は、この佐古木駅の整備の話はもうなくなってしまったんじゃないかと思っていられる方がいるわけですね。そのくらい全然進んでいないということなんです。

地権者との話し合いもなかなか進まないということで、苦勞されているとは思いますが、1度や2度断られてできないとか、そういうふうにするんじゃなくて、どうしたら理解していただけるのか、協力していただけるのかをよく考えていただきたいです。

駅は、その地域の顔でもあります。弥富駅ばかりきれいにしたって、その隣の駅が、これでも同じ弥富かなと思われるような駅ではいけないと思うんですね。環境整備の面でも、もう少しきれいにしていかなければいけないと思うわけです。今の時期は、草がぼうぼうに生えています。一度見に来てください。

活力ある弥富づくり、まちづくりが全く見えない地域でもありますので、第1次弥富市総合計画の中でどのくらい進むのかが、私も、住民も期待していますので、どうかよろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に武田正樹議員、お願いします。

○16番（武田正樹君） 16番 武田正樹です。

通告に従いまして、平成26年産の米価の現状と課題について質問したいと思います。

まず最初に、平成26年産の米価の現状について質問したいと思います。

弥富市南部地域の特早地帯で作付されている「あきたこまち」「コシヒカリ」の収穫も、雨が多かった関係でややおくれたものの、ほぼ終了しました。これから弥富市東部地域や北部地域の中手と言われる「あいちのかおり」の収穫も今月下旬から始まろうとしています。

最近、米が安いという話をよく耳にします。けさの新聞紙上においても、新潟県産の「コシヒカリ」が過去最低価格であると載っていました。新潟県産の「コシヒカリ」は、全国でコメ価格の基準とされています。現在までの平成26年産の米価の現状についてお伺いしたいと思います。

まず最初に、現在の平成26年産の「あきたこまち」「コシヒカリ」の生産者販売価格は幾らなのか。概算金でよろしいので、お答えください。

そして次に、最近の過去３年間、平成23年産、平成24年産、平成25年産の「あきたこまち」「コシヒカリ」の生産者販売価格は幾らだったのか。そのうち、過去３年間の販売価格には最後に精算金が加算されていると思うのですが、３年間平均で幾ら加算されているのか。たとえその精算金を考慮したとしても、平成26年産の生産者販売価格は過去３年間と比較してどうなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） お答えさせていただきます。

平成26年産の現在までの米価でございますが、農協の仮渡し価格で申し上げますと、「あきたこまち」が１俵（60キロ）当たり9,300円でございます。「コシヒカリ」でございますが、同じく60キロで9,100円となっております。

過去３年間の比較と精算金でございますが、過去３年間の米価は、同じく農協の仮渡し価格で申し上げさせていただきますと、平成25年産は、「あきたこまち」が１万3,200円、「コシヒカリ」が１万2,400円でございます。平成24年産は、「あきたこまち」が１万5,000円、「コシヒカリ」が１万4,400円となっております。平成23年産でございますが、「あきたこまち」が１万3,100円、「コシヒカリ」が１万2,100円となっております。同じＪＡの仮渡し価格だけで比較させていただきますと、平成26年産の米価は、「あきたこまち」「コシヒカリ」どちらも過去３年間の米価より下落をしているというのが現状でございます。

また、精算金でございますが、過去３年間の精算金ですが、平成25年産につきましては、まだ在庫のほうが残っており精算のほうを終了しないということでございますので、平成25年産につきましては、まだ精算金の金額が確定しておりません。そのため、平成24年産と23年産で申し上げますが、「あきたこまち」につきましては、平成24年産は686円、平成23年産は880円、平均させていただきますと783円になります。「コシヒカリ」につきましては、平成24年産は384円、平成23年産は1,892円でございます。平均しますと1,138円ということになります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○１６番（武田正樹君） 私も米を生産しております。実際、「コシヒカリ」をつくっていても、概算金で9,100円。これに精算金、例えば24年と23年の平均の1,188円を足すと、大体１万288円ということですが、過去の25年、24年、23年に比べて、相当な米価の下落になっていると思います。とにかく現状を皆さんに把握していただきたいなあと思っておりますので、あえてこの金額を細かく質問させていただきました。

次に、平成26年産の作柄についてお伺いしたいと思います。

農業新聞紙上では、７月上旬の段階では、地域によって差はあるものの、全国的にやや良で豊作になると予想されています。それ以降、台風11号の影響や土砂災害を引き起こした大

雨など天候不順が続いた中で、現段階での作況指数は幾つなのか。当然豊作ならば米価は下がると思われるのですが、過去にことしと同じ作況指数だった年度の生産者米価は幾らだったのか、わかる範囲内でお答えください。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） お答えさせていただきます。

平成26年8月時点でございますが、作況指数は102となっております。また、同じ作況指数だった年という御質問でございますが、調べましたところ、平成25年も愛知県におきまして作況指数は102となっております。米価につきましては、先ほどの御質問でお答えしましたとおりの平成25年産のJAの仮渡し価格となっております。

なお、米価につきましては、この作況指数と、また米の在庫量などによる需給バランスによって決まってまいるということでございますので、作況指数が同じというだけでの米価の比較は難しいところがあるということでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） ただいま、8月現在で102という作況指数。実際のところ、たしか8月の中旬に作況指数が全国的に出ると思うんですけども、多分その資料によると思っております。今、同じ平成25年産が102の作況指数の、仮に「コシヒカリ」で生産者販売価格1万2,400円、これに多分、精算金が引かれると思いますので、さらに減ると思いますが、実際のところ、ことしは9,100円。この現状について、作況指数から考えても、どの程度ことしの米価が安いということを皆さんに理解していただきたいと思います。

次に、先日もあるオペレーターの方の話によりますと、「コシヒカリ」はシラタ——これは通称ですので、俗に言う腹白米・背白米のことですが——が多く、品質は余りよくないと聞いております。例えば、これを1等米にするために、最近は機械の性能がよくなりまして、色彩選別機というものがあります。それにかけますと俵数が減ってしまうと聞いたのですが、平成26年産の「あきたこまち」「コシヒカリ」の品質についてどうだったのか。1等米の比率はどうだったか。また、反当たりの収量は大体どれぐらいだったのか、質問させていただきます。わかる範囲内で結構ですので、よろしくお願いします。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） お答えさせていただきます。

平成26年産の「あきたこまち」でございますが、先月ございました米の初出荷のころは天候がよく、その当時、品質もよく、全て1等米であったそうでございます。収量でございますが、10アール（1反）当たり約8俵の収量となっているそうでございます。しかし、「コシヒカリ」につきましては、当初、初出荷のあたりに収穫されました米はほぼ1等米だったそうでございますが、その後の天候不順により収穫もおくれておりまして、品質が平年より

も劣ると予想されているようでございます。また、収量も現在、1反当たり8俵を下回っているというふうに聞いております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 私が伺っているところによりますと、「あきたこまち」は確かに品質もよく、全部1等だったと伺っております。そして、「コシヒカリ」については、特に出荷後半の分については品質が劣り、この8俵という基準なんです、7俵前後だったという話を結構聞かせていただいております。ただ、この7俵台であったにもかかわらず、この米価だったということを皆さんに御理解していただきたいなと思っております。

次に、弥富市の後半戦に入る中手の米について少し質問したいと思います。

実際、米価が低迷している中なんですけど、これから収穫が本格的に始まる中手の「あいちのかおり」の米価についても相当不安がられております。その辺についてどういう判断をしてみえるのか、少し考えをお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） お答えさせていただきます。

全国的に今後作況指数が悪くなるようでございますと、米価も上向く可能性もございますが、8月15日に農林水産省が発表しました全国の作柄・生育状況によりますと、北日本や東日本では作柄が良好であるということでございますので、さらに価格が下がるということも考えられると思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 今、課長の言われるとおりなんです。実際、これから先、本格的に「あいちのかおり」が愛知県では始まりますし、現在、全国的に「コシヒカリ」の収穫も真っ最中であります。その中で、特に最初のうちにお話しさせていただいたように「コシヒカリ」、特に基準となる新潟県産の「コシヒカリ」は過去最低の金額を概算金で発表しております。このことが、多分これから先、愛知県でも本格的に始まる「あいちのかおり」についても影響してくるのではないかと心配しております。とにかく、この現状について皆さんにまず御理解していただきたいなと思っております。

次に、現在とられている対策と今後の課題について質問したいと思います。

確かに平成26年産が、まれに見る大豊作ならば米価の下落も理解できる面もあるのですが、現況としてはそのような状態ではないと思われます。農業新聞紙上では、先ほど課長の話にあったように、米の民間在庫が多く、仲卸も買い控えている。また、もう1点として、日本人1人当たりの主食である米の消費量が極端に減少してきているという記事を目にします。

そこでお伺いします。

平成26年産が低米価になった要因はどこにあると考えてみえるか、お聞かせください。



○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） お答えさせていただきます。

議員がおっしゃられるとおり、平成25年産米の需給がまだ大幅に持ち越しておるようございまして、現在も在庫が過剰になっておると聞いております。そういった関係もございまして、平成26年産の米価が下落したものと考えられます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 私、6月議会におきまして農地中間管理機構について質問させていただきました。確かに国もいろいろと施策をとっていただいていると思うのですが、例えば経営所得安定対策の中の収入減少影響緩和対策と言われる俗に言う「ナラシ対策」、そして米価変動補填交付金というものがあるんですが、この平成26年産米についてはどうなるのか、お聞かせください。

また、平成27年産からは本格的にナラシ対策に移行するわけですが、平成26年産との変更点についても御説明いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） お答えさせていただきます。

収入減少影響緩和対策、こちらは通称「ナラシ対策」と申しますが、ことし、平成26年産につきましては、対象となる農業者が認定農業者、または集落営農で一定の経営規模を有することが要件となっております。それで平成27年産からのナラシ対策への以降を円滑に進めるために、そういった要件に該当されない方で平成26年産米の直接支払交付金の交付対象者の方でございますが、その方でナラシ対策に加入されてない方につきましては、ナラシ移行のための円滑化対策という対策がとられます。こちらは平成26年産に限りで実施されるわけでございます。平成27年産からのナラシ対策につきましては、対象が認定農業者、集落営農、認定新規就農者という3者のほうに限定をされます。

また、米価変動補填交付金でございますが、こちらにつきましては平成26年産、ことしから廃止ということになりました。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 昨年までありました、例えば米が極端に下がった場合、過去3年間の平均単価と差額分について補填されているというのが、たしか米価変動補填交付金だと思っております。これは廃止になったという今説明だったと思います。そして、ナラシ対策は条件つきで、ある程度収入減少についてやっていただけると思うのですが、例えばこのナラシ対策、どの程度の補填がなされるのかということは現時点でわかるでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） お答えさせていただきます。

先ほどの要件に該当する方、認定農業者、または集落営農の方でございますが、こちらの方につきましては、収入減少による農業経営の影響を緩和するために、米、麦、大豆等の当年産、ことしの販売収入の合計が標準的収入を下回った場合につきましては、その差額の9割を補填するということになっております。ただ、9割の内訳としましては、農業者が1、国が3という補填の割合になってございます。

また、それ以外の方、ナラシ移行のための円滑化対策に該当される方につきましては、その差額の中の国費相当分、先ほどの通常の方ですと9割でございますが、9割の中の5割、その分の2分の1という形で交付されます。ただ、その5割の内訳につきましても、農業者1、国が3という割合ということになります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 今の説明ですと、実際、差額分の9割は補填されると。そのうち、ことしに関しては2分の1、さらにその3割が国が補填で生産者が1ということによろしいですか。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） ことしにつきましては持ち出し分がございますので、農業者の方が1、国のほうが3という、要件に該当する方はなります。先ほどの円滑化対策の要件に該当されない方で、ことしの円滑化で救われる方につきましては、国の3の補填割合のうちの2分の1ということになります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 国は3、このことを十分皆さん理解していただきたいと思います。現況の段階では市はないんだと思っております。ただ、これから先検討していただきたいなあとつくづく思っていますので。

実際に差額分が、昨年度までについては、ある程度全額補填されていまして。ただ、今年度については、そのうちの半分、9割のうちの半分なんです。それで、そのうちの3割ですか、3分の1が国が補填していただいているということで、あと生産者が1割。あと少し残っている部分について、できたらそういうこともこれから検討していただきたいなと思います。

次に移ります。

市内のオペレーターの間では、米価の下落に伴い、飼料用米等への移行が考えられているようですけれども、飼料米の取り組みに対するどのようなメリットがあるのでしょうか。そして、飼料米導入に当たり、作業のピークを分散するメリットは確かにあります。反面、収穫時期のずれによるパイプライン使用時期の長期化、これは新たに動力経費がふえるおそれがあります。この経費負担増に対する対策はないのでしょうか、お答えください。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） お答えさせていただきます。

飼料用米についてでございますが、取り組むメリットとしましては、飼料用米を生産しますと、本年につきましては戦略作物助成ということで、収量に応じてでございますが、10アール（1反）当たり5万5,000円から10万5,000円の助成金が国から交付されます。また、それ以外にでございますが、1反当たり約9,000円程度の販売額が見込めるというふうに聞いております。

また、収穫時期のずれによります経費の負担についてでございますが、現在、用水機場の維持管理の経費につきましては、約、県が30%、市が30%、地元が40%負担をさせていただいております。飼料用米の導入に伴いまして、どの程度経費が増加するのか今のところ不明ですので、導入後の経費の状況を見させていただきながら、地元の負担が増加するようでしたら、市の補助率等の見直しを考慮していく必要があるかと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 先ほど説明がありましたように、確かに飼料米というのは相当なメリットが、オペレーターの方、特に大規模農家についてはあると思います。せっかくこういう制度があるので十分に活用していただきたい面と、もう1つ、最後にお話しさせていただいたように、パイプラインがどうしても動力が必要です。電気代の負担が、例えば1集落で70ヘクタールのうち、わずか二、三ヘクタールのために動力経費負担というのは少し大きいような気がしてなりません。その辺で何か工夫ができないか。集落を固めるとか、いろんな工夫ができないか。そして、もしそれが難しいとなれば、ある程度その辺について、どうか市のほうの考えも、少し負担していただけないかなあと思うのですが、それについてよろしく今後検討していただきたいなと思います。

次に、最後に少し、これから先についてお伺いしたいと思います。

平成27年産からは、経営所得安定対策の見直しにより、畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）と、それから収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）も見直されてきます。平成27年産以降の米価の先行きについて、これから先もどうなるのか、ことと同じような状態になるのか、どう考えてみえるのかお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） 議員からも御説明がございましたとおり、主食米の消費が落ち込んでいる現状でございます。また、在庫もまだまだあるようでございます。それによりまして、平成27年産以降の米価につきましては、上向くことは難しいかなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） ことしだけが安いということでしたら、来年また復活するということも考えられますが、天候不順とか、そういう原因ばかりではなくて、いろんな原因が複雑に絡んで、ことし米が安くなっております。その辺のことで、これから先もいろんな面で、来年も下がるものだという意識が必要かもしれません。ただ、このときに対策をいろいろと講じていただきたいなと思います。

最後に少し、私の意見と、それから市としての意見をまとめていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

米価というのは米の値段です。近代以前の日本においては物価の基準でした。近代以降も日本国民の主食の値段でした。米価は、歴代政府の経済政策に重要な影響を与えてきました。第二次大戦末期から闇市における米の流通が深刻な問題となって、それが当時の実勢米価となっていました。これに対して政府が、米の強制的供出の強化を進めたために、その価格の安さが農家の不満を高めてしまいました。そこで、政府は米価審議会を設置して適正な米価算定に努め、生産費の上昇に対応した生産者米価をスライドさせるバリエー方式を導入しました。

その後、1955年の米の大豊作とインフレーションの収束、商工業の発展によって米価に割安感が生まれ、これに対して1960年からは、生産費に加えて都市との所得格差を抑えるために、所得補償分を加えた生産者米価が設定されるようになりました。これにより高度経済成長期には、都市勤労者の賃金に比例して生産者米価の引き上げが行われました。しかし、消費者の米価上昇に対する不満と、生産者米価が消費者米価を上回る逆ざや現象の発生や、1967年ごろからの米余りという減反政策の開始によって、生産者米価はオイルショック前後のインフレ期を除いて抑制ぎみに動くようになりました。そして、1969年の自主流通米制度の開始、1972年の米の小売価格の自由化、1993年の平成の米騒動及びミニマムアクセスを前提とした米の輸入自由化を受け入れ、1994年の食糧法の導入によって米価決定に市場経済の論理が大きくかわるようになってきました。今後、環太平洋経済連携（ＴＰＰ）交渉の行方、日本人１人当たりの米の消費量のさらなる減少と、生産者米価の先行きは生産者にとって余りよい材料は見えてきません。

ただ最近、2010年には北海道の「ゆめぴりか」——これは品種名ですが——が食味ランキングで特Ａの評価を受け、2012年産の熊本県の「森のくまさん」——これも品種名らしいです——が食味ランキングで最高点を獲得しています。消費者がおいしい米を求めていることも考えられます。米の消費が減り続けている中で、地域によっては激しいブランド競争が行われています。生産者も、消費者の求めに応じる努力も必要になってくると思います。さらにこれから先、日本の米は海外の安い米に対抗していかなければなりません。

最後に、今後も予想される米価の下落について、市の考えをお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 武田議員に御答弁申し上げます。

毎年の日照時間の2分の1ぐらいの日照時間しかない。これから9月、10月、どれぐらい回復するかということを変に期待していきたくところでございますけれども、先ほどもありましたように米価は非常に安いと。この傾向は、中手というか、これからの米についても当然影響してくるだろうということを思っております。過日も農協で、オペレーターとか、さまざまな機械銀行の皆さんとお話をしておったときには、8,500円ぐらいまでになるんじゃないかというような心配も出ておりました。まさに三隣亡でございまして、米の量がとれない、そして単価が安い、そして品質が悪いという形でございます。その総額は、今、JAが試算をしていると、約4,000億ぐらいの収穫の減になるだろうというふうにおっしゃっておりました。こういったことに対して国がどのように今後考えてくれるかということが、非常に大きな問題だろうというふうに思っております。

一方では、つい先日も、きのうもお話がございましたように、向こう10年の日本の農政をどう考えるんだという形の中で、中間管理機構を設け、そして農地の集約を図り、そして農業の推進を図っていくわけですが、構造的な問題がある以上、例えば農業問題というのが根本的には解決できないだろうというふうに思っております。この中間管理機構が、基本的には構造的な問題を解決するような方向で考えていただけるならば、農業に対するまた考え方も変わってくるだろうというふうに思っております。

そういうような状況の中で、私どもも過去から市単独の補助金という状況の中で、生産に対する調整金という形の中では10アール当たり3,000円、それから麦・大豆に対する転作の奨励金を7,000円という形の中で、市単独補助金という形の中で補助させていただいておる状況でございます。

この状況が先に見えていないという状況では、この補助政策を続けざるを得ないというふうに思っております。国のほうでは、減反に対する奨励金は、これからはなくしていきますよという話もしているわけですね。だから、基本的には少し無理がある、国のおっしゃることに。だから、農業の生産者が、オペレーターでもいいですけども、そういう方たちが本当に安心して農業をすることにおいて生活していけるんだという背景をつくらないと、構造的な問題がある、あるいは中間管理機構を進めていくといったって話にならないかなあというふうに思っております。

いずれにしても、市としては単独補助金を継続していきたいというふうに思っております。しかし、私どもの弥富市だけがどうのこうのという状況では、この農業問題、国策だと思っておりますので、なかなか解決できないだろうというふうに思っております。さまざまな形

で、中間管理機構で農地を集約した場合に、従来どおり農地を利用して米づくりをする、あるいは麦・大豆をつくっていくのか、あるいは農地をどういう形で利用していくのか、そのような姿が全く見えてない。だから、地権者に対しても積極的に中間管理機構に対して賛同できないわけです。俺のところの農地、どうやって使ってくれるんだと。どのような形で利活用してくれるんだということが、今は水田だとか麦・大豆という農産物以外のことの考えしかない。この辺のことについても、我々はしっかりと精査をしていただきたいというふうにも思っているところでございます。

いずれにいたしましても、ことしは異常な天候という形の中で、日照時間がないと、米というのはでん粉質ですので、穂が大きくなるわけですね。日照時間、太陽の光をもらって、その栄養で米の粒が大きくなる。夜、大きくなるんだそうですね。だから、日照時間をもらえないもんですから、自分の体力で大きくしていくわけですよ、稲そのもので。しかし、それは稲そのもので大きくしていこうと思ったって限界があるわけですね。だから不作で、そして品質も悪いというような状況が続いているということでございます。天候の回復を祈るばかりでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 市長から、最後に御意見をいただきました。ただ、私の考えとしては、今、確かに国の政策についてはまだ流動的な部分もあると思うのですが、今、市単独で3,000円と7,000円の予算を組んでいただいております。これが有効に活用できる形、そして今後ともこの米価が安いんだということを意識していただいて、生産者が来年もつくれるような、そういう考え方をぜひとも持っていただきたいなと思います。そして、来年も安いということを生産者のほうも意識して、生産者自身も努力しなくちゃいけない時代が来たと思っています。その辺も皆さんの、これからの市の御理解もいただきながら、最後は少しの助成をくれぐれもよろしく願いしたいと思ひまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は2時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時00分 休憩

午後2時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、次の質問者の堀岡敏喜議員より参考資料の配付依頼があり、これを認め、各位のお手元に配付しましたので、よろしくお願いをいたします。

次に堀岡敏喜議員、お願いします。

○10番（堀岡敏喜君） こんにちは。10番 堀岡敏喜でございます。

通告に従いまして質問を行います。

大きくは認知症対策について、以下数項目に分けてお伺いをしてまいりたいと思います。

9月といいますと防災月間なわけですが、さまざまことしはいろんな災害がございました。私も市の防災についてはいろいろ提案もさせていただいておりますが、災害というのは必ず起こるわけですし、それに対していかに備えていくか、日常からいかに備えていくかということで、防災を文化にまで落とし込めろと私は熱く訴えておるんですが、今回、認知症対策ということで、さまざまな文献等を検索していく中で、本当に今、社会問題となっていて、ある意味、我々全員が、ここにおる方が、今、対象となる年齢の方もいらっしゃるし、本当に我々が必ずなるものでして、避けられないものでして、人として、ある意味介護、これから現役世代というのがふえないわけですから、高齢者がふえていく中で、我々の暮らしというのは、あつて当たり前のもなんだという認識のもとに考えていかなきゃならないなというのを深く思いました。

それでは、質問のほうに移らせていただきます。

昨年の6月議会におきまして三浦議員より同様の質問がされておりますので、重複にならないよう行ってまいります。

昨年、2013年6月に厚生労働省が発表しました認知症有病率等調査によりますと、65歳以上の認知症の有病率は15%、全国の認知症高齢者数は約462万人と推計をされています。認知症になる可能性がある軽度認知障がいの方は400万人に及ぶと言われております。認知症にかかる可能性は年齢とともに高まりますので、さらにふえると予想されております。

また、団塊世代が65歳以上となることし、認知症はますます身近な病気となると言えます。加齢による物忘れは体験の一部を忘れてしまいますが、ヒントを与えられると思い出せるなど、日常生活には支障がないものです。しかし、認知症による物忘れは、体験の全体を忘れてしまい、ヒントを与えられても思い出せないなど日常生活に支障を来すものとなります。例えば、加齢による物忘れは、朝御飯に何を食べたか思い出せないというものですが、認知症の場合は、朝御飯を食べたこと自体、忘れてしまいます。

このように、認知症になると記憶力や理解力、判断力が低下をし、社会生活に支障が出るだけでなく、徘徊や攻撃的な行動でトラブルを起こす場合もございます。今後、患者がふえることで施設が不足をし、在宅の患者がふえると見られております。

家族の精神的・身体的な負担が大きくならないよう、患者と家族が安心して暮らせる環境整備は喫緊の課題と言えます。ことしの春、認知症にかかわる2つの重大なニュースがありました。昨日は大原議員からも御紹介があった事例であります。

1つは、当時91歳の認知症の男性が、徘徊中に列車にはねられ死亡した事故で、鉄道会社に生じた損害を家族が負担すべきかどうか争われた裁判の控訴審で、妻のみ賠償責任を問わ

れたという裁判であります。男性の妻は当時85歳です。85歳のおばあちゃんが、介護疲れでうたた寝をしていたら、監視義務を怠ったと訴えられたのであります。行動予想の難しい認知症患者を、一日中目を離さず見守ることなど不可能です。在宅であれ、施設であれ、部屋に閉じ込めることなどできません。こういった事故による負担を社会全体で考える、分かち合う、そんなシステムを考えなければなりません。

またもう1つ、2012年に認知症で行方不明で届けられた高齢者数は延べ9,607人、約1万人近くに上っていることがわかりました。居場所がわかったときに、既に亡くなっていた方が359人、翌2013年の末時点でも行方不明のままなのは180人おられるという実態が明らかになりました。より広域的に行方不明者の情報が共有できるシステムの構築や、地域での見守りの体制づくりが急務と言えます。

国の認知症対策5カ年計画では、これまでの症状が悪化してから医療機関を受診する事後的な対応という考え方を改め、早期診断・早期対応を柱に、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会の実現を目指すとなっております。このために、これまでのケアの流れを変え、状態に応じた適切なサービス提供の流れ、認知症ケアパスの構築を推進し、医療・介護の基盤整備や地域の助け合う体制の充実などを進め、認知症高齢者を支える地域づくりを目指して人材の育成を図ることが求められております。

現在、弥富市の実態はどうか。高齢化の中でふえ続ける認知症への今後の取り組みなど、提案を交えながら質問してまいります。

まずは、弥富市における認知症高齢者の実態と今後の推移、ケアパスの作成について伺いたと思います。

○議長（佐藤高清君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） まず最初に、市の認知症高齢者の実態について申し上げます。

要介護認定を受けてみえる方の訪問調査票をもとに集計いたしますと、認定者1,604人を分析しましたところ、何らかの認知症であると思われる方は、自立の方515人を除き1,089人が認知症と考えられます。

次に、将来推計でございますが、介護保険事業計画に用いる65歳以上の人口の伸び率を用いることで算出するわけでございますが、現在、6期策定中でございますので、参考に5期の数値を用いた場合、約8%の伸びでございますので、平成29年度には認知症高齢者の数は1,176人であると推計されます。

一応、重度の方に比べ軽度の方のほうの伸びが見込まれるわけですが、認知症の人とその家族が地域の中で本来の生活を営むために、認知症の人と家族及び地域・医療・介護



の関係者が目標を共有し、それを達成するための連携の仕組みである認知症ケアパスについては、介護保険事業計画と並行して作成していく予定でございまして、現在は認知症ケアパス作成の前段階である認知症の人に必要なサービスを整備するための気づきシート、これは社会資源と定員数、利用者数の把握や平成29年度の推計値の算出をして必要数を決定するものでございますが、これを担当課と包括支援センター職員で作成中であります。認知症ケアパスにつきましては、今年度中に完成させ、その後はホームページで公表、市民の方に周知してまいります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 推計をお聞きしたわけですが、これはいわゆる今の体制での29年度までの伸び率ですね。これからケアパスというものを充実させていって、この推計というのを、高齢化率はふえていくんだけれども、いかに落としていくか、ここが一つ課題じゃないかなあと。ケアパスは今、まさにつくっている段階ということで、来年の4月には市で公開される。その公開されたときに、市民の方がいろんな状態で見られるわけですが、御自身が、また御自身の御家族がどういう状況にあって、今からどういうケアが受けられるのかということが一目でわかるように、その構築、製作には、細かく取り組んでいただきたいなあとと思います。

続けて質問させていただきます。

5カ年計画の中でも特に強調されておりますのは、早期診断・早期支援体制の充実であります。早期診断・早期支援の意義は、一定の予後予測に基づき、症状が進行した場合にも、本人・家族に不安や混乱を生じさせない備えを提供できることにあります。例えば、火の始末、衛生面、服薬や栄養管理など、生活の中でさまざまに生じてくる困り事や近隣住民とのトラブルが起きてしまってからでは、目の前にある課題解決ばかりに目が奪われてしまい、本人の思いや願いに配慮する視点は軽視をされてしまいます。これこそが本人が望まないケアの流れの基点となり、望まないサービスの押しつけになってしまう要因ではないでしょうか。

また、認知症の早期のうちから本人・家族にかかわりを持ち、不安や混乱を受けとめていく体制があれば、当事者の安心につながるだけでなく、支援者は認知症の人のできないことよりもできることに目を向け、周囲の困り事よりも本人の困り事に思いを寄せる余裕を持つことができます。こうした本人本位のケアは、結果として行動・心理症状を予防し、家族等の心身の負担の軽減にもつながっていくのではないのでしょうか。だからこそ認知症ケアパスには、備え重視や予防重視にシフトしたサポート体制を充実させていくことが重要であります。

また、その体制づくりにおきましては、医療や介護保険サービス以外にも、地域の中のあ

らゆる社会資源、先ほど御提示がありましたけれども、例えば商業施設、銀行、レストラン、ボランティア等が参加可能であります。早期における認知症の人の困り事は、生活の中のほんのささいなことかもしれません。しかし、そのささいなことを見過ごさず生活課題を最少に食いとめていくことは、認知症の人のその後の安定した生活にきっと役立つはずであります。

全ての団塊世代が75歳以上となる2025年は目前です。そのとき、認知症高齢者の数は470万人になると推計も示されております。その途方もない数の認知症の人を支えようとするとき、手おくれ型の支援のままでは、人材・費用とも不足する一方となってしまいます。認知症ケアパスづくりは、いかに備え型の支援にシフトをしていくかが鍵になってくると考えます。

それでは次に、その備え型の支援のための予防とサポート体制について伺ってまいります。

今や認知症は、誰もが発症する可能性のある疾患であります。予防と早期診断のためには、御家族を初め地域住民で認知症に関する正しい知識を持ち、気づき合い、初期段階で専門医の診断につなげることが大切であります。また、何かしら通院をされている場合、家族とともにかかりつけ医による初期段階での気づきが症状の悪化を防ぐことにつながることから、高齢者の変化を見逃さないかかりつけ医の対応力の向上が重要であります。認知症高齢者への日常的な診療や家族への助言は、かかりつけ医が担う必要がございます。

厚労省は2006年度から、かかりつけ医認知症対応力向上研修を実施し、適切な認知症診断の知識や本人・御家族への対応力も身につけてもらうための事業を行っております。愛知県では県医師会が中心となって、かかりつけ医を対象とした認知症対応力の向上を図るため、かかりつけ医の認知症診断等に関する相談役、アドバイザーでもある認知症サポート医の養成を行っております。県医師会の発表によりますと、現在、海部医師会には認知症サポート医は3名、かかりつけ医認知症対応力向上研修を修了された医師は36名、そのうち弥富市内での開業医は5名となっております。私の統計が間違っていなければ、弥富市での開業医、海部医師会に所属はあと20件ありますね。そのうちの5名ということです。あらゆる医療機関での対応ができるよう、さらなるサポート体制の拡大と強化をお願いしたいと思います。

また、大切なのは、先ほども申し上げましたとおり、御家族で、地域で気づき、早期診断・早期対応につなげていくことであります。そのためには、地域住民と日常の生活上で接し得る団体や事業所への正しい知識の周知の徹底とサポート体制の構築が欠かせません。

それでは質問でございますが、弥富市における認知症予防の取り組み、認知症サポートの施策について、現状と認識をお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） 認知症予防の取り組みとしましては、地域包括

支援センターを中心に、認知症介護者交流会の開催、ささえあいセンターでの協力会員に対する老年科の医師を招いての講座の開催などがあります。また、市の実施している配食サービス、緊急通報システムも支援の一環でありますし、生涯学習における文化・スポーツ活動も重要な取り組みであると認識しております。

他の取り組みとしましては、市内には認知症サポーター養成講座の講師となられるキャラバン・メイトが11名お見えになり、地域や職域団体等を対象に、認知症の正しい知識や付き合い方についての講義を行う住民講座、ミニ学習会などの認知症サポーター養成講座を開催しています。養成講座を受講した方が認知症サポーターとなり、弥富市では964名お見えになりますけれども、この方々が認知症の理解を深め、認知症の方も生活しやすい地域づくりを目指していきます。

また、人の世話をできるうちは自分も大丈夫、情けは人のためならずをスローガンに、ささえあいの協力会員に登録していただくことも重要であると思っております。いずれにしても、弥富市の実情に応じたサポートを認知症ケアパスの中で明確に示していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 弥富市の実情に応じたサポート体制ということで、最後に言われました。実情と言われましても、これはあくまでも当事者に沿ったという形でという意味で私は理解をしておりますので、よろしく願いをいたします。

今、キャラバン・メイトの方が11名、現在、講習を終えられた方が964名いらっしゃるということです。前回の三浦議員の御質問のときもありました。認知症サポーターは特別何かをするというわけじゃないんですけれども、それでも今の社会の中でいかに気づくかというのは、そういう意味では大きな使命がございまして、受けてそのままというわけではいけないと思います。今後はフォローの体制も必要になってくると思いますので、このことについて3つほど提案をさせていただきたいんですけど、その前にまず確認させていただきたいのは、現在の弥富市で、先ほど言われたキャラバン・メイト11名の方が、その方を中心に住民講座なんかをされているわけですね。それは、市が主催をして開催日を決めて受講者を募集されているのか。また、それとも講座を開催したいなという主催の団体があって、その方から要望があって、それに応じて受けていらっしゃるのか、どちらでしょう。

○議長（佐藤高清君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） サポーター養成講座につきましては、福寿会、自治会など、先方から要請がある場合もございまして、こちらから団体に声をかけ受講していただくという場合もございまして。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） それというのは、ある一部の方が御存じなのか、市民全員が存じ上げているのか、告知をされているのか。要は、できましたら、こういう講座をこれからやっていくよと。団体であっても、個人であっても、例えば、何名以上の者であれば開催をしますよと。先ほどのケアパスという意味でもそうなんですけれども、住民全体に周知をしていたかなあかんわけですよ。そういう意味であるならば、各種団体、また事業所であるとか、例えば大型スーパーであるとか、もちろん関係機関もそうですけれども、市から積極的に、受けてくださいと、日程を合わせますからみたいな世界でいいですから、また市民に対して周知、自治会単位であったり、防災会であったり、防犯会であったり、あらゆる団体に積極的に告知をして講習を募集する、そういうような形はできないですかね。

○議長（佐藤高清君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） 養成講座の開催につきましては、積極的に市のほうから各種団体の方に呼びかけまして開催はしたいと思っておりますが、それぞれ団体の御都合もありますので、こういう講座があるということは広報でお知らせし、要望をお待ちするとか、なかなかこちらから声をかけるというのは、その団体の都合にもよりますので、できる場合、できない場合がございますけれども、おっしゃるように、できるだけこちらのほうから積極的に開催に向けて努力したいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） できたら、本当に社会問題とまで取り上げられていることですし、これから市を挙げて、なってからかかるものよりも、いかに予防していくかというところに重視をしていくわけですから、まず我々が当たり前に知ってないとだめな情報ですので、ぜひそれをしっかり講習を受ける、弥富市民全員が認知症サポーターだよ、それぐらいの意気で取り組んでいただくことが重要じゃないかなと。また、企業なんかは、受けられたところをホームページ等で、この企業は認知症を受けられましたよということになれば、ほかの団体にも周知・啓発にもなりますし、また弥富市の企業にとってもイメージアップにもつながるんじゃないかなと。ぜひその辺のあたりも考慮して、一つの事業だということで展開をしていただきたいんですが、どうでしょうか、課長。

○議長（佐藤高清君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） 何度も同じ回答の繰り返しになりますけれども、積極的に開催していきたいと思えます。どうぞよろしくお願いします。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） やるということで受けとめておきます。

続いて、2つ目の提案でございますが、皆さんの手元に先ほど資料としてお配りさせていただきました。認知症簡易チェックシステム「これって認知症？」「私も認知症？」、導入

の再提案であります。

これは昨年9月議会におきまして提案をさせていただいたものであります。パソコンや携帯電話、スマホなど、インターネット環境にある端末であれば、どこでも誰でも気軽にチェックができます。認知症の初期と通常の経年老化の鑑別で、現在確立をされている心理検査の中では、そこにも書かれてありますとおり、長谷川式が最も有名であります。ただ、それでも気軽にというわけにはいきません。気軽にいつでもどこでも簡単にできる認知症初期症状スクリーニングシステムが、「これって認知症？」であります。

これはそこに書いてありますとおり、設問が20ぐらい来るわけですよ。20ぐらい、物忘れは最近どうですかと、同じことを何遍も言うてませんかとか、そういうふだんのチェックポイントがあります。これをチェックすることによりまして、最終的に、ちょっと相談したほうがいいねとか、それはただ単に老化ですとか3段階で、どれもそんなによかったというものじゃないんですけれども、ちょっと意識するという意味では大変重要なものじゃないかなあと。

もう1つの「わたしも認知症？」、これは御本人が受けていただくタイプですけれども、これは大友式認知症予測テストをベースに開発されております。認知症のごく初期、認知症の始まり、また認知症に進展する可能性のある状態を御本人などが簡単に予測できるよう考案されたものであります。開発に協力された大友博士は、このテストの内容は、若い世代にも知識としてぜひとも持ってほしいものである。そうすれば、世代間の摩擦は避けられ、家族間の思いやりも育てるよすがともなり、ひいては潤いのある社会への一助となると考えられるからであると思いを寄せておられます。チェックの結果によって、必要な相談窓口を紹介することができます。

裏面を見ていただくと、これは東京の国分寺市が自治体の一つの対策として進められているものでして、最終的に出た結果に対してここに相談してほしい。ここにかけても向こうにかかるだけですんで、ここではやめてほしいんですけれども。

さらなる周知と気づき、早期発見につなげていくことのできる簡易チェックシステムの導入について、市の見解を伺いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） 資料を見せていただきますと、これはホームページのほうで運用といいますか、やってみえることだと思います。これにつきましては、市のホームページのリニューアルにあわせて、掲載といいますかアップしていきたいなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 特別この裏面を見ていただくと、要は統計も出てくるわけですね、

やった方の。これって市にとってはすごく重要なものですし、誰がやったかわからんということよりも、何かの会合のときに、皆さんでやりましょうみたいな感じでもいいですし、しっかり皆さんに意識をしていただく、まず予防していただくという意味でも、ぜひ進めていただけると。リニューアルと同時にやっていただける、お金のかかるものじゃないですし、しっかり周知につながるものとして取り組んでいただくようお願いをいたします。

続きまして、提案その3でございます。認知症カフェの設置についてであります。これは三浦議員も質問をされております。

5カ年計画の地域での日常生活、家族の支援の強化の中で、認知症カフェの普及と支援が盛り込まれております。概念として、認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場であります。活動の効果として、認知症御本人にとりましては、みずから活動し、楽しめる場所。御家族にとっては、わかり合える人と出会う場所。専門職の方にとっては、人として触れ合える場所、また認知症の方の体調の把握などが可能な場所。地域住民にとっては、つながりの再構築の場、また住民同士の交流や認知症に対しての理解を深める場などが上げられております。また、この認知症カフェは、初期の認知症や若年認知症の方などが、介護保険サービスやケアが受けられるまでのつなぎの役目であるともされております。

まずは、この認知症カフェの設置について、弥富市の見解を伺いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） 認知症カフェの設置でございますが、名称は「認知症カフェ」といいますと、なかなか認知症の方がお出かけになりにくいということもございますので、案でございますけれども、「ふれあいサロン」とかいう名称をつけて始めたいと思っております。これは、平成27年度から介護事業計画とあわせて制度改正もございますので、日常生活支援サービスの充実とともに、公募をさせていただくのか、既存の事業所をお願いするのがいいのか、その辺は検討課題でございますけれども、27年度から始められれば始めたいなあと思っております。どうぞよろしくお願いします。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） できましたら、今、ささえあいセンター事業というのを市が責任を持ってやっていらっしゃる。福祉センターにもカフェがありますよね。そこから始められるのもいいんじゃないかなと思います。これは後の質問にも出てくるんですけども、ケアパスを構築していく上で一番大きな問題というのは社会資源、これも地域支援事業。これは任意と言っていますけど、いかに弥富市の市民の中で共有していただける方を育てていくか、募集をしていくか。1つ前の議会で、ささえあいセンター事業を今後どうしていくのかという質問をさせていただきました。一番の問題は、人材の育成だということもおっしゃっていましたので、そういう場にもカフェというのはなり得るんじゃないかなと思います。

公益社団法人認知症の人と家族の会が昨年まとめた調査報告書によりますと、多くのカフェが運営資金の確保に困り、スタッフも不足していることが明らかとなっております。同会の理事で調査研究委員会委員長を務められている鈴木委員長は、認知症患者は、カフェに行くことで自分を認めてもらえる、ひきこもりがちな患者の居場所として重要である――これは先ほど課長がおっしゃったとおりだと思います――と指摘されております。その上で、先ほども申し上げましたが、介護保険を受けられるまでのつなぎの役目でもあることから、国や自治体が責任を持って支援をする必要があると私は思います。

認知症カフェは、イギリスやオランダの取り組みが知られております。カフェ形式による幅広い交流を通じ、進行をおくらせたり、家族が悩みを共有したりするほか、市民への理解を深める狙いもございます。地域の方が地域で運営をしていくことが理想ではありますが、従来の地域のサロン、拠点づくりのような感覚では、継続をしなかったり目的が果たせないなどの失敗する例も多々あるのであります。ささえあいセンターと連携をして、先ほども申し上げましたが、協力いただけるスタッフの募集、また人材の育成の場としても活用できるのではないのでしょうか。ケアパスの充実を図る上でも、カフェの実施・運営は大変重要な取り組みとなってまいります。運用について、再度市の見解を伺ってまいりたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） ささえあいセンターにつきましては、今の認知症カフェの件とあわせて、ささえあいセンターを利用いただける会員の対象について、こういった地域で高齢者の福祉の活動をしてみえる方々についても、ささえあいセンターを利用可能だというふうに要綱を改正したところでございますので、今後、認知症カフェ、いわゆるふれあいサロンを設置し、運営し始めたときには、ささえあいセンターの協力会員さんにもお手伝いをいただくという方針でおります。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 僕が言うまでもなく、そうすると、そういう答弁でよかったのかなと思います。余りここで言っていると、ケアマネジャーさんに負担がかかっちゃう部分もありますけれども、あることが、あくまでも当事者の方に沿って行う事業だと思いますので、ぜひ29年までの5カ年となっておりますけれども、できることから始めていただきたい、そのように思います。

次に、具体的な体制整備について伺ってまいります。

認知症の早期発見や適切な診断・治療ができる医療体制の強化も不可欠であります。国の認知症対策5カ年計画の目玉として期待をされているのが、認知症初期集中支援チームの創設であります。この支援チームは、看護師や保健師、作業療法士などの専門家で構成をするもので、地域包括支援センターなどに配置をし、認知症高齢者や家族に対して、自立をした

生活に向けたサポートを行うとされております。家庭訪問を通し、生活現場でさまざまな情報を収集して、本人や御家族の状態を理解するとともに、認知症の症状や病気の進行状況に沿った対応についてアドバイスをしたり、認知症ケアの適切な情報提供も行っていきます。

また、今回の5カ年計画には、認知症高齢者の自宅や施設への往診などにも当たり、早期診断を担う身近型認知症疾患医療センターの整備が盛り込まれております。身近型のセンター整備は、現在、173カ所ある認知症の早期診断・治療の拠点である認知症疾患医療センターに加えて、診療所や中小病院などが、かかりつけ医や地域包括支援センターなどと連携をするもので、新たに300カ所程度整備をし、3年後までに約500カ所にふやすとしております。現在、この海部地区には1件のみ、あま市の七宝病院が指定をされております。

しかし、介護・医療の現場は慢性的に人手不足にあえぐ現状に変わりはなく、新たな認知症対策を担う専門チームを創設するとありますが、人材をどう養成し、確保していくのかが大きな課題と言えます。しかも、受け皿として施設整備や在宅医療、介護の支援体制の強化が多くの自治体でおこなっているのも紛れもない事実であります。

今後、認知症の高齢者が増加をしていく中で、住みなれた地域で生活をし続けていくためには、今までの居住系サービスや在宅サービスに加え、24時間365日の定期巡回、随時対応サービスの大幅な拡充も待ったなしであります。国は具体的な目標や対策を明確に打ち出し、実現に向けて粘り強く取り組むべきであり、こうした動きに呼応して、それらを担う自治体は具体的な対応が求められていると思います。

以上のことから、3点まとめて伺いをしたいと思います。

1つ目に、地域包括支援センターと連携をした専門チームによる訪問活動について。

2つ目に、地域で身近な認知症医療拠点について。

3つ目に、認知症高齢者のためのグループホーム、デイサービスについての現状の認識と今後の取り組みについて伺ってまいりたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） それでは、3つの質問にお答えしたいと思います。

まず、包括支援センターと連携した専門チームによる訪問活動についてでございますが、認知症の方限定ではありませんけれども、地域包括支援センターによる、ひとり暮らしの方の安否確認や、88歳の方へのおたっしや訪問といって、訪問活動を実施しております。

また、専門チームによる訪問活動でございますが、初期の段階で医療との連携のもと、認知症やその家族に対して個別の訪問を行い、支援を行う認知症初期集中支援チームというのがございますが、この設置については、今後の検討課題とさせていただきます。当面は、現在毎月開催しておりますケア会議において、個別のケースに対応してまいります。



2つ目の質問でございますけれども、地域で身近な認知症医療拠点については、七宝病院が愛知県からの委託を受け、認知症にかかわる専門医療、相談、鑑別診断、かかりつけ医等への研修、認知症疾患医療連携協議会の開催、認知症医療に関する情報発信を実施する認知症疾患医療センターを運営してみえます。ここは既に弥富市地域包括支援センターとの連携実績もあり、顔の見えるつながりも構築しております。さらに、海南病院には物忘れ外来が1カ所あり、今年度から2名体制で充実したということでございますので、受診などに利用していただくとよいと思います。

3つ目の質問でございますが、認知症高齢者のためのグループホーム、デイサービスについてですけれども、現在市内にはグループホーム3カ所、認知症対応型通所介護事業所、デイサービスでございますが1カ所ございます。グループホームは全部で6ユニット、54人の定員で、直近の状態では1床1室あきがあるということでございます。通所介護事業所の利用定員は12人となっております。

高齢化が進み、要介護認定者の増加が見込まれることから、今年度中に策定します第6期介護保険事業計画においては、認知症高齢者の方への対応として、グループホームの事業量をしっかり見込んでいきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） いつだったか、地域包括ケアシステムのときにも質問させていただいた際に、24時間365日と。今は認知症の話ですけれども。そのときも結構需要が今のところないということでお聞きはしていました。今の体制で、要は施策そのものには、とりあえず、言葉は悪いですけど、事は足りているという認識でよかったのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） 先ほど市の認知症の方の実態ということで数を申し上げましたけれども、活動内容としては、現在、地域包括支援センターを中心に組み立てている内容だと考えております。よって、そのことだけのために人員を設置する必要があるほど対応しなきゃならない対象者がいるわけではないので、その他の業務を含めた業務量での人員の増員を考えていきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 実情に応じてつくって、必要であれば、もちろんつくらなければならないわけですので、いかにそれは市が今後、先ほど推移を出していただきましたけれども、現状を把握しているか、とれる体制を持っているかということですよ。これが充実しないと、先ほど言った、今で事が足りているという部分には、納得いくものにはならないので、そしたらそれで先ほど言った周知という部分では、市長を中心に全体で知っているみたいなことにならないと、また全体で連携をして、何かあったらすぐ予防に移れると、そうい

う状況をつくっていただくということがまず大事じゃないかなと。なってからでは、遅いという言い方はないですけども、御自身が一番大変でしょうし、また御家族が一番大変でしょうし、そうならないように、その体制をつくっていただきたいなと思います。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

最後に、地域や近隣市町村との連携について伺ってまいります。

これは日常生活において、買い物や医療機関などで異常に気づいた場合、または徘徊で行方不明になった場合でも、市町村をまたぐことも十分に考えられることから、早期治療につながるため、事故を未然に防ぐためにも連携は欠かせない考えるからであります。また、地域での見守り体制を構築する上でも、関係機関、事業所、企業との連携は重要であります。また、最近は一ひとり暮らしの高齢者がふえております。ひとり暮らしの場合、症状の進行が見過ごされがちであります。病院で処方された薬をきちんと飲んでいるか、食事をきちんととれているか、お金の管理ができているかなど、日常生活を送る上で最低限確認できる体制づくりが急がれております。先ほど地域包括支援センターのほうで、ケア会議の中でこれは対応しているということです。

認知症対策における地域での取り組みについて、福岡県の大牟田市の取り組みがよく取り上げられております。認知症を否定的にとるのではなく、誰もがなり得る病気と捉え、徘徊を防止するのではなく、安心をして徘徊ができるまちづくりを目指すとしております。この取り組みは県下に広がり、広域的なネットワーク化が進められているそうです。取材レポートには、「認知症を地域で支える取り組みは、どこのまちでも優先されるべき私たちの課題です。だからこそ、今まさに行政が熱意と主体性を持って取り組むこと。介護や医療現場の専門職が本気で連携を進めること。そして、地域住民が我がまちの自分たちの暮らしのこととして手を取り合うことが求められております」とあります。

認知症による徘徊対策で、地域や企業、近隣市町村との連携について、現在の市の認識と対応を伺いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） 認知症の方による徘徊対策での地域の連携でございますけれども、まず徘徊の発生について現状を申し上げます。

把握した事例につきましては、平成25年度が3件、今年度はもう5件ありました。いずれも早いうちに発見され、大事には至っておりません。通報者は、御家族であったりケアマネジャー、または介護サービス事業所であります。こういったことは、緊急性のあるものは家族の方からの警察への捜索願はもちろんのこと、市としましては防災無線を利用した臨時放送や市安全メールで対応したいと考えております。

広域的な連携については、愛知県と愛知県警は情報を共有する話がついており、各署へ周

知するとのことですから、弥富市としましても蟹江署と連携を図ってまいりたいと思います。それから、現在県では、SOS広域ネットワークの実施要領の策定に取りかかっております。どうぞよろしくお願いします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 堀岡議員に追加答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

今、私どもは、事業計画として第6期の介護事業計画、平成27年スタートの向こう3年間の事業計画を今つくっているところでございます。昨日も他の議員から、この計画に対して、今までの第5期の事業計画から後戻りしないような形でしっかり取り組んでくれということでお話がございました。私どもは、この事業計画の進捗状況につきまして、できましたら議員の皆様にも御提示申し上げて、一度、その具体的な4月から始まるところにおいて、いろいろと見ていただくのもいいかなあというふうに思っているところでございます。

また、要支援・要介護という形の中で、今、弥富市は1,700名近くの方が介護認定をいただいております。その中の特に要支援の1・2の段階の方における通所介護、あるいは訪問介護ということに対して自治体の役割が今後大きく変わってくるということが言われております。その辺のところ非常に大きなポイントになるというふうに思っております。

そしてまた、障がいをお持ちの方、あるいは先ほどから出ております認知症にかかってみえる方、こういった方が非常に多くなっているということでございます。1,700名のうちの中でもたくさんお見えになると同時に、潜在的に、介護認定をいただいていないとか、介護認定までいってないという状況の中での認知症の方が700名ぐらいお見えになるだろうというふうにも思っております。こうした方たちをどのように私たちは救っていくかということについても真剣に考えていかなきゃならないし、あるいはまた家族の方も大変御心配だろうというふうにも思っているわけです。

こういった形の中において、家族の方も、まだ積極的に前へ出られないというような状況もあるものですから、こういった家族に対して我々としての介護支援をしていかなきゃならないんじゃないかなあというふうに思っております。ちょっと言葉が大きいかもしれませんが、人に優しいまちづくりをしていくという形について、議員各位の御協力もお願いをしていきたいというふうに思っているところでございます。よろしくお願いします。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 今、市長から、人に優しいまちづくりをしていく、その上で現在、よくこの介護保険制度の改正で要支援1・2、支援切りだという批判もございます。これは大きな社会的な、高齢者がふえている、医療の増大、さまざまな問題がある中で、どう対応していくのかというところを今回考えられたわけですね。予防介護をしていこうと。予防

をまずしていこうと。今ある方のサービスをなくすというわけじゃない。これはあくまでも地方自治体で見えていかないかん部分もあるわけですけども、その前にふえる要素を何とかしていこうじゃないかというところに一番の重きが置かれているんじゃないかなあと私は理解していますし、今の市長の御答弁も、そういうことだと理解をしております。

その上で、認知症の話に戻るんですけども、先ほど課長から、25年が3件で、ことしはもう既に5件、徘徊による一つの保護されたわけですね。大事に至らなくて本当によかったわけなんですけれども。こういう取り組みが、今後弥富市の中で、また近隣の中でどう対応していきやいいのかというところだと思うんです。

ちょっと、本当はやめておこうかなと思ったんですけど、大牟田市の取り組みを一部御紹介したいと思います。結構感動的ですので。

「安心をして徘徊ができるまち大牟田市」とパンフレットにまず書いてあります。住民全体で意識を変えていこうと、10年ほど前から取り組んでおられます。例えば、1人の方が徘徊で出てしまったとします。弥富市の場合ですと、先ほど課長からありました。御心配な家族が警察に捜索願を出される、またデイサービスの方がいないな、介護をされている方がいないな、捜索願を出される。その後、市の安全メールで市の全域に流される。ここまでは、ある意味当然といえば当然なんですけれども、この大牟田市というところは、それで終わらない。先ほど警察機関とも連携をこれからとっていくと。今も実際はとっていらっしゃると思うんですけれども。

まず、先ほど企業にできたら認知症サポーターの講習を受けていただいて、受けていただくと同時に、ネットワークの構築とさっきおっしゃいました。これは県が主導のものだと思うんですけれども、できましたら市は市で、弥富市で安心ネットワークを構築していくべきだと。そういう意味で、この大牟田市では、一気に、駅やバス、タクシー、商店街、企業、郵便局とありとあらゆるところにファクスが、登録されてありますからファクスが行くわけです。こういう仕事の方というのは常に人を見ていらっしゃいますので、ちょっとまちの前を何か意味もなく歩いているなと思ったら、ふと気づくみたいな感じです。情報の内容は、徘徊で行方不明となった方の名前、年齢、性別、出かけたきの服装、体の背丈とか、徘徊歴はどれぐらいかと、そういった情報提供シートというのが、その職場にファクスで流れます。

これだけではないんです。先ほど市は安全メールが流れるとおっしゃいました。実は市役所からもっと多くの人に、大牟田市ではあらかじめ4,000名近い人が、徘徊を阻止するというチームが、一般市民です、チームといっても、そういう方が登録をされていて、先ほどの情報を一斉に受け取ることになります。4,000人の中には、会社勤めの方もいらっしゃれば、工場の方もいらっしゃいます。女子高生や中学生、主婦もいます。誰かが見つけるかもしれ

ません。みんなで1人を探そうじゃないか、そういう仕組みができ上がっているということなんです。これが、先ほど愛知県もSOSネットワークとおっしゃいましたが、徘徊SOSネットワークというのが、この大牟田市にございます。これがまた縦横に機能もしているというところが、ここのすばらしいところじゃないかなと。

ここの取り組みのすごいところは、去年、弥富が25年が3人で、ことしがもう5名だとおっしゃって、昨年1年間で保護された方は22名だと。ここは、かなり高齢化率が高いところなんですよ。22名の命が助かっているということで、この取り組みのすごいところは、仕組みをつくっておしまいでは終わらないということです。常に訓練を行ってまして、これはちょっと弥富でできるのかどうかというのはありますけれども、ことしは何と2,000人の市民の方が参加をして訓練を行っております。これは模擬訓練といいまして、実際に高齢者の方に徘徊者役になっていただいて、本当に市内のどこかを歩いていただくわけです。情報を流します。その情報で、ネットワークのシステムで何分で見つけられるのかというところを訓練されるそうです。ことしの場合は、1時間45分で見つけることができたそうです。

また、こんなエピソードもございます。平成18年の模擬訓練では、訓練中にハプニングが起きました。実際に小学生の子供さんが、朝から出て行って帰ってこないという捜索願が出されました。訓練を中止して子供の捜査に切りかえられたそうです。その後、皆さんの協力を得て子供は無事に保護をされた。これが認知症高齢者のための地域づくりをしてでき上がったSOSネットワークなんだけれども、それだけでは終わらないということですよ。実際にはさまざまな地域の困り事とかいうところもしっかり皆さんに浸透されて、さまざまな地域の出来事にも対応ができることが、かかわる方全員が実感をできたということだそうです。

ここにはちょっと細かいことが、本当は手書きの原稿もあるんですけど、読まないですけど、声のかけ方というのも実はあります。これはもちろん現在、地域包括支援センターのほうとか、またケアマネさん等に、実際にサポートを受ける上で御講義をされると思います。その中でしっかり対応の仕方をやっていかなきゃならない。だから、ネットワークの構築といいましても、本当に意味のある構築にするためには、先ほど言いました本当の意味でのケアパスをつくっていく上では、弥富市全体でかかわっていくものが必要じゃないかなあと。逆にみんながその問題を自分たちの問題なんだと提起して、逆に行政のほうに、こうしてもらったほうが助かるんやけどなあとか、こういう役も渡してくれんかといところまで行くことが一つの流れじゃないかなあとと思います。もちろん、これは市が責任を持ってやるということなんですけれども、あくまでも主導で、やる側が受け身でおれば絶対解決しないと思うんです。ここを何とかそうならないように市として取り組んでいただきたい。

本当はここで最終的に市長の総評をいただこうと思っていましたので、よろしく願いを

いたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ほど少し言い忘れた部分も含めてお話をさせていただくわけでございますけれども、私どもは海南病院さんに地域包括支援センター業務を委託しております。そうした形の中で、今までは海南病院にそのセンターはあるわけでございますけれども、そこまで来ていただいて相談を受けていたということがあるわけでございますけれども、これを支援センターから出向いていく。出向いていって、それぞれの自治会の中で認知症の予防というような話をセンターの担当者の方にさせていただくということを今積極的にやっております。介護に対して、あるいは認知症等について自治会の中で、そのような話を地域包括支援センターのほうへ御案内いただいて、ぜひこのところへ来ていただいて、みんな集まっていただいて、その予防策についてお話を聞いていくと。

つい先日も、私の地元の自治会のほうでやっていただきました。大変な人気でございまして、私、認知症かしらというような方が、そういうような話も踏まえて楽しく、末藤さんという方が担当されるわけでございますけれども、非常に有意義だなあというふうに思っております。もう少しそういうことをふだんの生活の中で、もっともっとやっていかないと、なかなか認知症の予防にもならないというふうにも思っております。そうした形の中で、この地域包括支援センターの役割というものも十分活用していただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、高齢化社会をどう支えていくかということは、大変な時代になっております。議員各位の御協力もいただきながら、本当に人に優しいまちづくりをしていかなきゃならんというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 市長がおっしゃっていただいたとおりだと思いますし、前のささえあいセンター事業のときも、市長が最後におっしゃっていました。各課の壁を乗り越えて、市全体で取り組むべき課題であろうと。まさにそのとおりだと思います。かけ声だけで終わらない、形だけで終わらないように、そこに人が介在して生きた活動、生きた政策というものになっていただかないと成果も上がらないだろうと思っております。この問題に取りかかるに当たっては、余りにもテーマが大き過ぎて、5カ年計画に沿った市の進捗を聞くに当たるぐらいでしかここでは質問ができません。

今後は今現在、認知症の患者さんを抱えていらっしゃる御家族がいらっしゃる、一番困っているのはもちろん御本人だと。そこに我々の視点をしっかり置いて、また介護される御家族の方、地域の方、その方が言えないわとか、地域の誰にも言えないわ、頼れないわと、そういうものじゃなくて、支え合う部分をしっかりと支え合ってやっていかないといけないなど。そういう制度になっていくよう、今後もまた質問をしっかりとしていきたいと思っております。

情報をしっかりここで共有しながら、聞いていらっしゃる市民の方にも、いやそうじゃないぞという方もいらっしゃるかもしれませんが、ぜひどんどん御意見をいただきながらいいものを構築していきたい、そのように思います。

以上で質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は3時15分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時05分 休憩

午後3時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に伊藤正信議員、お願いします。

○17番（伊藤正信君） 17番 伊藤でございます。

私は、3点ほど質問をさせていただきます。簡単な質問ですので、簡潔に明瞭にお答えをいただきますことをお願い申し上げておきたいと思います。

最初に、治水安全対策の関係でございます。

私ども今、大きな災害、東海地震なり南海トラフの議論は多くされています。今、私どもの日本の風土は、大変豪雨だとか、ひょうだとか、いろんな形で災害が起きている状況ですが、今日の私どもの状況に対して、まずこの状況は弥富市においても異常なのかどうか、ちょっと冒頭にお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 特にお盆過ぎの台風11号以降の梅雨前線が日本の上空に停滞し、ゲリラ的な豪雨であるとか、あるいは土砂災害というようなことが全国各地で起きているわけでございます。そういった状況の中で、どこでゲリラ豪雨があってもおかしくない中で、私どもは湛水防除事業である排水機の維持管理ということについて、しっかりとその土地改良の方々に管理をしていただいておりますけれども、お願いをしておるところでございます。また、それぞれの個々の土地改良区の中におきましては、ゲリラ的な豪雨ということについては、1時間当たり50ミリ以上、あるいは70ミリ以上というような状況になったときには大変心配をしていかなきゃならないというふうに思っております。そうした形の中には、水門の管理とか、いわゆるとまり管理というものをしっかりやっておかないと、排水機の機能の問題からしても、これはどこかで冠水をしたり、床下浸水をしたりというようなことが起こりかねないというふうに思っております。しかし、幸いなことに、今のところこの夏に関しては、そう大きな被害はないというふうに思っているところでございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 市長も、この状況というのは、ここ数年の中で異常ではない、いつ起きてもおかしくないというお話。今、特にことし、広島なり、高山なり、あわせて三重県菰野、ここも浸水状況、いわゆる災害状況。それで、これ地球温暖化の関係等もあるわけですから、その変化の中に、今、私どもからしてもこの状況は、今までは想定外だと言われていたわけですが、想定でないという分は、私ども市民も、また気象庁においても、そのような判断がされているのが現状だと私は思っています。

それで私は特に今回、治水問題について、弥富市としては湛水事業だとか地盤沈下対策において、今日までいろんな形で整備がされてきたことを私も承知をしております。しかし、本当にこれで弥富が、今、日ごろこの状況の中でいけるのかということはあるのかなと思うことが四、五点ございます。

それはなぜかといいますと、市街化区域の中で、住宅、市街化ができていました。そして、多くの家が建ってきています。そして、さらにはその状況の中で、排水問題、とりわけて農地などにおけるところの底張り、全体的な弥富市として地盤に対する浸透式な状況ではない。このことが1つ課題ではないのかなあと。

私は今回のこの質問の中に、一体23年以降、何件家が、何平米、いわゆるそういう状況が失われつつあるのかということをもまず1点目にお伺いしていきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、答弁させていただきます。

市街地の宅地が進められて、23年度以降の農地面積の転用について御報告させていただきたいと思います。

市街化区域内の農地の転用状況でございますが、平成23年度から本年9月1日現在でございますが169件、面積は8万2,871平米となっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 今、お答えいただきました、169件、8万2,000平米。これは大変な数字だと思うんですね。それで、とりわけてこういうまた質問になるわけですが、この状況の中で、例えば道路の冠水、自宅への浸水状況というのはあったかなかったか。あったとするなら、何件ありますかということをお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 最初に、家屋への浸水につきまして御報告させていただきます。

過去に玄関先まで水が浸水した事例もありますが、ここ数年につきましては家屋の浸水被害については確認しておりません。

次に、道路への冠水の件数でございますが、道路管理者が把握しております昨年の9月4日の大雨によりまして10件ございました。冠水の場所でございますが、前ヶ須町地内で、よ



しや商店さん付近。次に、鰯浦町下六地内で、銀座通り、セブンイレブン北付近でございます。続いて、鰯浦町中六地内の中六隧道、そして中六公民館付近、ヤオタツさんの北付近。五明地内におきましては、五明2丁目のニッケゴルフクラブ北西側付近、それからサトウ鉄工所さん付近でございます。そして、鰯浦町南前新田付近では、やまひこさんの付近でございます。最後に佐古木でございますが、龍頭公園付近が冠水したということで御報告をいただいております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 今、箇所別的な状況などをお伺いしました。

このほかにも、今言われているのは平島地区、大変増水があつて、浸水はないけれども、このごろこれは危険だなあという住民からの御意見がありました。あわせて五明も、ニッケの付近だというお話と同時に、地理的状況の中で、いわゆるかまぼこ形というか、山でいうなら火山のようにへっこんだところが、この市街化ができてしまつて、それぞれ排水ができていくというところがあります。また、私ども五之三の付近も、それぞれ水路の状況は余りよくない。だから、道路へ冠水をしていく。実は私の裏もそうなんですけれども、道路まで水が来る。こういう状況にあるわけですね。

それで、私はこの変化は、ただ異常気象だけでなく、私どものまちづくりの中からも、今、ここで再検討する必要があるんじゃないかと思うわけでありまして。そのために、特に私も水路についても、またどんな状況なのかということも少し見てみませんが、状況的に見て、高齢化をしてきた団地付近、住宅地、今まで地域でもって水路に対するお互い年2回ほどの水路管理といいますか、清掃などをやってきたところもあるし、また農業水路においては、湛水事業と同時に水と緑という私的行為があるわけなんですけれども、のり面においては、大型化された機械のもとにおいて預託、農政のほうではそれを推進すると言われるけれども、地権者から手が離れて耕作者がかかわると。そのことによるところの管理と使用という問題も含みながら、いわゆる土が流れ込んでいると。こういう状況が見られるというのが、今、弥富市の現状じゃないかと思うんです。

このときに、昨日、市長は施策面として、この弥富市の豊かな財政を見て、いろんな施策を今後考えていきたいというお話がありました。私は市長の施策に対して反対する気もございません、市長。でも、このような日ごろ水に冒される地域があるということ、これこそ今、本当に取り組んでいただく事項ではないのかなあと。とりわけ、市長のところに報告があったかどうかわかりません。過日6日にも銀座で、水門をあけるために市の職員が夜出て、あけていただいたことによって侵入が防げました。これは本当にあったことで、市長も御存じだとは思っていますよ。

そのような状況を考えたときに、これはやっぱり、今本当に真剣に市のまちづくり、豊か

な緑と水、そして住みやすいまちづくり、希望の持てるまち、このことを考えたときに、これは何かが何でも、私は冒頭に質問いたしましたように、この水に対する考え方をきちっと改めて再認識をしていただきながら、この対策をしていただきたい。管理をしていただきたい。

住民もそれなりに努力をしているわけですが、時に、過日、中六でもあったんじゃないかなあと考えているのですが、ごみが流れて、それが水をせきとめて浸水に至りかけた。もう1つは、これも私は2年か3年ほど前にも申し上げました。今、弥富の農協の支店の横の水路。あそこの除堤といいますか、周りは草まるけなんですね。それで、これも石川部長にお答えいただくことになるかもしれませんが、この現行というか、おもしろをしたときに、この辺は危ないです、こういう状況ですと申し上げたんですね。それで、調査をしていただいたとは思っていますけれども、柵板が欠けている、石垣がずれている、こういう状況があるわけですね。

それで、これは今本当にそのことを放置しながら、この水に対応していくとなると、浄化槽、そして駐車場、それから家屋への浸入、あわせて次は何が起きるかという、田んぼと道路が冠水をしたときに、水が張っていますと田んぼの中へ落ちますよ、人が。これは本当なんです。私も経験があるんですけど、雪の降った山の中へ実は自動車で行きました。ここは道路だろうなあと考えて自動車で走っておったら、田んぼの上を走っておったんですよ。そのために事故を起こしたことがあります、私自身。

だから、泥水になっているとすると、そこへはまっちゃう。このことは、より田んぼが少なくなってくるとなると、田んぼへ水が集まってくるんですね。そうすると、側溝という役割と排水路という役割を見直していかなきゃならない。今、下水道は、じゃあどちらへ行っているのか。工事計画はどうなっているか。そのこととは別にしましても、今、この豪雨に対する1つの備えからすると、その現象面は現実ではないのかなと思っていますし、現実には起きているんですよ。ますます27年7月1日に向けて市街化は拡大をされていきますね。いわゆる農地は減っていきます。そういったときに、私はこの市街化区域と農地という管理について、もう一度どんな形で行われているかということについて、今の現状で結構ですが、御説明を願いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 排水路の管理につきましては、不定期ではございますが、職員、それから土地改良区のほうにお願いしてパトロールをしておる状況でございまして、なおかつ地元の区長さん、区長補助員さんの方から申請なり、住民の方より情報提供をしていただいております。危険な場所等は緊急修繕し、再整備や、しゅんせつ、草刈り等は、地元申請によりまして、予算の範囲内で対応しているのが今の現状でございます。

また、弥富市の市街地の幹線排水路におきましては、他の都市で多く採用されております、

先ほど市長からも話がございましたが、5年の確率で1時間に50ミリの流下能力を計算しております。しかし、現状といたしましては、先ほど議員が申されましたように、ゲリラ豪雨と言われるような短時間で、これ以上の降雨がたびたびございます。市街地の開発が進んでいなかったときには、田んぼや金魚池等が流出抑制をしておりましたが、現在、開発が進みまして、そのような土地が減ってきたこともありまして、道路等の冠水が生じておるのが現状でございます。

そのほかにも、市街地の排水路には、農業用の角落としといいましてとまいが設置されておまして、これにつきましては、通常の適正な管理がされているわけでございますが、急なこういった豪雨的なものに対しては、すぐ処置ができないということから、なかなかうまくいっていないような状況もございますが、水路内の流水を阻害する草とか不法投棄等、土砂の堆積につきましては、計画どおり流れていないのが、議員が言われますような状況でございます。

のり面につきましても、雑草等が繁殖しておりまして、水路内に入り込み、障がいとなっております場合もございます。その都度、土地改良区なり鉄道事業者のほうにも対処していただくよう依頼を申しておるところでございます。

これからの対策といたしましては、水路の幅員を、できれば、用地があれば幅員を広げるなど、流下能力を上げる方法もございますが、これには莫大なる費用と時間がかかりますので、今現在ではちょっと考えておりませんが、現段階では維持管理の中で最大限の機能が果たせるよう、地元施設の管理を適正にさせていただくよう努めてまいりたいというふうに思っております。

また現在、小島地区でございますが、排水ポンプ・排水管が老朽化しておりまして使用できなくなっている状況でございますが、これにおきまして、こういった豪雨に対応できるよう、一時的にこういった豪雨のときに排水できるように、立田の悪水土地改良区のほうと協議をしております。

今後も、排水障害物の撤去や老朽化に対しまして、施設の修繕・更新により、排水を確保するための維持管理をしてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解のほうよろしくをお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 今までは、それを継続的にさらにという話はわかるんですが、現実にはこの雑草が水路をとめると。除堤が例えば、全く土があって上から草が落ち込んでおると。この管理は、草の生えない市街化区域の中の、1つは管理をさせる。例えば開発行為は、弥富土地改良区の中では、その除堤については、借りた人がやるというふうに決めているそうですね。だけど、やってない。現実。だから、お話は聞いたけれども、そういうところは

ありますわ。だとするなら、そういうところに対して管理・指導をするのはどこなんですか  
というと、わかりますわな、部長。首を振ってもらえば。でも、そのことだけで私たちは言  
うんじゃない。やはり地域に向かっても、それぞれ協力をさせていただく部分と、管理をする  
部分において、点検だとか、それぞれの状況の認識、調査は、土地改良さんもきちっとして  
もらわないかん。土地改良さん。自転車が水路に落ちとったって知らん顔をしておるわ、魚  
を養殖しておるような水路があったって知らん顔をしておるわ、これは現実ですよ。そして、  
例えば目に見えたら、柵板が欠けておっても知らん顔をしておる。地域から要求をしなけれ  
ばやってくれないのかと。そうじゃないと思うんですよ、私は。目についたところは、維持  
管理としての役割があるんじゃないですか、具体的に。ですから、そういうことに対して、  
前にも申し上げましたけれども、土地改良さん、事務局が見えるというか、おるといいう言  
方は失礼かもしれん。そういう部分の指導・管理というものを徹底的にすべきですよ。弥富  
市もそれなりの補助金を。

もう1つは、水門の問題です。私は3年ほど前にも申し上げました。鈴鹿の排水路管理は  
コンピューター管理になっておる。鈴鹿地域における加佐登あたり。ですから、そうします  
と、増水をしていくときに、非常な箇所だけあくわけですよ。それが故障すれば、1つは問  
題点としてはあるかもしれん。そういうところへ私はお金をかけていただきたい。なぜかとい  
うと、きのうも税務課さんから言われることは、固定資産税は所得よりも増収になったと。  
税金は市民へ返していくわけでしょう。とりわけ今回、市街化区域においてそういう状況  
があったとするなら、そこへ投資をするべきではないのか。3年先か、2年先か、南海トラ  
フの問題じゃなしに、日常生活の中で起きている障がいを徹底的に解決してこそ、弥富市の  
まちづくりは立派だなと。地価も上がります。住みやすいな、水がもうこれで来んようなま  
ちなら、ここへもう1軒余分に建てようかという形になるんじゃないですか。今、弥富市の  
地価が、余りいい評価もないというのは、そういう状況下もあるんじゃないかなという気が  
します。ですから、そのことを含んで、市長、ここは市長の気迫ある施策実行のために、今、  
実現をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 伊藤議員にお答え申し上げます。

私も8月の11号台風のときには、職員と一緒に市内を回りました。冠水をするとか、ある  
いは水が出るというところにつきましたは、先ほども一番最初に話ししましたように、地域  
としては特定できるというような状況があるもんですから、いつも雨になりますと心配です  
ので、必ずそこを職員に回るようにと、監視するように話をしているところでございます。  
そして、私も実際に一緒になって行動したわけでございますけれども、残念ながら、とまい  
水門があけてなかったという状況の中で、道路にあわや冠水というような状況でございまし

た。近くの住宅の皆さんに、大変御心配をかけたということも事実としてございます。

そうした形の中においては、特に弥富土地改良区の状況の中においては、調整区域と市街化区域の中で御担当がそれぞれお見えになるというような状況でございますので、土地改良区の事務局長に、その辺のところについて徹底していただくようお願いをしたわけでございますけれども、実際、そうした形の中で管理をしていただいている方が大変高齢化してみえるというような状況もございますので、今、職員と、こことここにつきましては機械化にしていこうと、水門を機械化にしていこうということを今検討しておる最中でございます。例えば、具体的にはJRの西弥生台のところの水門について機械化ができないかとか、それと同時に立田悪水のところに放水できるような臨時的なポンプが設置できないかというようなことについても検討していこうということで、いずれにいたしましても、そういうものに頼っていかないと安全性がなかなか保てないというのがございますので、一度総点検をしながら、しっかりと水門管理をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 市長から答弁いただきましたが、今本当に機械化といいますか、私も鈴鹿へきょうまで行こうかなと思ったんですけれども、私の近くにそのコンピューター関係の委託を受けている人が見えまして、その人がそういう話を聞かせてくださった。これはいい話だなあということを二、三年前にも申し上げたけれども、なかなか実行されていない。しかし、それはそれとして、今後本当に総合的に点検をしていただいて、市民も努力をするが、そういうようなごみの捨てられないようなまちと、あわせて草の生えないような対策は、特に市街化区域の中ではしていただいて、その地権者がかわる部分においての指導だとか、より一層監視をしていただきたいということをお願い申し上げておきます。

私はたまたま治水関係で申し上げましたけれども、もう1つだけ市長に申し上げておきたいと思うことがあるんですわ。

今、防災関係で、いろんな形で高い山の中へ逃げようという話があるんですね、ゼロメートル地帯だから。だけどこれ、国交省さんの話になって申しわけありませんけれども、尾張大橋、平成14年ごろからかけかえの話が出ていたんですよ。明治8年にできた橋です、伊勢大橋も、尾張大橋も。

〔発言する者あり〕

○17番（伊藤正信君） 昭和でしたか、ごめんなさい。その状況の中で、ちょっと年代を間違えたことをおわびしますが、耐震テストをしてないんです。それで国交省に、あなた方、耐震テストしなくて、地方自治で3年以内に地域の中でやると。ゼロメートル地帯から、どうやって山の中に逃げるんですかと。尾張大橋、伊勢大橋、私たち弥富の市民としては命の綱ですよと、こう言ったんです。通れるように努力をしますと、こんな程度なんですよ。そ

れで私は、そのことでどうこう言うわけじゃないんですけれども、私たちはそういう命がある。多分、弥富市民からすれば、自動車で渡れば渋滞で、15キロあれば時速2キロから3キロしか走れんと。そしたらまずそれは、本当の地震と津波の避難対策にはならないだろうというふうに受けとめざるを得ないのかなあとと思いますが、しかし私たちは、日光川からあわせて木曽川の状況の中でいけば、堤防を通す橋というのは重大な箇所なんですよね。それで市長また、その機会に、私たちが安心して暮らせる、渡れるような橋に要望をしていただきたいということをまず、そこだけ申し上げます。

ということで次に、私は2点目に入らせていただきます。

行政と市長、協働のまちづくりですが、これはいろんな形で地域の活性化のためには、それぞれお金も投資をしていただき、今もそれぞれのコミュニティの中で努力をされていると。このことは、まちづくりの大きな活性化の方向性を示す形での課題だというふうに定められて、市長も、市の総合計画の中にも自治基本条例を制定しようということになっています。それで、とりわけて市民の皆さん方から、少し課題といいますか、不透明さといいますか、聞いてほしいという話があることは、市議会などに対する委員の任命の関係ですが、いろんな形で、2つ、3つ一緒に肩書をお持ちの人がお見えになるんじゃないかと。これはどういう形なのかと。極端なことを言うと、市長のこれは推薦者かと。

任命行為は市長にありますよと。だけど、地域の皆さん方と同時に、市の職員の幹部の皆さんの推薦もあることは事実だろうと私も認識をしていますが、しかしその選考に対する基準などは、審議会の、これは自治法で多くの市町が定めているんですよね。今、総務部長が首を振っていますけれども、私は地方自治法の基本条例が定められたところで条文を読んでいます、現実には。だから、規則に定めるから、それでいいというものじゃないとは思っています。しかし、より協働のまちづくりをするためには、不透明な部分は透明にしていける必要がある。そして、総務省もあわせて、議会も基本条例もそうですし、自治も自治基本条例の中で、議会と、その中身について定める。だから、議会の基本条例は、本来は地方自治の基本条例と同じ状況の中のものがあるわけですね。そうすると、議会の議論も、市民の議論も、1つの方向性が定められるというふうに私は認識をしたいと思っています。

ここに間違いがあるかどうか、私の認識について御答弁を願いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） まず、自治基本条例ということにつきまして、少し私の見解を御答弁していきたい、お話ししていきたいというふうに思っております。

私も、この市長選を最初に戦うときに、自治基本条例という形のものを掲げさせていただいたことを明確に記憶しておるわけでございます。大切なことは、市民が主体となって自治の実現を図っていこうということが、その主な目的だろうというふうに思うわけございま

す。しかし、この自治基本条例をその後勉強させていただく上においては、これは大変難しいことでもあるということに気がついているときでもあります。これは、先ほど言いました市民主体のという形でございますけれども、それ以外として、市民と、議会と、執行権者の役割と責任をどうしていくか。そしてまた、先ほど言われましたけれども、参画と協働による自治運営の基本をどうしていくかというようなことに対して、これはしっかりとそのところを確認していかないと難しい。これは、市民主体というのは大変結構なことでございますけれども、自治基本条例は私たち、あるいは議会という議員の皆さんも責任を負っていかなくちゃいけない。そしてまた、これが市民主体という形になると、市民の皆様にも責任がかかってくるというような状況のものがあるわけでございます。

そうした形の中において、私どもといたしましては、自治会の区長さんとか区長補助員さんに、さまざまな形で行政のお手伝いをさせていただいております。また、議会の中におきましては、議会基本条例を定められて、その中で市民との連携がどうあるべきかということは、皆さんのほうが定めてみえると思います。そういう状況の中で、私たちは年に1度、3回ほど、3日間ぐらいかけて、出前講座という形でやっております。そして、さまざまな協議会、審議会という状況の中においては、公募という形の中で市民に参加していただいて御意見をいろいろといただくというようなことをやっているわけです。本当にそれだけで市民と一体的ないろんな問題について、責務というところまで持っていけるか。これは大変難しい。

例えば議会の皆さんも、大変失礼ですけれども、市民の皆様との話し合いの場としてタウンミーティングを開催してみえる。これは年1回開催してみえるわけでございますけれども、先ほどの私たちの出前講座と同様に、年1回の開催で本当に議会と市民という形の連携がとれているかどうか。これはそれぞれの立場でお考えもいただきたいというふうに思っております。

そういう状況の中で、この自治基本条例を定めていく上においては、もっともっと本当に市民が自分からみずからこういったことに対して参加していこうという機運を私たち執行権者、あるいは議員の皆さんが一緒になって作り出していかないと、なかなか市民の皆さんに対して、その責任を負うというところまではいかないんじゃないかなあというふうに今思っているところでございます。そうした状況の中においては、しっかりとこの自治基本条例ということについては今後も考えていきたいというふうに思っております。

また、審議会、協議会という形の中で、今、議員がおっしゃるように、同一人物の委員兼務というようなことをおっしゃいました。これは、議会改革のほうで議員の皆様方についても、議員として、審議会、協議会、委員会ということについての参加ということについては、定めるところ以外のものについては、基本的にはもう出席しないという状況になってまいりました。私たちも同一人物が、いわゆる充て職のようにお願いをしていくということについ

ては、これは反省という状況の中で今取り組んでいるところでございます。

そうした形の中で、もっともっといろんな意見、いろんな知識をお持ちの市民の皆さんがお見えになるわけでございますので、そういう人たちを私たちは発掘していかなきゃならないし、また自治会のほうからも、そういう声を出していただきたい。そういうことが積極的にできれば、この自治基本条例に対する糸口ができるかなあと思っておりますので、そんなことを議会の皆さんと一緒にやっていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 趣旨ということについては、まちづくりの基本を基本条例の中に、みんなで考え、みんなでつくろうと。市長がおっしゃっていることも、私も理解はします。

しかしながら、市民の皆さん方が見て、例えば一、二点の問題点を申し上げておきたいと思うんですけれども、補助団体の事業所ですね。じゃあ、事業経費と執務経費との割合の中で、市が補助金を出していくときに、何%というか何割程度の形の中で組織運営がされて、その状況の中に市の管理権はどうあるのか。民間資本だと、例えば50%以上の子会社は親会社の人事権ですよ、市長。幹部は。これは事実なんですよ。そうすると、執行責任と同時に、それぞれの役に対する人の配置も考えられる。出すとすると、私どもの弥富市におけるところの税の、税だけでないかもしれませんが、予算補助をしているところなどがあるわけです。そういうところが、農政課にも申し上げたんですが、雇用、就業規則、一体土地改良さんはどうなっておるんやということも聞きたいわけです。前にも言われました。そこに働く人は、市並みの労働条件で退職金だと。そうすると、私どもの議会審議においても、そういう箇所における、例えば組織運営と同時に事業運営は、もう少しこの基本条例の中でも定めていく必要があるんじゃないですか。

例えば、市の職員は30歳までですよ。25歳までですよ。公務員並みの採用条件。これは人事勧告、人事規定のもとで、今は特殊技能、それぞれの技能を持つ人は何歳とは制限がありませんが、そういう状況の中にあるわけです。しかし、今私たち議会は議論をしているときに、土地改良問題だけでないかもしれんけれども、より効率的な見直し方をしていこうとするときに、そこに配置される人の事業者の考え方、その組織団体の考え方、例えば議会議員がそこへ入っていくようなことがあっては、私は1つは課題があるんじゃないかと。それはなぜかという、行政委員という立場、選挙で選ばれた私たち議会議員と同時に、そういう人たちが入っていくことは、農業委員もしかりですわ、農業委員もいわゆる行政委員です。そういうときにおける、弥富市は弥富市なりの議論として、そういうものを定めていくことによって、地域の皆さん方から、そういう部分について、その人が有能であることは今でも間違いはないかもしれませんが、誤解を招くことはないわけですよ。ということは、



公選法などにおいて地位利用と権力、ここは公選法の基本があるわけですね。そのときに、区長補助さん、区長さん、あわせて行政委員。行政委員と言われる委員会のメンバーは特別職だというのは、これは総務部長、間違いないね。特別職だという字句は、いいですね。頭を振ってみえますで確認しますよ。

私、なぜそういうことを言うかということ、そういうところに、弥富市民、皆さん多くの有能な人たちが見えるんです、お互いに。また、その力を発揮していただくことが行政の大きな力になるんじゃないかなと。こんなことを思いながら、充て職だと言わずとも、例えばそういう予測される、いろんな形で兼職のような形で、その地位を宛てがわれる人たち、ここはまずいようなことがあると思います。

もう1つ、今回ここは市民の方から受けたこと。これは私はちょっと勘違いをしておるかもしれませんが、農業委員の選挙で公示義務。これ公示義務はどうやってやったんですか、総務部長。方法。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 農業委員会の選挙の公示につきましては、私ども掲示板のほうに告知をしまして周知させていただいたということにとどまっております。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 公示は、内容的な部分は怎么样了んですか。公示は掲示板でやったと。選挙法に基づく公示ということを御存じでしょう。公示は一般的に義務づけはないけれども、選挙の方法だとか、違反はしてはいけませんだとか、そういう部分を一般的には有権者に知らせる義務があるんですよ。おたくらは行政をやってみえるで、わかると思うけれども。公示。告知じゃない公示。今はそんな議論は終わったことやでいいですが、そういうことも含みながら、見える行政、透明な行政として、私は多少、反省をしていただくことがあるのかなあと、そのことを申し上げておきます。

だから、私は市民と協働のまちづくりをするということは、細心の注意を払って、行政委員になる人、地域のそれぞれの役を担っていただく人たちも、お互いにそのことを認識できる。そして、組織というのは、一番肝心なことは、議論の積み重ねの結果生まれたものを、そこに集う、その組織に参加する、市でいうなら市民に伝える義務がある。私たち議会もそうだと思う。しかし、市もそのことは責任があるわけでしょう。行政をつかさどっていく上においては。参加をした人たちが市民に報告もできないような組織なら、いわゆる検討じゃないと私は思います。それはそれぞれの個性もありましょう。でも、公的にいえば、市長がおっしゃったように、それは年に3回報告がある。だけど、そのことよりも市長にお願いしたいことは、時間がないんだけど、またそういう機会も今後は一層深めていただく。これは要望ですが、こう思っておりますが、いかがですか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） これは全くおわびになるわけでございますけれども、農業委員の公選という形の中での公示の問題等におきましては、私どもとしては過去の慣習というところに頼り過ぎていたということが大いなる反省でございます。ここ数年来、十数年来ですか、ほとんど選挙がないというような状況というものを、思い込みという形の中で、そういった形の中で過去の慣習はそういうふうであったということで、基本的にはいろんなツールを通じて農業委員の選出という形に対してやらなかったということについては、深く反省を申し上げます。今後、二度とこういうことのないように、明確に公示をし、そして具体的な選挙ということに対しては、これは市の責任としてやっていかなきゃならないということ으로思っておりますので、大変御心配をかけまして、ありがとうございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 市長から今、今後の対応については努力をしていく、わかるようにしていきたいという話ですが、私たちは今農業問題、特にざっと7割と言われる農業関係におけるところの地域のそれぞれの基盤の中での話ですし、やはり関心のある人は関心がある。だから、組織で議論されて出てくる人たちは、これはそのような決めの中だから、それは私はやむを得ないと思う。一般選挙においては、公選法をつかさどるということになればこそ、そのことはきちっとやっていただく。そういうことがきょう、質問の中での市民との協働のまちづくりというのは、できる限りお互いに認識をしながら、市民との共生のあるまちづくりをお願いしたいと。

最後になりまして申しわけありませんが、地方の中核拠点都市圏の問題です。この問題は、私、市長の見解を求めたかったことなんですけれども、求めますが、最後には。いわゆる第3次の地方分権におけるところの答申の内容なんですね。今、政府・自民党の施策の中で、地方が格差ができています。そのことの中でいかにあるべきかということで、この間うち大臣が新しくできた。そういうことを含みながら、地方の中核的な都市と農村の交流を深めていこうということで起き得る、そして各市町の財政的な援助にもなる、活性化にもなるという施策だということで、この地方中核拠点都市圏づくりということですが、ただ人口20万という中核都市などの制限がございますが、この問題を通したときに、きのうでしたか、市長が、海部地域における一体開発構想という一つの方向性をお示しいただきました。

私は、やはりこういうことの中にこういうものを、愛知県の中に弥富市はゼロメートル地帯というマイナスの地域として、地域のバスとしても名古屋から名古屋港をつないでくる中で、鉄道でもそうですけれども、名古屋から四日市まで引いてほしいなあとか、例えばバスについても、名古屋市が飛島の立地状況の中で企業促進で扱っているのを、やはり弥富市の中へも。そして、飛島、蟹江へ抜けていくバス、これも後半の中で、地域活性の教育・文化

等において、その活用ができるという中枢課題なんですね。ですから、今、私どもの市町には当てはまらないようにですけども、1つは国への働きかけ、県への働きかけについて、私は市長に考え方をお伺いしたいということで、第3点目の質問をいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） この地方中枢拠点都市圏という形の中では、先ほど議員がおっしゃったように、第30次の地方制度調査会という形の中で議論がされておるところでございますけれども、御承知のように、少子・高齢化、あるいは人口減少社会というような形のものが、その大きな背景にはあるわけです。1つの自治体では、いろんなことの住民サービスをやっていく上においては、いろんな形で限界が出てくるわけでございます。それが1つの、この調査会のできた背景といたしましては、あの東日本大震災という形の中で、基礎自治体がどのように他の自治体とかかわっていくとか、あるいは社会的な経済、あるいは地域社会という形の中で変化する状況の中において、大都市といかに連携をしていくかというようなことが問われておるわけでございます。

そういうような形の中で、平成の大合併というようなこともあったわけでございます。市町村合併も、私どもは平成18年、これもクリアさせていただきました。そしてまた、骨子の2つ目といたしましては、広域連携というようなことがあるわけでございます、市町村の広域連携。これもさまざまな事務組合という状況の中で、それぞれの自治体の単独ではなくて、海部地域の一部事務組合という形の中で、これも広域連携を図りながら行政コストの削減にも努めてきているわけでございます。

3点目の都道府県による補完ということにつきましては、これは私ども、名古屋圏というような状況の中で、名古屋の大都市と一緒に何をしていかなきゃならないかということでございます。河村市長はこの辺を大変御熱心にしていただいております。私ども弥富市も、その名古屋の広域の地域という形の中で仲間に入れていただいているところでございます。防災・減災についても一緒に考えていこう、あるいは観光ということについても一緒に考えていこう、あるいは地域の名産ということについてもそれぞれの特色を生かしていこうということで、観光事業であるとか、そういったことが少しずつ、蟹江町であるとか、あるいは津島市さんであるとか、いろんな観光事業についてもいろいろと連携をしてみえるわけでございます。

こういった形の中で、我々も本当は弥富の売りはどういうものがあるかということに対して、この広域圏の中でもう少しPRしていかなきゃならないものが、本来はもっともっとつくっていかなきゃならないだろうというふうには思っておりますけれども、少し残念な気がします。しかし、こういう広域圏の中で、それぞれの自治体の力をかりながら一緒になって地域サービスをしていく、住民サービスをしていくということがこれからの時代だとい

うことでございます。

そういった形の中で、この大都市圏の問題につきましては、まだまだスタートをしたばかりでございますので、時間がかかろうかなというふうに思っております。これかも積極的に参加しながら、行政サービスをしていきたいということでございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 最後になりますけれども、今、市長からの考え方はお伺いしました。市の財政をいかに有効に使うかということは、財政は国からも県からももらう金もあるわけですけど、国の施策を利用しながら、我がまちが発展できるように、市長の能力を十分生かしていただき、また要望していただくことを確認いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は4時20分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時08分 休憩

午後4時20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、この後、質問の予定のあります伊藤勝巳議員より参考資料の配付依頼があり、これを認め、各位のお手元に配付しましたので、よろしくお願いをいたします。

次に早川公二議員、お願いします。

○6番（早川公二君） 6番 早川公二でございます。通告に従いまして質問していきたいと思えます。

大きく分けて、3点の質問をさせていただきます。

まずは、通学路の安全確保についてであります。子供たちが安心・安全に登下校ができる通学路の安全確保をしなきゃいけないという思いで質問させていただきます。

まずは、本市の小・中学生の登下校時の事故の実態をお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 早川議員の小・中学生の通学路での事故の実態についてお答えさせていただきます。

平成25年度の登下校中の交通事故は、中学校が9件で、小学校はございませんでした。26年度は8月末現在で、登下校中の交通事故はございません。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 25年度が9件で、今年度はいまだに事故がないということでございますので、今年度、今後とも交通事故がないようにという思いを込めまして質問していきたいと思えます。

平成24年5月30日に、同年4月に京都府亀岡市で発生した登下校中の児童等の列に自動車が入突する事故を初め、登下校中の児童等が死傷する事故が連続して発生したことを受け、文部科学省、国土交通省及び警察庁が連携して、全国の公立小学校及び公立特別支援学校小学部の通学路について交通安全の確保に向けた緊急合同点検の取り組みを要請し、危険箇所・対策必要箇所の抽出をしておりますが、本市においてはどのような体制でしたのでしょうか。また、通学路全線が対象であったのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 平成24年度の通学路緊急合同点検の危険箇所・対策箇所はどのような体制で抽出したのか、通学路全てが対象であったのかについてお答えさせていただきます。

今回の合同点検は、道路、通学路等でございますけど、こういったものに関係します海部建設事務所、蟹江警察署、小学校、市の土木課、学校教育課で行いました。今回の国が示した緊急合同点検等実施要領では、通学路は各小学校または教育委員会において指定しているものになっておりますので、小学校の通学路全てを対象といたしました。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 通学路、小学校の通学路全てが対象であったということでございます。

以前にこれ、危険箇所の対策の抽出を行ったすぐ後に、ホームページで危険箇所と対策箇所が示されておりました。その時点で、点検学校数が7校、点検箇所数が51カ所、対策必要箇所数51カ所となっておりますが、対策は進んでおるのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 対策箇所のうち、どれだけ対策がなされたかについて回答させていただきます。

25年度の対策箇所は19カ所、26年度の対策予定の箇所は48カ所、27年度以降の対策予定箇所は4カ所でございます。合計しますと71カ所でございますが、1カ所に教育委員会、道路管理者、警察などの複数の関係機関の対応が必要な場所がございますので、対策箇所数及び対策予定箇所の合計は51カ所よりも多くなっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） ちょっと数のことでわからないのが、対策箇所が多くなっているということで、25年度対策箇所が19カ所、26年度対策予定が48カ所、27年度以降対策予定4カ所となっておりますが、当初の51カ所を全て、27年度以降で対策しますよということいいんでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） おっしゃいますとおりでございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） わかりました。対策をきちんとやってもらえるということでございます。

今後とも、文部科学省、国交省及び警察庁が連携して、合同点検の定期的な実施など、通学路の安全確保に向けた継続的な取り組み等を推進しますと、24年度合同点検をやった後も、そのように言っておりますが、本市では引き続き24年度以降も緊急合同点検をやったのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 引き続き平成24年度以降も通学路の緊急合同点検を行ったかについての回答をさせていただきます。

平成24年度通学路緊急合同点検は、先ほど議員も言われましたように、平成24年4月に京都府亀岡市で発生した小学生の登校中の事故以降、登校時に交通事故が多発することを受けて、平成24年5月30日付の国、国交省、文科省、警察庁の3省の合同の依頼により行ったものですから、毎年行うものではございません。しかし、市内の小学校では、毎年、通学路点検をPTAの方や先生で行っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 緊急合同点検はやっていないけれども、各学校ごとに点検を行っているということでしょうか。

それで、24年度の緊急合同点検、この緊急合同点検というのは小学校を対象に点検をしておりますが、市内中学校の危険箇所等の吸い上げ等はやっておるのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 24年度の緊急合同点検については、中学校は含まれていないが、中学校の通学路点検は行ったかについて回答させていただきます。

平成24年度の通学路緊急点検につきましては、先ほど議員も言われましたように、全ての公立小学校及び公立特別支援学校小学部の通学路ということで実施要領にありましたので、緊急点検は行っておりませんが、毎年、中学校では通学路の点検は行っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 中学校でもやっておることなんですが、当初、24年度に緊急合同点検をなさいよということで、文部科学省、国土交通省、警察庁が3省で示した資料でございますけれども、これには通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取り組みの推進についてということで示されていますよね。文部科学省とか国交省とかですね。

それをちょっと読んでいきたいと思いますが、これまで通学路における交通安全の確保に

については、緊急合同点検を実施し、その結果を受けた対策を推進するとともに、平成25年5月31日には、文部科学省、国土交通省、警察庁による今後の取り組みに関する通知を发出したところであり、緊急合同点検に基づく対策の実施後においても、各地域において定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の取り組みを継続して推進することが重要である。そこで、その取り組みを着実かつ効果的に実施するために必要と考える基本的な進め方を下記のとおり、文部科学省、国土交通省、警察庁で取りまとめたので、地方自治体等に通知した上で、引き続き通学路の交通安全の確保に取り組むこととするとあって、まず1番で、推進体制の構築。

地域ごとに通学路の交通安全の確保に向けた取り組みの基本的方針を策定するとともに、策定した基本的方針に基づく取り組みを継続して推進するため、関係者で構成し、定期的を開催する協議会を設置する等推進体制を構築する。推進体制の構成は、通学路における安全対策の関係機関となる教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者を含めることを基本とし、必要に応じて自治会代表者や学識経験者等を加える。推進体制については、市区町村単位で構成することが望ましい。なお、緊急合同点検時に構築した体制等既存組織がある場合は、これを活用するとあるが、本市においては推進体制の構築はされておるのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 推進体制の構築はなされているかについて回答させていただきます。

現在、まだ本市では、そういった推進体制は構築されておりませんものですから、平成27年度の構築に向けて検討しているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 27年度構築に向けて検討しているところであるとありますが、当然この資料に、2番、通学路安全確保のためのPDCAサイクルの実施方針等、3番、公表等、基本方針の公表等というふうに書いてありますが、これに沿って検討していくということではないのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 基本的に国の示している内容で進めたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 次に、この資料にもありますが、地域における総合的な生活空間の安全確保に対する集中的支援（防災・安全交付金）、地方公共団体が実施する国民の命と暮らしを守るインフラ再構築、生活空間の安全確保に資する事業に特化した防災・安全交付金により、通学路対策・無電柱化等について、ハード・ソフト両面から集中的な支援を実施する

とあります。このように平成25年度、この資料ですね、予算決定概要、平成25年1月、国土交通省で、地域における総合的な生活空間の安全確保に対する集中的支援として1兆460億円とありますが、本市においてはこれを活用したのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 地域における総合的な生活空間の安全確保に対する集中支援（防災・安全交付金）は活用したかについて御答弁させていただきます。

防災・安全社会資本整備交付金につきましては、国の平成24年度補正予算から創設されたものでございます。通学路につきましては平成24年度に、先ほど申しました通学路緊急合同点検を行い、学校、道路管理者、公安委員会、それぞれにおいて対策を検討しました。市の検討結果に基づく対策としましては、道路管理者が考える対策となる外側線、道路の両側に引いてあります白の実線でございますけど、外側線の引き直しや、教育委員会が考える対策となる通学路の看板設置など日常計画的に行われる手入れ、軽度な修理となる内容となりました。国の財政支援として社会資本整備交付金の活用は考えられましたが、交付金の対象としての面的な対策、あんしん歩行エリアとか警察との連携（ゾーン30等）でございますが、そういったものや他の施策との連携、先ほど議員が言われました無電柱化などございますが、こういった整備計画であることが条件となり、市の対策は通常の維持管理の内容となるため交付金の対象外となり、防災・安全社会資本整備交付金の活用はできませんでした。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 次に、通学路の実態ということで、路肩の狭い場所があるのではないかとということで、これは実際写真を撮ってきました。

ちょっと見にくいんですけども、これ道路幅が上下とも5.2メートルなんですよ。上は外側線の内々だったと思うんですが4.2メートルあって、ここは3.1メートルで、この路肩が結局1メートルずつあって、ここは本当に逆算すると、5.2引く4.2だと1メートルで、片方50センチずつしかないわけですね。どう見ても、僕いつも思うんですけど、小学生は田んぼに片足を突っ込んで帰らないかのじゃないのかというふうに思っています。片やこちらは、ここは小学生は通りませんが、高校生が通るんですけども、自転車も2台ぐらいでも通れるんじゃないかというような状況でございます。

車道外側線は、車両が通行するときに端に寄り過ぎると危ないから、この線の右側を通ってくださいねというような目安を示すことを目的とする区画線であります。通学路によっては、道幅いっぱい外側線が敷かれていて、路肩が狭い箇所があります。先ほども言いました。大げさに言いますと、外側線の外側を歩くのは無理ではないかと思うような非常に狭い箇所もあります。またこれもさきに触れましたが、反対に歩行者が3人ぐらい、自転車が2



台ぐらい並んで歩けるような広い箇所もあります。通学路で同じ道路幅なのに、路肩が狭いところ、広いところがありますが、通学路になっておる道路は安全のためにも広くしてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 通学路で路肩が狭い道路があるが、安全確保のために広くできないかについての回答をさせていただきます。

これまでも市の所管の課で道路整備基準に基づき施行してきました。今後に必要な場所については施行していきたいと思いますが、道路拡幅に伴う用地買収が必要な場所など、時間がかかる場合もございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） これからカラー舗装を進めていくのか、道路を拡幅しなければカラー舗装ができないのか、どうなんですかね。現状のまま拡幅しなくてもカラー舗装ができるような箇所というのはあると思うんですけども、拡幅しなければカラー舗装ができないのかというところ、そこら辺をもう少し詳しくお願いします。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 路肩のカラー舗装をもっとふやすべきかということだと思いますが、路肩の拡幅と同様に、これまでも所管の課で必要な場所についてカラー舗装は施行しておりますが、舗装の状況が悪い場合や基本的に車道幅員が4メートル未満の場合などは、外側線が引けないなどの理由により施行に時間がかかる場所もございます。しかし、今後につきましても、通学路の安全対策につきまして施行箇所をふやしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 済みません、私が先ほど質問をちょっと間違えてしまいました。路肩の外側線が狭いところ広いところがあるかということで質問をして、市側から答弁をいただきました。カラー舗装のことをちょっと混同しまして、先走ってカラー舗装のことを言ってしまったが、言ってしまいましたのでね。カラー舗装も今後ふやしていくということでもいいんですね。済みません、再度お願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 所管の課の問題になります。予算の関係もございますけど、できる限りふやしていきたいと考えております。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） カラー舗装も外側線のほうも検討していただけるということでございますが、以上のことは道路管理者が行う安全で安心な通学路環境の整備、通学路の安

全確保であります、幾ら整備をしても通学マナーが悪ければ意味がありません。多くの生徒は通学マナー、交通ルールを守っておりますが、しかし時折、マナーの悪い生徒を見かけます。二、三列で道路の真ん中ぐらまで使っておる生徒、もっとひどいのは、道路いっばいに広がっているのも見かけます。小・中学生に交通安全教育はどのように行っておるのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 小・中学生の安全教育はどのように行っているかについてお答えさせていただきます。

蟹江警察署や交通指導員の方に講師を依頼しまして、自転車の乗り方、ヘルメットの大切さ、交通ルールやマナー等を講演していただいております。また、通学団ごとに担当の先生が危険な箇所の確認を行ったり、登下校時には指導も行うなど、学校ごとにいろんな形で交通安全教育に取り組んでおります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） ということは、学校側は最大限の指導は行っておるという解釈をしてもいいんでしょうかね。そうします。

学校側は、これ以上ないというぐらい指導しておるということで勝手に解釈させてもらいますと、じゃあどのように縦列して走っておる生徒を指導するのかといたら、学校ばかりに任せてはおけないと僕はそう思っておるんですね。僕なんかは心臓が強いほうだもんですから、生徒を見かけると、この子の親に怒られるんじゃないかなとか考えずに注意をします。

以前、相談があったのは、道いっばいに中学生が広がって登下校しておると。何とかしてくれと相談がありました。僕、その場で言ったんですよね。学校に言うのは簡単ですと。学校の先生が夕方に立っていれば、みんな1列に帰りますよと。毎日、学校の先生も現実に立っておられないもんですから、市側に言っても多分厳しいんじゃないのと言って、じゃあどうするんだと言ったもんですから、もう叱ってやってくださいと。僕らが小さいころ、小・中学生のころって、交通ルールだとか登下校のマナーをしっかりと遵守しないと、近所のおじさん、おばさんにこっぴどく叱られたものであります。学校の先生の教育の前に、例えば登下校中に道路、道いっばいに広がっておると、近所の人から叱られるからここは1列で行こうとかいうふうにしておったものであります。学校側も十分やってくれていると、市側も十分教育は行っておるということで、保護者の方にきちんと、うちの子に限ってじゃないんですよ。うちの子だからマナーを、ルールは当然守るためにもあるんですけども、ルールはときには遵守されないというときもありますので、児童・生徒をお持ちの保護者の皆様は、自分の子供たちがしっかりルールを守って登下校しておるのかをもう一度再度確認をさせていただきたいと思います。

じゃあ、次の質問に移らせていただきます。

次は、以前にもネットについて2度ほど質問させていただきました。有害情報の閲覧、ネットによるいじめ、ネット依存、家庭でのネット利用のルールづくり等を質問しました。市側のほうに、十分な啓発、注意喚起をしていただきたいということで質問して、学校等で指導したりとか、情報モラル教室というんですか、そういうものを開催していただいておりますが、子供のネットというのは日々新しい問題が本当にあらわれてくるんです。

これは産経新聞、8月27日ですね。「長時間スマホ、成績低く」というふうにあります。文部科学省が全国学力テストとともに行った児童・生徒アンケートで、これはちょっと省略しますがけれども、中3で携帯・スマホを持っていないのを除いて使用時間と成績を詳細に比較。中3で4時間以上使う生徒は10.8%で、数学への平均正答率は55.7%だったが、使用時間30分未満の15.9%の生徒の平均正答率は72.7%だった。小6でも平均時間が長い子、携帯・スマホを使う時間が長い子は正答率がちょっと悪いということで、ちょっとこれ見にくいですけれども、このように本当に顕著に数字としてあらわれています。

そしてもう1点、オンラインゲームで、これですね、親の知らないうちに子供がインターネットのショッピングサイトで、親のIDを使って高額の買い物をしたり、親のスマホを使って有料ゲームをダウンロードしたりして高額な請求書が来るとか、こういったものがありますので、再度お尋ねしますが、現在どのようなネットについて教育・指導をとっておるのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） ネット利用について、どのような教育・指導を行っているかについてお答えさせていただきます。

小学校では道徳や総合の授業で、中学校でも技術・家庭や道徳の授業で、情報モラルについて学んでおります。また、先ほど議員も言われましたように、情報モラル教室でも、児童・生徒にインターネットの正しい使い方やネット依存症、インターネットに潜む危険性などを指導しております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 指導はしていただけるということですが、例えばオンラインゲームだとか、成績が落ちるだとか、そこら辺の最新の情報もちゃんと入手して指導しておるんでしょうかね。ちょっとそこをお願いします。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 最新のと言われますと、ちょっと危ういところもございますけど、できる限り、関係機関からの情報等もございますので、学校等には伝えておりますので、学校では適切な指導をされておると思っております。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） わかりました。これも学校側は十分な対応をしておるということを言うんですが、回数の問題もあって、くどくどくどくど何回も教えていかなきゃいけないと、私はそのように思っております。

生徒に教えても、生徒は認識しておっても、ちょっとここまで言っているのかあれなんですけれども、悪いとわかっておっても使用したりするんじゃないかなあと思っています。それがこういう数字としてあらわれておるんですよ。生徒たちも、長時間使用しちゃいけない、ネット依存になっちゃいけないということで、長時間使用してはいけないとわかっておっても、友達とラインをしたいとか、ゲームをもっとしたいとか、興味を持ったことでいろいろ調べ物をしたいということで、悪いと思っていなくても使っておるのじゃないのかなと私は思っております。

そして、ここもさっきの通学路の話じゃないですけれども、子を産んだら親の責任ということで、ここも親にしっかり注意喚起等、啓発等を行っていただきたいと思っております。例えば、フィルタリングに関してもそうですけど、啓発経験のある保護者の利用率が多いというのがあります。また、最近はフィルタリングをする生徒が前年度に比べて減少してきたというのがありますので、フィルタリングをきちんとかけないと、きのうも番組でやっていました。警察何とかという番組で、15歳かなんかがラインを使って援助交際をやっておるとか、そういうことが起きてはいけないので、再度質問しますが、保護者に対してはどのような注意喚起をとっておるのでしょうか、お願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 保護者に対する注意喚起はどのように行っているかということでございます。

少しでも多くの保護者の方に参加していただくように、授業参観などの児童・生徒の行事にあわせて講演会や研修会を開催し、子供がネット社会の被害者にも加害者にもならないように、スマートフォンなどの安心・安全な使い方について考えていただく機会を設けております。随時ではございますが、国・県・警察からのリーフレットを配付して注意喚起も行っております。

また、教育委員会でも、簡易ではございますが、児童・生徒のスマートフォンの所持率の調査を行ったりして、教職員対象にサイバー犯罪防止研究会を開催しております。

今後につきましても、少しでも多くの保護者にネットに潜む危険性について考えていただけるよう、今後も講演会や研修会を続けてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 今後も引き続きということであるんですけれども、多くの保護者に知

ってもらおうと思った場合に、多くの保護者が集まる場所でしっかりと啓発・周知していただきたいと思いますので、そこら辺はしっかりやっていただきたいと思います。

じゃあ、ネットのことはこれで終わらせていただきます。

次は、三ツ又池のすぐ横の十四山総合福祉センター・デイキャンプ場が開設をして半年がたとうとしております。残念なことなのですが、私の事前の調査では、利用者は僕1人であったと伺っております。非常に残念なことでもあります。その際、一緒にやった同級生、後輩等が、あれっ、ここっていつからバーベキューができるようになったんだと。おまえ、実はここでやったらいかなのじゃないかと。いやいやいいんだ、ここは使っていいんだと、3日前に申し込んだぞというふうに言って、その場はバーベキューをさせていただきました。その後、そのバーベキューに参加していない同級生数人に会ったら、あそこはバーベキューができるようになったんだね。広報とかでPRしたの。何でもっと多くの人に知ってもらって利用してもらおうようにしないのと言われました。開設前・開設後にPRはしたのでしょうか。広報等を使ってPRをしておるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 御質問の件でございますけれども、非常に申しわけございませんけれども、現段階では十四山の総合福祉センターに十四山総合福祉センター・デイキャンプ場の御利用案内といった、一応利用方法などを掲示したものとどまっております。議員御指摘のとおり、この施設を有効に活用するためには、市民の皆さんに知っていただくということが重要であることは認識しております。今後の方針ということまで含めてお話しさせていただきたいと思いますが、利用案内をほかの公共施設等に掲示するというのも1つの方法かと思います。また、ホームページに掲載するなどを行ってまいりたいと思っております。

また、来年度におきましては、ここは本当に使っていいのかという疑念もあるかと思うので、新年度になりますけれども、本格的に使用していただけますように広報等に利用方法を周知するとともに、デイキャンプ場であるということを案内看板として設置していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） ホームページと広報等で、来年度から考えておるということですか。来年度から。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） ホームページにつきましては、すぐにできるものがございますけれども、広報ですと、今の締め切りから考えますと11月号になってしまうということがあります。そういったことがございますので、新しくオンシーズンになる前の段

階で、そういった広報活動とか、それから看板の設置ということを、来年度に入ってすぐぐ  
らいの段階で行っていきなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 広報が間に合わない、ホームページはすぐということなんですけど、  
これからがハイシーズンに入ってくるものですから、バーベキュー等ですね。ちょっと早目  
に周知できるものがあれば、周知していただきたいと思います。

それで、広報・ホームページ以外に、実際にデイキャンプ場で福祉センター、三ツ又池の  
PRも兼ねてイベントを行ってはどうかと思っております。具体的に、きんちゃんとバーベ  
キューをしようとか、バーベキューコンテスト、そしてまた地産地消B-1グランプリ等、  
三ツ又池のPR、そして福祉センターのPR、市のPR、芝桜のPR、そこら辺も兼ねてデ  
イキャンプ場をPRするということで、そういうイベントを行ってはどうかと考えておりま  
すが、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 非常に参考になる御意見かと思っております。た  
だ、芝桜まつりとか健康フェスティバルにつきましては、あの場所が御承知のとおり駐車場  
になるということがございます。そのときにPRするのが一番効果的だと思うんですけど  
も、実際的にそのときに行くことは非常に難しいかなあというふうに思っております。今、  
多々アイデアをいただきましたので、そういったことも含めまして、今後、まず最初に、あ  
の場所にそういう施設があるということの周知をするということが1番、それから利用者の  
マナーについても一応いろんな注意書きはさせていただいておりますけれども、こういった  
施設は非常にマナーに関して管理するのが難しいところもございます。そういったことの周  
知がある程度できた段階で、議員の御指摘のようなことも考えてまいりたいと思ってお  
りますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 早川議員。

○6番（早川公二君） 以上で終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 本日の会議時間は、一般質問を続けるため延長をします。

次に伊藤勝巳議員、お願いします。

○1番（伊藤勝巳君） 1番 伊藤勝巳です。通告に従い、質問させていただきます。

初めに、議長のお許しをいただき、参考資料を2部配付いたしましたので、御参考にして  
ください。

初めに、ふるさと納税について質問させていただきます。

現在、ふるさと納税を受け付けるのは、全国で1,788自治体あります。この制度は、名前  
に「納税」とついているものの実態は寄附であります。住居地以外の自治体に寄附すると、

その額の2,000円を超える部分が所得税と個人住民税が控除される仕組みでございます。すなわち寄附控除になっております。

寄附は上限があります。例として、専業主婦の妻と2人暮らしの場合は、金額控除の上限が、年収700万円の場合、3万円であります。3万円を寄附すると、2,000円を除く2万8,000円が控除されます。この寄附は、控除を受けるためには寄附した翌年度に確定申告を行うことが必要でございます。また、自分の生まれた故郷や応援したい自治体など、どこの自治体に対する寄附も対象になります。

まず1番目に、弥富市にふるさと納税の寄附が今年度までにどのぐらいの件数と金額があったのか、お尋ねします。

○議長（佐藤高清君） 石田財政課長。

○財政課長（石田裕幸君） 伊藤議員の質問にお答えさせていただきます。

ふるさと納税の寄附の件数と金額は、次のとおりになります。

平成20年度は2件で53万円でございます。平成21年度も2件で150万円でございます。平成22年度も2件で51万円でございます。平成23年度も2件で150万円でございます。平成24年度は4件で350万円でございます。平成25年度は1件で100万円でございます。平成26年度は8月31日までで、寄附はございません。

以上、平成20年度からの累計といたしましては、件数で13件、金額で854万円でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○1番（伊藤勝巳君） 850万円という高額な寄附がされておると思いますが、2番目に、このふるさと納税がなぜ注目されているのかは、実施するほとんどの自治体が寄附に対する記念品を用意しているからでございます。野菜や米、果実、肉、海産物といった特産品が中心で、寄附額の3割から5割の価格の物品を贈る自治体が多いからでございます。ほとんどの自治体が、寄附金の下限を5,000円以上に設定しております。例えば小牧市では、寄附金額が1万円以上で、名古屋コーチンひきずりセット3,000円相当で、岐阜県笠松町では、寄附金が5,000円以上で、2,000円相当の飛騨牛入りの製品を出しております。

弥富市も、特産の金魚のPRも兼ねて、金魚組合と農協との提携をし、トマト、ナス、米等を、下限1万円として3,000円程度の品物を実施したらどうかと思います。もちろん、金額に応じて記念品は変える必要があると思います。私は、記念品を考えなくては各地からの応募はないと思いますので、ぜひ実施すべきことであると思います。弥富市としては、今後どのような方針で進まれるのか、お答えください。

○議長（佐藤高清君） 石田財政課長。

○財政課長（石田裕幸君） 2008年に始まったふるさと納税の利用者、金額は、ともに増加傾

向にございます。総務省によりますと、制度開始の2008年に約3万人、73億円であったのが、2011年には利用者の方で約25倍の74万人、金額では約9倍の650億円となっております。全国の932の自治体が寄附に対する記念品や特産品などの特典をつけております。このように、多くの自治体の特典をつけてPRしていることも承知しております。それと同時に、ふるさと納税をされた方は、住んでいる自治体において住民税等が控除されるわけでございます。そうしますと、住んでいる自治体においては、住民税が減少することにより、行政サービスについて他の人に負担をふやすとか質を落とすことになりかねません。

先日、新聞報道でも、ふるさと納税をする人がふえている。といっても、自分の生まれたふるさとに寄附するのではなく、お礼の品物目当てというケースが多く、注目を集めようと自治体がお礼に豪華な特産品をそろえるようになり、制度が本来の趣旨から外れた方向に進んでいるという指摘がございました。また、総務大臣も、ふるさと納税で寄附を受けた自治体が謝礼に贈る地元産品などの特典について、適度、適切な範囲にとどまることが重要と述べ、競争過熱を防ぐための対応を検討する考えを示しました。

そもそもふるさと納税ができたきっかけは、都会に出た若者が成長する際、地方が負担した教育や福祉の費用を還元してもらえないかという要望が出され、ふるさとを離れた人からのふるさとへ貢献したいという声とあわせ、ふるさと応援の制度がつくられることになったものです。

弥富市としては、3月議会で答弁させていただいたように、ふるさと納税は自分の生まれたふるさとや自分の好きなまちを応援したいという思いや願いを御寄附を活用して応えるのが本来あるべき姿と考えておりますので、特典をつけることで寄附をお願いするということは、ふるさと応援の趣旨にそぐわないものと考え、記念品や特産品などの特典をつけるということは現在のところ考えておりません。御理解いただければと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○1番（伊藤勝巳君） 市側としては、今後のいろんなものをつけてのあれはやらないよということを申しておみえですが、やはり何かプラスがないと、これはないんじゃないかなと私は思うんですが、できるだけ検討していただきたいと思います。

次に、2番目に弥富市の道路について質問いたします。

弥富市には、高速道路（東名阪自動車道、伊勢湾岸自動車道）と、1号線、23号線、155号線があります。県道は、西尾張中央道ほか3路線あります。都市計画道路は、弥生通線、中央通線、白鳥線、それから平和通線、向陽通線、穂波通線、錦通線の7路線があります。そのほかに市道が1,880路線あります。弥富市市道と都市計画道路はどのような違いがありますか。弥富市の道路は都市計画道路を重点に施行しなくてはならないが、現状はどうなっ



ておりますか、お答えください。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 答弁させていただきます。

都市計画道路につきましては、都市の将来像を見据えて、円滑な交通と良好な都市環境を形成するために、都市計画施設といたしまして、道路の種別、道路の幅員、道路区域、構造や車線数を都市計画法に基づきまして都市計画決定をしております。また、計画決定されました後には、道路計画区域内の建築行為に制限がかかります。

次に、一般的な市道につきましては、事業着手前に道路には法的な位置づけはなく、道路幅員や道路区域、線形等が決められておりません。また、事業の着手前においては、建築行為に制限はございません。

続きまして、先ほどの都市計画道路を重点的に施行しなければならないが、今の現状はどうかという御質問でございますが、都市計画道路区域内の土地につきましては、建築に制限をかけていることから、早期に着手しなければならないところでございますが、地区におきましては生活道路や主要区画道路の整備が優先される場合も多く、限られた予算の中で効果を出せる道路を選択いたしまして整備しているのが現状でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○1番（伊藤勝巳君） ありがとうございます。

次に、弥富市の最も重要である都市計画決定がされている都市計画道路7路線の整備率はどうなっておりますか、お願いします。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 都市計画決定されました7路線のうちの中央通線、白鳥線、弥生通線の3路線につきましては着手しておりません。

着手路線の整備率につきましては、延長ベースで報告させていただきたいと思います。

平和通線につきましては約66%、向陽通線につきましては約75%、穂波通線につきましては約56%、錦通線につきましては約20%となっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○1番（伊藤勝巳君） この道路は、国道1号線に面する道路の向陽通、それから穂波通線、これに対しての道路の今の現状がどん詰まりになっております。これを早く弥富市としてはつながないと、市の発展につながらないと思います。ぜひ早急に考えていただきたいと思います。

3番目に、最初は48年に告示決定をされているが、40年以上経過して全然手がつけられていない路線は今後できるのかできないのか。できないのであれば都市計画路線を変更すべきであると思うが、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 弥富市の都市計画道路につきましては、当初は昭和48年の1月19日に都市計画決定がされております。未着手のまま、議員がおっしゃられましたように、41年が経過している路線もございます。議員御指摘のように、このような長期未着手路線につきましては全国的にも問題になっており、愛知県下でも市町村では都市計画道路の見直し指針に基づきまして見直しの路線の調査をしておるところでございます。

現在、弥富市におきましても、構造的に困難な路線や近くに代替機能を持った道路がないかなどの都市計画道路の見直し候補路線等の検討・調査に着手しておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○1番（伊藤勝巳君） 石川部長からの答弁の中にありますが、できるだけこれは早くやらないと弥富市の発展はないと思います。

それから4番目に、平島地区に計画されている向陽通・穂波通線ですね。毎年、予算が計上されております。でも、地主さんに対して説明が行われているのか。特に向陽通線の地元の方では、全然何も聞いてない、話はないということをおられる方が結構見えるわけですが、毎年、地主さんに対しての説明及びお願いがされているのか、お答えください。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 本年度におきましても道路事業費につきまして予算計上はさせていただいており、現在、平島地内の穂波通線におきまして、関係者3名の方に用地取得に向けた交渉をさせていただいておるところでございます。

なお、本年度につきましては、向陽通につきましては予算計上はしておりませんので、穂波通線に集中投資をすることによりまして事業効果の早期発現を目指しておりますので、御理解いただきたいと思います。今後、向陽通につきましても地主等に説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○1番（伊藤勝巳君） 穂波通を優先的にということで御返答がありましたけれども、これは1号線につなぐ道路として重要な道路であります。できるだけ早く抜いていただくように進めていただきますようお願いを申し上げます。

私は、都市計画道路は弥富市が発展するためにどうしても必要な道路であると思います。弥富市の発展のために、市長を初め職員の皆さんに熱意を持って努力をお願いいたします。

3番目の質問に移ります。

新庁舎の建設についての現状と今後の計画について質問をさせていただきます。

新庁舎建設については、東南海地震の発生が叫ばれている現在、役所は震度6以上の地震では耐えられないとの担当者の説明があります。今年度は庁舎建設のために一般会計繰越明許費2億2,650万円の財源が繰り越されました。これは用地取得購入費等であります。新庁舎建設のために、ことしは何を行うのでしょうか。また、一般の住民から、庁舎はどうなった、ことしは何をするんだと尋ねられます。市は、新庁舎の建設の今の状況と今後の見込み計画を市民に説明する必要があると思いますがどうでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 東日本大震災は、地震災害の恐ろしさや被害の甚大さを改めて認識させるものでございました。特に役所、庁舎が被害を受け、行政機能を喪失した被災地の状況を目の当たりにしたとき、災害発生時の被害情報収集や災害対策に対応する防災拠点としての市役所の安全確保、また及び庁舎の倒壊から来庁されている市民、また職員の身体・生命を守るため、災害に強い市役所庁舎の整備は喫緊の課題でございます。

南海トラフの巨大地震の発生確率は、30年以内に70%と言われておりまして、発生したときは、市内は震度6強以上の強い揺れに襲われ、液状化や津波が起こる可能性があります。このため、地域に即した地震対策、津波対策など喫緊の課題が迫っており、一日も早く新庁舎を建設する必要がございます。

現在の市役所の本庁舎の耐震診断結果につきましては、3階の東西方向でI s値0.21、1階南北方向でI s値0.29となっております。I s値が0.3未満では、震度6強以上の大地震に対しては倒壊や崩壊する危険性が高いというふうにと言われております。市役所の建物につきましては、I s値0.9以上の耐震性が求められており、I s値0.3未満の現在の市役所本庁舎につきましては、改築、あるいは新築することが必要でございます。

新庁舎建設事業の現在の進捗状況について説明をさせていただきます。

現在の市役所本庁舎は昭和41年の建設でございまして、用途地域の関係で現在は不適格建築物となっております。したがって、建築基準法第48条の許可が必要であります。この許可につきましては、既に昨年の12月27日、愛知県よりいただいております。

新庁舎の建設につきましては、隣地の土地を取得して行う計画でございまして、その土地の取得及び物件補償に当たっては、土地提供者が税上の特別控除や買いかえの特例ができるようにする必要がございます。そのためには愛知県の事業認定を受ける必要があります。この事業認定をいただいた後に、税務署と譲渡所得の特別控除等の協議を行い、用地取得及び物件補償契約を行うスケジュールでございます。

しかしながら、議会の議決をいただいた土地取得費の予算につきまして、昨年の10月8日、名古屋地方裁判所民事部に、公金支出差しとめ請求の訴状が提出されております。訴訟の係争中につきましては、愛知県の事業認定の手続を行っていただけない状況になっておりまし

て、事業認定がいつ受けられるかどうかは、裁判の動向に左右されておりますことから、用地取得等における今後のスケジュールについては未定となっております。

なお、本年度は新庁舎の実施設計業務を継続して行っておりまして、9月中には建築確認申請を提出し、本年末には設計業務は完了するという予定になっております。あわせて、仮移転の設計業務につきましても、詳細設計を進めておるところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○1番（伊藤勝巳君） 詳細にわたり、るる説明をいただきました。ありがとうございます。

2番目ですね、よく説明に出される地方交付税は、弥富市の財政状況を考えると、合併推進債のメリットがそんなにあると思えません。後期財政計画で、しきりに地方交付税がなくなると説明しているが、合併推進債も償還分を需要額に加えるので、地方交付税がもらえるとは思えません。ほかの方法も考えられると思いますが、何かお考えでしょうか、お答えください。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 庁舎建設につきましては合併推進債が——これは充当率90%でございますけれども——活用できる現在が市として最も財政負担が少なく、将来世代の負担も極力抑えることができる最適な時期であると考えております。

平成25年3月末現在で、財政調整基金と公共施設整備基金を合わせて24億ほどございますけれども、この財政調整基金と公共施設整備基金及び合併推進債並びに国の交付金、これは社会資本整備総合交付金になりますけれども、これを活用することで、今後長期間にわたり市民が利用し、市民生活を支える庁舎を現役世代、将来世代を通じて、できるだけ低負担で整備ができるように考えております。また、新庁舎建設事業が、そのほかの建設事業や市民サービスに影響を及ぼさないよう、財源計画を立てていきます。

新庁舎建設では、建設年度に合併推進債により借入れを行います。借入金は後年度において償還（返済）しなければなりませんけれども、合併推進債は元金と利子を合わせた償還額の40%が地方交付税の基準財政需要額に算入されます。ただし、合併推進債は非常に有利な財源でございますけれども、確実に措置されるものではございません。本市の財政力指数が0.98という微妙なところにあることから、先のことを全て見通すことはできませんが、市役所庁舎はなくてはならないものでありますので、有利な財源を使い、返済には国に措置してもらえこの制度を活用することが市民の負担が少なく、この機を逃さないように行うことが極めて重要だと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○1番（伊藤勝巳君） ただいま説明を聞きますと、庁舎ができて上がるのがいつごろになるか

ちょっとわからない状況になったと思います。いつごろ完成を予定してみえるか、お答えください。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 庁舎の建設スケジュールについての御質問をいただきました。

先ほど副市長から答弁させていただきましたとおり、用地取得のめどが現在立っておりません。そんなことから、新庁舎の契約締結時期も今のところ立っておりませんので、現在は未定でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○1番（伊藤勝巳君） 現在は未定ということで御返答をいただきました。

できるだけ市民のためにも、市のためにも、これは早く建設を進めるべきであると思いますが、今の状況では難しいかと思います。できるだけ早くできるように努力をしていただきますようお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 追加答弁をさせていただきます。

庁舎建設問題につきましては、議員各位に大変な御協力をいただいておりますけれども、先ほど来、副市長、あるいは総務課長から答弁をしている状況でございます。この9月4日までに7回の口頭弁論が昨年の10月8日以来開催をされました。きのうもお話をさせていただきましたけれども、この口頭弁論の内容につきまして、議員の皆様方に御報告申し上げることも必要というふうに私としては考えておるところでございます。特別委員会も設置されている庁舎問題でございますので、できるだけ早くその期日を皆様方からいただきたいというふうに思っております。

なお、今回の口頭弁論は第8回目になりますけれども、11月の上旬というように伺っております。2カ月の1度のペースで、この口頭弁論が開催をされておるわけでございます。私どもといたしましては、可及的速やかに、第1審というか、いわゆる裁判所の判決をいただいて、この庁舎建設が速やかにできるように願っておるところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○1番（伊藤勝巳君） 庁舎に関しては、今、市長のほうから御説明がありました。できるだけ早くできるように、努力をしていただきたいと思います。

それじゃあ、これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 以上で一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会と

します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 5 時26分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐 藤 高 清

同 議員 伊 藤 正 信

同 議員 大 原 功

平成26年 9月11日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 伊 藤 勝 巳 | 2 番 | 川 瀬 知 之 |
| 3 番 | 鈴 木 みどり | 4 番 | 那 須 英 二 |
| 5 番 | 三 宮 十五郎 | 6 番 | 早 川 公 二 |
| 7 番 | 平 野 広 行 | 8 番 | 三 浦 義 光 |
| 9 番 | 横 井 昌 明 | 10番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 11番 | 炭 竈 ふく代 | 12番 | 山 口 敏 子 |
| 13番 | 小坂井 実 | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 佐 藤 博 | 16番 | 武 田 正 樹 |
| 17番 | 伊 藤 正 信 | 18番 | 大 原 功 |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 伊 藤 勝 巳 | 2 番 | 川 瀬 知 之 |
|-----|---------|-----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

| | | | |
|----------------------------|---------|----------------------------|---------|
| 市 長 | 服 部 彰 文 | 副 市 長 | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長 | 下 里 博 昭 | 総 務 部 長 | 佐 藤 勝 義 |
| 民 生 部 長 兼
福 祉 事 務 所 長 | 伊 藤 久 幸 | 開 発 部 長 | 石 川 敏 彦 |
| 教 育 部 長 | 服 部 忠 昭 | 総 務 部 次 長 兼
税 務 課 長 | 伊 藤 好 彦 |
| 総 務 部 次 長 兼
総 務 課 長 | 村 瀬 美 樹 | 民 生 部 次 長 兼
十 四 山 支 所 長 | 佐 野 隆 |
| 民 生 部 次 長 兼
介 護 高 齢 課 長 | 八 木 春 美 | 民 生 部 次 長 兼
児 童 課 長 | 渡 辺 秀 樹 |
| 開 発 部 次 長 兼
土 木 課 長 | 竹 川 彰 | 開 発 部 次 長 兼
下 水 道 課 長 | 三 輪 眞 士 |
| 会 計 管 理 者 兼
会 計 課 長 | 服 部 誠 | 監 査 委 員 長
事 務 局 長 | 松 川 保 博 |
| 財 政 課 長 | 石 田 裕 幸 | 秘 書 企 画 課 長 | 山 口 精 宏 |
| 防 災 安 全 課 長 | 橋 村 正 則 | 収 納 課 長 | 山 守 修 |
| 市 民 課 長 兼
鍋 田 支 所 長 | 平 野 進 | 保 険 年 金 課 長 | 平 野 宗 治 |
| 環 境 課 長 | 鈴 木 浩 二 | 健 康 推 進 課 長 | 花 井 明 弘 |

| | | | |
|---------|---------|-----------------|---------|
| 福 祉 課 長 | 宇佐美 悟 | 総合福祉センター
所 長 | 佐 野 隆 |
| 農 政 課 長 | 安 井 耕 史 | 商工観光課長 | 羽 飼 和 彦 |
| 都市計画課長 | 大 野 勝 貴 | 学校教育課長 | 立 松 則 明 |
| 生涯学習課長 | 半 田 安 利 | 図 書 館 長 | 奥 田 和 彦 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 伊 藤 邦 夫 | 書 記 | 浅 野 克 教 |
| 書 記 | 伊 藤 国 幸 | | |

6. 議事日程

| | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 議案第31号 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について |
| 日程第 3 | 議案第32号 弥富市母子家庭等医療費支給条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第33号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第34号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第35号 弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第36号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第37号 弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第38号 平成26年度弥富市一般会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第10 | 議案第39号 平成26年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第11 | 議案第40号 平成26年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第12 | 議案第41号 平成26年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第13 | 認定第 1 号 平成25年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第14 | 認定第 2 号 平成25年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第15 | 認定第 3 号 平成25年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第16 | 認定第 4 号 平成25年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第17 | 認定第 5 号 平成25年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第18 | 認定第 6 号 平成25年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につ |

いて

日程第19 認定第7号 平成25年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

(追加提案)

日程第20 議案第42号 平成26年度弥富市一般会計補正予算（第3号）

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開議

○議長（佐藤高清君） おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、伊藤勝巳議員と川瀬知之議員を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 議案第31号 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

日程第3 議案第32号 弥富市母子家庭等医療費支給条例の一部改正について

日程第4 議案第33号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第5 議案第34号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第6 議案第35号 弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第7 議案第36号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について

日程第8 議案第37号 弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正について

日程第9 議案第38号 平成26年度弥富市一般会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第39号 平成26年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第40号 平成26年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第41号 平成26年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第13 認定第1号 平成25年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第2号 平成25年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 認定第3号 平成25年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 認定第4号 平成25年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第17 認定第5号 平成25年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 認定第6号 平成25年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定に

ついて

日程第19 認定第7号 平成25年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（佐藤高清君） この際、日程第2、議案第31号から日程第19、認定第7号まで、以上18件を一括議題とします。

本案18件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

まず平野広行議員、お願いします。

○7番（平野広行君） 7番 平野広行。私は、認定第1号平成25年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について、市債残高と臨時財政対策債との考え方について質問をいたします。

平成25年度末の一般会計の市債残高は、総額としては111億2,795万9,000円で、前年度に比べ3億3,603万6,000円減となっております。市債の内訳としては、1番の総務債から11番の臨時税収補てん債までと、これらの市債とは少し性質は異なりますが、12番の臨時財政対策債まで12に分類されておりますが、この中で残高が群を抜いて多いのが臨時財政対策債であり、市債全体の約51%を占めております。

国では、地方交付税が不足する中、平成13年度の地方財政対策の見直しで、不足額を国と地方で折半して、地方分については各自治体で地方債を発行して補填することになり、この地方債が臨時財政対策債でありまして、地方財政法第5条の特例となる、いわゆる赤字地方債と言われるものでありますが、平成13年度から15年度までの3カ年の臨時的措置として導入されましたが、地方交付税の原資不足によりまして現在まで延長されていると、こういうことでございます。

各自治体に臨時財政対策債を起債させ、返済は後年度において国が交付税措置をするということですが、借金には違いがないわけでありまして。国が返済する金額についても明確ではなく、オブラートで包んだように中身がはっきりしません。返済についても、3年間据え置き措置がとられているようで、借入金は毎年ふえますが、元金の返済は据置期間中はありませんので、残高がふえ続ける結果になっているものと思います。ことしの場合も、借入額5億3,300万円に対して返済額は2億8,417万9,000円で、2億4,821万円、残高がふえております。

そこで、まず平成18年度から25年度まで年度ごとの発行金額は幾らか、またその総額は幾らか、説明ください。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 年度ごとにお答えさせていただきます。

まず平成18年度につきましては5億770万円、平成19年度は発行いたしませんでした。平成20年度は4億3,100万円、平成21年度は6億6,900万円、平成22年度は9億1,600万円、平

成23年度は5億8,800万円、平成24年度は5億6,200万円、平成25年度は5億3,300万円という形で発行いたしました。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） わかりました。

発行に際しては、国から発行の可能金額が示されると思いますが、その金額の100%を起債しなければならないのか、しなくてもいいのか、その辺をお答えいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 発行可能額ということでございますので、この起債を発行するかどうかは地方公共団体の意思でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今お答えいただきましたように、財源に余裕があれば発行しなくてもいいよと、こういうことですね。

本市は、それでは、これまで発行可能額の何%を18年度から起債してきたのか、年度別にお答えください。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 発行可能額につきましては1,000円単位まで示されますが、基本的に100万単位で発行いたしまして、100万未満の端数は切り捨てた形で基本的に発行いたしております。つまり、ほぼ100%発行しておりますが、ただし平成19年度はほかに財源確保ができたため、借入れをいたしませんでした。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今、お答えいただいたように、平成19年度は財源があったから一銭も借金をしなかったということでありまして、あとの18年から25年につきましては、ほぼ100%発行可能額を起債しておるということで理解しております。

続きまして、臨時財政対策債の残高と、この残高が市債の全体に占める割合の推移を年度別にお答えください。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 臨時財政対策債の市債全体に占める割合、これを年度別にお答えさせていただきます。

まず、平成18年度は34.4%、平成19年度は33.2%、平成20年度は36.6%、平成21年度は40.0%、平成22年度は43.7%、平成23年度は46.4%、平成24年度は47.3%、平成25年度は51.0%、以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今お答えいただきましたように、毎年少しずつ市債の残高に占める割

合がふえてきておるということで、現在、25年度においては51%ということで、半分超しちゃったよと、こういうことになっております。

臨時財政対策債の償還費、お金を返す費用は、翌年度以降、国から地方交付税に上乗せして補填されるわけでありますが、発行可能額全額を借りなかったとしても、全額借りたものとみなして上乗せさせる仕組みであると理解しておりますが、それでよろしいですか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 臨時財政対策債については、現実には借り入れた額ではなくて、発行可能額に基づきまして、後年度、その元利償還金を基準財政需要額に算入するというところでございますので、発行してもしなくても、後年度、その分は算入していただけるという仕組みでございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） そういう仕組みですと、わかりやすく言いますと、例えばことし5億円借り入れしたとします。そして、利息抜きで元金を30年で返済しますと1年で1,660万円、ことしは余裕があるからこれを、極端な話ですよ、1億円の借り入れをしましょうということになりますと、330万円ということになりますね。そうしますと、1,330万円が後年度の国からの返済で上乗せして返ってくるという答えになると思いますが、それでいいですね。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 現実には借りても借りなくても、後年度、その元利償還金は基準財政需要額に算入されます。しかしながら、基準財政需要額に算入されるということではありますが、交付税でいただけるか、後年度、臨時財政対策債発行可能額として措置されるかにつきましても、基準財政収入額の絡みとも関係がございますので、後年度、基準財政収入額が基準財政需要額を上回った場合は、現実問題、後年度におきましては交付税もいただけない、臨時財政対策債発行可能額もなくなるという仕組みということでございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 本市は財政力指数0.98ということで、ぎりぎりのところにおるわけですね。年によっては本当に交付税がいただけなくなるというようなことでございますが、今までたくさんの積み立てというか、借金をすれば、それが基準財政需要額に上乗せされるということであれば、収入額との差が開くということで、交付税措置が多分可能だろうというふうで今推移していると思います。

それで、言われることはわかるんですが、一部を借りないような、全額を借りないような努力をしていただければ、将来の公債費の返済の軽減、並びに地方交付税の実質的には増額につながることで、少なからずメリットがあると思います。必要であり、また貴重な財源であることは理解しますが、私はこれは借金の先送りをするだけではないかなあと思

います。

本市の将来世代の負担比率は、現在約10%であります。しかし、市債の残高がふえれば負担の比率も高くなります。後世にツケを回すことにならないように、100%起債を減らす方向で財政運営を行うべきだと私は思います。しかし、この件については、今、部長のほうから言われましたように、いろんな考え方がございますし、答えも1つとは限りませんので、これまでの臨時財政対策債の起債に対する市側の考え方を総括してお願いいたします。それから、今後についても総括してお答えをいただきます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 臨時財政対策債の取り扱いにつきましては、これまでの経過等も踏まえまして今後の動向を注視していかなければならないと考えておりますが、国が現行制度を平成28年度までと言っておりますので、本市といたしましてはそれを前提として考えざるを得ません。市といたしましても、市債の発行は可能な限り抑制すべきと考えておりますが、この臨時財政対策債は普通交付税の代替措置である市債であり、財源確保の一つと考えております。

一方、発行することにより市債の残高が今後の財政運営に影響を及ぼすという部分もございますので、現在の財政運営と将来の財政運営の両方を加味しながら、どれだけ発行するかというのを決めていくという形で考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 平野議員に追加答弁させていただきます。

私たち行政が公共事業をやっていく上においては、どういう方法でやっていかなきゃならないかということは常に考えていかなきゃならない。その事業に対して補助金が国・県から支出されるのか、あるいはまた先ほど言いましたように、この臨時財政対策債もそうでございますけれども、起債を起こしてやっていくのか、あるいはまた財調という形での貯金を切り崩してやっていくのかというような方法、そしてまたそのミックス型というような形で事業を推進していくわけでございます。

平成の大合併というのが、今までかなりのスピードで行われました。国においては、この合併した場合においてはいろいろな事業、あるいは多数の自治体との合併でございますので、いろいろお金も要るだろうという形の中で、いわゆる合併推進債という形のもの、あるいは他の交付税という形のもので発行されておるわけでございます。

私たちは平成18年の合併でございますので、いわゆるその起債につきましては90%というような形で、交付税措置としては40%となりますけれども、それ以前は95%起債発行、あるいは70%の交付税措置というような、いわゆる有利な市債発行において事業を進めてみえるわけですね。近隣の一宮市さんなんかは、駅前の整備であるとか、あるいは市役所の整備で

あるとか、いわゆる合併推進債が利用できるもの、そういうようなことに対してそういった事業を前へ前へと進めていかれる。そして、大きなまちにおいては資産もできてくるわけでございますね。そうした形の中で、我々はそういうことも考えていかなきゃいかん。

私どもといたしましては、保育所等においてはその合併推進債を利用させていただいているというような状況で、我々が考えていく年度年度での事業に対して、この臨時財政対策債も踏まえて起債を起こしていくということはある意味では必要だろうと。

しかし、一番重要なのは、前からも言うておりますけれども、財政の健全化をどう保っていくんだということであろうというふうに思っております。その尺度といたしましては、公債費の比率であろうと。借金をしっかりと返していける体制でないと借り入れることはできない、それは当たり前のことです。公債費比率をしっかりと注視していく、あるいは経常収支という形の中での義務的な経費がしっかりと支出ができていく、こういうような状況の中で、そのウェイトがどれくらいになるかという経常収支の比率を、左手にそろばんを持ってやっていかなきゃならないというふうに思っております。有利な臨時財政対策債に対しては、これからも事業との兼ね合いの中で考えていきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 市長から、有利な方向で臨時財政対策債の発行を考えていきたいということでございますので、それは一つの市側の方向性として私は理解させていただきました。

ことは、ここ数年ぶりに実質単年度収支も290万円ですか、若干ではありますが黒字となりました。財政課としては非常に御苦労されたことと思います。今後も、こういった市債をふやさない、そして財政調整基金を崩さない、健全な財務体制の維持に努めていただきたいと思います。本年度は御苦労さまでございました。質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に横井昌明議員、お願いします。

○9番（横井昌明君） 私は、25年度決算について質問させていただきます。

私は、今年度より海部南部水道企業団の議員を務めさせていただいております。今年の8月5日に水道企業団の決算を承認してまいりました。水道企業団の会計は企業会計であり、財務諸表でありました。

さて、弥富市の財務4表はいつ作成されるのでしょうか。民間企業であれば、通常の決算は12月か3月時点で会計年度を閉じ、3カ月以内に株主総会で決算の承認を得ております。それは会社法、金融商品取引法で規定されております。その法律で、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、事業報告書等）を作成しております。弥富市が作成している財務4表との違いは、利益が計上されているか、されていないかの違いということであります。その中でも貸借対照表（バランスシート）は、その企業がどれだけ資産を持っているかを示す指標で、最も重要であります。

市は、25年度予算執行を5月31日に閉鎖し、同じように3カ月間経過しているこの議会になぜ財務4表が出せないのか。また、財務4表をつくる意義をお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） まず最初に、財務4表を作成し、公表する件についての御質問でございますが、この財務書類を作成するには少なからず会計上の判断が数多く必要となることから、会計の専門の事業者に業務を委託しております。この業務の工程によりまして、出納閉鎖後に財務会計のデータ分析を行い、取引の種類を分類し、複式簿記の仕訳に変換修正を行い、マッチング、異動データの判定、決算統計のデータを整理し、財務4表が作成されます。その後、財務分析をし、納品されることとなりますので、公表は、毎年、次の年の3月ごろという形で行っておりますので、その辺のところにつきまして御理解をいただきたいと思います。

また、国におきましては、平成27年1月ごろまでに具体的なマニュアルを作成した上で、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類等を作成するよう要請する予定でございます。この財務書類等を作成するためには、ICTを活用した標準的なソフトウェアを開発し、平成27年度のできる限り早い時期に地方公共団体に無償で提供したいと考えていますとのことでございます。したがって、平成29年度以降になれば、全ての地方公共団体で同一步調をとることができると思いますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、財務4表の作成する意義につきましては、従来の予算や決算につきましてはさまざまな形で開示されてきましたが、わかりにくいとか、全体像が見にくいといった点が指摘されてまいりました。そうした中で、平成18年度に施行された簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律で、地方公共団体においても国に準じて、企業会計の慣行を参考とした貸借対照表、その他の財務書類の整備に取り組むことが明文化されました。

これを受けまして、総務省より地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針が示され、従来の決算書等に加え、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書から成る財務書類を作成することとされました。

この指針に基づきまして、弥富市におきましては、平成21年度より地方公共団体財務書類作成に係る基準モデルによりまして財務4表を作成しております。

それで、この意義とか効果については、大きく2点が上げられるということでございます。1点目としては、発生主義による正確な行政コストの把握でございます。これにつきましては、財政の効率化には正確な行政コストの把握は不可欠でございますが、財務4表における行政コスト計算書を作成することにより、経常費用、あるいは純経常費用として、減価償却費や退職給付費用など見えにくいコストを含めたフルコストを把握することができます。ま

た、2番目として、資産、負債の総体の一覽的把握ということで、従来の現金主義による会計処理は、地方公共団体の資産全体から見た場合、その一部である歳計現金に関する収支が示されているにすぎず、毎年の歳出の結果としての資産形成に関する情報（ストック情報）は不十分と言えます。そこで、この点、貸借対照表を作成することによりまして公正価値による資産評価が行われますので、地方公共団体がこれまでの行政活動により蓄積した全ての資産について、その評価額も含めたストック情報が明らかにされるとともに、その資産形成に要した負債の額とあわせて見ることで資産と負債の総体を一覽的に把握することが可能となるという、この2点が作成の意義及び作成に伴う効果というふうに捉えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 今、長く説明されたんですけれども、要するに将来的には財務4表をつけた決算を出すということですね。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 先ほど説明いたしました、国の指針が一体、毎年いつまでにその作成するように指示するのかということは、今の段階ではっきりいたしません。ですから、この決算の認定をお願いする9月議会に出すような指示が来るかどうかわかりませんが、初めから企業会計で行っている水道とは違って、うちの会計はそういった形でございません。そういったものをこの企業会計における複式仕訳をすることとか、それと機械的に完全に変換できずに分析する作業もございますので、現実問題として、ちょっとわかりませんが、9月に出すのはちょっと難しいんでないかなと、これはあくまでも想像でございますが、というふうに捉えております。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 僕も貸借対照表（バランスシート）について余り詳しくなかったんですけれども、やっぱり企業会計をやると、これが重要だということがよくわかってまいりました。ですので、極力こういう決算とあわせてやっていただくようにお願いしたいと思います。

では、次に移ります。

6款1項6目の農地費でございます。この中の北西公園管理事業58万6,638円が執行されております。これはどこの公園であり、面積はどのくらいあり、市民にどのように利用されているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 北西公園の場所でございますが、重要文化財服部家住宅の北側、また農業集落排水事業で施行いたしました北西部浄化センターの南側に隣接して設置されて

おります。公園の面積といたしましては5,600平方メートルでございます。

公園内には、せせらぎ水路やあずまや、トイレ、広場等が設置されておりまして、近隣の方々のウォーキングの休憩所や憩い場として利用されております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） ようわかりました。では、次に移ります。

4款2項2目の塵芥処理費でございます。このことについてちょっとお尋ねしたいと思えます。ごみ袋の購入費が894万7,995円でありました。これはページ数で106ページでございます。主要施策成果報告書でいくと69と70ページでございます。ごみ袋の購入数量が合計で24年が254万袋でありました。平成25年は132万袋ということでございます。ごみ袋の取扱手数料のほうは1,314万3,300円であります。この売りさばき数量は、23年のごみ袋は232万5,800袋、そして24年は240万6,400袋、そして25年は260万3,600袋でございます。25年の購入が132万袋で、ごみ袋の売りさばき数量が260万3,600袋ということでありまして。これは購入と売るほうが多少食い違いがあるのではないかと思うんですが、平成23年度、24年度、25年度のごみ袋の購入数量と売りさばき数量の説明をお願いしたいということでございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 御質問にお答えいたします。

23年度につきましては、当初発注が250万袋、売却数が232万5,800袋、年度末の在庫につきましては290万5,600袋ということになっております。24年度につきましては、発注が254万袋、売却数は240万6,400袋、年度末在庫が233万9,200袋でございます。25年度につきましては、発注数が御指摘のように132万袋、売却数は260万3,600袋で、年度末の在庫につきましては105万5,600袋でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） これは購入と売りさばきがすごい開きがあるんですけど、前からの繰り越しだと言われやあそうかわからんですけど、非常にたくさんの繰り越しを持っておるんじゃないですか。4カ月という話を聞いておったんですけども、どうでしょうかね、それは。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 御存じのように、平成24年4月26日に佐藤化学工業の事件が発生しております。その関係がございまして、24年の段階では在庫の適切な購入という話ができなかったというのが現実でございます。そのために、24年度末現在で230万袋ほどの在庫がございました。それに対して25年についてはそれを適正な数に持っていくということの中で、売り上げの約半分の132万袋という購入をしているということでございます。26年度からはそういったことがないような形になりますので、よろしく御理解願いたい

と思います。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9 番（横井昌明君） 今後も適正に処理していただくように要望させていただきます。

では、もう1つでございます。市の財産に関する調書、これは皆さんが持ってみえる事項別明細書の一番後ろでございます。一番後ろの青本で弥富市財産に関する調書の2の物品の関係でお尋ねしたいと思います。

物品の決算書に記載されているが、どのような基準で記載されているのかをお尋ねしたいと思います。

また、物品の数字で、会議用のテーブル、冷蔵庫、食器洗浄機、全自動洗濯脱水機、防災用排水機、ピアノ等の数量はこれで正しいのでしょうか、お尋ねします。

○議長（佐藤高清君） 服部会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（服部 誠君） お答えいたします。

最初の2の物品の記載されている基準ということで、弥富市歳入歳出決算事項別明細書の弥富市財産に関する調書の物品に記載されている基準は、購入価格が1件100万円以上の物品、自動車類にあつては、運送車両法によりまして普通自動車、小型自動車、軽自動車及び大型特殊自動車で、自動車検査証を有する1件100万円未満のものも含み、物品について記載しております。

お尋ねの会議用テーブル、冷蔵庫、食器洗浄機、全自動洗濯脱水機、防災排水機器、ピアノ等の数量については、毎年度、決算資料提出時に各課より報告していただいております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9 番（横井昌明君） 正しいということですね、この数字は。

○会計管理者兼会計課長（服部 誠君） はい。

○9 番（横井昌明君） わかりました。

そして、ちょっとお尋ねしたいんですけど、262ページを見ていただくと、当日投票システムと書いてあるんですね。前年度末まで現在高ゼロ、決算の現在高もゼロです。こういうのは上げなくてもいいんじゃないですか。

○議長（佐藤高清君） 服部会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（服部 誠君） 今お尋ねの262ページ、263ページの物品について増減ゼロというか、前年度末現在高、決算年度末現在高ゼロというものについて今回上がっておるわけなんですけど、来年度以降、ゼロについては抹消させていただきます。以上です。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9 番（横井昌明君） もう1つ、物品の名称で、例えばラットプルダウン、レッグエクステ

ンション、何か難しい名前が書いてあるんですね。これはどういう機器だということを備考欄に書くべきであると思うんですが、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（服部 誠君） ラットプルダウン、レグエクステンション等、いろいろ片仮名で書いてあるんですけども、こちらのものについては十四山のスポーツセンターのトレーニング室にあるサーキットトレーニング類となっております、こちらの決算書のほうについては、ただ器具類だけしか書いていないものですから、今後、わかりやすい形で検討させていただくということで、ひとつお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） いろいろくだらんことを聞かせていただいたんですけど、どうもありがとうございました。今後ともしっかりとやっていただきたいと思います。以上です。

○議長（佐藤高清君） 次に那須英二議員、お願いします。

○4番（那須英二君） 通告に従いまして、議案の質疑をさせていただきます。3点の議案について質問させていただきます。

まず初めに、議案第33号と34号の小規模保育事業等についてでございます。

まず、先日の一般質問でも、市長が大きく民営化に対してもしっかりと検討していきたいということをおっしゃっていたので、余計にこの議案の重要性が増してきたかなと思っております。

それで、まず区分としてA型、B型、C型という区分があると思うんですけど、小規模保育事業のほうなんです、C型に関しては人数での違いがあるのでそれはそれとしていいんですけども、このA型とB型の区分は、事業者自体が選択するのか、それとも何か違って分類されるのか、どうなんでしょうか、そのあたり、わかりますか。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○民生部次長兼児童課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

小規模保育事業のA型、B型につきましては、事業者の選択でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） そうしますと、A型とB型の大きな違いといえば職員の基準、例えばA型だと保育士になっております。ところが、B型ですと保育士が半数以上及び保育従事者となっておると思うんです。まず、この保育従事者というところをちょっと伺いたいと思うんですけど、この保育従事者に当たるのはどういった方々でしょうか。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○民生部次長兼児童課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

保育従事者につきましては、保育士資格がない方でも、研修等を受けたということで対象

となっております。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） では、その次にC型のほうには家庭的保育者とありますね。これについても、一応本文には書いてあるんですけども、じゃあ保育従事者とどう違うのかというのも含めながら説明をお願いします。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○民生部次長兼児童課長（渡辺秀樹君） この家庭的保育者につきましても、こちらも児童福祉法に現在でも規定がされておるものでございまして、これも市町村長が行う研修を修了した保育士、その他厚生労働省で定めるものであって、保育を必要とする乳児・幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいうと規定されております。この市町村長の研修、先ほどの保育従事者も同様でございしますが、市長が指定する知事等の研修を含むということになっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） ということは、保育従事者と家庭的保育者はイコールとして考えてもいいんですか。

そういう書き方で変わっているのはちょっと疑問に思ったことがあったんで、それはそれとして質問させていただきましたが、じゃあ今弥富市の公立保育所において、保育資格がない方が働いていることはあるんでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○民生部次長兼児童課長（渡辺秀樹君） 弥富市の保育所につきましては、現在、延長保育につきまして資格のない方がおられます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） そうしますと、延長保育以外は全て保育士資格を持った方が働いている。弥生は、たしか看護師か保健師か、どっちかが1人いると思うんですけど、そうした方が働いていると思うんですけども、そこで、これは今こういう形でB型、C型にしていけば、保育の資格がない者でも保育ができるように、今後はなっていくということでよかったでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○民生部次長兼児童課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

そのような研修を受けた方、そういった方も認められるという制度改正でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） じゃあ、その研修というのは、例えば保育士のように何カ月、いやそれこそ何年とかという形で受けるものなんでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○民生部次長兼児童課長（渡辺秀樹君） こちらにつきましては、現在、家庭的保育事業というものも児童福祉法の中で位置づけられておるところでございまして、最初の認定に当たっては、そんな1年、2年というようなものではございませんけれども、一定の実習等も含めた長期間の研修でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 長期間のということで、ちょっと期限が今はわからない状況なんですか。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○民生部次長兼児童課長（渡辺秀樹君） こちらにつきましては、現在、市町村でなかなか実施していくというのも大変でございますので、県が実施します研修に参加のほうをお願いするところでございますが、プログラムにつきましては、今度決まってくるということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） まだ不確定な要素があるということですが、そこで、やはりこうした保育にかかわる者として一番避けなくてはならないのは重大な事故であります。特にせっかく生まれたお子さん、本当に大切なお子さんを事故において亡くされたという方々が見えると思うんですけれども、そうした中で、例えばこれは日経新聞の記事にあったんですけれども、かなりの事故があつて、その中でも特に認可外、要するに保育士資格がない人が働いている事業所ですので、全員保育士のところと比べて45倍も事故率がアップしているということがあると。専門性の低い保育者による事故は、事故のリスクがかなり高いということが新聞でも報道されており、ほかにも具体的な例でいきますと郡山市や、または3月にもベビーシッターの事件もありました。こうしたことにおいて、保育の資格がない者が保育を行うというようなことについて、市長の考え方を聞きたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 詳細は児童課長のほうがより詳しくわかるわけでございますが、今、全国的に待機児童という形の中で、保育のあり方というのが議論されております。特に大都会、都会における保育のあり方というのがあるわけでございますけれども、そういった形の中においてどう保育士を確保していくか、あるいは保育士の資格ということに対してどう考えていくかということが今回の事例だろうというふうに思っております。そういうことが背景にもあろうというふうに思っております。しかし、しっかりと研修を受けていただくということがあるわけでございますが、これは那須議員が御心配をするところでもあろうかなあというふうに思っております。私どもといたしましては、その保育の研修の内容というもの

をしっかりと見ていかなきゃいかんというふうに思っております。

また、保育をしていく上においては、研修だけじゃなくて非常に体力が要るんですよね。この体力が要るということに対して健康診断というか、そういったふうなことについてもしっかりと、その保育の専門性ということに対して、資格のない方に対しての研修のあり方ということについては考えていかなきゃならないだろうというふうに思っております。

しかし、弥富市といたしましては、基本としては、A型という形の中で保育士を中心とした考え方を貫いていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今、市長からA型を基本としたいということでありました。ただ、今後民間化を考えていく上で、このA型をずうっと堅持できるのかといたら、大きな不安が私としてはあるので、基本的にはそういう形で今考えてみえるということなのであれなんですけれども、そうした中で不安はどうしても拭い去れないということで、私としてはどうしても不安があります。

それで、今、健康の話もされたんですけれども、研修があるとはいえ、なかなか正規の保育士資格でないと、本来、その正規の保育士であれば起こり得ない事故、要は特にうつ伏せの状態での事故が多いということで報道が相次いだわけです。

例えば、ベビーシッターの事件でいえば、これは保育所に勤務していた経験もあるんです。ところが、保育士資格はもちろんなかったんですけれども、そういった方が暴行を加えるとか、そういった形で今回の事件に上がってきたということもありますし、例えば大阪の八尾の件においてはファミリーサポート事業、うちにもあるんですけれども、これで紹介された、安心して本来預けられるところへ生後5カ月の赤ちゃんを預けたという記事があるんですけれども、こうした中でうつ伏せによる事故があったと。その預けられた本人は、危険性は知らなかったと。こういった形で、ある一定度ちょっと知識がある。少ない研修を受けたんだと思うんですけれども、そうした中で事故は起こっているんで、やはりこうした中でしっかりと研修で学んできて、実習も受けて、しっかりと保育士として職業についていただいて、例えばうちの公立保育所でいえば、複数の先輩の保育士がいて、そういった中で経験を積んで保育士として育っていく、こうした環境で今の弥富の保育が成り立っていると私は思うんです。

ところが、これが小規模保育や家庭的保育などに移行した場合、その方は1人でとか、一応研修は受けている、大丈夫だと。だけど、1人で見ると、じゃあ誰に相談すればいい。そして、事故が起こってしまった、こうした場合、誰が責任をとるんでしょうか、そこをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 小規模保育、あるいは家庭的な保育ということについては、これからしっかりと制度化されて、その内容についても議論の中身ということについても我々としても知るところになってくるかなあというふうには思っておりますけれども、今、那須議員が御心配される状況については、特にゼロ歳児から３歳児までの乳幼児に対してどう保育をしていくかということは、私どもとしても大変難しいわけでございますし、また、今では３人に１人保育士をつけていかなきゃならないという、その辺の基準というか、制度というのは守っていないと事故にもつながっていくわけでございますので、その研修の内容であるとか、あるいはゼロ歳児から３歳児に対して、乳児に対してどういう形のものに対応していくか、その小規模保育だとか家庭的な保育がどのように対応されるかということについては、しっかりと注視していかなきゃならないというふうに思っております。その辺の事故が一番多いだろうということは推測されますので、その辺のことが大事だろうと思っております。

誰が責任をとるかということは、やっぱりその自治体になってくるかと思います。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○４番（那須英二君） そうした中で、本市としては待機児童がいないという状況なので、ぜひとも今の保育をしっかりと守っていただきたいのと、私としては心から願っております。そのことを踏まえながら、今後は委員会でも議論をさせていただきたいと思います。

２番目、放課後児童健全育成事業についてでございます。これは私がちょっと勘違いした部分もあるので、要旨とは若干内容が違いますけれども、少しだけ簡単な部分を確認させていただきたいと思います。

これは児童クラブの件で適用される基準だということを伺ったんですけれども、今までにこうした基準が児童クラブにもあったのかなかったのか、明確な基準としてあったのかないのかというのを教えていただけますか。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○民生部次長兼児童課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

今回、この条例を制定させていただきましたのは、新制度に基づきまして、市町村がこういった基準を定めるということになったわけでございます。従来からにつきましては、基準というものについては、放課後の児童健全育成事業のガイドラインで定めてあった内容でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○４番（那須英二君） ガイドラインであったものが今回ははっきりと明記され、それが条例という形で上がってきたものと思います。

そこで、一般質問でも少し触れたんですけれども、面積の問題で、狭いとストレスがたま

ってお子さんを傷つけてしまうというか、ちょっと当たってしまったとかしてけんかになってしまうこともあるので、やはり面積基準としては大事なと思っております。

先日の答えていただいた中で面積基準を見てみますと、例えば日の出第一、第二だと1.998と、さくら児童クラブは2.8というかなり大きなところ、ごめんなさい、これは定員で1.65で割った数でございますが、これを1人当たりの計算で直したものでありますけれども、弥生児童クラブだと1.9とか、大藤だと2.057、白鳥が一番大きくて3.17という、1人当たりの基準がかなり大きい。ところが、栄南児童クラブは1.7、十四山東部に関しては1.54と、この今書かれている1.65ですら満たしていない状況になっておりますし、西部に関しては2.9ということで、一番小さいのが東部ですね、1人当たりの面積が。これが1.54なので、この基準も満たしていないということで、多分今後拡張されるのかなと思うんですけど、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○民生部次長兼児童課長（渡辺秀樹君） 東部児童クラブにつきましては、今御指摘のとおり、定員いっぱいいきますと1人当たりの面積が切れるわけでございますが、ここは他用途で使用しておりますし、改修して対応してまいりたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） そうしますと、実際、先日も人数を伺ったんですけど、毎日その人数が来るわけではないので、若干これよりもゆとりのある空間になるかなあと思うんですが、ただ、大体見てみますと、2近いところが大半を占めております。ないのは、栄南とさっきの東部と。日の出は1.998なんでおおよそ2と、弥生も1.91816なのでおおよそ2ということだと思うんです。そうした場合、今1.65となっている部分が書かれているんですけど、これをもう少しゆとりを持った形でとることはできないんでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○民生部次長兼児童課長（渡辺秀樹君） こちらの基準につきましては、国の省令に基づいた基準で1.65平方メートル以上ということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 国からおりてきたものを全部踏襲しなきゃいけないということはないと思うんです。市町村自体で決められるところもあると思うので、これ自体は別に市独自でその基準をアップすることは可能なんじゃないでしょうか、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○民生部次長兼児童課長（渡辺秀樹君） これらの基準につきましては、国の基準に従わなければならない部分、また参酌する部分というものがございます。こちらの基準につきましては、従わなければならない基準ということでございますので、国に準じた規定としてござい

ます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今、従わなければならない基準ということだったのでそれなんです、やはり市としてはこの基準に限らず、大きくスペースをとった形で進めていっていただきたいと思っております。

そしてもう1点、この児童クラブに関しては定められた資格を有する者と書いてあるんです。保育士同様、都道府県知事が行う研修を修了した者と書いてございます。

今までの児童クラブでの職員はどういった方々が、この今書いてある定められた資格を有する者ばかりで構成されていたのか、そうではなかったのかというと、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○民生部次長兼児童課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

現在の児童クラブの指導員につきましては、基本的には保育士とか幼稚園教諭、そういった資格をお持ちの方ではございますが、中にはそういった資格がない方もいらっしゃいます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 例えば夏季とかですと、臨時に募集したりするということもあるんで、そういった方もいらっしゃったのかなと思うんですけれども、今後、そういった方に対してはどのような対応をされるのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○民生部次長兼児童課長（渡辺秀樹君） これらの方につきましては、この条例にも規定してございますように支援員というような形になるわけでございますが、こちらにつきましても研修を受けていただくということになっております。これは、今後5年間経過措置がございまして、その間に研修を受ける予定の方であれば支援員とみなされるということになっておりますので、全員というわけにはいきませんが、5年間に分割して研修を受けていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） この定められた資格自体がかなり甘いと言ったら変ですけれども、例えば大学を卒業したからとか、そういった基準であるので、大部分に該当する方がいるんじゃないかなと。例えば学生のアルバイトとかは今回はできなくなるということであると思うんですけれども、できれば児童クラブに関しても、そういった経験のある方を採用していただいて、ここの児童クラブというのは、ただ預かるだけじゃなくて、やっぱり教育というか、生活習慣の育成の場でもあると思うので、そういったことも見れるような形の職員を配置していただきたいなと思っておりますので、ぜひお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ほどの地域型保育事業の許可基準という形で、A型、B型、C型という御質問がございましたけれども、那須議員が我々がその保育運営をやっていく上においてのA型、B型、C型という形で捉えてみえて質問かなあというふうに思ったんですけど、A型、B型、C型は、これから事業をやっていく方に対する基本的な考え方でございますので、その辺のことと同時に、私が弥富の保育の運営をA型でやっていくというような形で誤解をされるような答弁をしたかと思うんですけど、誤解のないように。私たちとしては従来の保育所運営という形でございますので、新たに事業者が展開をしていく上においてのA型、B型、C型という形で御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） それは最初、課長から事業者が選択できるということであったので、そこら辺は理解したんですけど、ただ、市長自身がこれから民営化を検討したいと言っている中で、事業者が選択する上で、その事業者に対して、うちは基本的にはA型を推奨していると言っていただけのものと考えておりますので、そういった形で、なるべく基準を引き下げた形のものは使わないということで考えていただきたいと思います。要は、これからの民営化を考える中での話でありますので、市長にそれだけしっかりと守っていただければ、せっかくさっきまで御発言のところで基本をA型にしたいと、市長自身もそういった形で思っているわけですね、だから、そういった中でですね。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） それは、例えば民間の方に対して事業が運営されるような状況においては私たちの希望としては伝えますけれど、やはり民間の基本的な考え方があるというふうに思っておりますので、それはA型が望ましいという気持ちはあります。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） その部分はぜひとも、もし参入したい事業がこれから、この議案が仮に通って、そうした希望者がいるようであれば、ぜひともそこで市長は、A型を採用してほしいという強い希望はぜひとも伝えていただきたいと思います。やっぱり今のこの部分においては、やはり私としては大きな不安が残りますので、またその続きに関しては委員会で議論させていただきたいなと思っております。

3点目に移ります。

議案第37号の弥富市企業立地の促進に関する条例についてでございますが、先日、説明も受けたんですけども、これは1万平方メートル以上の企業に対しての補助ということでございます。今あるところを3,000平方メートル以上拡張して1万平方メートル以上になればいいということなんですけれども、この弥富市内で1万平方メートル以上の企業は、今、一体幾つあるんでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 現在、1万平方メートル以上の敷地のある企業におきましては、全部で52社ございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 新たに事業計画として、例えば拡張して1万平方メートル以上にするとか、もしくは新たに1万平方メートル以上の企業が参入してくるという計画はあるんでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 現在、狐地地内にございます王子不動産株式会社が所有しております約4万9,000平方メートル余りのまとまった土地がございまして、これらを踏まえまして、今回の改正によりまして地域要件を廃止いたしまして、企業立地の促進になればと考えまして、地域を指定しておりましたが、それを廃止させていただきまして市内全域といたしまして、それに指定業種も定めさせていただきましたので、よろしくお願いします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 新たにこの狐地の王子製紙の土地に企業が来るという計画があるということですか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） あそこの土地に関しては、議員の皆様にも大変御心配をいただいているところでございます。企業の誘致というようなところで、王子不動産さんが一生懸命やっただけでおるわけでございますけれども、二転三転をしているという状況でございます。私どもといたしましては、先ほどの企業誘致に対して、これは自治体間競争ということにもなっておりますので、何とか企業に来ていただきたいということもあるわけでございますけれども、この議案を可決いただいたならば、王子不動産に我々としてはこういう姿勢もあるよということについては申し上げていきたいというふうに思っております。今、具体的に企業があるということについては聞いておりません。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） まだこれから、要はこれが可決したら、そのときにはそういった条件も示して誘致していきたいということでございます。

弥富に企業がふえていくのは、私としては別にいいことだなと思うんですけども、働く場もふえますし。ところが、1万平方メートル以上の企業だけという限定ですよ。要するに大きな企業、体力のある、資本のある企業しか参入できないということであるんじゃないでしょうか、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 1万平方メートル以上ということで今回設定をさせていただいておりますが、以下につきましても、今現在、中小企業等の支援につきまして、経営の改善とか経営者の育成、事業の拡大等の促進を進めております。これにつきましては、商工会との連携のもとに強化をするとともに、各種の融資、支援制度等の周知と活用を促しながら経営体質の強化を推進しているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今までも、臨海部の工業地帯に対して交付金という形で固定資産税を返還している状況でございました。これが大体年間3億とかという大きな金額となっておりますけれども、今、部長がおっしゃられたように、中小にも支援があるということでございましたが、この支援の金額、一体幾らでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 現在、中小企業の融資調達の円滑化を図るために、愛知県と協調いたしまして、市内及び近隣の金融機関に融資の原資を預託しまして、小規模企業等振興資金制度を利用いたしまして、愛知県信用保証協会に事業者が支払う信用保証料の全額、弥富市が全額30万円という部分で限度額を決めておりますが、市が補助して中小企業者の経営の安定と育成を図っております。金額といたしましては、商工業振興資金の信用保証料補助金といたしまして、25年度ではございますが786万6,340円、件数といたしまして59件ございました。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） こうした金額を見れば一目瞭然で、しかも、これ59件なので、臨海部だともっと1桁の数になると思うんですけど、こうした中で大きな金額の差があるわけです。要するに、大きな企業にとってはかなり大きな支援が受けられるんですけども、一番困っている、地元で頑張っている、それと弥富で生まれて、この弥富でしっかりと工場なり商店をしていきたいんだと、こういう方々に対してなかなか支援の手が行き届いているとは私は言いにくいと思うんです。こうした外部の大きな企業だけに目を向けるんじゃないくて、やはり市内の頑張っている中小、町工場などにも大きな支援をしていただきたいと思います。と思っております。

それで、今、国の政策でもそうなんですけれども、トリクルダウンという格好いい言葉で言っていますけれども、要するに上がもうかれば下におりてくるというようなシステムでございまして、これもまだ私としては幻想であり、これは実際には行われていないんじゃないかと思っております。

例えば、トヨタは5年間税金を納めていなかったということで大きく報道がされました。

その中で、この5年間、じゃあどうだったのかというと、不況がずうっと続いてきた。そして、国の財政も圧迫してきて、今度は国民に消費税を押しつけるような形になったわけでございます。三宮議員の先日の質問にもあったとおり、この減税分、今までトヨタだけじゃなくて大企業にしてきた減税分でこの消費税が穴埋めされているということは、先日の表にも書いてあったとおりかと思うんです。そうした中で、こんな大企業ばかりに支援していくということは、私としてはどうしても考えられない。しかも、こうした大企業は、国内にそのお金を回していくのかといえ、海外にどんどん投資をしていくわけです。だから、全然国内には雇用もお金も落とさない、こうした状況が続いており、今現在の日本の状態になっております。

こうした中で、国がおりてきて、今度は愛知県が、そして弥富市もこうした中で大きな企業に対しては大きな優遇をする。ところが、一番今大変な中小企業にはなかなかその支援が行き渡っていないということでありますので、市長、そのあたりについて、中小企業は今後どうしていくかということをお示しいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 私たちは私たちの状況の中で商工会と連動しながら、中小の方の事業に対して、ささいかもしれませんが、応援をさせていただいております。また、県は県、そして国は国という形の中でそれぞれの助成制度があろうかなあというふうに思っておりますのでございます。

まだまだ日本の企業の中では、中小企業と言われる企業層のほうが圧倒的に多いわけでございます。また、この中小企業の企業群が日本の経済を支えていっていると言っても過言ではないだろうというふうに思っております。

今回、我々が基準としてつくらせていただいたのは、イコール大企業という形で那須議員は決めつけてみえるようでございますが、決してこの西尾張地区における指定集積という企業群の中には、やはり元気のいい中小企業さんと言われるところがたくさんあるわけでございます。そうした形の中においては、私は一概に中小企業だから進出はしないということではないだろうというふうに思っております。これからそういった中でも注視をしていかなきゃいかんというふうに思っております。

例えば王子製紙の5ヘクタール近くあるわけでございますけれども、ここに進出されるところについては大企業でないかもしれません。いわゆる元気のある中小企業が、自分のところのオンリーワンの商品をつくるために、この地をひとつ利用していこうというふうにお考えいただければ、我々としては大変幸いかなあというふうにも思っておりますので、イコール大企業ということではなくて、業種としては愛知県との連動の中で、西尾張地区にはこういう業種が望ましいですよということは枠としてはあるわけでございますけれども、その辺

のことも踏まえてこれから注視していきたいというふうに思っております。

頑張っている中小企業は、国も県も、そして市町村も応援をしているということについては変わらないと思っておりますので、御理解ください。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今、中小でもこの制度を利用できるんじゃないかと市長はおっしゃっておりますけれども、基準として1万平米ですので、中小企業だとかなり厳しいかなと思うんですけど、中企業でもかなり大きなところじゃないかなと思うんです。

それはさておき、地元で本当に頑張っている中で、今、支援はできる限りしておると言っておりますけれども、まだまだ足りていないと、これで十分とは私は思っていないんです。なので、こうした制度をつくられるのであれば、逆に今頑張っている、この地元の中小企業や町工場に対しても新たな制度を創設していただくように考えていただきたいんですけども、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今回の議案とは違う形で、一つ一つを精査していかなきゃならないというふうには思っておりますけれども、議案に対しては、私たちとしては基本的には今まで、年度としては最後の4年目と5年目が2分の1でございますので、そういった形では10年間になるわけでございます。これは一つの区切りとして我々としては考えたところでございます。しかし、先ほども言いましたように、自治体間競争の中で、いわゆる企業の誘致ということに対しては、これからも必死になって行われるだろうというふうに思っております。

幸い愛知県知事が航空宇宙産業、あるいはさまざまな形での関連するところのクラスター形成特区という形で、特区構想を言っていただきました。この特区構想に合わせた形での西尾張での企業に対する誘致ということは、その辺が中心になっているわけでございますけれども、いずれにいたしましても、そういった形の中で一定の基準というものを今までのバーとは違う基準を持っていかないと、我々も固定資産税だとか、さまざまな税に対する奨励ばっかりやっておっても、大変厳しい状況も生まれるわけでございますので、今までの経験則を生かしながら、新たな条例整備をするという形で御理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 確かに、今までの上限がないような形だったし、5年間で4年分というところを今度は3年間に縮めて1.5年分ということで、しかも、上限が1億円ということでちょっと縮小されて、そういった部分で配慮したのかなと思うんですけども、本来でいえば、これは逆に言えば、放っておけば今なくなった制度でありますので、そうした部分に支援をさらに継続していくのであれば、新たに考えていただきたいなと思っておりますので、その部分も含めて今後考えていただきたいと思い、私の質問はこれで終わらせていただきま

す。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は11時35分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時23分 休憩

午前11時35分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの渡辺児童課長の答弁に答弁ミスがありましたので訂正をさせますので、よろしくお願いいたします。

渡辺児童課長。

○民生部次長兼児童課長（渡辺秀樹君） 先ほど那須議員のほうから御質問いただきました放課後児童健全育成事業の条例の関係でございますが、基準の面積1.65平方メートル以上というのが、私、国に従うべき基準ということで申し上げましたが、こちらの基準につきましては、国の基準を参酌しなければならない基準のほうでございました。そうではございますが、本市といたしましては、国の基準を参酌いたしまして1.65平方メートル以上とさせていただきたいと思います。おわびして訂正させていただきます。

○議長（佐藤高清君） 次に三宮十五郎議員、お願いします。

○5番（三宮十五郎君） 5番、三宮でございます。私は、一般会計決算認定、国民健康保険の特別会計、集落排水と公共下水道の特別会計に関連してお尋ねをさせていただきます。

弥富市では、最近の状態から、私たちも市民の皆さんも税収がふえていくのは当たり前みたいな感覚を持っていると思いますが、愛知県や、あるいは日本のほかの市町に比べ今弥富市と、どういう違いが起きているのか、弥富市がそういう中でどういう位置にあるかということも踏まえながら、またこの税収、いろんな制度が変えられまして税収はふえておりますが、実際には市民の皆さんの可処分所得がどんどん減っているということも市民税などの中身から見ることができますので、そういう問題もごらんいただきながら、本当に今市民の暮らしを大切にする市政を進めることがどれほど大切になっているか、重要になっているかということについてお尋ねをさせていただきたいと思います。

おとつい皆さんに配らせていただきました資料、そのときに申し上げましたが、私の質問の中で数字を使う質問がかなりありますので、参考にしていただきたいと思います。

まず、今期も提案の中で市長もおっしゃられましたが、史上最高の税収を上げることができました。こうした中で、実際に全国的に見ると、各市町の財政状況がどんなふうに変わってきているかということ、これは先日お配りしていただきました2枚目の都市データパック総合評価という東洋経済新報社が出しております「住み良さ全国ランキング」の2008年版と

2014年版を比べさせていただいて、弥富市が全国や愛知県の中でどういう位置に今財政力でなっているかということを見ていただきたいと思います。

これは、平成18年度決算と平成24年度決算を中心にしました指標でございますが、住みよさだとか、その前のほうの4つにつきましては、基準のとり方や評価もありますが、一番最後の財政力指数及び全国の順位というのは、総務省が出しております平成18年度と24年度の、それまでの3年間の平均の財政力指数を使っております。ただし、長久手とみよしは、当時町であったこともありまして、この東洋経済新報のものには載っておりませんので、私の手元にありました平成17年度の前3年の平均を使わせていただいております。

これをごらんいただいて、本当に私もびっくりしたんですが、例えばみよし市は、平成17年度に比べて平成24年度は、1.82の財政力指数が1.10で、0.71も減っているとか、それから真ん中より少し下にありますが、碧南市は1.68から1.09でございますから、0.59財政力指数が減っている。それから、豊田市は1.62が1.11で、0.51という一つのまちごと全体の財政力の割合がごっそりなくなるようなことが起こっておりまして、この愛知県の38市の中で0.2から0.71までの大幅に減っているところが10市あります。それから、0.1から0.19までのところが9市、そして減少している市が15市、ふえているのは弥富市だけ、名古屋市だけが変わらないと、こういう状況になっております。

これは2013年版でも、東海4県の96市の中で、平成20年度の決算に比べて23年度の決算で1人当たりの税収がふえていたのは弥富市だけだったということもここでお話をさせていただいたことがあります。こういう状況の中で弥富市の財政力指数の順位も、上から6番目に弥富市がありますが、0.97から0.89になりました。0.97のときは全国で101番だったのが、0.1ふえただけで40番になっております。全国的に大幅に財政力指数が減っているし、税収も減っている。だから、はっきり言って、全国で40番なんて、そんなふうになっていると私自身も実感しなかったんですが、それほどこの間に弥富市の財政力というのは強まってきておるということ、まず見ていただきたいと思います。

続きまして、じゃあどこで何がふえておるかということなんですが、2枚目に1人当たりの市税の、これは尾張18市と、それから愛知県下でそれ以外の人口5万人未満の市ですね、高浜市がありますので19市を入れさせていただいたんですが、この左側の表は市税の総収入の1人当たりの変化ですね。平成17年度と比べての比較であります。弥富市は25年度では126%になっておりますし、24年度比でも4%伸びて104%になっております。税収が一番多いのは、ここは小牧市ですね。小牧市さんは、どちらかというと豊田市だとか碧南市だとかというような、要するに大企業が結構あってという産業構造や税収の構造になっておりますが、ようやく平成25年度に1人当たりの額で一緒になる、24年度も下がっております。あと、高浜市さんの場合だと、25年度が幾らかふえたんですが、ずうっと変わらない状態が続いて

おりました。

ここで見ていただくと、17年度と比べても減っているところもありますが、ここはふえて当たり前なんですね。税源移譲と、それからこの間には地方税の定率減税の15%の廃止だとか、それから老年者控除の廃止だとか、あるいは年少扶養控除の廃止だとか、そういうのがありまして、恐らく十四、五%そういうものでふえておって、だから15%ぐらいから下のところは全部、実質的には税収は減っているというぐらいの状況であります。

そして、その右側の表は固定資産税なんです、弥富市をわざと2つに分けておきました。1つは全体の固定資産税の収入を1人当たりで割ったもの、2つ目は西部臨海工業地帯の平成18年度以降にふえた分、交付金として借地なんかで名港管理組合から入ってくる分も含めてですが、除いた分とそれ以外の分で、そうしますと全体では平成17年度に比べて127%の増加と、それを除いても111%なんです。

ところが、下を見ていただくとわかるんですが、幾らかでもふえているのは、岩倉市さんの105%ですね。それから、春日井市さんが103%で、あとは100が2つあって、みんな減っていますよね。

固定資産税というのは、財政をやっておられる方はよく御承知だと思うんですが、地方財政が弱くなると、国は交付税で負担をしなきゃいかんということもありまして、ここでは、例えば土地の税金が安くなったって、なかなか税収は下らない仕組みになっておりますし、特に建物につきましては、建てる年次ごとに実際に取得する価格よりも税金の割合がどんどん高くなって、少し以前までは土地の固定資産税が減るというのは余りなかったんですね。ところが、ここへ来て新たに建たないとか、新たに雑種地やゴルフ場用地だとか、そういうのがつくられないとか、そういうことで減るのが、元気な愛知、また名古屋市を取り巻く尾張各地の中で減るのが当たり前と。

しかも、弥富は、平成17年当時は6番目か7番目で、かなり下だったんですね。それがこの間どんどんふえ続けて、今では小牧市さんに続いて、固定資産税は今この19市の中で2番目に高くなっている。

本当に驚くような変化なんです、確かに西部臨海工業地帯の増加分がこの区分してありますので大きい役割を果たしておりますが、ただ、この弥富市の増加を支えた最大の力は、よそがこれだけ減っている中で、もともと建物はどんどん減っていきますし、今、土地は上がらないというような状況のもとですから、たくさん減っているところは高浜市さんと、それから89%というところがありますよね、瀬戸もですか。なぜそういう状況になっているかというと、新たに工場は建たない、それから建物はどんどん償却していくということがありまして、西部臨海工業地帯を除いた部分で111%というのは、実際に減っていく分が十数%あることを考えたら、この西部臨海工業地帯を除いたところでびっくりするような増加があ

るからこそ西部臨海工業地帯の増加分がそっくり乗っておって、全体としては西部臨海工業地帯でふえた分よりも償却した分を考えると、それ以外のところでふえた割合が多いんじゃないかということのうかがわせるのがこの一覧表だというふうに思いますが、ごらんいただきたいと思います。

それから特に、私が税金がふえておっても市民の暮らしがますます大変になっておるといふふうに見ているかという理由は、もう1枚、「弥富市（町）税金の推移」という次の表を見ていただきたいと思います。

これは一番左側に、さっきは3年間の平均の財政力指数と言いましたが、1年間ごとの財政力指数を入れてありますので、ずうっと順次、実は昭和末期から基本的にふえ続けてきておるということも見ていただけるとと思いますし、それからもう1つ見ていただきたいのは、平成19年度から税源移譲分ということで右側の下のほうに記載がしてありますが、その隣に増税分という格好でやっております。この税源移譲分というのは、国の総務省から示されます交付税の算定台帳に相当分と記載している額をそのまま載せてあります。それから、この増税分というのは、地方税につきましては15%定率減税がありますし、ほかにもありますが、ほかのものはややこしくなりますので、ここで書いてありますように、個人市民税の総額から税源移譲分を引き、総務省のほうで均等割と言っている分を引いたものに15%を掛けて、さらに24年度・25年度につきましては年少扶養控除による増収分が1億円ほどありますので、それを加えた額です。

そうすると、そのことを見ていただくと、例えば平成25年度で見ていただきますと、税源移譲分とこの増税分の数字をこの4万3,326人で割ると、1人当たり1万9,711円、税源移譲分があります。もしこの増税分がなかったら、この分を引けば、本当に3万円台の税金しかないということですね。だから、個人市民税はふえているけれども、所得がふえてふえたわけでは全くないということね。所得で考えると減り続けてきておる。

もう1つ大きい特徴は、この間、社会保険料ですね。国民健康保険税だとか、後期高齢者医療保険だとか、介護保険だとかというのがどんどんつくられて、それも上がり続けてきています。こういうもので、要するに所得控除を受けられるわけですが、受けられるほうは高いほうで受けますので、これもまた税金を減らす大きい原因になっておりますし、市民の皆さんにとっては本当に暮らしをどんどん切り詰める。だから、所得の低い人たちもそうですが、現在、所得が800万だとか1,000万の人たちでも、そういう社会保険料の負担で、家庭によっては200万近いような負担が発生するような状態でありますから、ほかの税金なんかと合わせると、全く税金を払うために生きておるといような声が聞かれるのは、やっぱりこういう税金の仕組みの中で起こってきておるといふことと、弥富市は、固定資産税の伸びが物すごくふえてきています。

後の質問の国保の問題とも重なりますが、国保の人たちの国保税の調定額がすごくふえておるのも、非常にこういうことが影響しておるといふふうに考えられまして、諸収入が減る中で、なおかつそういう社会保険なんかの負担がふえておりますので、実際に生活に使える可処分所得と言われる費用はどんどん減ってきておるといふことを見ていただいて、やっぱり今暮らしの応援をしっかりとしていくということが、これだけ税収が上がっておったって、市民の人たちの暮らしは、全体としては所得が減っておる中でこれだけの税収の負担をしておりますので、楽になっていないということのを頭に置いて、暮らしの応援に力を尽くしていただきたいということを御理解いただきたいし、特に市長につきましては、人に優しいまちをとということを今後の市長選に臨む自分の課題としていきたいとおっしゃられましたわね。こういう状況を理解していただいて、ひとつ施策の展開をしていただきたいということについて、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員の御質問に関しましては、過日、三宮議員と2人でしっかりと話し合いをさせていただきました。三宮議員のお話は、今も皆さんがお聞きしていただいているとおりでございます。私も、このデータバックであるとか、あるいは市民税等においては再確認をするというような状況でございますけれども、町に活力ができてきたなあということに対しては大変喜んでおるところでございます。これも先人の皆様方の大変な御努力が今実を結びつつあるということで、税収等を伸ばさせていただいているということでございます。

西部臨海工業地帯の税収は、きのうも言いましたように13億5,000万ほどという形の中で、その固定資産税をお願いしているわけでございます。そのうちの市町村交付金というものもありますけれども、全体としては13億5,000万ほどが西部臨海工業地帯の固定資産税という形でございます。また、大きくは平島中区画整理事業において多くの土地だとか家屋、そういったようなものが大きく固定資産税を伸ばさせていただいている理由だろうというふうに思っております。

しかしながら、ほかの自治体もそういうことがあるわけでございますけれども、この西部臨海工業地帯の13億、約30%ぐらいの構成比があるわけでございますけれども、これも少し除いたという条件の状況の中においては、ほかの自治体とそう遜色はないというか、かえって悪いというような意味もあるわけでございます。

そのときにも私は三宮議員にお話をさせていただいたんですけれども、西部臨海工業地帯、本当にここが定着してきたのは、この5年、7年だろうというふうに思っております。これがさらに、今、川崎重工の第二工場というところで350億投資していただいておりますけれども、こういった航空宇宙産業がしっかりと定着をしていって、揺るぎない一つの工業地帯

になっていくということをさらに望んでいくわけでございます。しかし、企業というのは生き物でございますので、これから先、日本経済そのものに対しても大きく影響してくるだろうというふうに思っております。

また、私たちは第1次総合計画を前へ進めていかなきゃならないということで、前期計画から、ことしから後期計画へという話になってきておるわけでございます。御承知のように、それぞれのところで大型プロジェクト事業がめじろ押しでございます。そうした形の関係のものと市民などの暮らし、あるいは人に優しいまちということについては、バランスよくやっていかなきゃならないというふうに思っております。どちらかが極端ということはなかなか難しいというふうに思っておりますので、その辺も市民の皆様には御理解をいただき、まちづくりの中にはいろんな面もあるということを御理解いただきたいというふうに思っております。

しかしながら、高齢者社会を本格的に迎えておるわけでございます。あと5年もすれば、弥富市は25%以上、あるいは10年先には30%というような状況で、65歳以上の方がそういう構成になるわけでございます。そうした形の中においては、いわゆる高齢化社会に対して介護・福祉というのは喫緊の課題で、今からしっかりと準備していかないと間に合わないというふうにも思っておりますので、その辺のところについては市民の暮らしという形の中で貢献もしていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、今の弥富市の税収がこれからも伸び続けるように私たちも期待をしていきたいし、市民の皆さんの御努力に対して感謝をするところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開を午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

三宮十五郎議員、お願いします。

○5番（三宮十五郎君） それでは、もう少し立ち入って、本当に働く人たちというか、弥富の税収を支えてきた人たちの状況はどうなっておるかについてお尋ねし、そういう市の税収を支えてきた人たちの非常に最近急迫しておる状態も見ながら、きちんと今後のまちづくりを進めていただきたいということで、少し立ち入ってお尋ねいたします。

弥富市は、例えば所得ということでいいますと、税金がかかっている人、1人当たりの所得でいきますと、納税者個人所得ですが、18年度には328万3,000円で、尾張18市と先ほど言

いました高浜を含めた19市の中では15位でありました。それが、24年度には308万1,000円に低下をして、それでも19市中13位、だから全体に下がっておりますが、上がっております。平成24年度のこの地域でのトップは、長久手市の1人当たり401万8,000円ですから、弥富市に比べて100万近く1人当たりの納税者の個人所得が向こうが多いわけでありましたが、ここへ来て、弥富の個人市民税について少し申し上げますと、平成18年度には特別徴収の収納済額が現年度分で12億6,300万円、普通徴収の収納済額が6億6,400万円でありました。平成19年度に税源移譲が行われたことや増税が行われたことによりまして、収納済額、特別徴収では16億1,300万円、普通徴収では8億8,500万円でしたが、今度は平成25年度の課税調定額、現年度分かかった額ですが、16億4,700万円が特別徴収、26年度の既に基本的に出ておりますが、特別徴収の現年度課税分17億6,500万円、これは多分納税者がふえたことと、働き盛りの人が来たこととか、年少扶養控除なんかの関係でふえている部分が多いと思いますが、普通徴収の方につきましては、さっき申し上げました平成19年度の収納済額現年分で8億8,500万円だったのが、25年度は調定額で6億7,400万円、26年度は5億400万円に激減しておるんです。

税務課長、これは間違いないですね、そういう調定額だということについては。細かいことは、おおよそそういう方向だということについてはどうですか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤税務課長。

○総務部次長兼税務課長（伊藤好彦君） お答えいたします。

数字につきましては、まことに申しわけございません、ちょっとここで持ち合わせをしておりますけど、普通徴収につきましては、今回、26年度といたしまして特別徴収の事業所をふやした関係で、25年度と比較いたしますと、特別徴収については約1億ぐらいふえておると思います。普通徴収については、議員がおっしゃられるように、課税額といたしまして5億ちょっとという数字になると思います。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） それで、今、固定資産税が弥富で大幅に伸びた背景というのは、一番その土台になったのは、昭和末期の都市計画税をどうするかということが全市的に、議会にも提案されて問題にもなったことがあります。そこで、当時、土地の税金が年に1割ほど上がっておりまして、建物の税金の割合は土地の税金の上がる割合より高いぐらいの状態が続いておって、そういう状態が続いたら、とても農業収入で払える税金ではないのと、それから相続税なんかの絡みもありまして、賃貸住宅だとか、そういうことによって対応することがずうっと、とりわけ弥富は、都市計画税を本当に住民の世論や運動、そして議会も圧倒的多数で否決をしてということもありまして、住民の皆さんは当分都市計画税がない状態が続くだろうという思いもありまして、この相続税対策や農地の課税対策を兼ねてそ

ういう賃貸の方向がずうっと進められてきたということが1つ背景にありますのと、もう1つは、平島の区画整理は、一番地価の高いときに計画されて、今は、この間、終わりましたね。

そして、場合によっては上がることも想定した事業計画だったんですが、実際に大幅に地価が下がったこともありまして、非常に皆さん心配されておりましたし、市も、ひので保育所の用地買収なんかもしながら支援もしてきたり、一定の従来の補助金も出してきておりましたが、あそこの区画整理の余剰地が本当に短期に完売した大きい理由は、平成18年12月議会に子供の医療費を中学校卒業まで、飛島村に続いて無料化をしたことによりまして、当時、18年12月に決定された後、約3年間、ほぼ毎週週末に中学校卒業まで医療無料のところという見出しが入って、そしてどこどこというところで、それぞれの不動産屋たちが、この海部だけじゃなくて周辺地域も含めてずうっとキャンペーンを張ってくれたんですよね。インターネットなんかで子育てに安心できるまちよということも、所得が下がっていく中で探していた時期であります、そういうことが相まって、本当に平島の町が変わるほどのああいう結果になってきたわけではありますが、結局、そのことはこの町で大東建託だとか、いろいろテレビに出ているような大手の建てて設計監理まで一括してやっているようなところが、非常にここはそういうことでそういう需要があるということで熱心に営業もされたこともありまして、人口がふえるよりもはるかに賃貸住宅なんかがふえて、空き家もかなり出てきております。

そうした中で、極端な例でいいますと、ある9階建ての駅に近いビルで、礼金、敷金はなし、しかも共益費も取らないと。それで1カ月、2DKで4万5,000円の家賃だとか、そのかわり修理は自分たちでやってくださいとかというような、ちょっと驚くようなことが行われたり、それから以前から賃貸に相当力を入れてきた人の話を聞きますと、今は古いところはなかなか入ってもらえないと。ただ、私たちの立場から言うと、ほかの人が困るようなことはできないから、今までの家賃を崩さずに入っていただこうと思うと、結局、転居するごとにフロアは全部張りかえる。それからトイレだとかバスだとかキッチンですね、全部入れかえる。エアコンまで入れかえるということをしなければ、私たちのようなアパートにはなかなか以前のような料金では入っていただけないと。1室改修するのに140万ほどかかる中で、最近は壊したものの処理もすごく高くなっておりますので、6万円台の家賃では本当に何をやっておるかわからんというか、空き家がふえたことや、そういうことで契約としては、30年一括借り上げという契約になっている。大きいところは自分でやっている人たちもありますが、委託してやっておる人たちの間では、2年ごとに更新になっておって経費がふえれば、その分もらうお金が減っていくという仕組みもありまして、とても固定資産税が払いづらい状況になってきている。収入が下がるけれども、そういう状況がずうっと広がって、町

を歩いていただきましても、かなり空き家が目立ってきていますよね。

こういう状況の中で、今まで弥富の税収を大きく支えてきた人たちの相当の部分が経営困難に追い込まれておって、銀行からは、早くどこか処分をして借金を減らさんとやっ払いけんようになりますとか、UFJは、かなり前から弥富では過剰な状態になっておりますので、6階建て以上の賃貸住宅の融資の相談には乗りませんということを宣言されておったり、そういうことが起こっている中で、その周辺でまた市街化区域をふやして活性化を図っていくと。あるいは、皆さんに理解していただいて都市計画税をいただいて、この市街地の開発のために使っていくというようなことが現実の問題として、私たちがいろいろお話を聞いても、できるような状況でなくなっているところか、この人たちが本当に次々と倒産をしていくようなことがあると、弥富のまちづくりの土台が壊れていくという心配を非常に懸念しなきゃならんような状況になっている。今のこの弥富の市街地を中心にした賃貸問題というのは、弥富の税収の増加や市政の発展のために大きく寄与してくれた土台のところが、存亡の危機に瀕しておるといような、私はそういう理解をしています。

市長は、もっと発展的な方向でお金も出していただいてやれば、もっと弥富のまちはよくなるんじゃないかということではいろんな御計画も立てておりますが、いずれにしても、子育て支援だとか、先ほどもちょっと私も申し上げましたし、市長も言っておりましたが、人に優しいまちということで、今後、介護保険だとか、いろんなことが深刻な事態になっていく中で、きちんと市民サービスを守り、安心して住めるまちにしていくということを今後のまちづくり計画のしっかりと土台に据えていただくことが、実は安心して住めるまちでなければ、とても人口がふえませんし、それから人口がふえなければ、今の賃貸の人たちが次々とバンザイしなきゃならんような状況になれば、私はこのまちづくりのいろんな計画が土台から崩れていくというふうな心配をしておりますので、ぜひそういう人たちにしっかりと行政としてできる、安心して住めるまちへの土台づくりを進めていただきたいと思います。その辺については市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員にお答え申し上げます。

基本的な考え方は、議員と共有するということをおも持ち合わせているつもりでございます。弥富市にお住まいの方、非常に高齢化という形の中で、65歳以上が1万人を超えるような状況になってまいりました。そうした形の中で、この比率がますます今後も高まってくるわけでございます。そういった中において、今までしっかりとそういう人たちがこの弥富市をつくってきていただいたということについては、私も、また多くの議員の皆様も賛同されることだろうというふうに思っております。

そういう方たちが高齢化になってくるわけでございますので、どうしても福祉であるとか、

あるいは介護であるとかということに対しては、しっかりとこれを準備していかなきゃならないし、具体的に施策として進めていかなきゃならないという形でございます。

そういった形の中において、今までこのまちを支えてきていただいた人に、我々行政がお返しをしていくというとなんですけれども、今後の生活の中で安心して暮らしていただけるように、我々としては努力していかなきゃならないだろうというふうに思っております。

また、一方では、まだ市となりまして10年たっていないわけでございますので、第1次総合計画の前期計画、そして後期計画という中で市民の皆様にもお知らせをさせていただいているわけでございますけれども、やはり快適で住みやすいまちということについては、やっぱり一方では進めていかなきゃならないということでございます。それは公共事業の中では、都市基盤整備事業であったり、あるいは大変心配がされるさまざまな自然災害に対して湛水防除事業を初めとした農村農業整備事業、そしてまた学校教育に対しても、次の時代を担っていただくわけでございますので、そうした学校環境の整備というものも要るわけでございます。

そういう形の中で、その時代に合った社会保障という中で、医療、介護、福祉、そして子育て支援に対してバランスよく進めたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 弥富は、これまで税の増収に恵まれていろんなことに手がつけられてきたと思うんですが、最初に申し上げましたように、全県的にも全国的にも、法人税なんかの減税や減収によりまして驚くようなことが起こっておりまして、ああいう財政力指数が1.6だとか1.8あったようなところ、あるいは今でも1.1を超えておるようなところでも、実際には24年度なり、その前の要するに建設当時、投資的経費を1桁台に落としているところが幾つも出てきていますね。だって、大きい力があるまちは、それなりの事業計画、財政計画をしてきておりますから、やっぱり今の状況に見合った事業計画をしっかりと考えたいということをお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次は、所得減少のもとで、国保税は資産割等によるものや、あるいは最近はどんどん、特に競争力の弱い企業がとても社会保険料は払えないということで、国民健康保険に切りかえていく事例がふえてきております。

そういう中で、弥富市の国民健康保険税の調定額は、平成22年度は1人平均9万390円だったものが、23年度の改正で23年度は9万9,866円となり、25年度は10万1,458円ということで、収入は減るけれども、いろんな条件があって全体としてはふえてきております。

もう一方で、平成22年の改正をするときに、非常に国の制度が大きく、弥富との関係でいうとゆがんだ形で出てきたこともありまして、年度途中で国保税の値上げを抑えるため、あ

るいはその収支をつけるために、3億円を超えるような法定外の繰入金をしなきゃいかんという予算を組んだのですが、結果的には2億3,000万で何とかぎりぎりでのいだ。そして、23年度につきましても2億3,000万をということで補正予算を組んでおりましたが、2億円を繰り入れて、結果的には積立金も含む年度末収支残高は1億7,400万になり、24年度は2億円を繰り入れていただいたことから、さらに2億9,300万円になり、そして25年度につきましては1億7,000万円の予算ですが、実際の繰り入れは1億円というふうにしていただいて、なおかつ2億6,500万の繰越金と積立金残高があって、市長もかなり国保税等で賄った部分が多かったとって提案説明のときにも話をされておりましたが、もともと医療費が大幅に上がる、それから相当そういう悪い状態が続くということを想定して値上げがされて、結果的には、一時期ちょっと医療費がずうっと値上がりしておったのがストップをしたりしたこともありまして、今申し上げましたような形で、国保税の値上げを抑えるための負担と、それから年度末の歳計積立金や現金の残っておる状態が出ておりますが、その当時もその値上げをするために、市も頑張るけれども、もう値上げしていただかんとだめだから、ここまでは認めてほしいということで認めた。当時の計算に比べても23年度の値上がり幅は非常に多かったこと、あるいは25年度の値上がり幅が多かったことを考えますと、やはり積立金も、ある程度は必要だと思いますが、どんどん残す必要もないわけでありましたが、もう一方で、積立金をこれだけ削る余裕があるなら、もう少し本当に払いやすい仕組みに変えていただく。とりわけ、固定資産税なんかがふえたことで、そんなに収入がふえていない、あるいは減っている中でも大幅に負担がふえているという状況を打開するためにも、ここはひとつ、値上げをするときの議論も踏まえて、適切な一般会計から支援をしていただくことをお考えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 国保税につきまして答弁させていただきます。

ことしの6月議会の中でも、三宮議員から御質問をいただいたわけでございますけれども、今、弥富市と他の自治体、あるいは県の平均というような状況で、1人当たりの調定額を見させていただきました。先ほど三宮議員がおっしゃるとおりでございますけれども、そういった数字に対しては県平均レベルというふうなことは理解をしておるところでございます。そういった形の中で、ある意味では適正な税負担をしていただいているというふうに思っているところでございます。今、税率をどうのこうのということは考えておりません。

また、一方では、一般会計からの法定外の繰り入れにつきましては、国保運営を健全化していくためには必要だろうというふうには思っております。しかし、平成24年度においては、これは医療費がうんと下がりました95.7%というような状況になりましたものですから、この繰越額が1億円で済んだというような状況でございます。

しかし、先ほども言いましたように、安定的に国保運営をしていくためには、やはり1億7,000万という一つの数字というのは常に考えておかなきゃいかんかなあというふうには思っておるところでございます。

そうした中でやっていきたいわけでございますけれども、基金のほうも、現在、国保運営に対しての基金は1億1,000万ほどになってまいりました。

御承知のように、国保というのは医療分、そして後期高齢者に対する支援金分、あるいは介護という形で分かれておるわけでございますけれども、医療分につきましては104%ぐらいの伸長率が毎年毎年あるものですから、基金としては、その総額の医療だけでは30億ぐらいの給付額になってくるわけですが、この5%ぐらいを一つの目安として基金を積み上げていきたいと、基金を積み上げるというか、基金を持ちたいというふうに思っております。そうすると1億5,000万という数字になるわけでございますけれども、今から比較しても、まだ3,000万、4,000万足りないわけでございます。こういうような状況の中において、安定的に今の国保運営を恒久的にやっていくと、今の国保税でお願いをしていくということが、まず先だろうというふうに思っております。

そうした状況になってから、市民の皆様においても健康に対する意識を大きく改善していただきたいと思ひますし、あるいは特定健診であるとか、保健衛生指導というものについては積極的に受けていただいて、自分自身の健康管理ということもお願いをしていきたいというふうに思っております。生活習慣病等の問題において健康を十分に考えていただきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、国保運営の安定化のためには法定外の繰り入れにつきましては、1億7,000万ほどを考えていきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 25年度は、前のお金が多かったからということで下げたということだそうですが、どんどん国保の中で74歳までの人の割合がふえていく時期ですよ。そういうこともあって、この値上げをするときに国でもふやすということでやってきたんですが、結果的には補正予算で組んだ額から大幅に少なくて済んでおりますが、ただ、調定額でいうと今言った22年度の9万390円から25年度は10万1,450円ということですから、この上がり幅というのは相当ですね。以前は、全県平均に比べて弥富の国保税は割方安いほうだったんですが、今、市長がおっしゃられたように平均にまで来ていると。

それから積立金につきましては、弥富の場合は市になる以前、町時代に、予算を組むのは、流感がはやるとか、そういう時期に組む。そして全部独立した会計になっておりましたから、国の補助金なんかの関係で払えない時期も発生するからということで、少しでもたくさんお金を持ちたいということもありまして、そういう形でやっておって、どんどん値上げがされ

てきて、そんな不正常な形はいかんと。市や町ができるだけ負担をしていたこともあるんですが、予算があれば払える仕組みというのは、きちんと足りん時期に対応すれば、そんなに無理に上げる必要も、たくさん基金を持つ必要もないということも議論をしまして、今の会計の仕組み、全部の会計を同一步調にして、予算があれば取りかえて出していくという仕組みがつくられておりますので、一般的に国保が今市長が言われたように5%ということもありますが、そうしなくてもやっていける仕組みを弥富は採用しておりますし、県下の市は、かなり当時そういうことをやっていたんですよね。そういう中でのございますので、やっぱり積み立てをするような余裕があれば少しでも、恒常的なものですから、積立金に全部盛り込めとか、そんなことを言うつもりはありませんが、やっぱり値下げ、これほど上がっていく今みたいな時期のことについては、十分検討していただきたいということをつけ加えまして、次の質問に移ります。

次は、集落排水と公共下水道の見直しの時期を迎えるので、しっかりこの時期に見直したいという御答弁もいただいておりますが、少しこの問題の深刻さについても整理をして申し上げます。

集落排水の7事業が、十四山が完成いたしましたので全部完成いたしました。総事業費は114億8,100万円余り、そのうち地方債が25億2,400万、計画人口は1万2,770人ですが、実際に十四山の現在の人口と旧弥富の3地域が供用開始したときの人口を合わせますと7,828人です。したがって、計画人口1人あたりは89万9,000円ということになりますが、実人口で事業費を割りますと146万7,000円、借入金については322万円です。

また、流域下水道につきましては、県が施工する流域下水道の予算が1,500億円、本管と処理場ですね。計画人口が31万8,830人で、1人あたりにしますと47万円余りです。しかし、実際には今言った集落排水だとか、コミュニティ・プラントだとか、この下水道から除外されます駒野だとかというところの人口を除外すると、実人口でいうと弥富は大体3万6,000人、外国人も含めてですね。したがって、この差を調整しますと、県が施行する部分の1人当たりの総費用は約52万円ほどになります。

加えて、弥富市が公共下水道事業として予算も立てておりますが、これを実人口で割ると71万8,000円近いものになりまして、1人あたり124万円近いこの事業費になりますが、弥富市が県の流域分に負担する借入金も合わせると、実人口の36万人で割りますと、164億6,900万円ですから45万7,000円ほどになります。これを海部南部水道の20年度末の現在持っております固定資産を取得した総額であらわしますと、今、給水人口8万8,167人なんですが、276億8,300万円、1人当たりで31万4,000円です。

また、この間、発行してきた起債は総額で783億700万円、1人当たりでは8万9,000円です。25年度末に残っているのは28億5,400万円で、32万4,000円のございます。これで

55円を超えるような減価償却費を負担して、今事業をやっておりますし、水道料金は下水道料金よりも高い仕組みになっておりますが、問題は、今私が申し上げましたような事業費を出しておれば、当然それに見合う負担が発生します。

だから、現在、集落排水で実際に1年間にかかっている費用は、維持管理費だけで6,460万円ほどですが、全部が完成して利用しても、今のペースでいきますと9,200万円ほどになります。これに対して、今までどおりの維持管理費としても9,600万円ですから、1億円を超えるわけでありましたが、これに支払利息だとか元金の返済額、それから仮に全施設、この集落排水は機械設備を持っていますから、40年平均で投資額を考えますと、年間4億2,000万円ほど計算上の経費が発生します。これに対して収入は、100%使っても9,200万円と。そうすると、毎年、事務費を除いて、なおかつ3億2,800万円、今すぐ金を出すかどうかは別にして、結果的には一般会計から支援しなければならないと。流域下水道も形は違いますが、ほぼそんな感じ。

しかも、この下水全体の費用は、市街化区域よりも調整区域のほうが、全体の費用の既に使った分とこれから公共で予定しているものを合わせますと、65%ほどが調整区域のために使われることになります。都市整備の基本と言われますが、実際には市街化区域が35%ほどで調整区域が65%ほど、したがって、都市整備の都市計画税を市街化区域のために使うなんということは、とても弥富の場合、考えられる状態でありませんので、ぜひこの際、もともと私たちはそれはとても無理だと言っておったやつが、県や国が応援してくれるから大丈夫だといって、どれだけの費用が発生するかということを一切明らかにしないまま事業着手がされて集落排水が終わっております。

したがって、この際、本当に現実にはどれほどの将来負担があり、利用者の皆さんがどれほど負担できるのか、あるいは弥富市としては今後のこの事業計画そのものをどう考えていくかという根本のところ、ぜひしっかりと見直しをしていただきたいと思います。御見解を伺いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 流域下水道事業につきまして御答弁申し上げます。

私どもは、海部4市2町でこの流域下水道を取りかかり、今現在、粛々と進めさせていただいているところでございます。現在の整備率は、海部全体で23%ぐらいになってきたかなあというふうに思っております。また、私ども弥富市単独といたしましても、たしか平成22年3月末から供用開始を始めまして、その整備率も供用開始区域には40%を超えてきたという状況でございます。これからも宅内配管の接続を強くお願いをしていきたいというふうに思っているところでございます。

ことしになりまして、平成26年1月、国のほうから汚水処理構想策定マニュアルに基づい

て、いわゆる整備区域の見直しであるとか、今後、公共下水道事業に対して10年のサイクルでできないかというような、大変私たちとしてはショッキングな話も出てきておるわけでございます。私も、このことにつきましては機会あるごとに、まだ始まったばかりで10年でできるわけがないということで、声を大にして言っておるわけでございます。事業計画といたしましては、25年の事業のスケジュールと、それに対する投資は250億ぐらいという形で今進めさせていただいておるわけでございますが、とても10年ではできないということで、いろんなところで議論をさせていただいておるところでございます。

また、国のほうの補助率も50%というような状況の中で、年々そのスケジュールを組み、面整備の計画を組んでいるわけでございますけれども、この補助率も50%を低下してきているという形で、補助率に対しては90%、80%というような状況になってまいりました。一定の面積を面整備するためには私どもの当初予算を拡大していかなきゃならないというような状況になってきておるわけでございます。

そうした形の中で、いずれにしてもアクションプランをつくれということでございますので、それは構成している全ての自治体に対してアクションプランをつくれということになっておりますので、プランはプランとしてしっかりとつくらせていただきます。そして県との協議がその後にあるわけでございますけれども、そういうような状況のものがここ数年先には出てくるというような状況でございます。

しかしながら、次の時代の環境整備をしていくということにつきましては、大変重要な公共下水道事業は必要だろうというふうに思っております。いずれにいたしましても、アクションプランをつくり、そして県との協議というような状況の中で、しっかりと方向性を決めていきたいというふうに思っております。

そういった意味では、いろいろと検討する、あるいは研究することも出てくるかなあというふうに思っておりますけれども、今は確定的なことは申し上げることはできません。

いずれにしても、4市2町で一緒になってやってきている事業でございますので御理解もいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 時間もありませんので一言だけ申し上げます。

ずうっとこれは前市政時代からそうありますが、着手したのは前市政・町政だったわけです。私、服部市長になってからも、実際の将来負担の実像をはっきりさせていただきたいと。どれだけ本当に弥富市が、市民が負担できるものがどうかということが、今はこの集落排水もそうでございますが、そのことをはっきりさせないと、私は行政としての責任が果たせないのではないかとこのように言わざるを得ない。

きょうは時間がありませんから、決算委員会等もございますので、そこでもまた議論をさ

させていただきますが、ぜひそういう根本問題に立ち入ってプランをお決めいただきたい、あるいは立てていただきたいということを強く求めまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） ほかに質疑の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 以上で質疑を終わります。

本案18件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会及び特別委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第20 議案第42号 平成26年度弥富市一般会計補正予算（第3号）

○議長（佐藤高清君） この際、日程第20、議案第42号を議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 大変お疲れのところ申しわけございません。補正予算という形の中で議案を提案させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

本日提案し、御審議いただきます議案は、予算関係議案1件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第42号平成26年度弥富市一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を146億3,856万6,000円とするものであります。

歳出の内容といたしましては、土木費におきまして愛知県が名古屋第三環状線整備を執行するにあわせて、市道錦通線の整備方針及び取りつけの市道計画策定のための測量設計委託料300万円であります。

これに対し、まず歳入といたしましては、財政調整基金繰入金300万円を増額計上するものであります。

以上、提案する議案の概要でございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 佐藤博議員。

○15番（佐藤 博君） ただいま提案されました平成26年度弥富市一般会計補正予算（第3号）、都市計画費300万円について質問をしたいと思います。

今回、9月議会の最初に補正されるのではなくて、継続審議の中でこういうように補正予算が出てきたわけではありますが、具体的なその内容について尋ねたいと思います。

この300万円の調査費ということで提案がありましたが、その中身はどのような内容であるのか、この点について詳しくひとつ説明をいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 今回は測量設計委託業務ということで300万円を計上させていただいております。内容といたしましては、名古屋第三環状線の整備に伴います錦通線の整備及び取り付けの市道の計画の策定でございます。これにつきましては、平島地内と前ケ須町地内の取り付け部分でございます。

愛知県のほうが9月の補正によりましてこの第三環状線につきまして委託業務を出されるということで、内容につきましては、道路の予備修正設計を行うということでございます。10年ほど前に予備設計が行われておりまして、それ以降、手つかずという状態で行われていたもので、今回、予備設計の修正を行われるということでございます。

次に道路の概略設計ということで、この周辺におきます道路の整備方針についての計画がされております。これに伴いまして、弥富市も同じような計画で補正をお願いしたいということもございまして、弥富市もこの第三環状線にあわせて、先ほど言いました前ケ須町地内、平島町地内の取り付け部分ということで、都市計画道路でございます錦通線の整備方針の策定を行わせていただきたいと思いますと思っております。この概略設計、県の業務におきまして交差点の計画策定に当たります、先ほど言いました錦通線全線の弥富市としての道路計画の策定、これは道路概略設計でございますが、それと筏川の東岸用水路の北側に現道2車線ございますが、これを生かした道路整備の計画、これは都市計画変更にもなるかと思いますが、こういった方針の策定業務をお願いしたいと思っております。

それと現道でございますが、新政成弥富線の東西交通の処理計画の策定でございます。これにつきましては、現道の状況において計画を立てていきたいというふうに思っております。

次に、名古屋第三環状線の整備に伴います裏道というんですか、取り付け部分でございますが、これの対策などの関連業務ということで、東西の方向から地域分断に伴う裏道取りつけの対策といたしまして、具体的には整備箇所の選定と概略設計を委託するものでございます。

続きまして、都市計画マスタープランの一部見直しに向けた検討協議もしていきたいというふうに思っております。これは、日光大橋西線の名古屋第三環状線の西に当たりますが、都市計画道路の機能の見直しということで、幹線道路から主要な区画道路への変更をして見直しをしてはどうかということで愛知県から確認をとっておりますので、現在のパディーさんの前の道路でございますが、これの今の状況から見直しをさせていただきたいという業務が入っております。

それから、錦通線の一部線形という形で、先ほど言いましたパディーさんの前の幅員の線



形の見直しをしたいというふうに思っております。

以上が概略というか、今回の委託業務についての説明にかえさせていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 失礼けれども、新しい議員の皆さん方、今の説明では余り御理解がいただけないのではなかろうかなと思います。

そこで、調査をされる範囲、そして県との関連で、これは恐らく155号線ということになりますと、これは事業認可の問題もあります。そういうことから、どこからどこまでの範囲であるのか、そして事業認可はどのようになっていくのか、その点、わかっておる範囲の中でお聞かせをいただきたいと。

特に私が心配をするのは、地主の方々は、最近2名、3名という方が、都市計画決定されております道路敷の中に土地を持っておられる方、こういう方は他に売買することもできませんし、他に利用することもできませんので、買い上げを求めておられる人もあるようであります。そういうことから、北はどこから南はどこまで、そして大体幅はどれだけのところか、こういうところも詳しくひとつ説明をしていただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 業務の内容でございますけれども、前ヶ須工区という形で言わせていただきます。通称としては前ヶ須工区、正しくは富島津島線でございますけれども、長さは0.62キロメートルという形で、620メートルの区間の完成4車線、暫定2車線の2案について県のほうが資料を作成してまいります。そして、これにつきましては概算工事費を県のほうが策定していくということでございます。こういったことが、今年度、9月補正で県のほうは500万円の計上をしていただきまして業務内容を進めていくという形でございます。

また、それが先ほど言いました予備設計という修正設計になるわけでございますが、道路の概略設計につきましては、その中では、前ヶ須工区としては約440メートルという長さでございます。それにつきましては、区画につきましては先ほどのとおりでございます。

そういった形の中で概算の工事費を含めまして協議関係資料を作成していくという形でございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 県が調査をされるということで、県の調査をされるのと弥富市が調査費として活用するのとどのような関連があるのか、その点について、できれば詳しく説明をしていただきたい。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 県によりますと、周辺道路の整備方針の検討という形で、富島津

島線の周辺の道路におけます課題に対して、路線箇所と整備方針の航測な地形図によりまず検討ということで、都市計画道路の錦通線、先ほども言いましたが、筏川東岸用水路上に計画するのか、それとも新たに現在ございます新政成弥富線を利用して行うのか、こういった計画の見直しをしていくということでございまして、現在、その見直しの最中ではございますが、現道をどのように活用するかということでございまして、例えば道路、この第三環状線の下をアンダーパスとするのか、そういった計画もございますので、今の東岸用水路のところにつきましても、これは計画路線を見直して現道のところに戻すのかという計画もございまして、そういったフォローの調査をさせていただくということで修正業務をされるということをお願いしております。

続きまして、富島津島線における安全・円滑な交通を確保するために裏道対策を検討することでございまして、日光大橋西線からどのようなルートを使ってその第三環状線に取りつけるかという道路計画の策定においても、今後検討させていただくということで、弥富市としても、どの路線を使って第三環状線に取り付けをするかということでの業務委託を出していただくことになっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 私が申し上げたのは、要するに県も500万円という予算を組んで調査をすると、弥富市も300万円という調査費を組むということでありますので、例えば県はどのような調査をするのか、弥富市はどのような調査をするのか、そういう点がわかっておれば教えていただきたいと。特に筏川の右岸から北なのか。これは県のほうがどういう調査をされるのかはまだ聞いておりませんのでわかりませんが、弥富市としては、結局、私が感ずるのは、今の金魚市場のところのあの道路を中心としたものを一つには弥富は考えなきゃいかんだろうということ。それから、この路線の中で北のほうから順番に行くと、弥富の市道があるわけですね。その市道をどのように調査をするのか、そういう点が市のほうの調査内容ではなかろうかなあと。

そしてまた、この調査によって、1つには、これは弥富市としては都市計画道路決定をしておりますから、今の用地の例えば買収をどういうようにしていくのか、面積等ですね。こういうのもきちっと明らかになっていくのかどうか。そういう点、地主さんは、恐らくこの調査によって一つの買収の内容がきちっと示されていくというように期待をされるんではないかと思いますが、そういう点について県と市との調査内容の整合性というのか、そういうようなところがわかっておれば教えていただきたいと、こういうふうに思います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは答弁させていただきます。

県のほうは、先ほど市長から答弁されたと思いますが、道路予備修正設計業務について行

われるということと、道路の概略設計を行われるということでございます。

その関連といたしまして、弥富市は、最初に私から答弁させていただいたと思っておりますが、錦通線の整備方針の策定ということで、これは都市計画変更も含めまして概略設計と、県の業務における交差点の計画の策定に当たりまして、錦通線全線の弥富市としての道路計画の策定、これは道路改良設計でございますが、これを行いたいということでございまして、先ほどの話もありますが、筏川の東岸用水路の北側の現道の2車線を生かした道路整備計画の方針を策定したいというふうに思っております。

現道の新政成弥富線の東西の交通の処理計画策定ということでございまして、今の筏川の東岸と県道の新政成弥富線の合流地点、ここの合流地点をどこにするかということを検討する業務でございます。

次に名古屋第三環状線の整備に伴う、先ほど申し上げましたが、裏道対策などの関連業務といたしまして、東西方向に地域が分断に伴います、第三環状線ができますと東西に分断されるかと思しますので、それに対する裏道対策といたしまして、具体的には整備箇所を選定と概略設計を行っていききたいというふうに思っています。要するに、現状の道路で取りつけを行うのか、新たに道路整備を行って取りつけをするかという業務の策定を計画しております。

次に、都市計画マスタープランの一部見直しに向けた業務の検討をということでございまして、日光大橋西線の名古屋第三環状線に対する西のほうにつきまして、都市計画道路の機能の見直しをしたいということで、幹線道路から主要な区画道路への変更ということで、先ほども話をさせていただきましたが、幅員が16メートルの両歩道から約10メートルから11メートルの片歩道と、こういったことも含めましての業務策定をお願いしたいというふうに思っております。

変更する関係個所でございますが、将来の都市構造図と道路交通の方針図、地域別の構想、北部地区のまちづくりの方針図についての変更業務もあわせて行っていききたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） それじゃあ最後に確認だけとりたいと思います。

以前から、この道路についてはいろいろ議会としても、特に私も要望してきた者であります。市長の答弁は、事業認可がおりていないからできないということだったんですが、これがこの調査をされるというのは、事業認可がおりたというように解釈をしていいのかわか、これをまず1つ。

それから、地主等の土地の確認、例えばどれだけの土地が必要になるのかということの確認がこれでできたのかどうか、その点について最後にお尋ねをします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 最終的に事業認可ということにつきましては、私は海部建設の所長、山田さんに強く要望いたしました。事業認可がおりないとこの事業が前へ進まない。気持ちだけでは進まないものですから、そうした形の中で概算工事費、あるいは全体の協議資料を作成する上において、前提として事業認可をいただくということをお願いしていききたいというふうに思っております。

そして、土地の確認につきましては、当然概算工事費という形の中では出てくるわけでございますけれども、これにつきましては、現在、その道路幅につきまして先ほど開発部長が言いましたように、予備修正をかけていかないと、従来の形と変わってきているということがありますから、予備修正をしてどれくらいの面積が必要になってくるかということにつきましては、今度の委託業務の中で具体的にになってくるだろうというふうに思っております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 最後と思っておったけれども、ちょっとまた変わってきたので申し上げたいと思いますが、事業認可はまだおりるかおりんかはわからないが、事業認可を前提としてやってもらいたいと、こういう理解でいいですね。

それから次に、私、嫌なことを言うようではございますけれども、事業着手の見通しというのがどのように判断をしたらいいのか。ただ測量だけやって、これは測量は前に終わっておるんです、一遍。ずうっと測量は終わっております。終わっておるけれども、また変わってきたということですので、詳細についての今度は測量だろうというふうに思いますので、事業認可とあわせて、事業着手の見通しはどのように判断すべきかと、この点について尋ねたい。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） これは、できる限り早くという形の中でもお願いをしているわけでございますけれども、具体的にいつから着手ということについては、これからの協議になっていこうかなあというふうに思っております。

山田所長にも現場に入らせていただきまして、現在の平島のほうの名古屋十四山線、日光大橋西線というような状況の中での道路と前ヶ須工区の道路では少し格差があり過ぎるなあという形の中で考えていただいておりますので、できるだけ早く私どもも要望していきたいと思ひますし、また議員各位にも、事業着手につきましてもいろいろと御支援いただきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） それじゃあ、そういうことでいいですが、ただ、選挙が近づいてきたので格好だけとるということにならんように、着手もきちっとしていくという確認を私たちとしてはとっておきたいと、このように思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 前ケ須工区の155号線の南進につきましては、かねてからの本当に大きな課題ではありませんか。そういう状況の中で、私の選挙と絡めてだとか、そういう発言はいかがと思いますよ。そういう形の中では、私どももずうっとお願いをしてきたわけですが、県のほうから今度お話をいただいたわけですので、これはしっかりと皆さんとともに前へ進めていきたいということでございます。全く選挙とは関係ございません。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） そういうことで着手の見通しがきちっとすれば結構なことですけれども、ただ、調査をただけで、また先延ばしになるようなことのないように、十分我々も監視を続けていかないかんというふうに申し上げて終わります。

○議長（佐藤高清君） ほかに質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 以上で質疑を終わります。

本案は、お手元に配付した議案付託表のとおり、所管の委員会に付託します。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会といたします。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時03分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐 藤 高 清

同 議員 伊 藤 勝 巳

同 議員 川 瀬 知 之

平成26年 9 月29日

午後 2 時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 伊 藤 勝 巳 | 2 番 | 川 瀬 知 之 |
| 3 番 | 鈴 木 みどり | 4 番 | 那 須 英 二 |
| 5 番 | 三 宮 十五郎 | 6 番 | 早 川 公 二 |
| 7 番 | 平 野 広 行 | 8 番 | 三 浦 義 光 |
| 9 番 | 横 井 昌 明 | 10番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 11番 | 炭 竈 ふく代 | 12番 | 山 口 敏 子 |
| 13番 | 小坂井 実 | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 佐 藤 博 | 16番 | 武 田 正 樹 |
| 17番 | 伊 藤 正 信 | 18番 | 大 原 功 |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 3 番 | 鈴 木 みどり | 4 番 | 那 須 英 二 |
|-----|---------|-----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

| | | | |
|----------------------------|---------|----------------------------|---------|
| 市 長 | 服 部 彰 文 | 副 市 長 | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長 | 下 里 博 昭 | 総 務 部 長 | 佐 藤 勝 義 |
| 民 生 部 長 兼
福 祉 事 務 所 長 | 伊 藤 久 幸 | 開 発 部 長 | 石 川 敏 彦 |
| 教 育 部 長 | 服 部 忠 昭 | 総 務 部 次 長 兼
税 務 課 長 | 伊 藤 好 彦 |
| 総 務 部 次 長 兼
総 務 課 長 | 村 瀬 美 樹 | 民 生 部 次 長 兼
十 四 山 支 所 長 | 佐 野 隆 |
| 民 生 部 次 長 兼
介 護 高 齢 課 長 | 八 木 春 美 | 民 生 部 次 長 兼
児 童 課 長 | 渡 辺 秀 樹 |
| 開 発 部 次 長 兼
土 木 課 長 | 竹 川 彰 | 開 発 部 次 長 兼
下 水 道 課 長 | 三 輪 眞 士 |
| 会 計 管 理 者 兼
会 計 課 長 | 服 部 誠 | 監 査 委 員 長
事 務 局 長 | 松 川 保 博 |
| 財 政 課 長 | 石 田 裕 幸 | 秘 書 企 画 課 長 | 山 口 精 宏 |
| 防 災 安 全 課 長 | 橋 村 正 則 | 収 納 課 長 | 山 守 修 |
| 市 民 課 長 兼
鍋 田 支 所 長 | 平 野 進 | 保 険 年 金 課 長 | 平 野 宗 治 |
| 環 境 課 長 | 鈴 木 浩 二 | 健 康 推 進 課 長 | 花 井 明 弘 |

| | | | |
|---------|---------|-----------------|---------|
| 福 祉 課 長 | 宇佐美 悟 | 総合福祉センター
所 長 | 佐 野 隆 |
| 農 政 課 長 | 安 井 耕 史 | 商工観光課長 | 羽 飼 和 彦 |
| 都市計画課長 | 大 野 勝 貴 | 学校教育課長 | 立 松 則 明 |
| 生涯学習課長 | 半 田 安 利 | 図 書 館 長 | 奥 田 和 彦 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 伊 藤 邦 夫 | 書 記 | 浅 野 克 教 |
| 書 記 | 伊 藤 国 幸 | | |

6. 議事日程

| | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 諸般の報告 |
| 日程第 3 | 議案第31号 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について |
| 日程第 4 | 議案第32号 弥富市母子家庭等医療費支給条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第33号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第34号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第35号 弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第36号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第37号 弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第38号 平成26年度弥富市一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第11 | 議案第39号 平成26年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 議案第40号 平成26年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第13 | 議案第41号 平成26年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第14 | 議案第42号 平成26年度弥富市一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第15 | 認定第1号 平成25年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第16 | 認定第2号 平成25年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第17 | 認定第3号 平成25年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第18 | 認定第4号 平成25年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |

- 日程第19 認定第5号 平成25年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第6号 平成25年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第7号 平成25年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

(追加提案)

- 日程第22 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第23 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第24 発議第4号 弥富市議会会議規則の一部改正について
- 日程第25 発議第5号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について
- 日程第26 発議第6号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について
- 日程第27 発議第7号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について
- 日程第28 議員派遣について
- 日程第29 閉会中の継続審査について

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午後 2 時00分 開議

○議長（佐藤高清君） ただいまより、継続議会の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第 88 条の規定により、鈴木みどり議員と那須英二議員を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第 2 諸般の報告

○議長（佐藤高清君） 日程第 2、諸般の報告をします。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 8 条第 6 項の規定により、弥富市長から、弥富市
新型インフルエンザ等対策行動計画が提出され、その写しを各位のお手元に配付してありま
すので、よろしくお願いします。

以上で諸般の報告を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第 3 議案第31号 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援
に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
について

日程第 4 議案第32号 弥富市母子家庭等医療費支給条例の一部改正について

日程第 5 議案第33号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関す
る基準を定める条例の制定について

日程第 6 議案第34号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例の制定について

日程第 7 議案第35号 弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定
める条例の制定について

日程第 8 議案第36号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について

日程第 9 議案第37号 弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正について

日程第10 議案第38号 平成26年度弥富市一般会計補正予算（第 2 号）

日程第11 議案第39号 平成26年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第12 議案第40号 平成26年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

日程第13 議案第41号 平成26年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第14 議案第42号 平成26年度弥富市一般会計補正予算（第 3 号）

日程第15 認定第 1 号 平成25年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第16 認定第2号 平成25年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第17 認定第3号 平成25年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 認定第4号 平成25年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第19 認定第5号 平成25年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第20 認定第6号 平成25年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第21 認定第7号 平成25年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（佐藤高清君） この際、日程第3、議案第31号から日程第21、認定第7号まで、以上19件を一括議題とします。

本案19件に関し、審査経過の報告を各委員長より求めます。

まず、横井総務委員長、お願いします。

○総務委員長（横井昌明君） 総務委員会に付託されました議案第38号平成26年度弥富市一般会計補正予算（第2号）であります。

本委員会は、去る9月17日委員全員と委員外1名の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

最初に、市側より議案に対する説明を受け、質疑に入りました。

職員健康管理事業の人間ドック及び健康診断にかかる補正額は何人分に相当するのかという質問に対し、市側より、臨時職員12人分を計上したものですとの回答がありました。

討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

以上、総務委員会の報告を終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に、三浦建設経済委員長、お願いします。

○建設経済委員長（三浦義光君） 建設経済委員会に付託されました案件は、議案第37号弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正について及び議案第42号平成26年度弥富市一般会計補正予算（第3号）の2件であります。本委員会は、去る9月12日に委員全員と委員外3名の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第37号弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正についてでは、最初に市側より説明を受けました。

委員より、優遇制度が終了するとほかの自治体へ移動してしまうという事例を聞くが、どのように考えているかとの質問に対し、市側より、現在のところ当市ではそのような事例は

ありません。今後進出する企業に対しても十分協議をしながら進めていくとの説明がありました。

また、企業立地を求めていくなれば施策に示し、南部地区に高い土地づくりをするなどし、市全体のまちづくりを地域住民とコンセンサスを得ながら、企業立地の条件づくりの手だてを考えるべきではないかとの質問に対し、市側より、南部地区は湾岸の背後地として重要な土地である。企業誘致には安心・安全を考えると土地を相当かさ上げする必要があることは承知しており、粘り強く進めていくとの説明がありました。

以上のような質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

次に、議案第42号平成26年度弥富市一般会計補正予算（第3号）では、最初に市側より説明を受けました。委員より、相続税に対する税制改正を考えると、早期に事業認可を受け、事業を進めていくことが事業実現につながるのではないかととの質問に対し、市側より、今回の補正は測量委託に対するもので一步前進するものであると考えているが、地権者もこれだけでは安心できないことは承知しており、認可について県に対し、改めて伝えていきますとの説明がありました。

以上のような質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

以上で建設経済委員会の報告を終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に、山口厚生文教委員長、お願いします。

○厚生文教委員長（山口敏子君） 厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第31号中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを初め10件です。本委員会は、去る9月16日に委員全員と委員外2名の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、議案第31号中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について、議案第32号弥富市母子家庭等医療費支給条例の一部改正について、議案第33号弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第34号弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第35号弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について及び議案第36号弥富市児童クラブ施設条例の一部改正についてまで、以上6件までは、委員より、議案第33号、34号に対して、今回の制定は全国的流れとして待機児童の解消をすることを狙ったものであると考えるが、当市では待機児童がない現状においてどのように考えているか

との質問に対して、市側より、市としてはあるべき姿はAタイプが望ましいと考えているが、国の制度としては、違反していなければ認めていかざるを得ないとの回答がありました。

また、民間が運営の維持を考えると、人件費や食料費というリスクの高いものを削減することになり、質が落ちることになることにつながるのではないかととの質問に対して、市側より、新制度になった場合でも給付措置として施設型給付費が措置されとの回答がありました。

さらに、小規模保育や家庭的保育の需要の見込みについて、また現在、民間の参入計画はあるかとの質問に対して、市側より、需要見込みに関しては9月1日時点で市の保育施設の定員は1,380名である。さらに、新白鳥保育所完成後には、定員を40名増員の予定です。現在の入所児童は1,100名程度であることを踏まえると、小規模保育がふえるとは考えません。また、今のところ民間の参入計画はありませんとの回答がありました。

ほかでは、この制度を市民にどのように周知していくかとの質問に対して、市側より、広報を活用していくと回答がありました。

討論では、市は慎重に対応していくと言うが、今回の制度は規制緩和をすることでさまざまな不安が残ることから賛同できないとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第31号中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について、議案第32号弥富市母子家庭等医療費支給条例の一部改正について、議案第35号弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について及び議案第36号弥富市児童クラブ施設条例の一部改正については、全員賛成で原案を了承いたしました。

議案第33号弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第34号弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、これは採決の結果、賛成多数で原案を了承いたしました。

続いて、議案第38号平成26年度弥富市一般会計補正予算（第2号）、議案第39号平成26年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第40号平成26年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第41号平成26年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）では、最初に市側より説明を受けました。委員より、支え合いセンターでの低所得者に対する補助が2分の1とあるが、低所得者の基準とはという質問に対して、市側より、生活保護法による被保護世帯または市民税の非課税世帯のことですとの回答がありました。

委員より、障害者手当等について返還金があるがどこに返還するのか、また返還が生じる理由とはという質問に対して、市側より、返還先は国及び県である。基準となる障がい者の人数が前年度の数値により支給されるためであるとの回答がありました。

以上のような質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承いたしました。

以上で厚生文教委員会の報告を終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に、横井決算特別委員長、お願いします。

○決算特別委員長（横井昌明君） 決算特別委員会に付託されました案件は、認定第1号平成25年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について初め7件であります。本特別委員会は、去る9月22日午前9時30分より、委員全員と委員外6名の出席により開催しました。当日は総務部、開発部、民生部、教育部の順でそれぞれ所管する一般会計及び特別会計について審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

最初に、総務部について、委員より、臨時財政対策債等で7億324万円計上されているが、実際は1億円ほどしか交付税は入ってこないというふうに理解してよろしいかとの質問に、市側より、基準財政需要額はさまざまな要素に基づき積算するが、全て算入されるか否かについては基準財政収入額との兼ね合いがあり、需要額に算定されても実際入らない場合がありますとの答弁がありました。

また委員より、さまざまな事業を計上する上で基準財政需要額に算入されているから安心ということではなく、実際には入らないことを念頭に置いて事業計画を検討しているのかとの質問に、市側より、臨時財政対策債の元利償還金が100%基準財政需要額に算入されるということで、臨時財政対策債で基準財政需要額に算入された部分と元利償還金に関してほぼ乖離はありません。結果として、現実には基準財政需要額に算入されているのは間違いないという捉え方は可能であるとの答弁でありました。

さらに委員から、将来の財政計画を考える上において現状の仕組みを踏まえるべきではないかとの質問に、市側より、当市の財政力指数は0.98という、現状では歳入から歳出を引くと1以下であり、臨時財政対策債に負うところが大きいと考えており、今後はどのような交付税措置がなされていくか注視しながら、財政の健全化を図っていかなければならないと考えているとの答弁がありました。

ほかの委員からは、特別とん譲与税の過去5年の推移及び市の直近の配分率についての質問に、市側より、平成20年度から順に1億2,925万2,433円、1億2,185万1,304円、1億2,605万5,417円、1億4,155万9,910円、1億3,444万266円、平成25年度が1億3,873万3,595円である。平成25年度の配分率は12.21%であるとの回答がありました。その上、特別とん譲与税の性格から、まちの発展に有効活用すべきであるが市長の考えはとの質問に、目的税ではないので一般財源として活用していきたいとの回答でありました。

ほかに、現年課税分について、収納率を上げるため軽自動車税のコンビニ納付を実施したが、どのように分析しているかとの質問に、市側は、ほかの市税と比較するに現年分での差

はないと考えているが、滞納繰越分に顕著に差があると実感しています。なお、納税者から納める手段がふえ、納めやすくなったという意見もあり、効果があったと分析しているという回答でありました。

続きまして開発部の審査では、委員から、集落排水事業は総事業費は114億8,100万余りです。計画人口でいくと、1人当たり89万9,000円程度だが、供用開始の実人口では、1人当たり146万7,000円という費用が発生している。私の試算によると、完成した際の費用は年平均4億2,000万円程度になり、完成後の収入は9,200万円程度と見込んだ場合、結果、毎年3億2,800万円程度の赤字が発生すると考えるが、この試算は現実に即したものであるかという質問に、市側からは、財政計画は見込み収入と運営費に関し100%接続率という条件のもとで、一般会計からの繰り出しは約4,500万円程度である。その中には維持管理費も見込んであるが、平成27年度国の支援において施設整備の機能強化として、調査を実施する計画です。その結果に基づき、28年度より補助金を活用し施設等の補修を行い、維持管理費のコストの縮小を考えているとの回答がありました。

ほかの委員からは、土地改良事業に対し、工事に関しては市施行と土地改良区施行の区分基準はありますかとの質問に、年2回土地改良区と事業計画の打ち合わせを行い決定しているとの回答があり、さらに土地改良区が行う事業を全て市が行った場合、国や県からの補助金で支障が生じることはあるのかとの質問に、市側からは、事業費に関する補助は土地改良でないと交付されないということを聞くし、補助率も異なり、市で行った場合の負担は相当なものになる。土地改良区の合併に際しても支障になるおそれがある。合併することにより補助金の交付対象から外れてしまう可能性がある。このことは協議が進んだ段階でお伝えしたいという回答がありました。

午後からは、民生部、教育部についての審査を行いました。

民生部では、委員から、高齢者の割合が高くなるにつれ医療費が膨らむ結果から、繰入金当面1億7,000万円程度とし、一方で国民健康保険税は値下げをせずこのままでいくこと、さらに基金をしていきたいという考えであった。平成23年度に値上げをした当時とは状況も変わっており、市民に無理な負担を強いることのないよう制度の修正をしてはどうかとの質問に対し、市側からは、国民健康保険事業をスムーズに運営する上で、法定外の一般会計からの繰り入れを実施しているのが現状である。来年度からは、国保運営が市町村単位から都道府県単位に改正されようとしており、その中で考えていかなければならないことがあると思っている。市としては、国保運営がスムーズに進むよう財政負担をしていくと同時に、国の国保運営に対するあり方も注視していきたいとの回答がありました。

さらに、先日、海南病院院長との意見交換会で、2回目の医療崩壊が始まったと院長の発言がありました。利用者には、大病院、中小病院などを選択させ、地域の医療体制を確立し

ていく方向性が示されているが、現実には必ずしもそうではない。行政がイニシアチブを発揮し、健康保険の範囲で受診できるようにしていくべきではないかとの質問に対し、市側からは、現在、海部医療圏の中で基幹病院を中心としてどのように進めていくか、また行っていくかを協議しており、その中で市として役割を担っていくとの回答がありました。

ほかでは、限られた年金収入では、満足な医療が受けられない現状を耳にする。やはり往診制度も含め、健康保険の範囲で必要な医療が受けられる仕組みを要請してほしいがとの質問では、10年先を見据えた地域包括の考え方が高齢者社会の中で今後一層高まっていくと考えている。総合病院と開業医や介護施設、さらには回復リハビリテーションとの関係が高まる。そうした取り組みの中で、医療費が高騰することにつながってはいけない。所得格差があるが、現状では保険の適用範囲内をお願いしていかなければならないと考える。地域包括ケアシステムには賛同するが、進めていく中で医療費の高騰につながるようなことのないように運営協議会でしっかり発言していくとの回答がありました。

最後に教育部では、学校間格差がますます大きくなっている現状で、25年度中にトイレやシャワー室といった学校生活が改善された学校はどこかとの質問に、昨年度も各学校においてトイレばかりではなく、防犯面を中心に各学校の改善を図っております。トイレの洋式化は、一部で実施してまいりましたが、保健室のシャワーはできておりません。トイレの洋式化につきましては、学校間でかなり差があることは承知しており、国庫補助事業を活用し順次改善していく考えですとの回答がありました。

さらに、家庭のトイレはほとんどが洋式化になっており、なれた方法でないと排便に支障を来し、我慢しているという話を耳にする。健康にかかわる問題なので早急に改善をお願いしたいがとの質問に、市側からは、教育委員会では市総合計画の後期計画の中で、学校のトイレ洋式化についてはスケジュールを作成しています。お示しした計画を少しでも前倒しできるよう検討していきたいと思っているとの回答がありました。

以上のような質疑の後、認定1号から認定7号までの7件について討論が行われました。

認定第1号平成25年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について、認定第3号平成25年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号平成25年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号平成25年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員より反対討論がありました。

次に採決では、1件ずつ採決し、認定第1号平成25年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定については、賛成多数で原案を了承しました。

認定第2号平成25年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で原案を了承しました。

認定第3号平成25年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、賛成多

数で原案を了承しました。

認定第4号平成25年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第5号平成25年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で原案を了承しました。

認定第6号平成25年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第7号平成25年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、賛成多数で原案を了承しました。

以上で決算特別委員会の報告を終わります。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

まず、那須英二議員、お願いします。

○4番（那須英二君） 今回、議案第33号弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてと、議案第34号弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、反対討論を行いたいと思います。

この間、この議会中でも議案質疑や委員会ですさまざまな質問をさせていただきました。今ある国からの待機児童解消にという名目の、これは保育の規制緩和の流れでこうした条例が出てきているものと考えます。

子供たちの生活や、保育、教育環境の悪化、保育事故の増加も懸念されるという、私はそういうふうに考えております。特に三つ子の魂百までということで、今の成長過程は本当に子供にとっては大切なものであり、保育所は子供の命を守る、教育する専門家であらなければならない。こうした専門性を高める条件整備こそ今こそ必要であるのに対して、それと全くの逆行している、こうした流れには私はかなり不安を抱いております。

そして、当市においては、御存じのとおり待機児童もない、こうした状況の中で、子育てにどんどん力を入れて多くの子育て世代の皆さん方が定住し、安定した税収にもつながっている、今のいい環境の弥富の中でこうした規制緩和を行っていく流れについて、やはり必要であるとは私はどうしても思いません。

質問させていただいた中で、市長は、保育料を家庭に負担がふえないようにという答弁がありました。これについて本当に頼もしい御意見でございました。しかし、こうした規制緩和の中で民間の事業を認めていく中で、追加料金という形でオプションとして、それとは別個で徴収される可能性も出てきます。

そして、今回のA、B、Cという基準の中で、Aは今までどおり保育士が基本的には子供

の子育て、面倒を見るということになります。Bに至っては保育士資格があるものは半分でいい、Cに至ってはどちらでもいい。Cに至っては少人数でございますけれども、その基準を市側としてはAが望ましいという回答でございましたが、ところがその一方では、市側からは決定権がなく業者の選択となってきます。

さらに言えば、研修を受けなければ保育従事者にはなれないんですけれども、その研修は、じゃあ一体何日やるのか、どんな内容なのか、これもまたいまだに決まっていない不透明な状態でございます。

そんな中で、さまざまな各県の保育事故、前例があるものの多くはそうした保育者資格のないものがたくさんで、そのリスクは有資格者と無資格者のリスクで考えると45倍の開きがあるという統計もございます。このような状況で、安易にこうした規制緩和を認められるものではありません。特に、乳幼児に至っては命にかかわる大変なことであり、安心して預けられる環境を整備すべきことであり、その基準を緩和していくものについては賛同できませんので、皆さん慎重な採決をお願いいたします。

以上で討論とさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 次に、三宮十五郎議員、お願いします。

○5番（三宮十五郎君） 私はただいま上程されている議案のうち、まず最初に、議案第37号 弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正について、反対討論をいたします。

この条例は、ことしで期限切れになりまして、新しい条例をこの後継ぎの条例として設定するものでありますが、現条例は、名古屋臨海工業地帯や県の企業局の用地に立地をする3,000平方メートル以上の用地を持つ企業に対して、固定資産税を5年間で4年分奨励金として交付するという条例でございますが、既にこの間に約19億8,000万円の奨励金を交付したか、または今後交付することを予定しております。

さらに、来年度から適用されますが、現在の条例の仕組みで建設中の工場がございまして、これはさきにこの議場でも、現在この企業が交付を受けている工場と同規模の投資を行っているというふうに考えているという報告がございましたが、もし、ほぼ同額の投資が行われるとするならば、日本でも有数の超一流企業に対して、現在と今後建設して5年、これは5年間対象になるわけでございますが、4年分の固定資産税を奨励金として交付をするということから、12億円を上回る奨励金が交付されることが考えられます。これは、旧条例による交付総額の45%を超える額を、今申し上げましたような巨大企業に交付をするものでございます。

もともと、さきにも私、法人税の問題で申し上げたことがございますが、今こうした連結決算などを行っております巨大法人は、法人税の所得で地方税相当分としての法人税割というのがございますが、表面税率を大幅に下回って、特に連結決算をしているような巨大法人

につきましては、地方税、国に治める双方の法人税、所得割分で13%台しか利益に対して税金を納めていないということが、さきの国会で我が党の国会議員団が国税庁に資本金別などの実際の実効税率の状況の報告を受けて、それに基づいてつくった資料の中でも明らかにされておりますが、そういうところに、さらにそのような巨大な事実上の減税をしていくということが、本当に地域の雇用や地域の発展に効果があるかということだと思いますと、総務省は余りそれは効果のないことで、やはり企業が本当に立地をしていくのは、そこで生産やあるいは需要が見込まれる、そういうことが前提だったり、弥富の臨海工業地帯の場合は、輸出企業なんかにとっては極めて向こうからお願いして出てくるようなところでございますし、当然旧弥富町などの従来の企業はほとんど参加をすることができないようなところでございますので、結果的に固定資産税などは最終的にはふえるかもしれませんが、やはり今、中小企業は本当に税金も払えないような深刻な状態に陥っており、実際に地域経済や雇用を支えている土台のところで大きく崩れている中で、こうした状態を続けてきたことは、やはり私は問題だというふうに従来から指摘をしてまいりました。

今回は、それを用地では1万平方メートル、ないしは3,000平方メートル以上拡大して1万平方メートル以上になる企業にするとか、さらに、従来今言ったように5年間で4年分の固定資産税というふうにしておりましたが、土地の部分については対象にしないとか、それから1社について年間1億円を限度といたしまして、3年間で1年半分の減税をするというふうに縮小はされておりますが、現在の中小企業が置かれている深刻な状況を考えたり、あるいは既に国でも法律が改正をされまして5人以下の小規模事業所に対して特別な手だてを市町村がとって支援をするというようなことが法律でも定められておりますが、こうした問題でもほとんどまだ未着手であります。

こうした特定企業、とりわけ超一流企業に支援をするような仕組みは、やはり改めて地域の中小企業や雇用が本当に安定する仕組みに使っていくことを強く求めて、本件には反対をさせていただきます。

続きまして、決算認定関係の、認定第1号平成25年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について及び認定第3号平成25年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、それから認定第6号平成25年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、それから認定第7号平成25年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてにまとめて反対討論させていただきます。

今議会の市当局と私ども日本共産党議員団との議論を通じまして、子育て支援の中心課題の一つとして、那須議員の質問に対し、保育料は新年度も負担がふえないようにしていくという市長の答弁もございましたし、私の庶民増税や社会保険料、健康保険以外の多大な医療や介護の負担増、市の税収を支えてくれた市街化区域農地等抱える農家の皆さんや、子

育て世代の皆さんなどが、今特別な御苦勞をされているということについて、基本的に認識を共有するものであるという立場の市長の答弁もございました。

さらに、精神障害者福祉手帳 1、2 級の所持者に対しては、これまでは精神の障がいのみ
の医療費の支援でございましたが、その他の健康保険の対象になる自己負担分の医療費の支
援を新年度から行って無料にすることや、現在の経済状況のもとでは都市計画税を課税しな
い意向であることなど、あるいはまた、医療や介護に苦しんでいる人々に対して、国と市の
方針をどう同調させていくか、自治の責任が試されているという趣旨の市長答弁もございま
した。

こうした市民の暮らしの現状に根差した市政の前進のために払われる努力には敬意をあら
わして、協力を私どもとしては惜しまないものであります。一方で市長は、社会保障費のた
めには消費税も必要、企業に減税して国際競争力を強めることも必要という認識も議会で表
明しております。

平成25年度で基本的に終了いたしました旧弥富町と十四山地域の 7 地域の集落排水事業は、
総事業費、先ほども決算特別委員長から報告ございましたが114億8,100万円、計画時には1
人当たり89万9,000円と説明されておりましたが、実際の実人口では1人当たり、既に終了
したこの事業で146万7,000円が建設費として使われており、想定した収入は、ほぼ100%接
続しても50%台の見通しです。借入金1人当たり32万2,000円余り、借金の元金の支払い
や施設の更新は、予想される水量から考えますと1立方メートル当たり427円ほど、維持管
理費は現状から見て全部接続した状況のもとでも約178円程度、支払利息は54円、人件費や
事務費を除いても、それだけでも659円ほどの費用負担が考えられます。

海部南部水道は、人件費を含む水道水の原価が1立方メートル200円、そして208円で皆さ
んに使っていただいて、それでも愛知県で一番高い水道料と言われておりますが、その3倍、
4倍となるような負担が想定されるにもかかわらず、どれだけの将来負担が発生するか、市
としてどう対応していくかは、似たような負担構造となっております公共下水道事業特別会
計でも同じでございますが、計画時の前町・市政時代から現在に至るも、一度も議会にも市
民にも明らかにされておりません。

先ほどの決算特別委員長の報告でも、今実際に繰り入れているお金についての説明はござ
いしましたが、もともとこうした特別会計、特に下水道というような長期の償還あるいは施設
の更新を絶えず繰り返さなければならない事業につきましては、当然どの程度の将来負担が
発生をするか、そして誰がこれを負担するかということを絶えず明らかにしながら計画を進
めていかなければ、少子・高齢化に向かう人口減少社会を前にいたしまして、本当に計画時
には1人80万だとかそんな程度だと言っていたのが、実際には終了してみたら1人当たり百
四十数万円ということでは、到底通常の料金や行政の負担で負担し切れるものではないこと

は、どなたが考えても明らかなことでございます。

私どもといたしましては、今弥富市が直面しているさまざまな課題がございます。国、先ほども地方交付税の関係の説明が、少し決算特別委員長から御報告がございましたが、弥富の財政力指数は98%というふうにたしかお話があったと思いますが、これは臨時財政対策債に、要するに本来は交付税で負担する分が足りないから、臨時財政対策債として弥富市が借りてもらおうと。将来返す費用は国が、返済費用やね、元金含めて見ていきますよという形になっておりますが、その分を除いたもので、本来はその分も含めての財政力指数だと90%ぐらいになると思いますが。それが98%と言われているが、ほとんど1に近いような錯覚を持っておりますが、実際にはそういう状況。

しかも、これはこの間の議論の中で皆さんに申し上げましたように、今愛知県下でもトヨタを初めとする巨大法人が、なかなか税金払わんでもいい仕組みに置かれていることから、極端なところは平成18年以前の3年間の平均と平成24年までの3年間の平均で財政力指数は0.7を超えて下がった。1.81が1.11になったとかですね、豊田市でも0.5減っているとか、こんなところがあって、実際に財政力指数が平成18年までの3年間で24年度までの3年間で減っていないのは、私の手元に38市のうち36市の資料がありますが、それで見ますと弥富市だけ。弥富市0.01%ふえていますね。そのほかに名古屋市だけで、あとはみんな減っていると。

しかも、さっき言ったように大幅に減っているところもあるというような状況のもとで、みんないろいろな御苦勞をしておりますし、とりわけ、日々の暮らしのための予算や従来の借金の返済などのために、どんどん実際に必要な学校の建設投資だとか改修だとか、そういうものもなかなか思うように任せない状態が広がっております。

こうした中で、私は今、弥富市の行政、財政にとって喫緊の課題は、今申し上げたような、おおよそそういう事業として考えたときに、放置できない重大な問題が2代の町・市政にわたって、実際の事業着手計画でいいますと、14年ごろから着手でございますから、いまだに明らかにされずに来ているということは、非常に私は市民にとって不幸なことでありますし、これは服部市長が始められたことではありませんが、それにいたしましても、既に2期が終了しようとし、3期目に挑戦されるということも6月議会で表明されております。そういうことを考えますと、これほど大きな将来負担が、実際にどの程度住民や市に負担となるかということを明らかにすることは、私は市民に向き合う誠実な態度の一番基本になることだというふうに考えざるを得ません。

そして、もう一方でやはり弥富市では防災、それから全国どの市町でもそうですが、福祉や暮らしを本当にどうしていくか、市長も介護保険なんかの問題、医療や介護の問題が非常に深刻な事態になっておって、国の施策と市の施策をどう同調させていくかということが非常に大きな課題で、これは自治が試される、そういう課題だという認識も示されましたが、

やはりそういう一番根源は私は財政問題、事業計画だと思います。

それを考えますと、ぜひそれはそれなりに大きい問題ですから、単純にわかった、1カ月でやりましょうとかというふうにならないことも私も承知をしておりますが、それにしても市民にどういう将来負担があるか、そういうことを最優先で明らかにしながら、防災と暮らしの応援ということを中心にしてしっかりと事業計画を進めていただく。

今、運動広場の計画に13億円だとか、あるいは庁舎の問題だとか、庁舎は防災も兼ねた問題もありますから単純に申し上げませんが、あるいは国道1号線の周辺に市街化区域をさらに拡張するという構想も進められております。

しかし、この問題は、弥富におけます今人口増加よりもはるかに賃貸住宅などの建設がたくさん進んでいるということから、本当にそういう人たちの生業の生き死にかかっているような問題の中で、今弥富の課題が発生しております。

したがって、賃貸住宅の皆さんを脅かすような、競合するような計画ではなくて、あるいはまた、市街化区域に編入されれば、今1,000平方メートル当たり、平成28年度からは16万円を超えるような固定資産税がかかるとか、相続税評価が大幅に上がるとかという深刻な問題もあります。

こうした市全体のバランスもしっかり見据えた、市長が最初に市長職につかれたときに、特定政党の支援や推薦を受けずに、本当に市民の立場で市民に役立つ市役所にしていくということで、よく市民の皆さんのところも訪問されたり、そして意見も聞きながら努力をされたことを私は覚えておりますが、そうした初心に戻られまして、ぜひ今求められているこの課題を正面から解決するための努力を強く求めまして、現在のような棚上げをしたやり方は一日も早く改善することを強く要請をいたしまして、反対討論とさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） ほかに討論の方ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 平野広行議員、お願いします。

○7番（平野広行君） 私は、議案第37号弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正について、賛成の立場から討論させていただきます。

本市は指定地域に企業の立地を促進するため、必要な奨励措置を講ずることにより、産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、市の発展に寄与することを目的として、平成21年3月に弥富市企業立地の促進に関する条例が改正され、今日に至っております。その間、本市は市の税収アップと雇用促進を目指し、楠、富浜、上野といったいわゆる西部臨海工業地内において企業誘致を有利に進め、川崎重工、イケア、名古屋ユナイテッドコンテナターミナルといった優良企業の誘致に成功し、25年度においてはこの3社だけで約5億8,000万円、その他交付奨励金を出していた企業を合わせると、全体で約8億円強の固定資産税をいただくこ

とになりました。

企業立地奨励金の対象企業19社に対して、最高で約3億7,000万円ほど交付していた企業立地奨励金も、来年度は約1億3,300万円、28年度は約3,100万円、29年度は約3,100万円、そして30年度にはゼロとなる予定でありましたが、川崎重工の工場増設により、現在の条例による最後の奨励金交付が川崎重工1社のみで、28年度より5年間行われることになりました。合併算定がえによる地方交付税の減額、そして社会保障費の増加等により、本市を取り巻く財政の環境はますます厳しさを増すばかりであります。

したがって、本市としてはさらなる企業誘致を推進し、固定資産税の増収及び弥富市民の雇用の創出を考えなければなりません。そのためには、今回条例改正を行い、港に近いという地の利を生かして、より儉約型の条例にして他の自治体に負けないよう企業誘致を進めるべきだと思います。

私は、今回の条例改正において評価できる点が2点あると思います。

1点目は、対象区域を制限せず市内全域としたことであります。業種の制約はあるものの、参入する企業の立地エリアの選択肢を広げたこと、そして地権者にとっては有効な土地利用を行うことにより収入をアップするとともに、本市にとっては税収増につながることにあります。

2点目は、奨励金の交付額を減らし、市の財政への負担を減らしたことです。現在の条例と改正後の条例で奨励金の交付額を同一条件のもとで比較しますと、私の私案では条例を改正することにより約38%交付額が減ります。さらに改正条例におきましては、土地の部分においては交付金の対象とはなりませんので、さらなる奨励金の軽減となります。平成25年度決算においては、市税収入は対前年比4%増の77億8,473万2,000円で過去最低となりました。しかし、市全体の歳入においては、地方交付税を初めとするいわゆる依存財源が歳入減となり、本市の歳入としては、前年度に比べ約14億4,000万円の減となっております。

このようなことから、自主財源の安定確保を目指さなくてはなりません。平成33年に合併算定がえによる地方交付税が減収となる先を見据え、自主財源確保のための施策として重要であると思います。

いずれにせよ、今や自治体間においては企業の誘致合戦であります。ただ待っているだけでは企業は来てくれません。トップセールスはもちろんのこと、改正条例のもと、PR活動を行い、さらなる企業誘致を目指すべきだと思います。賛成討論といたします。

○議長（佐藤高清君） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第31号及び議案第32号の2件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号及び議案第32号の2件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号及び議案第36号の2件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号及び議案第36号の2件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第37号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号から議案第42号までの5件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号から議案第42号までの5件は、原案どおり可決されました。

次に、認定第1号は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

認定第2号は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

認定第4号及び認定第5号の2件は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、認定第4号及び認定第5号の2件は、原案どおり認定されました。

認定第6号は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

認定第7号は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時05分 休憩

午後3時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第23 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（佐藤高清君） この際、日程第22、諮問第2号及び日程第23、諮問第3号までの以上2件を一括議題とします。

服部市長に、推薦理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ほどは、当9月議会で議案として提案させていただきました各議案に対し、御承認をいただきましてありがとうございました。高い席ではございますけれども、感謝いたします。

なお、本日提案し御審議いただきますのは、諮問2件でございまして、その概要につきまして御説明を申し上げます。

諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、福田正美氏が平成26年12月31日任

期満了のため、その後任の候補者として、弥富市西末広三丁目47番地3、伊藤敏之氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、花井功氏が平成26年12月31日任期満了のため、その後任の候補者として、弥富市鎌島二丁目36番地、飯田一氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 諮問第2号及び諮問第3号は、市長の推薦のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は市長の推薦のとおり決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 発議第4号 弥富市議会会議規則の一部改正について

○議長（佐藤高清君） この際、日程第24、発議第4号を議題とします。

本案は議員提案ですので、提出者の堀岡敏喜議員に提案理由の説明を求めます。

堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 発議第4号弥富市議会会議規則の一部改正につきまして、提案理由を申し上げます。

この案を提出いたしますのは、地方自治法第100条第12項の規定によりまず協議または調整を行うための場を設けるために必要があるからであります。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25 発議第5号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について

日程第26 発議第6号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について

日程第27 発議第7号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について

○議長（佐藤高清君） この際、日程第25、発議第5号から日程第27、発議第7号まで、以上3件を一括議題とします。

本案3件は議員提案ですので、提出者の堀岡敏喜議員に提案理由の説明を求めます。

堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 発議第5号から発議第7号まで、3件の意見書の提出につきまして提案理由を申し上げます。

発議第5号定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書は、平成27年度の政府予算編成に当たり、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて、十分な教育予算を確保されるよう、国に対し強く要望するものであります。

発議第6号愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書は、父母負担軽減に大きな役割を果たしている授業料助成を拡充するとともに、経常費助成についても国から財政措置がなされる国基準単価を土台に、学費と教育条件の公私格差を着実に是正できる施策を実施するよう、愛知県に対し要望するものであります。

発議第7号国の私学助成の増額と拡充に関する意見書は、父母負担の公私格差を是正するための就学支援金を一層拡充するとともに、あわせて私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう、国に対し強く要望するものであります。

以上のこの意見書3件につきましては、それぞれ関係機関に提出することを提案するものであります。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

発議第5号から発議第7号までの3件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案3件は原案どおり可決されましたので、地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書を提出しておきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第28 議員派遣について

○議長（佐藤高清君） 日程第28、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

本案は、会議規則第166条の規定により、お手元に配付したとおり、議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付したとおり、議員を派遣することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29 閉会中の継続審査について

○議長（佐藤高清君） 日程第29、閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の申し出どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもって、平成26年第3回弥富市議会定例会を閉会とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時24分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 鈴木 みどり

同 議員 那 須 英 二